康德三年度

奉天省梨樹縣

農村實態調査一般調査報告書

（上卷）

臨時産業調査局

農村實態調査一般調査報告書

（梨樹縣 上卷）

凡例

一、本報告書は曩に發表せられたる「戸別調査之部」と共に一体を為すもので、兩者併せ讀むことに依つて調査屯の實態を明かならしむることを得る。

二、調査年度は「戸別調査之部」の場合と同じく調査の便宜上農民の慣習に從ひ陰暦をとり、陰暦康德二年十二月末日現在の状況及び陰暦康德二年一月一日より十二月末日迄の間に生起した事實に付調査した。

三、編別は縣の一般事情と調査屯事情に大別したが、記述の關係上已むを得ず縣の土地公課其他關係並慣行の說明を屯の部分で行つた。

四、報告書擔當者及び擔當項目は別表の如くである。

臨時産業調査局

調査部第一科

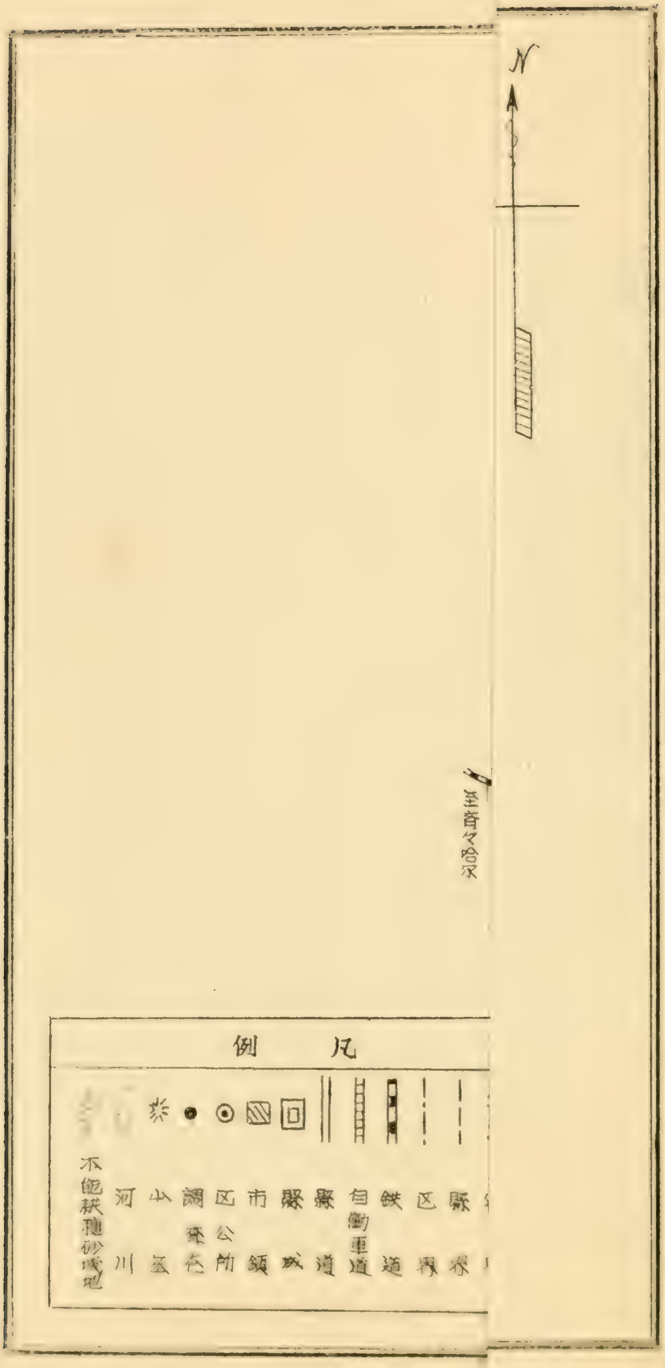
擔當事項 ＼ 縣名	遼陽	蓋平	海龍	樺川	富錦	榆樹	磐石	梨樹	遼中	盤山	西豐
縣務一般	縣技士 時枝	縣技士 中 藤岡	技士 中 藤岡	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵頭 伊藤	技士 兵頭 伊藤	技士 村岡	八幡原	松見 北坂	松見 北坂
屯ノ沿革	屬官 橫地	技士 中	技士 中	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵頭	技士 兵頭	技佐 西 有村	技佐 山 有村	佐々木 北坂	佐々木 北坂
自然的條件	岸	藤岡	藤岡	瀨崎	瀨崎	縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原	松見	松見
新建概要	岸	藤岡	藤岡	瀨崎	瀨崎	縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原	松見	松見
土地關係並慣行	岸	技士 中	技士 中	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵頭	技士 兵頭	技佐 西 有村	技佐 西 有村	福田 北坂	福田 北坂
蒙古人事情	屬官 橫地	技士 積田	技士 積田	中島	中島	縣技士 清水	縣技士 田中	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂
度量衡	岸	技士 中	技士 中	岡村 瀨崎	岡村 瀨崎	縣技士 清水	縣技士 安井	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂
交通關係	屬官 橫地	技士 積田	技士 積田	岡村	岡村	縣技士 清水	縣技士 田中	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂
小作關係	縣技士 時枝	技士 宮下 佐藤	技士 宮下 佐藤	縣技士 高田	中島	技佐 大沼	技佐 大沼	氏家	氏家	北坂	北坂
雇傭關係	屬官 山本	藤岡	藤岡	長瀨	長瀨	田渕	田渕	平田	氏家	福田 北坂	福田 北坂
苦青	＼	＼	＼	＼	＼	田渕	田渕	＼	＼	北坂	北坂
農業經營	岸	技士 中	技士 中	瀨崎	瀨崎	伊藤	伊藤	氏家	氏家	北坂	北坂
租税公課負擔	岸	技士 中 赤池	技士 中 赤池	長瀨	長瀨	伊藤	伊藤	技士 村岡 伊達	技士 村岡 伊達	松見	松見
副業	屬官 橫地	技佐 佐藤	＼	岡村	岡村	技士 兵頭	技士 兵頭	八幡原	八幡原	＼	＼
金融	屬官 橫地	技士 中 宮下	技士 中 宮下	下島	下島	農務司 田上	農務司 田上	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂
農家經濟	岸	技士 中	技士 中	瀨崎	瀨崎	伊藤	伊藤	氏家	氏家	北坂	北坂
社會關係	宮澤	積田	積田	長瀨	長瀨	縣技士 清水	縣技士 田中	平田	松尾	川田	川田
畜産	岸	＼	＼	＼	＼	縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原	＼	＼

擔當事項 ＼ 縣名	新民	洮南	鳳城	莊河	寧城	豐寧	延吉	敦化	黑山	綏濱
縣務一般	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	片岡 久保田	片岡 近岡 久保田	矢袋	矢袋	西村	縣技士 [illegible]
屯ノ沿革	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	縣技士 [illegible]	山縣
自然的條件	蛯原	蛯原	技士 鷹足	技士 鷹足	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
新建概要	蛯原	蛯原	技士 鷹足	技士 鷹足	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
土地關係並慣行	大川	大川	中山	中山	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	山縣	山縣
蒙古人事情	技士 保田 縣技士 小野	佐藤(鎮)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	氣田	近藤
度量衡	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	神保	神保	西村	西村
交通關係	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	技士 三田村	近藤
小作關係	銀治	銀治	技士 永山	縣技士 西野	縣技士 恒吉	縣技士 恒吉	安田 矢袋	安田 矢袋	西村	西村
雇傭關係	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	縣技士 廣安	宮澤	近岡	縣技士 山本 近岡	矢袋	矢袋	西村	山縣
苦青	＼	佐藤(鎮)	＼	＼	縣技士 恒吉	縣技士 恒吉	＼	＼	＼	＼
農業經營	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	＼	＼
租税公課負擔	技士 小柳	技士 小柳	農務司 谷野	農務司 谷野	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	氣田	近藤
副業	蛯原	蛯原	内田 中山	内田 中山	近岡	近岡	神保	神保	西村	近藤
金融	技士 小柳	技士 小柳	農務司 谷野	農務司 谷野	久保田	近岡	安田 矢袋	安田 矢袋	氣田	氣田
農家經濟	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	＼	＼
社會關係	技士 篠田	技士 篠田	杉田	杉田	屬官 木村	屬官 木村 久保田	矢袋 神保 石橋	矢袋 神保 石橋	氣田	近藤
畜産	技士 篠田	縣技士 [illegible]邊 技士 保田	技士 永山	技士 永山	縣技士 山本	縣技士 山本	石橋 神保	石橋 神保	技士 三田村	縣技士 [illegible]

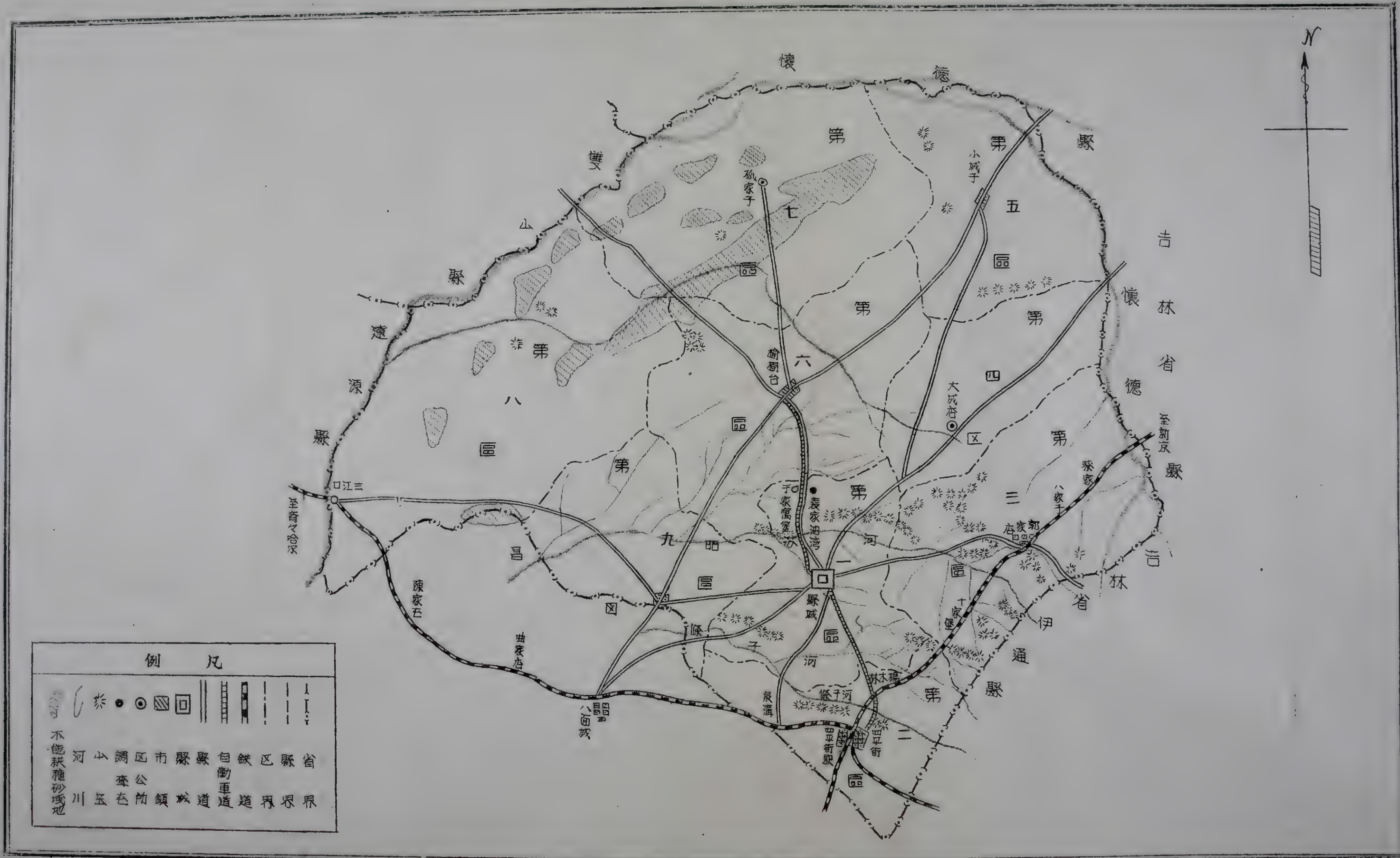
[illegible]屬官（遼陽）　中技士 [illegible]（蓋平・海龍）　鈴木技佐（樺川・富錦）　伊藤 兵頭技士（榆樹・磐石）　八幡原 村岡技士（梨樹・遼中）　松見 北坂（盤山・西豐）　佐藤 小柳技士（新民・洮南）　中山 杉田（鳳城・莊河）　久保田 近岡（寧城・豐寧）　矢袋 神保（延吉・敦化）　西村 近藤（黑山・綏濱）

[illegible]

目次


凡例
河川
区公所
縣城
縣道
自動車道
鉄道
区界
縣界
至斉々哈爾

梨樹縣略図



凡例
省界
縣界
区界
鉄道
自働車道
縣道
縣城
市領
区公所
調査屯
山丘
河川
不能耕種砂域地
懐
德
縣
吉林省
懐德
至新京
吉林省
伊通縣
雙
山
縣
遼源縣
昌図
第七区
第六区
第五区
第四区
第三区
第二区
第一区
第八区
第九区
孤家子
小城子
榆樹台
大成店
縣城
三江口
至斉々哈爾
陳家店
曲家店
八面城
四平街
十家堡
河

概説

一、縣の概説

一、位置、地勢

本縣は新京の西南、奉天の東北に當り西南界は昌圖縣に、西北界は遼源、雙山兩縣に、東南界は伊通縣に隣接してゐる。

全縣下を通じて坦々たる丘地並台地を為し、第二區船山が海拔三百米を以て本縣に於ける最高地帶となす。

河川は本縣と遼源、雙山、懷德との縣境を流れてゐる東遼河を最大とし、之に次ぐに昭蘇河條子河がある。古來之等の河川は度々氾濫水患を為す

縣下を通觀するに第五區小城子、第六區榆樹台、第九區喇嘛甸を貫く線より以南は昭蘇、條子兩河の水系の影響を受け土地肥沃であるが、この貫線以北東遼河の沿岸に至る地方は荒蕪地若くは低位丘地であり多くは耕作に適しない。

二、人口、面積、戸数

人口　四三万二六二六人（内男二二万六二六四人、女二〇万六三六二人）

戸数　六万三七四九戸

面積　四八万六九四〇天地（内耕地三一万七二〇〇天地　農耕適地八六〇〇天地
未耕地一六万九七四〇天地　農業不適地一一四〇天地）

（人口、戸数　康徳三年三月末実業部調査
面積　満蒙全書第三巻八〇頁）

三、自然的条件

1. 気象

大陸型気候であって夏季に於ては著しく気温が上昇するが、冬季に於ては著しく低下し一般に寒暑の差が甚だしい。

2. 地質

本県の耕地は何れも第四紀層でありその大部分が古層に属するが東遼河、招蘇河、條子河の沼

岸には新層の発達せるものも尠くない。

本縣東部の土性は一般に埴土質であつて稍々肥沃であるが、梨樹の西方約四〇——五〇華里の地点より四洮鉄線に平行して喇嘛甸子、榆樹台、小城子等の西方遼河沿岸に至る地域の土性は一般に砂質壌土又は砂土に属するもの多く、砂丘の発達せるものがあつて肥沃であるとは言ふ事は出来ない。

3. 耕種概要

農具は畜力用のものが多く整地、覆土、鎮圧、培土、中耕、脱穀、摘臼、製粉等殆んど畜力を利用するが、播種、除草、間引及収穫等の如く作業の複雑なるものに対しては此の畜力利用は製作困難なる為に畜力が使用されていない。農具の形態は何等進歩の跡なく旧態依然たるものがある。

主要作物は高粱、大豆、穀子であり、康徳二年度作付歩合を示せば

高粱	三二%
穀子	二六%
大豆	一八%
其他	二四%
合計	一〇〇%

の如くである。

四、産　業

1、農　業

本縣の主要産業は勿論農業であり、全戸数の七三%が是れ農民である。但し第五、六、九区の北半並に第七、八両区の全域一体は概して砂漠状の沙丘であり、耕作播種するも風が吹けば畑地が移動し歩くと云ふ状態で、土質の改良困難にして農業的生産価値なく、植林並に牧場を奨励する外はない。他は概して良好であり、平年の生産は縣民の需要を満たす外、一部を縣外に輸出するに足るが、一昨年並に昨年の両年に至り、東遼河氾濫し、大水害を受け収穫は平年の大分に満たない。

2、畜　産

古来本縣一帯は蒙古王旗の曠漠たる荒野であって、遊牧の民を散見した時代もあったが今日に於ては既に北部地方の不可耕地とせられる沙域地すら貧農の手により耕作せられ一般に牧畜は盛んではない。

北部縣境東遼河沿岸は牧畜に適してゐて、従来該地方は牛、馬、羊の遊牧を見たが事変以来匪賊の跳梁する所となり、現在では行はれない。

縣全体より見て現在に於ては特に牧畜を専業とせるものはないが牛、馬、騾、驢は農家の必需労働家畜であって盛んに飼養されてゐる。事変后匪賊の掠奪により三割方減少したといふ。

主要家畜は次の如くである

馬	一七四二五頭	犬	六三二大匹
騾	一二大二七〃	山羊	三三八〃
驢	四大八七〃	緬羊	七二三〃
牛	一二五一〃	家兎	四二四〃
豚	六七大七八匹		

3. 林業

本県には森林と称すべきものは無いが北部七、八、九の各区沙滅地帯一帯は農家が防風林として楡樹、楊樹を植林したものが繁殖して各所に小森林を形成してゐる

4. 副業

農家副業としては蓆、席、粉條、豆腐、粉條、帽子、豆油、等の製造が行はれる。

五、労働

県城、四平街、楡樹台、順台号、小城子、喇嘛甸子、三江口、郭家店、大成店、萬発街、鴻泰等の城鎮に労働市場あり毎年四月より十月迄の七ヶ月間に市が開かれる。

労力供給者は縣内被び労働者と山東苦力であり、需要者は土建業者及農家である。

労働別就業状況は

農業労働	七〇%
糧桟 〃	一〇%
土建労働	一五%
其他	五%
合計	一〇〇%

の如くである。上記中土建労働は建國後増率の傾向にあり、縣内労働者にして四平街は勿論公主嶺、新京、方面迄出稼ぎに出るものがある。

六、小作関係

本縣に於ける小作型態は金納定租、物納定租、物納分租の三に分れるが、金納定租は都市近郊の企業的な菜園小作に於て僅かに見られるのみで一般的な小作型態は物納定租、物納分租の二である。物納定租に於ては高粱、穀子、黄豆の三色均交の契約が比較的多く見られるが、又三色均交以外の場合も少くはない。此の型態は小作地が上地、中地の場合に多い。

物納分租に於ては、地域に依て五五、四六、三七、二八等の種々な契約が行はれて居る。物納小租の型態は小作地が中位以下の場合に見られるのが普通である。

本縣に於ては約三〇年以前までは物納分租の小作型態は多く定租のみであつたが、地主が定租の契約のみに依ては小作人の不足を生じ、経営の困難を感ずるに至り、次第に物納分租の小作形態でみられる様になつたものであると言ふ。

七、市場関係

1. 交通

縣内を走つている鉄道は満鉄本線、平斉線、四西鉄道等であつて四平街は此等三線の連絡地点である。縣内に於ける満鉄沿線には四平街の外に郭家店、楊子林、十家堡、八家市、蔣家の諸駅あり、縣内の交通、運輸に最大の便益を与へている。

他に聯合自動車あり四平街——梨樹縣城——楡樹台間約七十満里を走つている。

2 市場

光緒二十八年露西亜の東清鉄道附設以前に於ては梨樹縣城、楡樹台、三江口、小城子等は最も輸送による糧石の集散地として繁昌したが、鉄道附設によつて四平街、郭家店、楊子林、十家堡

ヽ家子、將而等の着駅が建設され、県内外の物資を集散するに至り漸次馬車輸送時代の諸鎮の経済的勢力は失はれるに至つた。

現在の主要都市は次の如くである。

梨樹県城、四平街、郭家店、小城子、楡樹台、三江口、等である。

全県に於ける糧桟、雑貨舗、当舗、焼鍋等の戸数は

糧桟数	三一
雑貨舗	九三
当舗	八
焼鍋	六

等の如くである。

八、金融

本県下の金融機関としては四平街附属地に朝鮮銀行、正隆銀行、満洲中央銀行、交通銀行及郭家店に中央銀行の各支店あるも其他の地方には県内何れにも金融機関として見るべきものなく、

天増に民国七年縣城に地方儲蓄会が設立され四平街、鄭家屯等の主要地に其の分会が設立され、地方金融機関として存在したに過ぎぬ。併しながら其の后奉天票の暴落と政府下命の打撃を受け近年殆んど営業休止の状態にあったが康徳元年十二月銀行業務の営業許可を受け分会所を銀行に改称し、地方金融機関として復活するに至った。然に民国十一年縣城に農商貯蓄会が設立されたが、民国十八年に閉業した。尚庶民間の金融は主として当舗が利用せられ、又地方農村への金融は糧桟業が主なる営業の一部であるが、数年来財界の深刻なる不況と且建国当初に於ける匪賊の被害其の他旱水害の打撃を受け、農村の極端なる疲弊困憊なり、従来の資金回収不能のためと等の金融は近年全く杜絶の状態にある。而してこれが打開策として本年一月農村金融合作社が設立され、庶民特に農村の金融機関として同月一日業務の開始を見るに至った。

九、沿革

1、土地の開墾清丈

本縣は素と蒙古達爾罕王の牧草地に属し明朝末より清朝初期迄は居住民が甚だ少かったが、嘉慶八年蒙古王が荒地の開墾を清朝皇帝に奏請した。ここに清朝は流民出境の禁令を解き当地に漢民族を招致し荒地の開墾に従事せしめた。

土地の開墾進捗するに及び道光二年地局設置せられ、土地の管理及地税の徴收に当つた。本縣に於ては主要地局は八箇所、小地局は四十五箇所であつた。現在では許多の地局を統一して科局並在質中渡陸梨樹徴租局と稱してゐる。

民国十五年奉天省より、土地清丈を命ぜられ、翌十六年より清丈に着手し十八年に整理完成した。

2. 縣政

縣政の施かれざる以前にあつては現在の縣城は梨樹縣或ひは買売街と稱されていた。

道光元年当地に分治照磨が設置され、昌図府の分府とし、盗賊の逮捕と地方治安に当つた。

光緒四年当地に縣衙門を設置し奉化縣と稱した

民國三年奉化の名稱を廃して梨樹と稱した

二、第一區勤耕村裴家油房屯概説

康徳元年六月末郷政新行制に依って全県百十五村を六十三村に減らした。第一区勤耕村は三村と山嘴、大交溝両村を合併したものであって現在全屯数は二十五である。

本屯は裴家油房の西北方十六満里の地点にあって、四平街より楡樹台に通じている縣道を距てし所四十よりなる部落である。本屯、四平街間は四十五満里あり縣道の側に四平街――鄭家屯――楡樹台に通じてゐる自動車道路があって、四楡自動車公司が乗合自動車を経営して居り、交通も緊密で四平街に至る事が出来る。

聚落より見れば緩やかな台地にあり、此の台地は東方太平山及び太平溝附近から延長し来るものである。

当地方の気候は、康徳元年度関東観測所四平街支所（北緯43度11分、東経124度20分、海面上高162米8）に於ける気象概況に依れば、次の如くである。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温（C°）	-20.53	-9.75	-5.72	5.91	16.77	20.79	22.88	21.86	15.76	7.10	-1.96	-8.26
降水量（粍）	0	0.2	15.4	22.3	73.8	182.2	242.0	73.4	60.3	22.7	12.4	2.9
日照時数（ヂヨルダン式）	239.56	221.83	250.45	268.17	282.03	245.23	227.07	252.03	206.27	255.85	223.12	200.02
濕度（%）	81.6	69.7	61.0	52.2	61.4	76.4	80.3	78.4	75.4	62.9	60.7	65.9
平均気圧（粍）	57.40	52.10	47.55	46.61	43.03	38.78	39.90	42.69	45.36	51.95	50.51	55.10
平均風速（秒米）	2.56	3.41	4.05	6.18	5.68	4.64	3.37	3.07	3.90	4.92	5.34	4.18

本表附近の気象に就いて左の古老より聴取すれば

初霜	八月上旬（旧暦）
終霜	三月上旬
無霜期間	約百四十日間
雪の深度	一尺（十一月）
結氷期	十月上旬
解氷期	二月上旬
地下凍結初期	十月中旬
地下凍結終期	十月下旬（地下凍結深度七―八尺）

雨期　　　六月上旬―七月中旬

風向　｛西南風（播種期）
　　　｛西北風（冬期）

である。

本邑には井戸が三個あつて、何れも多少の塩分と臭味を含んでゐるが、飲料には稍々適さない

である。（財政部国税科醸造実験室）

地下水位及び水深は、

	地下水位	水深
No.1	5.40米	3.50米
〃2	8.20〃	1.80〃
〃3	6.00〃	4.50〃

である。

本邑地質は上記太平山附近と等しく第四紀古層埴質壌土である。耕作地は地味に依つて上地、中地、下地に分つことが出来る。

上地――三、四尺の黒土の下に黄土がある。

中地――二尺の黒土の下に黄土がある。

下地――一尺の黒土の下に黄土がある。

土民の称する所に依れば

上地	河淤泥土	38	%
中地	膠泥土	54	%
下地	膠泥土	38.4	%
砂鹹地	砂土	3.8	%

である。

当地方は土地が高燥なる為河水の氾濫に因る被害は受けないが、長期間の降雨、虫害、旱害に依つて収穫量の増減を見る。十ヶ年間大体豊年二年、平年六年、凶年二年の割合になつている。

康徳二年度は平年作であつて、

	上地	中地	下地
高粱	5.0 石	3.0 石	2.5 石
谷子	2.5 〃	2.0 〃	0.4 〃
大豆	4.0 〃	3.0 〃	2.0 〃
糜子	2.0 〃	1.5 〃	1.0 〃
稗子	6.0 〃	5.0 〃	4.0 〃

である。（旧斗による）

五月　六月の除草、中耕期間に一週間毎に適当の降雨があれば平年作であり、立冬以後に降雪

が適当なれば豊年であると云ふ。本屯で凶作の原因となるのは旱害に因る場合が多い。

出廻地としては県城、四平街がある。四平街は県城よりも遠距離にあるのであるが、糧価が県城よりも高く又一日行程である故糧穀は四平街に多く出廻はるのである。四平街と県城の糧価の差は旧斗一斗三銭から五銭である。

出廻方法は、自家労力若くは屯内他家に委託して上記個所に出廻つてゐる。

県城の街衢の規模に依つて往昔相当繁昌した事が察せられるが、光緒二十八年頃迄に東清鉄道敷設を見てから県城の経済的地位は四平街に全く奪はれ、現在では行政機関の所在地と附近部落、物資供給場所としてのみ存在している。

本屯は商品化作物は大豆、粟、高粱、小麦に過ぎず蔬菜類及び特用作物を販売する事は無い。

農民必需品は県城が近い為主として県城から購入してゐる。商業都市四平街の影響を受けて購入品にも「ストーヴ」「ランプ」「化粧品類」「麦酒瓶」「置時計」等の文化的なものが見られる。

従来から治安良好で匪害を受けた事が無い。現在動耕村村公所及び自衛団の所在地である故屯民は匪害からは全く遠ざかつている。

本県は東部内蒙古の一部であつて科爾沁左翼中旗達爾漢親王の領土である。清朝が明を亡ぼす前後して帰服を申出た蒙古王公に対して清は良くこれを覊縻懐柔して唇歯の関係を作り、剽悍好戦の朔北民族をして柔順忠良の藩屏たらしめた。斯くして達爾漢親王の土地も存続して今日に及んでゐる。

本縣に漢民族の流入を見たのは清朝の嘉慶七年流民出境の解禁せられた後である。梨樹徴租局沿革に依れば「前清嘉慶七年国家借地養民開始招佃計毎方地（四百五十畝）收仮荒銀一錠八銭二十一両）」であつて、当時土地の開放を受けた漢民族を佃戸と称している。

本屯の草分は、李家（農番23）、裴家（農番1）であつて両家は嘉慶年間に殆んど前後して入屯している。

攬頭が介在して李家は百天地、裴家は九十天地の開設を受けている。裴家油房の名称の発生したのは道光十四年であつて、彼等の入屯後二十数年を経過して農家も七、八戸になり、裴家が隆盛を致して油房を開き近隣に其の富を誇つた時代である。

其後本屯附近に此処彼処と数多の部落が散在する様になり、本屯との交渉繁く金銭貸借、土地売買、土地の入典出典等が相互に行はれたが、民国十五年清丈以後は原因を清丈に発して土地所有面積は減少している。あまつさえ農戸の人口増加に因る分家と土地分割及び新来農戸の土地取得は屯内農家一戸当り所有、経営面積を逓減せしめている。

本屯では昔の富を維持してる農家は一軒も無い。夫は裴家の油房失敗の特例以外には分家に依つて家財を均分に分割した事に在る。

現在では最も多く土地を所有する者は八天地、最も多く経営する者は十四天地であつて、三、四天地の所有と経営とに於て平均されている。

本屯は旱害、虫害、長雨の害以外は匪害、水害、の如き生活の根底から揺り動かす被害を受けた

事が無い為、明日からの生活の糧を考へると云ふ程には差迫つては居ない。

本地民の出身地は河北と河南省に限られている。本地に至る迄の経過には新民、本縣他区、奥地遷中、回盟であつて、其の内新民と直接本縣他区を経て来たものが多い。

来た時は凡そ十五年位に至つて清丈に遭遇した。清丈費——土地帯下金——三元等は、[illegible]て償却済に依[illegible]、[illegible]たる役員及土地費用支弁の為清丈費を増加した。其の後[illegible]多大の犠牲を[illegible]、[illegible]に於ける債務の為に手放さなければならなくなり、貧困の程度[illegible]るものが多いのは清丈が一因をなしてゐる。

小作形態は分益小作と納租金小作の二種類に分れる。分益は五分五分であるが、[illegible]であつて地主に有利に出来ている。耕作面積の減少、新興都市への近接の為地価高騰[illegible]て向上の傾向を有つてゐるが、此等両者の騰貴に反して地力は逓減してゐる。

土地生産力（一天地当り）

	開墾当時	現在
高粱	石 5.0 —— 石 6.0	石 3.0 —— 石 4.0
谷子	4.0 —— 5.0	2.0 —— 3.0
大豆	5.0 —— 5.5	2.5 —— 3.5

最近の均程、單一農業、施肥の不充分は收穫減少を齎してゐる。

最少限度の耕作面積、人口過剰、小作料の高率、不安定な農家經濟、此等は衰弊期にある本島の現状を示してゐる。

第一篇

第一編　縣

第一章　縣勢一般

第一節　縣の位置

本縣は首都新京の西南、省城奉天の東北三百八十滿里に當り東北界は懷德縣に、東南界は西豐及伊通縣に、西南界は昌圖縣に、西北界は遼源、雙山兩縣に隣接し遼源、雙山、懷德に至る縣境は[illegible]、らすに東遼河を以てしてある。

形狀、東西北の三面は大體円形を爲し、南面は三角尖の突出を思はしめる。南北百四十七滿里、東西百五四滿里　周圍五百七滿里　全面積一万五千二十万方里である。

本縣の位置を方位上から見るに縣境西方は東經百二十二度三十六分より東は東經百二十三度二十二分、南は北緯四十三度十分より北は北緯四十三度五十四分に至る。

縣城所在は東經百二十三度七分、北緯四十三度二十三分の位置にあり地勢概ね平坦にして海拔二百米の地點にある。

二、地勢

縣境内に高山峻嶺と称すべきものは無いが、東南方伊通縣に隣接せる地方は長白山脈の餘脈伊通山系支脈に属し、稍々高く丘陵状を為し、起伏蜿蜒しながら縣境に侵入するものに小紅咀船山、窯山右、廟台溝の諸山がある、其の延長するものには青石嶺、白山咀、太平山等の諸脈があつて錯綜分布し、其他黒牛、二龍、鳳凰、猫兒の諸山があつて各区の名勝地として僅に丘陵地を為しているにすぎない。

全縣下を通じて概して坦々たる平地並台地を為し、山らしき山を見ず、第二区船山の海抜二百米を本縣に於ける最高なるものとしている。

縣下の各河川は多く源を伊通山系支脈中に発し、河川は東遼河を以つて最大と為す。東遼河は西安縣に源を発し東南より入境して東北西三面を包囲し、環繞すること帯の如し、次に昭蘇太河條子河、清水河の諸川は東南境を迂廻し、諸河の流域の土壌は肥沃にして農産物も豊富であり、中北一帯の平原は農耕地区もあり遊牧地もある。

縣境の東南部は丘陵が比較的多く台地を為していることは前述の如くであるが林木少く、又縣の東西北を環繞する東遼河は水運著しく帆船の航行も不便なる状態にして、且つ夏期降雨期に霪雨降り続けば河水氾濫し五、七、八区の沿岸は為めに田廬を淹没され水害を受け其の被害大なるものがある。

山脈と称すべきものなくして前述の如く縣境には高山峻谷と称すべきもの無く、僅かに長白[illegible]脈の餘脈が東南より入境する支脈数支あるのみにして、中、西、北部の所々に点々丘陵（図）を形成している。

東遼河は遠く源を長白山の西北支脈[illegible]嶺山脈中の[illegible]嶺西麓に発して西[illegible]、[illegible]、[illegible]に至り東[illegible]伊通県[illegible]、[illegible]山、[illegible]を迂回して[illegible]、[illegible]

[illegible]、法庫、[illegible]、鉄嶺、開原各県を流れ、遠く営口に至る。三江口附近にて[illegible]、[illegible]

[illegible]を連続するに足り[illegible]であると二十満里である。

下流は遼河の支流にして一名招蘇台河又は寇子台河と称し其の源を伊通県[illegible]一帯

附近に発する細流を合わせ[illegible]子[illegible]三百両溝に発して[illegible]の流を合し、[illegible]、[illegible]

[illegible]に於て二道溝子[illegible]地の小流を集め昌図県境に入る

条子河は其の源を[illegible]に発し招蘇台河と共に本県東南台地の水流を合わせて所々に[illegible]曲流し

[illegible]を潤し、四面[illegible]に入る。

東遼河は本県の主要水流にして三大系統をなす[illegible]の水量乏しく足らない。

県下は見渡すと平原で八面城子、[illegible]台、[illegible]も[illegible]く[illegible]より以南は[illegible]、[illegible]子[illegible]

[illegible]の影響を受けて[illegible]しく農業も豊富ではなく、この貧弱な東遼河の[illegible]

に荒蕪地若しくは砂丘地多く耕作に適しない。

其の他の小河は皆発源の名称、或は経由の村屯の名称を附けたものである。

第三節　自然的條件

一、氣象

気象要素は農業と最も密接なる関係を有するものにして、岩石及土壌の崩解、アルカリ土壌の生成、土壌の移動等土性並に作物の生育に至大の関係を有し、従つて肥培並に管理に影響を及ぼすこと大なる故に今次記関東観測所四平街支所（北緯四三度一一分、東経一二四度二〇分、海面上高一六二米八）康徳元年度の気象概況を掲げて当地方の気象要素の概要を記せば次の如くである。

猶、本縣の位置、地勢及土性を見るに東北部は新京及公主嶺の気象要素と近似し、西南部は奉天に、西北部は鄭家屯の気象と近似している様である。

氣　温　C°

月別		一月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
観測時平均		-20.21	-9.94	-5.67	5.47	17.00	20.65	22.76	21.75	15.47	7.01	-0.18	-7.99
平均	最高	-13.63	-3.07	0.40	12.46	23.45	25.62	26.84	26.74	21.00	13.35	342	[illegible]
	最低	-27.43	-16.44	-11.85	0.63	10.09	15.97	18.92	10.98	10.51	085	-733	[illegible]
	平均	-20.53	-9.75	-5.73	5.91	16.77	20.79	22.88	21.86	15.76	[illegible]	-1.96	[illegible]

（備考）観測時平均、一日四時間毎に観測し各観測時の温度数を一ヶ月に平均し、更に之を一日平均せるもの。　平均最高底、日々の最高底気温を一ヶ月に平均せるもの。

地面温度　C°

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
観測時平均	-16.21	-8.23	-20.84	6.19	16.70	22.10	24.40	23.83	16.06	6.54	-2.07	[illegible]
最底平均	-32.41	-20.58	-15.58	-4.26	7.16	13.59	16.33	13.53	6.74	-3.30	[illegible]	[illegible]
最底	-37.5	-30.9	-25.3	-12.8	-3.6	6.1	11.0	5.6	-2.9	-10.2	-24.5	-29.2

（備考）観測時　6時，14時，22時

最底平均　1日の最底を一ヶ月に平均せるもの

地中温度　　C°

深サ	0.05m	0.1m	0.2m	0.3m	0.5m	1.0m	2.0m	3.0m	4.0m	5.0m
最高	29.5	25.7	24.1	23.7	21.5	18.3	13.9	11.5	10.0	8.9
最底	-17.9	-16.3	-14.6	-11.2	-7.2	-1.2	1.7	3.3	4.5	5.3

降水量

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
0	0.2	15.4	22.3	73.8	182.2	242.0	73.4	60.3	22.7	12.4	2.9

蒸発量については観測所の資料大きため満鉄農事試験場彙報才二十八号「南満洲土性調査報告」によりて其の概要を知ることにする。

累年平均蒸発量（粍）　　　　南満洲土性調査報告資料

観測所別＼月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年合計
新京	二五、四	三二、二	七一、四	一四〇、四	二二七、九	一九八、七	一七一、四	一三九、七	一一四、一	八五、六	四五、四	二六、四	一二六八、四
公主嶺	二二、五	三八、六	九四、〇	一八〇、六	二五三、八	三三九、二	一八〇、〇	一四六、四	一一六、二	九七、三	四六、四	二八、六	一四四二、八
奉天	三六、四	四四、六	八七、〇	一六四、五	二三五、六	二三六、八	一九三、二	一五四、八	一一六、七	九三、六	五三、五	三八、〇	一四三三、八
鄭家屯	二九、九	五〇、一	一〇四、四	二二四、七	二五七、六	二四三、〇	二〇六、七	一五八、七	一三三、二	九八、四	六一、二	三四、一	一五九一、一

日照時数

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	239.56	221.83	250.45	268.17	282.03	245.23	227.07	252.03	206.27	255.85	223.12	200.02

濕度 %

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均	81.6	69.7	61.0	52.2	60.4	76.4	80.3	78.0	75.4	62.9	60.7	65.9

気圧（粍）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均	57.40	52.10	47.55	46.61	43.03	38.78	39.90	42.69	45.36	51.95	50.51	55.10

風速（秒米）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均		2.56	3.41	4.05	6.18	5.68	4.64	3.37	3.67	3.90	4.92	5.34	4.[illegible]
最大	速度	11.9	15.3	15.3	21.3	16.8	14.6	11.3	10.0	12.9	15.0	17.9	16.7
	方向	SSW	SW	W	SW	SW	SSW	SSW	不明	N	SSW	SSW	SW

気象概況表

縣城に於ける気象の概況について縣公署実業股調査に依る康徳二年度の気象概況は次の如くである。（陽暦）

初霜		九月二十七日
終霜		五月一日
無霜期間		一四八日
雪の深度		一尺
結氷期		十一月一日
解氷期		三月二十九日
地下凍結初		十二月十五日
〃　終		十一月十五日
地下凍結深度		四尺
雨期		六、七月
季節風	春	南風、西北風
	夏	北風、南風、西南風
	秋	西北風、北風
	冬	北風、東北風、西北風

酷暑	七月
厳寒	一月
春期	自二月至四月
夏期	自五月至七月
秋期	自八月至十月
冬期	自十一月至一月

本縣に於ける気象の概況について見るに所謂大陸性の気候にして夏季に於ては著しく高温上昇すれども冬季に於ては著しく低下し、一般に寒暑の差が甚だしい。

三、四月頃までは気温稍々寒冷なれども、五月頃より気温急昇して七八月頃最も高く炎暑灼くが如きも九月頃より気温急に低下し、十二月、一月頃其の最低を示し寒気頗る峻烈である。

降水量最も少きは十一月より翌年三月までの五ヶ月にして、五月頃より漸次其の量を増加するも降雨量僅少にして播種期及発芽期に於いて充分なる土壌水分を得難く種子の発芽力を害し、又六、七兩月の所謂雨期に於いて降水量を増加し、八、九月頃に至れば漸次又少くなり十月以降再び降水量を減少し収穫期、調製期には甚しく乾燥する

蒸発量は一般に十二月頃より二月頃までは最も少く、三四月頃より気温の上昇、降水量の増加と共に其の量を増加し濕度及気圧最も低き五、六月頃に於いて其の極限に達し、七、八月頃に

り漸次其の量を減少する。

湿度は降水量及蒸発量に至大の関係を有するものにして康徳元年度に於ける年平均湿度は六八、七%余を有すれども蒸発量多き四、五月頃は湿度最も低下して土壌を乾燥せしめ強風とともに土粒を飛散せしめることが甚しい。七、八月頃に至れば著しく湿度を増加し八〇%内外に達し更に九月頃より漸次其の量を減少して十一月頃より二月頃までは湿度の変化僅少である。

気圧は気温、蒸発量及湿度と特に関係を有するもので当地方の気圧は気温高くしく蒸発量最も多き六、七月頃其の最低に達するも、八、九月頃より漸次増加し一月に最も高く、其後漸次低下する。

風速は四、五月頃の乾燥期に於いて最も強く、六月頃より漸次風速を減少するも、十月頃より更に風速を増加し一月に於て最も減少す。年平均風速は四、二七秒米である。

次に当地方に於ける風向を見るに何れも南西風多く、九月が北風が多い位である。最大風速度は四月の二一、三秒米である。

（備考） 本項に於ける月は陽暦である。

二、地質、土性、水

本縣に於ては山系の発達せるものはないが一般に台地を成し、其間に河川の発達せるを見る。

満鉄農事試験場彙報第二十八号「南満洲土性調査報告」に依れば本縣の耕地は何れも第四紀層にして其の大部分は古層に属すれども、東遼河、招蘇河、條子河の沿革には新層の発達せるもの

も酷く大い。

本県東部の土性は一般に壌土質にして頗る肥沃なるも、漸次西方に移るに従い[illegible]

に高原台地は[illegible]、命苛分、大城子等の[illegible]方面運河沿岸[illegible]

砂質壌土[illegible]多く、[illegible]発達[illegible]

[illegible]

更に東部[illegible]河北[illegible]

流入し、[illegible]

第一土性の発達している。

東遼河、石仏寺河の上流及條子河沿岸に於ては壌土質の土壌最も多く、[illegible]

層土壌は一般に低湿地にしてアルカリ土壌を形成するものも亦甚く大い。

殊に[illegible]附近より遼河の沿草に至る地方は[illegible]

敷[illegible]薄である。之を要するに本県に於ける農業的生産[illegible]

[illegible]の減量の程度まで[illegible]ねばならぬ。

1. [illegible]

本県に於ける[illegible]古生層[illegible]にして是等の地質は何れも大なる台地をなすも、多くは海面上の高さ二百米以下にして一般に本県の東部に於て高く西部に於て漸次低下し遂いに遼河に至る。

而して本縣を貫流する河川は何れも是等台地の低地を流れて雨水を集め本流に注ぐものである。本縣に於ける第四紀古層土壤は東北部に於ては埴土に屬するもの多きも西南部に於ては壤土に屬するものが多い。

今本縣に於ける是等第四紀古層土壤の分布並に土性につき其の大要を述ぶれば次の如くである。

(1)	梨樹附近	埴土
(2)	大平溝附近	壤質埴土
(3)	東太平山及大平崗附近	壤質埴土
(4)	裴家油房（調査地）附近	壤質埴土
(5)	楡樹台附近	砂質壤土
(6)	大城子附近	埴土
(7)	雙陽樹附近	埴土

2. 第四紀新層土壤

本縣に於ける農耕地の大部分は第四紀古層に屬すべきこと前述の如きも、本縣は東遼河を以つて圍繞せらるゝのみならず其の源を本縣に發して南流する招子台河あるを以て、之等の支流は東北部より西南に流れ、其の沿岸に沖積層を構成せるもの亦尠からず。即ち梨樹以北に源を發する招子台河の諸支流は西流して張家橋附近にて合し、更に西南に流れて平齊線郭家店に至

る。

本鉄嶺以南に其の源を発する招子台河の諸支流は台地の間を西流して前記満家屯附近に至り、北方より来れる招子台河と合して昌図県に入る。

本県に於ける是等冲積層土壌の分布並に土性について其の大要を述ぶれば次の如くである。

(1) 郭家屯附近	壌質埴土
(2) 上龍村附近	埴　土
(3) 夏家雑貨舗附近	埴　土
(4) 欒家屯附近	壌　土
(5) 條子家附近	壌　土
(6) 利盛屯、歩登花及団山子附近	砂質壌土
(7) 三家窩棚及十二馬家子附近	壌質砂土
(8) 大民屯附近	壌質砂土

之を要するに本県の地質系統は第四紀層にして其他の系統に属するものは存在しないようである。農耕地の大半を含むものは第四紀古層土壌であるが第四紀新層土壌の分布も又広汎である。

第四紀古層土壌は南満洲鉄道の両側に於て発達すれど、第四紀新層土壌は遼河、招蘇台河の本支流沿岸に発達している。

第四紀新層土壌中、分布最も広きは壌質砂土及砂土にして埴土の分布は比較的狭少である。

埴土は砂土に比して植物営養分に富み且つ燐酸及窒素の吸收力大である。然れども壌土にありては特に有機質其の他の植物営養分に富みて埴土に優るものがある。

第四紀新層土壌は一般に第四紀古層土壌に比して地力に富むもの多きも本縣に於ては砂土の分布廣大なるものあるを以て、第四紀新層土壌の地力は概して第四紀古層土壌に比して劣る様である。

土壌の反應はアルカリ性にして第四紀新層土壌にありては塩化物硫酸塩炭酸塩又は重炭酸塩等の可溶性塩類に富みてアルカリ土壌を構成するものがある。

本縣に於けるアルカリ土壌の種類は炭酸塩又は重炭酸塩を主要塩類とするもの最も多く、硫酸塩を主要塩類とするものは僅少である。而して塩化物を主要塩類とするものは其の存在を認められない。

化学分析の結果本縣土壌は一般に有機質及窒素の含量豊富ならざるも燐酸及加里の含量は豊富である。石灰及苦土の含量は豊富である。

埴土は重粘にして地力に富むも凝着力強く耕耘に困難であるが、砂土は一般に輕鬆に失し地力に富むとは云ひ得ない。

主要農耕地の理学性は概して不良にして空気の透通亦不良なれども毛細管引力は比較的強大にして水を吸收せしむる事が速かである。

燐酸及窒素の吸收力は強大なりと云はれないが、第四紀新層埴土中には特に大なるものがあ

る。

未耕地の大部分は砂土若しくは壌質砂土にして地力に乏しきのみならず風力による表土の移動作用著しきものあるを以つて、防風林の設備と共に土壌の膠着作用並に土壌水分の保蓄作用を強大ならしむることが重要である。

本県の東南部に於ては既耕地として良好なるものあれど西北部の沖積新層土壌は一般に地力に乏しきのみならず風力による土壌の移動作用著しきものあるを以つて生産力の増進上将来特に考慮を要するものがある。

以上は「南満洲土性調査報告」梨樹、昌図県の部を参考として引用したものである。

財政部国税科醸造実験室の本県に於ける醸造用水試験の結果を示して参考に資すれば次の如くである。

地名	商号	製造人	色度濁度	臭味	蒸発残渣	塩素	鉄	硫酸	硝酸	亜硝酸	アムモニヤ	有機物	硬度	PH	備考
県城内大街路北	富盛泉	張恩武	微黄色透明 沈澱浮游物アリ	無臭	876	156	微量	不検出	不検出	不検出	痕跡	37.92	18.[illegible]	7.[illegible]	硬質
郭家店北山門牌二三八号	東興湧	孟繁三	微黒色淡薄沈澱アリ	〃	383	64	少量	〃	〃	〃	微量	19.75	[illegible]	7.69	
劉房子鎮東街路北	聚成湧	呂振清	純透明	〃	1050	120	痕跡	50mg以下	〃	〃	不検出	3.16	21.45	7.3[illegible]	
小城子鎮西街路北	会盛泉	王登亭	微黄色透明	〃	690	122	〃	100mg以下	50mg以下	〃	〃	3.16	15.90	6.80	
四平街附属地永楽大街	徳昌福		純透明	〃	194	16	〃	不検出	不検出	〃	-	3.16	2.50	6.31	
四平街二馬路一二号	泰和益	賈仪潘	〃	〃	216	28	〃	〃	〃	〃	微量	2.21	3.50	6.50	

三、耕種概要

1、農具

本縣に於ける農具の一般は畜力用のもの多く整地、覆土、鎮圧、培土、中耕、脱穀、精白、製粉等の殆んど畜力を利用するが、播種、除草、間引及収穫等の如く作業の複雑なるものに対しては此の種畜力用具の製作困難なるために畜力が使用されて居ない。農具の形態は何等進歩の跡なく皆旧態依然たるものが使用されている。

今縣城農具商にて縣内に販売されている使用農具種類及大体の価格を聴取せしところによれば次の如くである。

梨樹縣農具種類及價格一覧表

種類	單價	製造原料	使用年限	備考
犂杖	五〇〇	楡木	十年	
拉耙架子	三〇〇	柳木	三〃	
鏵子	四〇	生鉄	二〃	
壊耙	五〇〇	楡木	十〃	
壊耙心子	四〇	鋳鉄	三〃	
点胡蘆	二五〇	胡蘆	十〃	

拉子	四〇	柳木	三〃	
大鎬	三〇〇	錬鉄	三〃	大鍬とも称す
小鎬	三〇	錬鉄	一〃	小鍬とも称す
糞筐	二〇	杞柳	一〃	
桃筐	八〇	杞柳	二〃	
銃鍬	一〇〇	薄鉄板	二〃	
二歯鈎	一二〇	錬鉄	五〃	
鉄叉子	一二〇	錬鉄	五〃	
鋤頭	六〇	錬鉄	二〃	
木頭硪子	四五〇	楡木	十〃	
石頭硪子	二五〇	石	三十〃	
扁擔	五〇		三〃	
木杴	四〇	椴木	二〃	
樓耙	六〇	木材及鉄	三〃	
堆耙	二八〇	楡木	五〃	
掃帚	四〇	竹	一〃	
架杈	六〇	錬鉄	二〃	

種類	単価	製造原料	使用年度	備考
鎌刀	三〇	鋼鉄	一年	
捏刀	二〇	〃	三 〃	
大車	五〇〇〇	木材及鉄	十 〃	
簸箕	六〇	杞柳	一 〃	
篩子	四〇	竹	二 〃	
鍘力	三五〇	鋼鉄	五 〃	
口袋	一二〇	粗棉布	三 〃	
馬套	三六〇	線麻	三 〃	
繮子	四〇	〃	三 〃	

2、耕種法

イ、主要作物分布状況

すでに地勢及土性の項に於て述べたるが如く本県は山系の発達せるもの大きも一般に台地を成し其の間に河川の発達せるが多い

本県に於ける地質系統を見るに農耕地の大部分は第四紀古層に属するも、河川の沿岸に於ては第四紀新層の発達せるものが多い。

下新京線以北は一般に土質二等多く稍々肥沃であるが[illegible]。満鉄線の西側よ
り満鉄線と略平行して西南に延び、八城子等の西方の東遼河沿岸に至る迄一帯の土地は
一般に砂質壌土叉は砂土多く、砂丘の発達せるものありて肥沃なりとすべくもない。従って耕
暖哥子及楡樹台附近より北方遼河の沿岸に至る地方は窪地多く、且つ砂丘及鹹性地帯は一
人口稀薄である。

之を要するに本区に於ける農業的生産上重要な地域は[illegible]二〇[illegible]一〇満
鉄[illegible]別二一、二、三、四の各区及六、七各区の南半である。（以下南満洲二於調査
の当該統計と郡家類）

次に各区別の主要作物の分布状況を見るに、第一区は高粱、大豆、粟等の分布最も多く、
全区の産量の八〇％を占めてゐる。第二区に於ては大豆三六％、高粱二七％、穀子二〇％にし
て本区耕地の九三％を占めている。

第三区に於ては全区中高粱、大豆、穀子の耕種面積も最も多く大豆一五％、高粱三〇％、
穀子二七％、計八二％を占めている。

第四区では大豆の作付面積が甚しく減少し包米の作付が他の高粱、大豆等に比して著しく大
り全区中に於ても包米の作付最も多し。其の作付歩合は高粱二三％、穀子二五％、包米二〇
％で計六八％を占めている。

第五区に於ては高粱三六％、穀子二一％、大豆一八％、計七五％を占め、第六区に於ては

大豆の著しき作付の減少と穀子の作付の増加が見られる。作付歩合高粱三二%、大豆一〇%穀子二八%である。第六区に於ては小麦の分布全区中最も多し。

第七区に於ては大豆の著しき減少と稗子の台頭が目立つて著しく全区中作付面積最も多し。其他包米、小麦の雑穀の作付が他区に比して多い。蕎麦は全区中作付最も多し。高粱、穀子、稗子の作付歩合は夫々二七%、二五%、一〇%を占めている。

第八区に於ては全区中大豆の作付最も少く、又穀子に於ても同様である。棉花は全区中作付最も多きは本区が砂質壌土及砂土多きによるのであろう。高粱四六%、穀子二四%、大豆は六%余の作付歩合を示している。

第九区に於ては高粱、大豆、穀子の作付歩合は夫々三六%、二二%、二五%を占めて全区の八三%を占めている。

ロ、作付面積、作付歩合

本県に於ける康徳元年及康徳二年度に於ける作付面積を比較するに康徳元年度は二年度に比し其の作付面積に於て五三二一、六天地減少である、これは大同元年康徳元年度に於ける遼河氾濫の影響を受け播種不能となつた面積が増大した結果で二年度に於て大体回復された訳である。作物別作付割合は満洲建国后多少の変更はあつても甚しきものなく主作物高粱、大豆、粟に於いて全作付面積の約七五%を占め包米、稗子、稷子、糜子之に次ぐ。

次に民國二十年度の調査と康徳二年度の作付面積及作付歩合を比較して見るに総作付面積

に於ては康徳二年度に於て三三四三八、七四天地の増加を示している。次に主要農作物高粱、大豆、粟に付て作付面積増減の傾向を見るに大豆に於ては二四九八七、六六天地、高粱に於ては一一八〇五、一七天地、康徳二年度に於て夫々減少を示している。粟に於ては康徳二年度に於て二四九四一、五八天地の増加を示している。

民国二十年度に於ける作付歩合に於ては高粱、大豆、粟の主要作物の占むる位置は康徳二年度より一三％多く、実に八八％を占めている。作物別に於ける作付歩合に於ては大豆一一％、高粱八％が康徳二年に於て夫々減少し、粟に於ては逆に大％の増加を示している。

梨樹縣播植各種農作物作付面積調査表（民国20年度）

種類	播植面積	総計に対する％	備考
総計	天地 291526.40		
大豆	83947.82	% 28.796	本統計表は「梨樹縣志」巻四実業編より抄録せるもので民国二十年度の調査に依る数字で調査方法は不明である。
小豆	2532.57	1.006	
菉豆	1353.48	0.464	
茶豆	34.62	0.012	
高粱	115377.95	39.577	
穀子	58441.02	20.047	
包米	5883.98	2.018	
糜子	6791.69	2.330	
稗子	2370.32	0.813	
蕎麦	1643.53	0.564	
稷子	9060.58	3.108	
紅豆	24.99	0.009	
磨豆	1415.93	0.468	
小麦	393.41	0.135	
大麦	269.19	0.092	
桐杷	253.87	0.087	
芝麻	689.68	0.237	
線麻	269.19	0.092	
宋麻	269.20	0.093	
雑糧	103.38	0.034	

梨樹縣民國二十年各区農作物種植面積調查表

梨樹縣公署調查

作物名	一区	二区	三区	四区	五区	六区	七区	八区	九区	百分率	合計
黃豆	一〇三八〇、五四天地	七四九八、〇二天地	一五三八、七八天地	七七五三、四四天地	一〇五二九、六〇天地	一三七二〇、八八天地	六八〇六、九〇天地	五三八三、九〇天地	七五〇五、七六天地	二八、七九六%	八三九四七、八二
小豆	二七六、八〇	二四九、九三	五〇九、六三	二五八、四五	三三一、三二	四二五、七〇	三四一、三五	二六九、二〇	二五〇、一九	一、〇〇六	二九三二、五七
吉豆	三四、六〇	四九、九九	一五二、八九	五一、六九	一二五、六六	二五五、四二	二三八、九四	二六九、一九	一二五、一〇	〇、四六四	一三五三、四八
菜豆	三四、六二	―	―	―	―	―	―	―	―	〇、〇一二	三四、六二
高粱	一三八四〇、七二	九二四七、三六	二〇三八五、〇四	一〇三三七、九二	一四〇五三、八〇	一七〇二七、八四	一三六五三、八〇	八〇七五、八五	八七五六、七三	三九、五七七	一一五三七七、九五
穀子	六九二〇、三六	四九九八、六八	一〇二九二、五二	五一六八、九六	七〇三六、四〇	八五一三、九二	一〇二〇、三五	八三四五、〇四	六二五四、八〇	二〇、〇四七	五八四四一、〇二
包米	五一九、〇三	七九九、八七	七六四、四四	七七五、三四	七〇三、六四	八五一、三九	六八二、六九	五三八、三九	二五〇、一九	二、〇一八	五八八三、九八
糜子	九六〇、〇四	七四九、八二	一〇一九、二五	五一六、九〇	七〇三、六四	八五一、三九	六八二、六九	八〇七、五八	五〇〇、三八	二、三三〇	六七九一、六九
稗子	一〇三、八〇	九九、九七	三五六、七四	二五八、四五	二四五、九二	四三五、七〇	三四一、三五	五三八、三九	―	〇、八一三	二三七〇、三二
蕎麥	六九、二〇	七五、二七	二五四、八一	七七、五三	一七五、六六	二五五、四二	三四一、三四	二六九、二〇	一二五、一〇	〇、五六四	一六四三、五三
稉子	一七三〇、〇九	二四九九、六〇	二〇三八、五〇	五一六、九〇	七〇三、六四	八五一、三九	六八二、六九	五三八、三九	五〇〇、三八	三、一〇八	九〇六〇、五八
紅豆	―	二四、九九	―	―	―	―	―	―	―	〇、〇〇九	二四、九九
磨豆	―	―	―	二五、八四	三五一、三二	―	―	五三八、三九	五〇〇、三八	〇、四八六	一四一五、九三
小麥	―	―	―	―	一〇五、四〇	八五、一四	六八、二七	一三四、六〇	―	〇、一三五	三九二、四一

大麦	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	合計
—	—	—	—	—	—	[illegible]八
						[illegible]
—	—	—	—	—	—	[illegible]
					一〇三[illegible]	[illegible]
—	—	—	—	—	—	[illegible]
—	八五、一四	一二〇、二八	—	—	—	[illegible]
—	三四、一三	—	—	—	—	[illegible]五〇
一六[illegible]	一三四、六[illegible]	一六九、二〇	六九、二[illegible]	六九、二〇	—	[illegible]
—	—	三二〇、二〇	—	—	—	[illegible]
〇、〇九[illegible]	〇、〇八[illegible]	〇、三三[illegible]	〇、〇九[illegible]	〇、〇九[illegible]	〇、〇[illegible]	一〇〇
二六九、一九	二五三、八七	六八九、六八	二六九、一九	二六九、二〇	一〇三、三八	一九[illegible]五三六、四〇

[illegible]
畝数調査表　（[illegible]二区）

種類	種植畝数	総計に対する%	備考
総計	324,965、14		
	畝		
大豆	58,960、16	18.[illegible]	本調査表は東德二年度収穫予想調査表より抄録せるもので縣公署実業股の整理による数字より収付歩合を算出した。
小豆	5,789、83	[illegible]	
緑豆	[illegible]	[illegible]	
[illegible]豆	[illegible]	[illegible]	
高粱	103,572、78	[illegible]	
穀子	83,382、60	[illegible]	
[illegible]	17,838、33	[illegible]	
小麦	3,631、59	[illegible]	
大麦	2,[illegible]	[illegible]	
糜子	7,236、95	2,227	
稗子	8,628、91	2,655	
[illegible]	8,492、65	[illegible]	
稲子	183、70	0,057	
[illegible]	2,578、02	0,793	
棉花	206、11	0,063	
蔬菜	388、08	0,119	
[illegible]	1,131、18	0,348	
[illegible]麻	1,200、66	[illegible]	
蘇子	1,210、48	0,373	
[illegible]	1,648、09	[illegible]	
落花生	39、00	[illegible]	
瓜子	6、05	0,002	
[illegible]	6,713、13	2,[illegible]	
雑[illegible]	1,604、26	[illegible]	

梨樹縣康德二年度各区農作物種植面積表

種類	大豆	小豆	綠豆	磨豆	高粱	穀子	包米	小麦	大麦	糜子	稗子	蘇子	稻子	蕎麦
一区	一〇、七七四、〇〇（天地）	五五四、〇〇	二五三、〇〇	二六、〇〇	三、〇五一、〇〇	九、三三六、〇〇	一、三三三、〇〇	—	—	一、六九六、〇〇	二九〇、〇〇	二、二九九、〇〇	—	一八、〇〇
二区	九、七〇八、五二（天地）	一八七、八六	五八、四〇	—	七、二二、四六	八、〇〇七、二八	二五八、六三	—	—	一〇八、八九	三一、五四	三五一、二二	一一、〇〇	二四、三四
三区	一三、九五八、二四（天地）	五九六、九一	一九一、〇五	五〇、三六	一六、八八九、三三	一五、〇〇六、六三	一、一八一、五三	三、五〇	四三、〇六	一、一八六、九六	一、一五八、五二	三、六〇六、一三	二〇、七〇	八三、七八
四区	三、五五七、〇〇（天地）	五七九、〇〇	一七九、〇〇	二七一、〇〇	八、二五八、〇〇	七、八七四、〇〇	六、三八一、〇〇	—	八八、六〇	三〇六、〇〇	三二三、〇〇	五〇五、〇〇	—	七〇、六〇
五区	七、五四〇、〇〇（天地）	六六七、〇〇	二〇九、〇〇	四〇八、〇〇	一四、三一五、〇〇	八、四〇一、〇〇	三、六二一、〇〇	六二八、〇〇	四四六、〇〇	六八九、五〇	一、三〇四、〇〇	八四八、〇〇	二、〇〇	一八五、〇〇
六区	五、〇五〇、〇〇（天地）	一、六六〇、〇〇	一、一一〇、〇〇	一、五一〇、〇〇	一五、三〇〇、〇〇	一三、〇八〇、〇〇	三、二五〇、〇〇	一、五三〇、〇〇	四三五、〇〇	一、三二三、〇〇	六二〇、〇〇	六二〇、〇〇		八〇五、〇〇
七区	一、三六一、〇〇（天地）	五六七、六〇	八五八、三〇	一、七四二、八〇	一〇、三一三、〇〇	九、九九〇、七〇	三、五三三、五三	一、一三八、〇九	九三一、七七	九四九、六〇	四、三三三、三〇	四九八、三〇	一五〇、〇〇	八七一、一〇
八区	一、二五五、〇〇（天地）	三〇〇、〇〇	四八五、〇〇	三八七、〇〇	九、五七九、〇〇	五、〇二六、〇〇	一、〇三〇、〇〇	三〇〇、〇〇	一四三、〇〇	五九七、〇〇	五八五、〇〇	三八八、〇〇	—	四四三、〇〇
九区	五、八五六、四〇（天地）	六七七、四六	二七四、六九	三一八、〇二	九、六五五、〇〇	六、六六一、〇九	三五〇、六五	三三、〇〇	七三、七〇	三八〇、〇〇	九三、五五	六七七、〇〇	—	七七、二〇
合計	五八、九六〇、一六（天地）	五、七八九、八三	三、六一八、四四	四、七二三、〇八	一〇三、五七二、七八	八三、三八三、六〇	一七、八〇八、三三	三、六三一、五九	二、一六一、一三	七、三三六、九五	八、六二八、九二	八、四九二、六五	一八三、七〇	二、五七八、〇二

棉花	菸葉	青麻	線麻	蘇子	芝麻	落花生	瓜子	甜菜	雜穀	各區總合計	備考
—	—	一二三、〇〇	三九八、〇〇	三〇三、〇〇	—	—	—	五九一、〇〇	三九四〇〇	四〇三二七、〇〇	表列種植面積以晌為單位
—	二三、七八	七二、四六	五四、六六	二八、五六	二四、一三	—	—	六〇五、〇七	—	三六、六五八、七〇	
—	九七、二三	一九八、七〇	二六七、〇〇	二七八、〇六	二〇、七四	—	—	一、二〇〇、〇六	三一、五四	五四、六六八、九一	
—	二八、九〇	七六、五〇	七九、〇〇	七一、五六	五三、五一	—	—	八八六、〇〇	八三一、五〇	三〇、四〇九、一七	
一〇、〇〇	六七、〇〇	一六七、〇〇	九九、〇〇	一〇二、〇〇	一〇六、三〇	一、〇〇	三、〇〇	九四七、二〇	—	三九、七六六、〇〇	
三、〇〇	七二、〇〇	一五五、〇〇	三六、〇〇	七八、〇〇	四〇七、〇〇	—	—	六九一、〇〇	—	四六、七三六、〇〇	
三三、一一	四〇、〇〇	一七三、五〇	一二三、〇〇	一六一、三〇	六四二、四一	—	—	一、二七九、〇〇	一八九、〇〇	三八五七九、四〇	
一三五、〇〇	六、〇〇	二五、〇〇	二一、〇〇	二三、〇〇	一五五、〇〇	八、〇〇	—	五八、〇〇	五九、〇〇	二〇、九〇八、〇〇	
二五、〇〇	五二、一八	一五〇、〇〇	一二三、〇〇	一六五、〇〇	二六九、〇〇	三〇、〇〇	三、〇〇	五五五、八〇	一〇九、二二	三六、六〇九、七六	
二〇六、一一	三八八、〇八	一、二一一、一六	一、二〇〇、六六	一、二一〇、四八	一、六七八、〇九	三九、〇	六、〇〇	六、七二三、一三	一、六〇四、二六	三三四、七六五、二四	

全縣種植各種農作物佔地晌数調査表（康德元年）

種類	種植晌数	總計に対する%	備考
總計	[illegible]43、54		
	晌		
大豆	57,189、[illegible]	17、872	本調査は康德元年第一次農産物收穫予想調査の作付面積及それより算出せる作付歩合である。
小豆	5,4[illegible]、42	1、691	
綠豆	3,196、41	1、000	
豌豆	6,032、35	1、903	
高粱	[illegible]5,9[illegible]4、58	33、[illegible]	
穀子	8[illegible]、75	25、612	
包米	14,835、16	4、641	
小麥	2,070、59	0、648	
大麥	[illegible]、36	0、237	
糜子	[illegible]5、36	[illegible]	
稗子	12[illegible]27、[illegible]	3、714	
稷子	[illegible]33、82	2、290	
青麻	1279、54	0、400	
蕎麥	[illegible]127、[illegible]	0、[illegible]34	
棉花	363、30	0、114	
菸葉	[illegible]、89	0、135	
線麻	976、46	0、306	
蘇子	1,303、08	0、408	
芝麻	2,057、21	0、644	
落花生	118、00	0、137	
蔬菜	7962、03	2、493	
稗粒豆	30、00	0、009	
青豆	30、00	0、009	
合豆	5、00	0、[illegible]	
紅豆	5、00	0、002	
大麻子	13、50	0、[illegible]4	
瓜	56、00	0、018	
稲子	54[illegible]	0、[illegible]	

梨樹縣種植各種農作物作付面積調査表（康德元年第一次農産物收穫予想調査に依る）

縣公署實業股調査

各区別 ＼ 作物別	大豆（天地）	小豆	綠豆	豌豆	高粱
第一区	二〇〇九、〇〇	八七一、〇〇	二一六、〇〇	一一七、〇〇	三三九五、〇〇
第二区	一〇九四、〇〇	一七一、一〇	四六、八〇		六八三六、〇〇
三区	三八五三、九六	五四八、九一	一六七、〇五	五一、七六	一六九六五、〇〇
四区	三八五〇、〇〇	三六九、五五	一一八、八五	三六二、五七	九二八三、五〇
五区	三三八七、〇〇	一〇七六、四〇	四六五、六〇	一〇七八、八〇	一三三三〇、〇八
六区	三〇四〇、〇〇	八九四、〇〇	七三三、〇〇	一〇〇三、〇〇	一九八四三、〇〇
七区	一七六四、〇〇	五六八、〇〇	七五八、〇〇	一八八九、七〇	一三〇五五、〇〇
八区	四七三〇、〇〇	三八〇、〇〇	五〇一、〇〇	一二五二、五〇	五七四〇、〇〇
九区	六八六七、三三	五三六、四六	一九一、一〇	四六三、〇二	九二八九、〇〇
合計	五七一八九、一八	五四〇五、四二	三一九六、四〇	六〇八二、三五	一〇五九一四、五八

品目										
[illegible]子	九三四三、〇〇	七四九六、〇〇	一四九三四、七七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
白米	八四〇、〇〇	三三七、〇〇	三三九九、〇三	五四九五、六〇	二六四四、七〇	一四四八、〇〇	一七一〇、六〇	八八〇、三〇	三三五、七三	一四八三五、一六
大麦	二三一〇		三、〇〇	六、〇〇	五九五、三〇	一八九、〇〇	九〇四、五〇	三一七、五〇	四三、〇〇	二〇七〇、五〇
小麦	[illegible]		四二、五六	三七、五〇	三三七、三〇	三二、五〇	三九五、八〇	二一、五〇	六八、〇〇	九一八、三六
[illegible]子	二三七、〇〇	一〇一、二〇	一六四、四六	六八七、四〇	六五〇、四〇	一〇八七、〇〇	一〇三三、六〇	三六六、〇〇	三一六、〇〇	六三八五、三六
[illegible]子	一九七、〇〇	[illegible]	一八三、五三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]子	一六七三、〇〇	[illegible]	[illegible]	六八一、〇五	二四三、四〇	七三八、〇〇	三三三、六〇	二七、〇〇	五六八、〇五	七〇三三、二三
[illegible]	一九三、〇〇	七三、四〇	三八、七〇	九七、九四	三四〇、三〇	一〇、〇〇	二〇七、三〇	二〇、〇〇	一二一、〇〇	一三七九、五四
[illegible]	一〇三、〇〇	二三、七〇	一〇七、七八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	—	—	—	—	五、四〇	六、〇〇	一三三、三〇	一九九、一〇	三〇、〇〇	三六三、八〇
[illegible]	[illegible]	一八、七〇	九七、三三	一五、一九	一九五、五〇	—	二三、二〇	五、〇〇	四四、〇八	四三〇、八九
[illegible]	一二六、〇〇	五三、六〇	二九四、〇〇	一四〇、五〇	一四一、一六	—	一二六、四〇	二一、〇〇	一一一、八〇	九七六、四六
[illegible]子	一一八、〇〇	二六、六〇	二四三、〇六	七八、六七	二五三、二五	二、〇〇	四七、五〇	二三、〇〇	一四三、〇〇	一三〇三、〇八
[illegible]	三三、〇〇	三三、八〇	二〇、七四	三三、八二	一九八、七四	三五一、〇〇	七一五、一〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]
落花生	三、〇〇	—	—	—	—	—	—	八五、〇〇	三〇、〇〇	一一八、〇〇
[illegible]	一四六一、〇〇	二二六、四〇	一二一三、〇六	九六一、四〇	[illegible]	[illegible]	一二〇六、七〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]豆	—	—	—	—	—	—	—	三〇、〇〇	—	三〇、〇〇

青豆	－	－	－	－	－	－	－	三〇、〇〇	－	三〇、〇〇
合豆	－	－	－	－	－	－	－	五、〇〇	－	五、〇〇
紅豆	－	－	－	－	－	－	－	五、〇〇	－	五、〇〇
大麻子	－	－	－	－	－	－	－	一三、五〇	－	一三、五〇
瓜	四七、〇〇	－	－	－	－	－	－	－	九、〇〇	五六、〇〇
稲子	－	五、〇〇	一九、〇〇	－	－	三〇、〇〇	－	－	－	五四、二〇
合計	四〇三三九、〇〇 天地	三六五五八、八〇	五四九六八九〇	三九九〇五、一五	四〇七九五、六五	四四三三三、一〇	三八六一三、三〇	一七六一九、六〇	二六六二〇、〇四	三一九六四三、五四

八、主要輪作様式と其の作物組合せ及肥料との関係

本縣に於て行はれる輪作は大体高粱、大豆、粟の主作物を以てし三年輪作を行ふ事が普通である。

例一、大豆（小麦）－高粱－谷子（黍、陸稲）

例二、大豆－高粱－高粱－谷子－豆子

例三、高粱－谷子－大豆

例四、高粱－大豆－谷子

施肥は各種作物に行はず、本縣に於ては大豆を栽培する年に施肥する習慣になつている。

施肥量は一天地当土糞一二〇堆－一四〇堆内外である。

本県農家は大豆、高粱、粟の順序によりて三年輪作を行ふのが普通であるが、例外としては高粱の如く連作に堪へるものは連作をなし、又大豆 ― 谷子 ― 大豆と隔年置きに大豆が栽培せられ、或は特用作物が其の間にあつて、輪作の形は多少変へられる場合もあるが、三作物を主体とせる三年輪作が最も合理的で最も多く行はれている。

さてこの三作物がかゝる順序に栽培せらるゝのは肥料との関係が非常に考慮された結果に外ならない。即ち、大豆は茎葉良く繁茂し、地上を覆ふが為め他の雑草の生育を妨げ次年度耕地に雑草を少なからしめ且つ根瘤菌によりて空気中の窒素を吸収するが故に肥沃なる土地に良く成長し次年度に窒素分が豊富に持ち越される。

第二に高粱に最も必要な窒素分を供給し大豆跡地の利用を好都合ならしめる、

第三に粟は又作物中肥料の吸収力最も強く粟栽培によりて地力は略ぼ吸収し尽され三年間は全く荒れ果ててしまふ状態となる。

ここに於て、再び第一年目の大豆に還り、三年に一回施肥される肥料を此の大豆に與へ大豆の栽培によりて地力の増加を図り、尚且つ土地を清潔にするのである。かくの如くにし作物の輪作が極めて合理的に行はれるのである。

二、間作及混作の主なる様式

本県に於ける間作及混作の主なる様式は次の如くであるが実際行はれている例は極く少ない。

（農業附説）　特に間作の例は極く少なく、欠株を生じた場合補植する程度のものが多い様

である。

間作（包米・大豆或は小豆）（包米・豆角子）（芝麻・瓜子）

混作（小麦・磨豆）

縣下の間作及混作面積の全耕作面積に対する割合は不明である。

ホ、天災害、病虫害及其他の災害と其の対策

本縣々誌由より天災害、病虫害に関する記録を抜萃すれば次の如くである。

一、道光八年歉霜の害ありて凶作
一、道光二十七年夏季大雨のため凶作
一、咸豊六年大洪水ありて懇縣太河沿岸並東北一帯耕地水深三尺
一、仝　八年旱魃並虫害にて凶作
一、同治八年虫害にて収穫三割を減ず
一、仝　九年遼河氾濫水災甚大、凶年
一、仝　十年再度遼河氾濫、凶年、地震あり
一、光緒二年夏季雹災あり、地震あり
一、仝　三年夏季稀大の降雹あり人畜被害無数

一、光緒七年夏季水災並に雹災あり、田苗大部分被害を受け秋季更に黄色蟲災あり、八・二三
一、光緒十年夏季大雨雹
一、仝　十二年夏季水災あり、四三
一、仝　十六年秋季大雨あり、城北明蘇太河氾濫し人畜家屋の被害甚大
一、仝　二十三年秋季深くの降雹あり被害三十平方里に及ぶ
一、宣統元年水害により凶作
一、仝　二年夏季江雨にて地皆鹹鹵に変ずとあり
一、民国二年三月大水災あり
一、仝　六年夏季遼河大水氾濫し収穫の減少を来す
一、仝　十年夏季旱魃に禍され収穫不良
一、仝　二十年三月第四、五、七、八各区の罹災民救済のため救済委員会組織さる
一、康徳二年一月二十四日昨年来の水害避難民救済の為め予て義捐金募集中なりしが続々三十ヶ村に施粥所を設立救済せしめた。

以上の如く本縣近代に於ては相次ぐ天災害病虫害の連続史に彩どられ東遼河沿岸一帯農民の経済状態を完備なさざるまでに破壊し去り近年に於ては康徳元年、二年の大水災は収穫高を平年大分作に満たざる状態化し縣民は食料に不足を来し防穀令を施くの止むなきに至り農民に糧恵み実施せられた。

東遼河は本縣境の東、北、西三方を囲繞し其の經過地たる三、四、五、七、八等の各区の低地は河水氾濫の災害を受け特に第四区は溝少きため七、八月の降雨期に至れば雨水窪地に流れ込み甚しき場合は五、六区に及ぶこともあり、水害対策として堤防の設定の外道なく民国十九年に第五区區内三合堡の有志范永才が堤防工事を開始し南部第四区の新河より北は攝船口迄巨離凡そ三十満里設定された。

近年に於ける大水災として康徳元年度及康徳二年度に於ける水害時期、地域並に被害状況被害程度及其の対策につき縣公署調査資料にもとづき其の概要を示せば次の如くである。

民食缺乏対策要項

一、縣公署と地方の紳士が協力し救済委員会を組成する必要あり。査するに昨夏霪雨は作物に害を及ぼす事大である。秋穫の被害地の面積百萬畝を越へ、災況意外に重大、民食困乏に陥つた。康徳元年十月始めて地方の紳士を召集し賑務委員会を成立し捐冊を印刷して各方面に募集し、並に縣長参事官が各区の有力なる紳士を選び、本署に召請し懇切に勧導し援助に力めしめた。

二、救済委員会は勧募による捐款の収入と義倉の現存額を以て救済の資金とす。査するに本縣は元来義倉無し。惟民国十九年に畝捐と同時に積穀款を征収した。事変当時一萬二千餘円に止り、警察費及教育費が是を借用した。歴年の預算より帰還を企てた

うち荒年に逢ひ収入著しく減少し、現在猶消償する可悪し、本県の負債の奉天への必[illegible]
委会の分配金により本年六月末計収入一萬六千四百五十二元五角三分を返済す。

三、委員会は右項資金を以て高粱、碎米、及び其他食糧を購入し、本県の貧民へ発売し、他路にて農民に売却し以て民の生命を救ふべし。
査するに四平街駅は穀石の集散地にして之に於て購入すれば搬入が便利にして運搬に感ずれば運搬費用少し。
本県の最災区は飢民救済が急務である。昨年十一月一日世界紅卍字会及道徳会と協力し、四平街、昭城、郭家店等処で救済鍋四個所設立した。十二月一日に新設したる[illegible]三八て楡樹台小城子三江口の各鎮に救済鍋を三処設立した。本年四月一日に又四五六七八九等の区に救済鍋を二十七個所増加した。

四、委員会は人民が生活を自ら維持し能はずと認めたる時は右の食物の一部を分配す。
貧民にして救済鍋にて給食するも猶生活困難と認むる者には各区の勧募賑粮を適当に分配し以て賑済す。

五、其他委員会は県内の複積、焼鍋及び其他富戸と斡旋し、其の貯へたる穀石を多数売出の食困人民に貸与す。但し本年の収穫後に返済の能力あるものに限る。資金利息及分賦他重要事項に関しては委員会がこれを決定す。
査するに本県にて穀石を貯蔵せる富戸はすでに県より調査員を派遣し、目下調査中なり。

る。八区の災害は甚大なる為縣は商務を督令し高粱二百石を貸出さしめ、尚賑款よりも百石を出し、各農戸に分与す。收穫後に返済することゝ為しし利息は賑委会の決定により月二分とす。

康徳二年自一月至九月本縣救済窮貧実施状況は次の如くである。

救済窮貧実施状況表

梨樹縣公署調査

区別	村	窮民救済数	救済糧数 秋米	救済糧数 高粱	救済方法	救済金来源
四区	徳盛村	三二八	三七、五二石		施粥	各区村窮民救済に要する糧石は縣公署職員其他地方士紳商民より募賑したものである。 民政部救済金七百円 省署参与官長義捐金四百円 奉天水災賑務委員会 八百五十七円十九銭 其他 四百五十円等も均しく糧石を購入して施粥した。
〃	徳沢村	七八	二、一九		〃	
〃	徳新村	九七	一三、四一		〃	
五区	小城子鎮	二五八	三九、九二		〃	
〃	仁風村	一一九	一二、五三	四、一〇石	施粥賑糧	
〃	仁寿村	一九八	一六、六〇	五、〇〇	〃	
〃	仁愛村	二六四	一八、五〇	五、〇〇	〃	
〃	仁里村	二六六	二一、七〇	五、〇〇	〃	
〃	仁恕村	一七九	一四、一四	五、〇〇	〃	

六区	[illegible]	三六	一一、五四		[illegible]
〃	[illegible]三村	一二一	一〇、八二二	八、〇一	〃
〃	[illegible]方村	一三一	一七、二四五	七、〇〇	〃
二七	[illegible]村	五三	一三、〇五		[illegible]
〃	[illegible]村	三三	一三、〇五		〃
	[illegible]	三一	一三、六六		
〃	[illegible]	[illegible]	一三、三二		〃
	[illegible]村	二八	一六、一[illegible]		
〃	[illegible]村	六[illegible]	一[illegible]		〃
八区	[illegible]村	三〇九	三五、八五七	二一、五[illegible]	[illegible]
〃	[illegible]村	三〇九	三〇、三二	五〇、〇〇	〃
〃	[illegible]村	六八九	四五、一九	八二、〇七	〃
	[illegible]村	一一〇九	一一、九二	六二、四六	〃
	[illegible]村	六三[illegible]	二六、三六三	五[illegible]	〃
	[illegible]村	六〇九	六[illegible]	五〇、〇〇	〃
	[illegible]	二三四	四一、二〇[illegible]		[illegible]
[illegible]	[illegible]村	[illegible]	一[illegible]、四[illegible]		

九区	信書村	九二	一八、〇〇六石		施粥	
合計		六五四四	五九七、三六七	四〇五、〇三石		

（備考）

一、窮民救済に対する将来の対策

登瀛県康徳二年由十一月一日起擬積穀一万八千石以備遇有荒年随時貸与貧民以資救済現在尚無窮民救済必要

二、窮民救済に関し中央への希望事項

希望中央政府随時発給賑款以資救済俟義倉制度確立則不希望賑款

梨樹県賑災救恤調査表　（康徳三年一月份）

賑恤処所	賑恤項別	救済人数	救済品 来源	種類	数量	価格	備考
世界紅卍字会四平街分会	施診	八七	会員捐助	丸散膏丹	二〇付	二、〇〇元	
	施粥	七、六四九	-	秫米	九五、六石	一五二、九〇	
	施助貧民小資	二一	-	-	-	二〇、二七	
県城紅卍字会	施粥	四、四四七	-	秫米	九二石	一五〇、〇〇	
	施助貧民小資	六〇	-	-	-	五四、〇〇	
県城道徳会	施粥	一六〇	-	-	-	七九、九〇円	

二 分会（康徳元年）

賑恤処所	賑恤項別	救済人数	救済品 来源	種類	数量	価格	備考
世界紅卍字会 四平街分会	施診	九一	ー	丸散膏	三〇付	三元	
	施粥	九、〇二三	ー	秫米	二、二七石	一八〇元三二	
	施棺	二三	ー	ー	二三	八〇元五	
	施助貧民小資	四四	ー	ー	ー	二五元二五	
普済慈善会	施粥	一六〇	ー	秫米	七、四	七九元七	
県城紅卍字会	施粥	二、四六〇	ー	ー	三、二	六〇元	
	施助貧民小資	六	ー	ー	ー	一、九元	

県民状況調査表（康徳二年十二月調査）　梨樹県公署総務科調査

区別	戸数	人口	耕地面積	農業収穫高	一年需要量	過剰
一区	五九二五戸	四二五九五人	四〇七〇八、八六〇天	一二六九三六石	六五四一二、五石	六一五二三、五石
二〃	四四〇三	二九一六七	二九四〇七、〇〇一	九〇五〇〇	四三六九五、五	四六八〇四、五
三〃	六七一九	四九六一七	五九九五六、二五五	一四八七三九	七四四二五、五	七四一一三、五
四〃	四一一三	二九二五三	三二三〇三、八六八	七一五〇〇	四三八七九、五	二七六二〇、五
五〃	五八五九	三一四四四	四三九一五、五七五	五四四〇〇	四八六五八、五	五七四一、五

六区	八三九八	五五四〇九人	五三二三二、六七九天	九九二七〇石	七七一八二、五石	二二〇八七、五石
七〃	六一三四	二六二八四	六八二六九、三三〇	四一六五〇	三九四三六、〇	二二一四、〇
八〃	五四四七	一九〇一一	五三八三九、五七四	三二〇四〇	二八八一六、五	三二二三、五
九〃	三八三一	二五八八四	三一二七四、〇九七	五二五六九	三八五三六、〇	一四〇四三、〇
総計	五〇八六九	三〇九六九四	四一二八八七、二二九	二一七六〇四	四六〇〇三二、五	二五七五七、五

梨樹縣康德元年被災地畝等則統計表

梨樹縣公署調查

区別／等則	上則地	中則地	下則地	減則地	合計	被災程度
第一区	六九七五、三五畝	一一九〇八、四四畝	三八八五、四九畝	八九、五九畝	二二八五八、七七畝	五成至七成
二〃	三四七六、〇〇	一一四四、一〇	一八九三、〇〇	—	六五一一、一〇	七成至九成
三	一一七四、〇〇	二〇四三一、〇〇	二四九九二、〇〇	六九二八、〇〇	六三五一五、〇〇	五成至九成
四	二五三六、〇〇	一七五五九、〇〇	一〇六四八六、〇〇	八六八四、〇〇	一三七二六五、〇〇	同
五	四三二、〇〇	三三四二七、〇〇	一〇四八一九、〇〇	二二六八三、〇〇	一六一三五一、〇〇	同
六	二四〇〇〇、〇〇	二七〇〇六、〇〇	四九三七九、〇〇	二六〇二八、〇〇	一〇四八一三、〇〇	同
七	七四九四、七九	三二八〇三、五六	一〇四八七〇、〇〇	二四一七五六、六九	三八六九二五、一四	七成至九成
八	六、四〇	三八七七、〇〇	二一一四五、〇〇	九一九七〇、〇〇	一一六九九八、四〇	五成至九成
九	九二、〇〇	二七八、〇〇	一一九一、六〇	一四八八、六〇	三〇五〇、二〇	同

総計	三四三二六、四四	一五〇四二四、一〇	二一八六七〇、一九	三九九六二七、八八	一〇〇三一八八、六一	

以上の如く最も被害甚大であった地方は七、八、三、四の各区遼河沿岸地方であり、其の対策としては各郷村弁公処に於て施粥を実し救済にあたった。

康徳元年
奉天省梨樹県第一次水災調査表　（[illegible]）

被災種類		被災情況
1.	漲水河川名	東遼河
2	漲落水年月日	漲水康徳元年七月三十日　落水康徳元年八月二十二日
3	漲水時水深	最深七尺一寸　最浅二尺二寸　平均三尺一寸
4	被淹区村名	三区誠信村誠明村、四区徳沢村、徳峰村、徳隆村、五区仁滋村、仁寿村、仁里村、仁恵村、仁和村、仁愛村、七区礼文村、礼法村、礼教村、礼賢村、礼有村、八区智遠村、智金村、智嘉村、智能村
5	決堤地点	新河口、蓋船口、大屋、徐河口、于船口、東河口、楊船口、劉家[illegible]、西大虎力
6	被災人民	死者　一人　避難者　人 傷者　人　共計　人

7	被淹房室	被淹而坍塌者 六间 以上损失价格 一五〇元 被淹而坍塌者 四间 以上损失价格 四〇元
8	被淹土地面积	上等地 一〇、八三一、三一亩 中等地 六九、〇[illegible]三[illegible]一二亩 下等地 二九一、五〇八、六八亩 最下等地 二三四、一八〇、九一亩 共计损失价额 二、四二〇、〇〇〇元
9	被淹粮石	高粱 石 豆类 石 谷子 石 麦子 石 其他 石 共计损失价额 元
10	被淹家畜	牛 头 马 匹 猪 二口 鸡 只 其他 共计损失价额 三〇元
11	被破坏之交通设施	道路被冲毁者 处 延长 尺 桥梁被冲坏者 三处 被冲去者 架 铁路被冲断者 处 延长 尺

		共計損失價格　約　一五〇元
12	一般情況	自七月三十日始兩週綿數日繼於八月下二日又連雨數日潮流漫溢河 有堤壩多行漫溢沖毀以致田禾被淹甚巨殘存尚無有害道路交通中斷百河 漲最高水位一丈七尺延長至八月二十二日始退在此汛漲期中並無時決堤 域有災性被災農民感頗叹無望
13	該縣河於此次水災之意見	河身被災泥淤延滿 希天稔務須督導准予豁免以資救濟
14	參考	縣內築堤共計　四、一二八、七二、二九丈 漲水河川有無堤壩　堤壩延長　右岸　里（或分用他岸）　左岸一三〇里（或分段面積）
	注意	(一)此項調查表應於每次罹災時填明寄交本局 (二)如需此項調查表格時請向本局函索 (三)填送調查表時須附有洪水氾濫區域略圖

奉天省梨樹縣水災狀況調查表

康德二年八月二十四日調

一、原因

項目	内容
氾濫河川名	東遼河
降雨	自七月三十日始雨連綿數日繼於八月二十日又連雨數日沿近遼河区内所有堤壩多行漫溢冲毀以致田禾被淹甚鉅惟畜糧石尚無損害道路亦冲壞房河漲最高水位一丈七尺延至八月二十二日
状況	始退在此氾濫期中並無時疫盗賊情形惟被災農民咸感恐惶秋收無望現在考慮対策中
地勢及其他之影响	査本縣地勢東南高而西北窪下遼河由東西北而西三面圍繞全縣劃分九区五七八各区内沿遼河地帯亦有堤壩多行被潰漫溢以致被淹最重其三区係在遼河上游四六兩区除以雨水会集被淹甚輕致一二九各区地勢平坦並無較大河流均未受害

二、經過

出水月日	鎮静
七月三十日	八月二十二日

三、被害状況

項目	内容
縣之応急対策	査本縣遼河地帯早經修有堤壩歴年隨時補修惟以本年夏季霪雨過多均行漫溢冲毀当時擬即籌款重行補修並擬順水溝以資補救
公私団体活動状況	本年水害較輕並災民避難情形故各公私団体並未活動擬俟秋收査明災民収穫如何再行由縣設法救濟

区別	家屋数			耕地面積		農産物之被害				家畜之被害			其他	
	全区家屋	浸水家屋	倒壊家屋	全区耕地	被災耕地	大豆	高粱	粟	其他	牛	馬騾	其他	道路	橋梁

第一区	二	三	四	五	六	七	八	九	合計	備考
			六一六八							
			四间							一三〇元
			六间							四八〇元
三、二二五〇畝	三八六、九八六	五四一、七九〇	三九九五七八八	三七三、八五〇	四七五、一七〇	三八六、〇六〇	二一六、七三〇	三六五、一二〇	三、三三七四七四	
		三三、四七八	五四、五〇〇	三三、〇〇〇	六四八〇	三七六、〇〇〇	四七、七三五		七三〇、一九三	三八六八〇〇元
				[illegible]二口						二〇、〇
						一家				一一[illegible]

四、難民狀況

区	別	第一区	二	三
全区人口数目	男			
	女			
	計			
被災民数目	男			
	女			
	計			
災民死亡者数	男	一人		
	女			
	計	一人		
避難地点				

第四區	五	六	七	八	九	合計

五、救濟狀況

項目	內容
要救濟極貧戶數	
要救濟最短期間	
救濟方法	
需要經費及其內容	
已往水災之有無及其程度	康德元年漲水一次因未被淹至鉅計地一、〇〇三、二八八、六一畝

梨樹縣康德二年度被水成災等則地畝應行蠲緩賦額數表

成災分數	等則	被災畝數	每畝應徵賦額	災畝賦額	免除分數	免除賦額	緩徵分數	緩徵賦額	帶徵年分
九分災以上	上則	[illegible]	一角五分四	七、[illegible] 五九二	十分之八	[illegible]	十分之二	[illegible]	三年帶徵
	中則	四〇、一三三 六七	一角一	四、四一四 七〇四		三、五三一 七六三		八八二 九四一	
	下則	一四七、八〇二 三四	六分六	九、七五四 九五四		七、八〇三 九六三		一、九五〇 九九一	
	減則	三八、二三五 五〇	三分三	一、二六一 七七二		一、〇〇九 四一八		二五二 三五四	
七分災以上	上則	五、九八三 三一	一角五分四	九二一 四三〇	十分之五	四六〇 七一五	十分之五	四六〇 七一五	
	中則	二八、六一三 六五	一角一	三、一四七 五〇二		一、五七三 七五一		一、五七三 七五一	
	下則	一四〇、八九[illegible] [illegible]	六分六	九、二九九 [illegible]		四、六四九 [illegible]		四、六四九 [illegible]	
	減則	一九五、七二八 四一	三分三	六、四五九 三六八		三、二二九 六八四		三、二二九 六八四	
五分災以上	上則				十分之二		十分之八		二年帶徵
	中則	二五六 〇〇	一角一	二八 一六〇		五 六三二		二二 五二八	
	下則	三、八二一 〇〇	六分六	一八五 五二六		三七 一〇五		一四八 四二一	
	減則	二〇七 〇〇	三分三	六 八三一		一 三六六		五 四六五	
合計		六〇五、五四四 二二		三六、二二五 八三一		二二、九〇〇 二一七		一三、三二五 七一四	

備考　一、縣境內本年成災係水災並無蝗雹等害

備考	一、全港被水災之戶數計七分災以上則苑各七九戶中則苑三八六戶下則苑二〇六九戶 被則苑五六二戶七分災以上則苑一二五戶中則苑三一八戶下則苑一七四九戶 被則苑二八一八戶三分災以上則苑無中則苑一〇四戶下則苑四戶總計各則八六一四戶

彰化縣嘉慶二年水害石數表　　　　彰化縣長表改正

成數＼等則	上	中	下	額	計
五分以上		二六五、〇〇	二、八二一、〇〇	二〇七、〇〇	三、一七四、〇〇
二分以上	三、七八三、三一 餘	二八、六一三、六三	一二〇、八六三、三二	一七三、七三八、二一	三二一、二三〇、六七
三分以上	二、八四八、〇〇	四〇、一三三、六七	一四七、八〇三、三四	三八、三三五、五〇	二三一、〇一九、五一
合計	一〇、八三一、三一	六九、〇〇三、三〇	二九一、五〇八、六八	二三四、一八〇、七一	餘 六〇三、三三四、二〇

彰化縣各區水害調查表（嘉慶二年九月調查）

區＼項目	被水害農家四面積戶數	水害各種農作物之減收成數	收穫全無之面積	六分無收穫日內應無處耳	被水沖壓之總面積	房屋被水沖流失宽狀況	倉庫被水沖流失宽狀況
第三區	大豆 一三、七六二畝	八、五成	無		二三、二七八畝	無	無
	高粱 一三、八七二	六、三					
	粟子 三、一四〇	八					
	其他 三、〇〇四	七					

	七、〇〇〇	八					
第四区	七、五〇〇	七	無		五四、五〇〇畝	無	無
	一八、〇〇〇	七					
	一三、〇〇〇	七					
第五区	八〇、〇〇〇	八、五			三三、〇〇〇畝	〃	〃
	九三、〇〇〇	八					
	九〇、五〇〇	八、五					
	三九、五〇〇	八					
第六区	三五〇	十	、二〇〇畝	改種晩不齊	六、四八〇畝	〃	〃
	三、八〇〇	九	三、五〇〇畝	後惟季節已			
	三、四〇〇	十	三、〇〇〇畝	過怒未難有			
	、八八〇	十	八、〇〇〇畝	好收穫			
第七区	九七、七〇〇	六	無		六、〇〇〇畝	〃	〃
	七一、〇五〇	六					
	二七、四〇〇	六					
	三九、八五〇	六					
第八区	一三、六八八	八					

第八区	一三、八六九	八	無		四七、七三五畝	無	無
	一一、三六三	八					
	九、八一五	八					
合計	二一〇、五八八		五、五〇〇畝		四六〇、一九三畝	無	無
	一九二、〇九一						
	一六二、八五三						
	一二四、七四九						
備考	縣属一、二、九等区未被水害本年各種農産物預想約有十成收穫三、四、五、六、七、八等区遭水害之各種農物減收六成至八、九成看不等全縣平均大豆約能收八成、高梁八成、穀子七成其他雑粮約八成總核本年秋收約有八成年景之收穫						

梨樹縣雹災状況調査表（康徳二年七月調査）　　梨樹縣公署調査

一、経過

雹災発生時日　　七月六日午前六時

停止時日　　仝　　七時

一、降雹状況

雷雨後雨中に氷雹を交へ各作物の禾葉を破砕す

一、積厚尺寸　　　　三寸

一、被害地域　　　　第三区廟台溝附近

一、被害状況

区別	耕地面積		耕作物種目				本年度大豆種子需要				[illegible]
	全耕地	被害面積	大豆	高粱	粟	其他	大豆	高粱	粟	其他	被災人員
第三区	[illegible]反	[illegible]反	[illegible]石	[illegible]石	[illegible]石	[illegible]石	[illegible]石	[illegible]石	[illegible]石	[illegible]石	[illegible]

而して其の被害も数二十一町、[illegible]に高粱一五六、五反歩、谷子一三七反歩、豆子一八三反歩である。

徳県内被災耕地の一部には蕎麦の補植が行はれた。

以上の如く本県に於ける天災害は水害、雹害の被害が多く調査年度は風害、霜害、雪害等には特筆すべき災害は無かつた。

本県に発生する病害の重大なるものは高粱、粟の黒穂病にして前者は其の三〇％、後者は其の二〇％が被害されていると古老は言ふ。県当局に於ては之等黒穂病の発生によりて生ずる生産量の減少を防止するため、建国以来種子の消毒を農民に奨励其の必要を説き徹底的に之が[illegible]は二[illegible]年度より開始された。今康徳三年度に於ける種子の消毒の実施概況について述ぶれば次の如くである。

梨樹縣病虫害予防宣伝工作実施概況

一、宣伝機関

縣公署（産業技士、農村指導員）村公所、警察署、学校、有力者、縣技士、農村指導員実業股員が縣内主要部落を巡回講演をして其の主旨の徹底に努めた。

一、講習会場

講習会場		（宣伝日）
1、倹宮村公所（第二区）	村民を主体として講習せしめた	四月五日
2、四平街公所（第二区）	倹深、倹豊村の有力者を参加せしめた	四月六日
3、縣城西園（第一区）	一区の各村毎に有力者を参加せしめた。	四月七日
4、榆樹台（第六区）	五、六、七各村有力者を集合せしめた。	四月八、九の両日
5、郭家店（第三区）	三、四区の有力者を集合せしめた、	四月十日
6、喇嘛甸（第九区）	八、九区聯合して開催された。	四月十二、十三の両日

一、実施工作

一、宣伝区域は模範村を中心として一、二、三の各区に主力が注がれた。

1、一区は勤業村を中心として勤農、勤民、勤耕村を以て主力とす。

2、二区は倹宮村を中心とし倹富、倹深村を以て主力とす

3、三区は誠心村を中心とし誠意、誠信、誠明村を主力とす。

一、宣伝資料

八、宣伝ポスターの配布

二、消毒液の色刷り配布

三、宣伝標語は公開場所、警察署、小学校、役場[illegible]等に配布し掲示せしめた。

一、講習会

実務に当る者を講習会を第一、二、三、六、八の各区には保健所、警察署の技術員を派して講習し、次いで、八、各区管内各町に於て前記講習を受けた者が中心となり実施した。

実施場所		（実施日）
保健所	（第一区、各町実施）	四月二十、二十一、二十二日の三日間
三区公会所	（食堂町、公園内実施）	四月十八、十九の両日
料理店	（三区各町実施）	四月二十四、二十五日の両日
常盤台警察署	（六区各町実施）	四月三十、三十一、三十一日の三日
中頓別警察署	（七区各町実施）	四月二十四、二十五の両日

その他四、五、六、七、八区管内は各町村で公開して実施

消毒設備

消毒場所は周囲をアンペラにて囲み、防風設備をなし、地面に敷物を敷く。場所として

は如露一、木桶四、洋桶四、箒一、最重一、敷物若干が準備された。

一、消毒設備責任者

一区　縣城街公所

二区　四平街公所、儉富村公所

三区　郭家店街公所

六区　榆樹台街公所

九区　信友村公所

四、五、六、七、八の各区及所管各村公所に於て設備された。

一、注意事項

各村に於ては指定場所及期日を村長が所管内各戸の種子消毒希望者に通知し、当日は全部該場に集合し村公所助理員は講習会にて配布された穀物種子消毒名簿様式により名簿を作成しておき消毒実施員の到着後名簿順により消毒が実施された。

梨樹縣公署康德二年度消毒実施状況表　　縣公署実業股調査

区別	消毒種子数量			消毒戸数	薬品量数	備考
	高粮	谷子	計			
第一区	一二五、四〇	三四、九五	一六〇、三五	二九〇	五七	旧年の一斗は日本斗の一、八斗である。
二	六九、五六	四二、二六	一一一、八二	四一三	四一	
三	一七一、六五	四九、一五	二四〇、八〇	六五二	八八	

四	七一、七一	一〇、九三	八三、六四	一一九	二九
六	五八、九九	二二、四六	八一、四五	四八三	三七
九	四一、二六	一六、六五	五七、九一	一五九	二四
合計	五五八、三七	一二六、四〇	七三四、九七	二一一六	二七六

一、郡内模範種子消毒實施狀況表（昭和二年）

區名	村名	消毒農家戸数	實施月日	消毒種子數 粳	消毒種子數 糯	消毒種子數 計
實驗村	儉富村	一二三戸	四月十五日	一二八、五石	六〇、九石	一八九、四石
第二區	儉豐村	一〇〇	四月十七日	四八、五	二五、八	七四、三
	儉深村	八七	十八日	二八	二七、二	五五、二
第一區	勤農村	四四	十九	三八、四	三五、九	七四、三
	勤民村	七八	二〇	二〇、二	一五、七	三五、九
	勤耕村	一五一	二一	三五	二五	六〇
	勤業村	六〇	二二	七一	四二	一一三
第三區	誠心村	四五八	二十三	三〇三	八〇	三八三
	誠意村	四二五	二十五	二一九	三二	二五一
	誠明村	二八七	二六	一〇一	一五、五	一一六、五

和[illegible]

オ大区	義路村	七四	二十七日	六三	二四	八七
	義方村	二二三	二六	五四、九	一六	七〇、九
	義正村	七二	二八	一七、七	八、一	二五、八
	義秀村	四〇	二八	二、一	五	一二、一
オ九区	信友村	七八	二七	一八	六、七	二四、六
	吉祈村	三八	三〇	二三、七	一四	三六、七
	信書村	一六三	三〇	五〇、五	二六、四	七六、九
合計	一七村	二五四八	・	一二二九、五石	四六〇、四石	一六八九、七石

支出経費

消毒費	薬品費	旅費	雑費	計	国庫補助
六〇、〇〇元	五〇、〇〇	三〇、〇〇	四〇、〇〇	一八〇、〇〇	一三〇、〇〇

備考

一、石の量位は割引石による

一、消毒法は硫酸銅液に種子を浸漬し殺菌する方法及ホルマリン二〇〇倍水溶液を種子に噴布して殺菌する方法が行はれている。

本縣に於ける農作物の害虫として調査年度に被害を与へたるものは次の如くである

紋白蝶、地蚕、蚜虫、粟夜盗虫、象虫にして其の被害状況を見るに紋白蝶は幼虫時葉菜類及茎部を喰害し、地蚕は幼虫時土壌中に潜伏し作物の根部を喰害して[illegible]、象虫は食害す。

蚜虫は一切の豆科農作物及果樹の嫩芽を吸害し、粟夜盗虫は幼虫時期に茎葉を喰害することが多い。

象虫は成虫時常に高粱の幼苗之嫩葉内に潜伏して汁液を吸引し苗を萎死せしむるに至る。本縣下に於て最も被害甚しき害虫にして苗の発大後は葉部を喰害し、秋季に至れば[illegible]に潜伏成虫のまゝ越年翌年四、五月復活し繁殖力甚だ迅速である。

今康徳二年度に於ける縣内農作物虫害状況調査表によつて重大なる被害地区、発生日、被害農作物の種類、発生面積、被害程度、害虫名を見れば次の如くである。

梨樹縣農作物虫害状況表（康徳二年）

梨樹縣公署実業股調査

発生区域保甲名	発生年月日	被害農作物種類	発生区域估計面積晌	被害程度百分比（収穫皆無為一〇〇）	農作物被害估計価格	害虫名	備考
梨樹保尨徳甲	康徳二年六月廿一日	高粱	一三〇二	一〇%	五、八六九	象虫	
梨樹保五里堡子甲	〃	〃	六四〇	〃	二、八八〇	〃	

梨樹保孫家窪子甲	康徳二年六月二十日	高粮	八二七	一〇%	三、七二一	良好
四平街保徐家堡子甲	康徳二年六月二十日	〃	三四〇	一〇%	四、五五〇	〃
四平街保富有荘甲	〃 〃 六月一日	〃	九二	一〇%	一、三〇〇	〃
四平街保沒林子甲	〃	〃	九〇	一〇%	一、二〇〇	〃
四平街保小橋子甲	〃	〃	八八	二〇%	二、二三〇	〃
大成店保南大平山甲	康徳二年六月五日	〃	三〇〇	五〇%	六、〇〇〇	〃
大成店保北太平山甲	〃 六月十四日	〃	二〇〇	五〇%	四、〇〇〇	〃
大成店保宋囲子甲	〃 六月十日	〃	二五〇	五〇%	四、五〇〇	〃
大成店保畢家堡子甲	〃 六月六日	〃	二五〇	五〇%	四、五〇〇	〃
大成店保呂家崗子甲	〃 六月十日	高粱	三五〇	四〇%	五、七〇〇	〃
大成店保萬恩街甲	〃 〃	〃	二〇〇	四〇%	三、二〇〇	〃
大成店保趙四窪甲	〃 六月八日	〃	一〇〇	四〇%	一、六〇〇	〃
大成店保姜崗子甲	〃 六月九日	〃	三六〇	四〇%	五、八八六	〃
小城子保大屋甲	〃 六月二十日	〃	一、二五〇	七〇%	四、〇〇〇	黒色皮
小城子保和尚屯甲	〃 六月十五日	〃	六〇〇	二〇%	一、八〇〇	〃
小城子保土龍村甲	〃 六月一日	〃	二八〇	六〇%	八、三〇〇	〃
小城子保陳大窩堡甲	〃 六月二十五日	〃	一五〇〇	三〇%	四、六五〇	〃

三江口保新屯[illegible]子甲	〃	六月十五日	〃	二〇	三〇%	七五	〃
三江口保大明屯甲	〃	六月一日	〃	一七〇	四〇%	一、八〇〇	〃
三江口保新屯[illegible]子甲	〃	六月十五日	粟子	二五	五〇%	二五〇	〃
三江口保大明屯	〃	六月一日	〃	四〇	四〇%	五〇〇	〃
三江口保[illegible]	〃	六月五日		一七	六〇%	三〇五	〃
三江口保大明屯甲	〃	〃	〃	一九〇	五〇%	四一五〇	〃
[illegible]台保[illegible]甲	〃	六月十二日		一一	一〇〇%	二四〇	蕎麥
榆樹台保西家窩子甲	〃	五月二五日	〃	四九	一〇〇%	一三〇〇	〃
哈喇甸保三棵樹甲	〃	五月八日	〃	二五	三五%	七一二	〃
哈喇甸保[illegible]甲	〃	五月九日	〃	一〇	五〇%	二二五	〃

一、蟲害之対策　乙五七七

奉天[illegible]縣公署[illegible]令[illegible]各村通知各農戶依照實業廳第七五八號之[illegible]令內[illegible]害之[illegible]撲滅之件切實施行而免翌年發生蟲害[illegible]。

以上實施三年度に於ける[illegible]の如くである。

梨樹縣境内蟲災状況調査表（康徳三年七月現在）（縣公署農業股調査）

区別	村名	農作物名	被災畝数	被災状況
一区	勤業村	高粱	一一〇畝	被災面積の約半分が臭虫による被害である
三区	誠明村后非山套	〃	四〇	三区発生害虫の中被災面積の三分之一は高粱の臭虫
〃	〃小泉眼	〃	八五	三分の二は夜盗虫の発生による被害であつた。
〃	石家堡	〃	二〇	
〃	八棵樹梁	〃	五五	
〃	小橋子	〃	四〇	
〃	三岔口	〃	三〇	
〃	石廟子	〃	二〇	
五区	仁恕村老辺崗	〃	六〇〇〇	五区発生の害虫中被災面積の百分之五十五は夜盗虫の害である、
〃	〃	谷子	四〇〇〇	其他螟虫の発生が多かつた。
〃	〃	小麦	二〇〇〇	
六区	義路村	高粱	二五〇〇	六区発生の害虫は高粱の臭虫、小麦、谷子、包
〃	〃	谷子	二〇〇〇	米の夜盗虫の発生が最も多かつた。
〃	義正村	高粱	一〇〇〇	
〃	〃	谷子	二〇〇	

六区	菱王村	包米	二〇〇畝	
〃	〃	小麦	六〇〇	
〃	蔡杏村	高粱	三〇〇	
〃	〃	谷子	二〇〇	
〃	〃	包米	一〇〇	
〃	〃	小麦	一〇〇	
東八市街北		高粱	三〇〇	
〃		谷子	二〇〇	
七区	礼薩村	高粱	二〇〇〇	七区の発生害区は夜学区域を除く殆んど全面積の
〃	〃	小麦	一五〇〇	百分の三十を占む
〃	〃	谷子	五〇〇	
合計			二四一〇〇	

害区の予防法としては前記種子の消毒である方法而尤縣内に施行されるべく効果を修めつつあり、這害を発生せる場合の駆除法としては何ら確立せる補救法が農民一般に行はれていない状態である。

梨樹縣康德二年度種子消毒宣伝工作表

梨樹縣公署實業股調査

穀物種子消毒宣伝工作

消毒場設施

消毒場所要擇當内適中地点对於運搬便利並能容下管内所消毒之粮数為適宜消毒場週囲以葦蓆囲好以資防風地下鋪以蓆蓆或油布備置噴霧器一具木掀四把水桶四個揚帚簸箕各一蓆袋二十條

主要目的則為預防高粱穀子黒穗病之消毒

其実施方法即用福爾瑪林藥液以二百倍之水溶解之将其溶解之液撒布於種籽之上藥液之量須佔消毒種籽数量十分之一方為適当

其殺菌法係将擬行殺菌之種籽敞開二三寸厚須将溶解之福爾瑪林藥液用噴霧器或細孔之噴壺撒布並用木掀攪拌之使種籽表面盡皆附着藥液藥液撒布完畢之後遂即積成一堆以防於布或蓆袋等物蓋其上以防藥液之発散經五小時後即将所蓋之物撤去使風乾之然後用以播種計其殺菌之功効約在百分之九十

福爾瑪林一磅等於二合对以二斗水

(7) 上年実行種籽消毒各区每区僅由部規定設場一処使農民種籽共同集合於一処地点消毒種籽之未免距処太远種自然致難混淆之弊在所難免如所舗蓆之夾縫中所遺留之種籽及用器与工

故入莊者所經之縣城俱有掃除不淨頭足為混雜之處只差一次消毒後以免蔓延時更嚴重隨之
迷霧惟以零星少數種好之混雜總合百究其工因只以農民缺乏消毒常識不能任其自行因循
蓋此行又令其同合之情形不同遠河流質需由護好送回河送消毒員而隨同協助又每藥之法
上工頭付四其三以上最為困難之工作為本年事辯方致正將以個證棄合理從以實防尚
實辦法經辦之前可證工前次令輕便利也

(2) 本上年為春種好量較因自部令規定之消毒盆各必得普遍消毒即一村一處所用之噴霧器
未能全數普遍消毒之制度本年已行消毒已成因為普遍消毒其中有發種消毒之高級分子
然行甚多故此陰晴期間患病害者為現例如已消毒種好地域鄰近各地迄邇亦未經消毒之
種或仍分其具病胞子或孰將蔓延被風任播因復以遠出兩倫可以年內有消毒後
故首可望而少但因不肯適之故而本年之行日復多數遂不信賴消毒者以口為大不可信之入選
又本縣遂行以為有減絕消毒之計本年所用之高深分子種好應以盡數消毒為可達成其速成
應發消毒之目的

(3) 查本縣農民對於消毒有因未發現病害故於預習發藥天年不可以此告余設對於上年消毒
工作一般農民因不認識其利益而妄選種子誤認表示不相信嗣有孫姓遂憐故動令集合等待送
場消毒之際竟有退縮不前之戶間有將分給預送場說服種好以為功令者事前或經直以歷之實
情及當場之解說無如言之諄諄而聽者藐藐對於運機及保管於多不知注意或因種積種好不愛
內時間過多甚至發芽或因陰乾時忽畧散敗致其種好損壞有違消毒之本旨並徵實不佳消毒工

依妨碍農民之信仰力尤非浅鮮

(4) 本年所擬施行種籽消毒改由各村自爲着手辦理較之全区共地挙行者自爲便利可是辦理之方法及場所之容量内応事前各爲籌劃以便利時亦可聯村辦理之並応責令各農戸将同一種類加以選定可用集合方法消毒以免零星麻煩之弊並免去前此種籽因寡多而混雑之弊

(5) 在本年秋收後応査明下年度内輪作谷子之実耕面積其需種籽若干総由本縣今年所試採種圃交換高粱種籽亦応統籌由村代買一面積爲通知農民来年種籽由村分配至春由縣派遣技術員前往按村消毒完成之後依照公平価格分売於農民施種得価再行歸墊如此辦法不但便利消毒尚可収消毒工作精確之実効又可淘汰不良之品種是一挙而兩益也

梨樹縣公署康德二年度消毒班工作表

区別	消毒種籽量数			消毒戸数	薬品量数	備考
	高粱	谷子	計			
一	一二五、四〇	三四、九五	一六〇、三五	二九〇	五七	以当地斗計合日斗毎斗合一斗八升
二	六九、五六	四二、二六	一一一、八二	四一三	四一	高粱預定可種植面積一三九六四天地
三	一九一、六五	四九、一五	二四〇、八〇	六五二	八八	谷子預定種植面積一一七六〇天地
四	七一、七一	一〇、九三	八二、六四	一一九	二九	
六	五八、九九	二二、四六	八一、四五	四八三	三七	

九	四一、二六	一六、六五	五七、九一	一五九	二四
合計	五五八、五七	一七六、四〇	七三四、九七	二二、六戸	二七六

へ、精穀及製粉歩合

精穀機は之を碾子と言ひ石製の平円板と「ローラー」とより成る。精穀を行ふには穀物を平円板に拡げ馬、騾、驢の何れか一—二頭にて其の上を「ローラー」にひかしめ、回転す其の際穀物には精穀前に水にて充分浸して精穀しつゝ時々適宜に撒水し調整して精々精穀と云ふ。

今京城雑貨商長勝魁より聴取せし穀物の精白歩合は次の如くである。

穀物名	精白歩合	粉類、歩合
高粱	七—八歩	五分
粟	六—五分	三分
稗子	二五—四分	七分

（備考） 容量を以つて表はしたものである。

製粉に要する器具は唐と云ひ日本内地の臼と同じ大形のもので碾子と合はせ馬、驢、騾の何れかに曳かし旋回せしめる。農民は普通碾子を以つて製粉の場合を使用するのである。

京城雑貨舗長勝魁より聴取せしところに依れば製粉歩合は次の如くである。

作物名	麺	麩、籾、殻、糠
蕎麦	二一－三〇斤	五斤
黍子	三〇斤	二斤

（備考）一斗より得る麺量

ト．貯蔵法、貯蔵設備、貯蔵期間

本縣に於ける穀類之貯蔵法には屋内貯蔵と屋外貯蔵の二つの方法が行はれている。今簡単に其の貯蔵法並に貯蔵設備を述ぶれば次の如くである。

屋内貯蔵の方法は炕上或は地面に適当なる湿気を被らざる程度のものを板或は石或はアムペラ（蓆子）を敷き湿気に対して充分に注意し、其の上に穀類を堆積し、周囲には高粱桿を以つて製作した細長き帯状の蓆子を適当に円形に拡げ貯蔵するものである。

屋外貯蔵法は当地方に於ては土壁子（倉子）の設備最も多く家敷内の比較的高所を選んで建造する、其の形は円筒形にして頂部に傘状の屋根をつくり高粱桿を以つて屋根及側壁を葺き其の内外より泥土を塗る。中部の附近に小窓を一つ取りつけ此処より貯蔵穀物の出入を行ふ。

蔬菜類の貯蔵には「菜窖」を使用する、菜窖の形は種々あるが大体普通幅二丈長さ三丈、深さ一丈位の穴を掘り其の上に丸太棒等を渡し、高粱桿を其の上に敷き土を覆ひ其の一部に換気及出入口の孔を作る、換気孔は天候によりて開閉に制限を要する。

穀類の貯蔵の場合乾燥の際には一、二日貯蔵庫より穀類を出し害虫の駆除と湿気をとるためため日光にさらす、管理よろしきを得れば一ヶ年余の保管も可能である。（県内長野雑貨舗談）

チ、優良種苗の購入方法、品種改良の状況並に農民の新種法に対する希望意見

一、本県に於ける優良種子は極めて少数なるものにして、普通前年収穫時に必要なる分、剰余用に備えるのみであって、交換にのみでなさるもので選び良い事前の乾燥しこれを貯蔵す。而して農民等は常に各地の生産計画中の優良種子が農事試験所より購入され試験的に普及されたが今一般農民は旅行商人より既存種子等を購入する程度に過ぎない。

一、本県当時の品種改良の状況に付て見るに、本県は其の位置高冷地帯にある為農業上幾多成績上主要農事試験場に於て改良試験中の各種作物の成績良好なるを認め民国十二年試験場より改良大豆「白花青種」二十石を購入し発動品種として各県に配布したる所、これより三農民は各所より殊に其の配布を歓迎し、尚、更に「黄金珠」「四粒黄」が本県に適当なる三以つて前記両種子を購入全県農村に配布した。

次に実験して昭和年度に於て改良粟「大白粟」種子五十石を購入農村に配布其の生育状況頗る良好なりと云う、尚、康徳二年度に於ても満鉄公主嶺大豆及粟の改良種子を購入し品種改良、県内に普及増加に努力中であると報ぜられた。

今実業部の改良大豆普及計画による本縣の第一次採種圃面積は六八陌、採種圃用種子は五四四瓩、第二次採種圃面積は一〇七陌、採種圃用種子は八五六〇瓩である。

右の趣旨にもとづき本縣に於ては康徳三年「梨樹縣改良大豆普及五ヶ年計画案」によりて其第一歩を踏み出した。

其の内容を示せば次の如くである。

第一次採種圃

第二区	倹富村係子河	九、三天地

第二次採種圃

第一区	勤農村	一四、八天地
〃	勤耕村	七、四
〃	勤民村	〃
〃	勤業村	〃
第二区	倹豊村	〃
〃	倹富村	一四、八
〃	倹潔村	七、四
第三区	誠意村	〃
〃	誠明村	〃

〃	誠啓村	七、四 天地
〃	誠心村	〃
第六区	義正村	〃
〃	義路村	一〇、八
〃	義存村	七、四
第九区	信友村	〃
〃	信書村	〃
〃	信術村	〃
計	一八ヶ村二一戸	一五七、三 天地

昭和八年度第一期更に八日種ゝ當り二十ヶ年計画案に基づき本縣主良の普及に努力せる合

二、八 右記の如き普及運動を行ひたりて本縣の改良は着手[illegible]

一、農用種子交購入條件

第二区満鉄沿線の良種面生産品（八日種）より消費者のものを精選して買ひ配布す。

二、配布方法

配布は種子の優良なる種子と認め所持交換すべき上記を提げかけ各村にて交換

価格配布とす。一般の物價の比較として他の場合收納せる現地又は政府の市價に

て処分す。

三、配布方針

種子の配布にあたりては該事業に永続性を有せしめ、且つ今后農事改良、生育状況調査、品評会の開催等の指導の便宜上施政の最も可能なる若干模範農村を選定しここに重点を置き、順次近接部落に普及するものとす。

四、今后普及を要すべき本縣の面積

縣名	既耕地面積	粟作付面積	粟(大白種)普及済面積	普及予定面積
梨樹	一一六三五〇陌	四〇七九〇陌	一六四一陌	一九五〇〇陌

(備考) 普及済面積は満鉄会社に委託配布せしめた面積である

五、本縣普及計画面積

可能普及面積	普及実施面積	初年度
三九一四九陌	一九五〇〇陌	九七五陌

(備考) 以下同上面積を以て二十年間に普及するものとす。

六、本縣所要種子量

普及予定面積	初年度配布種子量
一九五〇〇陌	七八〇〇瓩

(備考) 所要種子量計算陌当八瓩とす。以下同様の種子量を以って二十ケ年配布

するものとす。

本県に於ける康徳三年度改良粟普及計画案は次の如くである。

区別	面積	村名
一区	八〇天地	勤農、新業、勤民、勤耕各村各二〇天地
二	六〇	倹豊、倹富、倹実各村名二〇天地
三	八〇	誠意、誠明、誠容、誠心各村名二〇天地
四	三〇	[illegible]、[illegible](一五天地)、[illegible](一〇天地)、[illegible](一五天地)名村
六	八〇	義正、義昭、義存、義方各村名二〇天地
九	五〇	信友(二〇天地)、信卿(一〇天地)信書(二〇天地)名村
計	四〇〇天地(二九二陌)	

以上の如く耕作個所を決定した各附近の鮮農家にして二〇天地以上の耕作者に一戸当二一〇天地を耕作させる予定である。(別表甲號農家管理規則参照)

計画案以外の区域は土質之に適せず希望者少きため本年度(康徳三年度)は配布せられなかつた。

以上の各地に於て秋收穫後の収穫を調査し優良なる地方に将来粟種圃を設立する予定である。

次に康徳二年度及康徳三年度に於ける第一回及第二回改良大豆換出量数を掲ぐれば次の如くである。

第一回改良大豆換出表（康徳二年）

品種名	分布方面	換出数量	播種面積
黄宝珠	一区	一二石	六〇天地
〃	三〃	六	三〇
〃	六〃	一一	五五
〃	八〃	六	三〇
〃	九〃	六	三〇
合計		四一石	二〇五天地

第二回改良大豆換出表（康徳三年）

分布方面	換出数量
一区	四六、五石
三〃	九七、二
六〃	七三、一
九〃	四四、九
二〃	一八八、七
	五〇〇、七石

（備考）本縣試種改良大豆於土質適宜可能増加生産量専為伝布種籽並縮故本種植面積較去年更事増加

改良大白粟康徳元年度、康徳二年度第一次、第二次分布数量表は次の如し

区域	第一次配発年月日	数量	第二次配発年月日	数量
一区	康徳元年四月九日	六石	康徳二年五月五日	六五〇公斤
二〃	〃	四	〃	二六〇
三〃	〃	八	〃	五〇〇

四	〃	〃	五	〃	二六〇
五	〃	〃	六	〃	三六〇
六	〃		七	〃	一九〇
七	〃	〃	五	〃	
八	〃	〃	四	〃	二二〇
九			五	〃	二〇〇
合計			五〇石		二七〇〇公斤

委託農家管理規則

一、為實施普通蒸之改良大豆、改良果及緊實購入配付之試作品種所委託經營之農家內依本規則管理

二、管理專員由本署委約印委名目新竹縣某々街村公所委託農家管理員以明責任

三、管理員對於被管委託農家依左列事項其の職責

1、委託農家預選管下之精勵農家土質肥大者擔當之不得使無力農民濫用分種

2、種子配後速將種類量數受領月日及委託農戶姓名住所依照表式（另紙）呈報縣公署一次

3、各委託農家播種完了後須將其所付面積（陌）（一陌等於二八町弓之一天地三畝

五分六厘）播種日日依照表式（另定）呈報縣公署一次

4、作物成育状況以及除草、中耕、培土或偶発災病虫害内須随時依照表式切実詳報縣公署査報不得片刻遅延致干咎戻

5、委託農家所応遵守事項為徹底講解注意緊密連絡並随時実地踏査以昭慎重而防虚誑。

6、委託農家経営委託地域須繪具略図以標明之並附注其交通関係地名（例如何站何處、明即可）一面樹立部定格式標示木牌

7、所有委託農家関係表冊並件内須完密整理勿使散失淩乱此後陸續補充指示章頁次須分類編輯於本原則之末以便存覧

8、本規則未盡事宜随時号令指示以補充之。

本縣七、八区の沙域地帯は其の土質が棉花の生育に適するを以て本縣当局に於ては在来棉に変りて陸地棉の種植により康徳元年七月実業股に於て三年間に一万天地に達する棉作地帯設置の計画を樹立し、初年度に予定植種七〇〇天地とし奉天満洲棉花協会より陸地棉二〇〇〇斗を購入予定の処分配種子不足のため予定計画の遂行不可能となり、在来棉を二〇〇〇天地余作付させたにすぎなかった。康徳三年度に於ては作付面積も約三倍六百天地以上に達したが、在来棉である。

宋安縣公營[illegible]砂地種植及落花生獎勵辦法

一、本辦法以獎勵砂地種植及落花生等砂地經濟[illegible]之改進[illegible]提高[illegible]生產為目的之

旨。

二、凡縣民合於本辦法之規定獎勵之範圍由縣府依照實際情形審查獎勵[illegible]

予以獎勵之

三、凡於[illegible]砂地以種植[illegible]及落花生[illegible]成績優良者[illegible]

[illegible]一[illegible]

之獎勵[illegible]之一部[illegible]公費

四、種砂地之農家能植花生種植有關成 落花生[illegible]以上[illegible]獎勵

[illegible]獎金

五、農家自行研究種之砂地自有改良法推行試驗之優良落花生品種[illegible]

予以[illegible]之補助金

六、對於種落花生之農家對於耕作法能特心改善以致生產優良生產率增加一般標準之者

給予獎金[illegible]定給獎勵之

七、於每年秋收後由縣內農業技術人員[illegible]全縣[illegible]品質優良者給予獎金

[illegible]分三以獎金

八、農民何種有關及落花生等品種能自行研究改良 有效者並可推廣為一般農民所採用[illegible]

者除与以相当奨金外並酌量對優良品種在当地需用之情形准予種籽專売權

九、第五條之補助金如発生時須由縣主管機関査驗認定後由各該区預備費項下隨時酌量付与之

十、関於第四、六、七、八等條奨金発与須由主管機関考査後暨由縣由辨之品評会評判後認為応行奨励者由縣勧業費内農産奨励費項下酌撥若干分配奨与之

予定康德二年各区種植天数

区別	予定種植天数	予定種植戸数
第五区	五〇天地	五〇戸
〃六〃	一〇〇	一〇〇
〃七〃	二〇〇	二〇〇
〃八〃	二五〇	二五、
〃九〃	一〇〇	一〇〇

康德二年及三年度棉作晌数比較表

二年度			三年度		
村名	晌数	戸数	村名	晌数	戸数
仁和村	三、〇晌	一〇戸	仁和村	三、七五晌	一七戸

	義方〃	義孝〃	礼文〃	礼敬〃	礼譲〃	智能〃	智益〃	智珠〃	信仰〃	信書〃	合計
	三、〇	三、〇	八、〇	一二、二	一五、五	六〇、〇	一八、〇	四九、〇	八、五	三、二	一八三、四
	八	六	三九	四六	七一	七五	二七	八二	六	一三	三八三
	義方	礼文	礼敬	礼譲	智能	義孝	智益	智珠	信仰		
	四、〇	一〇、三	六、二	四五、六三	三五四	〇、三	一五一	一四四	三、五		六二一、六八
	一九	四一	四六	八九	三三	八	不明	三一	一二		三一六

り、沙碱地の発生原因及之が防止の対策

本県に於ける沙碱地は県の東北西部を囲繞する第五、七、八及六区は其の殆ど全く康徳二年度県公署実業股調査による「梨樹県各区土地統計表」に依れば全区の沙碱地は六二六〇九三、八八畝にして県下総面積四二八八七二、六九畝に対して実に一五%を占めていた。

今其の発生、原因並に発生状況につき「満鉄農事試験場業報第二十八号南満洲土性調査報告

第七章第一節」により其の概要を見れば次の如くである。

蒙古の入口鄭家屯の気象状況を見るに降水量及降水日数は他地方に比して著しく僅少なるのみならず蒸発量著しく大にして湿度に乏しく蒙古内部より南東に向ふ低気圧は土壌の乾燥と共に土壌粒子を発散せしめ遼河の水面に於て下向するの傾向を有し、特に遼河沿岸の地表と接触するを以つて此の附近に於て風力の土壌成因に及ぼす影響の特に大なるものがある。

而して本縣の北西部に於けるが如く気候乾燥して広大なる砂質土壌の分布する地方に在りては、風力と風向は土壌粒子の移動並土壌の構成上特に至大なる関係を有するものにして遂には砂丘を構成して移動し漸次沙漠化した沙城地帯を本縣北西部に形成したものである。

斯くして堅緊なる砂土が堆積し小山又は小丘を構成するときはこれを砂丘と称し、砂丘の成生に対しては岩、山、建築物樹木等固定せる障害物の存在することが必要である。

本縣の砂丘は更に風向と共に移動するものである。

沙城地帯の復旧対策としては農業上之等の砂質土壌の利用をなすに当りては防風林を設けて風の作用を防止すると共に牧草によりて表土の固定を促さなければならぬ

而して本縣の北西部に於ては白楊、楡、柳、等の生育することは特に良好なるものあるを以て是等樹種を以つて防風林に備へ、更に土砂の移動烈しくして耕作に適せざる地方にありては「シバムギ」「シバムギモドキ」「コムギダマシ」「ライムギモドキ」「ルーサン」「キベナノウマゴヤシ」「ハヒキベナノウマゴヤシ」等此地附近に適する満洲在来の牧草栽培により

て漸次有機質を増加すると共に表土を固着せしめることが必要である。

即ち豆等の根本は葉や茎へ寄せによりて土壌の有機質を増加するのみならず、其の収穫は種々の用途に利用せしめ得べく、且つ豆等の牧草や雑草は家畜の飼料に供せられるのみでなく、其の厩肥等を施せば土壌中の有機質や腐植含量を増加し、且つ土壌の保蓄力を増加するが故に漸次土壌の地力を増加するに至るのである。

以上豆類、緑肥作物に付き其の概要を述べたが過去本県に於ても之を取り入れ、輪作体系の実行を砂質壌土に適する作物、落花生等の試験研究を施行し其の利用方法を研究しつゝある。

ス、主要作物作付消長の概要及消長に影響を及ぼす諸要因

本県に於ける農業統計資料は乏しく主要作物の作付消長を数年前に遡及することは困難であるが其の後農地三課の古老や農業改良普及員より聴取せし所を綜合すれば大体次の如くである。

本県当初より作付せられて居るものは高粱、大豆、粟の三作物にして之等の作物は漸次作付増大して行き前述本項(ワ)の天災害の項に於て述べたるが如き再三再度の襲来以来作付へ尚累年相次ぐ天災害(主として水害、風害)病虫害の連続により作付面積は半分の変化はあつても高粱、大豆、粟の占むる位置は決定的なもので全作付面積の八、九割内外を占めている。

今近年に於ける主要三作物の作付面積及作付歩合の変遷消長の概況を見れば次の如くである

る。

年 産別 ＼ 作物別	高粱 作付面積	高粱 作付総計に対する%	大豆 作付面積	大豆 作付面積に対する%	粟 作付面積	粟 作付面積に対する%
民国二十年	一一五三七七、九五 天地	三九、五七七%	八三九四七、八二 天地	二八、七九六%	五八四四一、〇二 天地	二〇、〇四七%
康徳元年	一〇五九一四、五八	三三、一三五	五七一八九、二八	一七、八九二	八一八六五、七五	二五、六一二
仝二年	一〇三五七二、七八	三一、八七二	五八九六〇、一六	一八、一四四	八三三八二、六〇	二五、六五九
仝三年	九八八五三、九	三一、〇〇〇	五七七八九、五	一八、〇〇〇	八〇三一三、四	二六、〇〇〇

（備考）　康徳三年度は作付予想面積である。

以上の如く近年に於ける主要三作物の作付面積は粟を除き満洲事変当年を最盛とし満洲帝国建国後は匪賊の出没による治世不良の社会的条件と水害に依る東遼河の氾濫の自然的条件に支配されて作付面積の減少を来した。

尚高粱の作付面積が漸減の傾向を示せるに反し、粟の作付面積が増加したのは建国当初治安確立のため県当局が満鉄線及　奉鉄道沿線に於ける高粱の作付禁止と県内に於ける県道両側も同様作付禁示をなした結果粟に代用作として転換された結果であり又近年県人口の増加に依る県民の食量消費量の増加にともなふ包米、穇子、糜子、稗子、の補助食料の作付が漸次増加した為である。

3. 生産力

本県に於ける農業的生産の主要なる地域は、本県東部満鉄線に沿ふ廿〇—八〇満里の両側即ち第一区、第二区、第三区、第四区乃至第五、六、七の各区の北半並第七、八両区の全部一帯は概して沙漠状の沙丘にして、耕作播種するも風力により畑地が移動して歩くといふ状態で、土質が改良困難にして農業的生産価値少く適林並牧場を奨励するの外利用法はない。

他は概して良好耕作の生産は、県民の需要を満たすの外一部を県外に搬出するに至るべく、同一昨年の康徳元年の夏五月の頃東遼河氾濫し、大水害を被り収穫高平年の十分の一にも満たざる状態であつて県民は食料の不足を来し防疫令を施くの外なかつた。

農産に関する正確なる統計はないが本県に於ける平年作の収穫高は大約七〇—一〇〇万石と見るべく、主要農産は高粱、大豆、粟の三種にして平年収穫八〇万石と推定し内高粱は実に之を以つて名声がある。

県内の食糧並に家畜飼料等にて県内の消費高粱約三十五万石、粟十三万石、大豆七万石、其他計約六十五万石と見て残余は満鉄線四平街、郭家店より県外へ移出さるゝものである。但し康徳元年度に於ては夏期東遼河の氾濫水害による被害甚大にして収穫高平年の五割内外に過ぎなかつた。

大同元年並二年に於ける平均出産量を示せば次の如くである。

種別	常年糧石産量	歴年当地銷用額	常年移出額
大豆	二四三二六二石	八八〇〇〇石	一五五二六二石
高粱	三四八九五二	二五一六九〇	九七二六二
穀子	一八七九〇〇	一二一五三〇	五六三七〇
粳子	五三二〇〇	一二七六八	四〇四三二
黍子	二三〇八	二三〇八	｜
五圓黍	八四八八	六八七〇	一六一八
稲子	五一〇	二〇〇	三一〇
雑糧	一九七七	一〇〇〇	九七七
雑豆	七四二六	四六九〇	二七三六
合計	九二〇一二三	五〇八九五六	四一一一七六

梨樹縣主要作物生産高調査表（康徳三年十一月調査）

（天地当）旧石

地域別	主作物別	旱田 上	旱田 中	旱田 下	旱田 減	水田 上	水田 中	水田 下
第一区	高粱、大豆	四石	三、五石	三石	二、五石	一石	一石	一石
二	高粱、大豆、水稲	四	三、五	三	二、五	一、二	〇、八	〇、五

梨樹縣公署実業股調査

三	仝	四	三	二、五	二	一、〇	〇、八	〇、五
四	高粱、大豆	三	二、五	二	一、五	一	一	一
五	高粱、大豆、大稲	三、五	三	二、五	二	一、〇	〇、九	〇、五
六	高粱、大豆、包米	三、五	三	二、五	二	一	一	一
七	高粱、大豆、水稲	三	二、五	二	一、五	一、〇	〇、八	〇、五
八	高粱、大豆	三		二、五	二	一、五		
九	高粱、大豆	四		三、五	三	二、五		

[illegible]収穫予想[illegible]本県に於ける各区別[illegible]

元年、二年、平年の三年に分けて示せば次の如くである。

イ、豆類収穫高（[illegible]）　（天地当収穫高）

区別	大豆 大同元年	大豆 二年	大豆 平年	小豆 大同元年	小豆 平年
一区	三、二石	一、二	二、四	二、八	一、八
二区	二、〇石	三、五	三、一	二、三	一、七
三区	二、〇石	三、〇	三、五	二、五	一、五
四区	一、八石	二、五	三、〇	一、八	一、八
五区	三、五石	一、〇	二、五	〇、七	一、四
六区	二、五石	三、〇	三、〇	一、八	一、八
七区	二、二石	二、五	四、〇	一、五	一、五
八区	二、〇石	[illegible]	[illegible]	一、〇	一、四
[illegible]	[illegible]石	[illegible]	[illegible]	一、[illegible]	一、五

区別	小豆 平年	大豆 康徳元年	大豆 二年	大豆 平年	高粱 康徳元年	高粱 二年	高粱 平年	谷子 康徳元年	谷子 二年	谷子 平年	包米 康徳元年	包米 二年	包米 平年	小麦 康徳元年	小麦 二年	小麦 平年
一区	二、九石	二、八	一、七	二、九	二、八	四、〇	四、五	二、七	三、〇	三、四	二、三	二、七	二、八	—	—	—
二区	二、七石	二、〇	一、六	二、二	四、〇	四、〇	四、二	四、〇	三、〇	四、二	四、〇	三、〇	四、〇	—	—	—
三区	三、〇石	二、〇	一、五	二、五	三、〇	三、〇	三、五	三、三	三、一	三、二	三、五	三、二	三、六	二、〇	二、〇	二、〇
四区	二、三石	一、七	一、七	二、〇	一、九	三、〇	四、〇	一、八	二、〇	三、五	一、五	三、〇	三、八	—	—	—
五区	〇、七石	〇、三	一、四	一、〇	二、〇	三、〇	三、〇	—	二、〇	三、〇	一、五	二、二	一、五	一、〇	二、〇	二、〇
六区	二、〇石	一、八	一、六	二、〇	三、〇	三、五	三、五	、	二、五	三、〇	一、八	三、〇	三、五	一、八	二、〇	二、五
七区	一、五石	一、五	一、四	一、五	二、〇	三、〇	三、五	二、〇	二、〇	二、五	二、五	三、〇	三、五	一、五	二、〇	二、〇
八区	二、〇石	一、〇	一、四	二、〇	二、〇	三、〇	四、〇	一、五	一、五	三、五	二、〇	二、七	四、〇	一、〇	二、〇	二、〇
九区	二、〇石	一、六	一、五	二、〇	二、二	三、五	三、五	二、三	二、五	三、五	二、二	二、八	三、〇	一、〇	一、三	二、〇

大麦 康徳元年	大麦 二年	大麦 三年	黍子 康徳元年	黍子 二年	黍子 三年	稗子 康徳元年	稗子 二年	稗子 三年	蕎麦 康徳元年	蕎麦 二年	蕎麦 三年	大麻 康徳元年	大麻 二年	大麻 三年	[illegible] 康徳元年	[illegible] 二年
-	-	-	三、〇	三、〇	二、七	一、五	三、〇	四、〇	二、八	二、五	二、〇	-	-	-	-	-
-	-	-	二、五	三、〇	二、八	四、〇	四、〇	四、五	二、五	三、〇	二、七	-	-	-	-	-
二、八	三、〇	三、〇	二、五	三、〇	三、〇	三、一	二、五	三、五	-	-	-	三、五	三、二	三、七	三、五	三、五
三、〇	三、五	四、〇	一、八	二、五	四、〇	三、〇	三、〇	四、〇	-	-	-	三、〇	三、〇	三、五	一、五	二、〇
一、五	三、八	二、五	一、〇	三、五	二、〇	二、〇	四、〇	三、〇	-	二、〇	二、五	-	三、二	七、五	一、〇	二、〇
二、五	三、五	三、五	三、〇	三、〇	三、四	三、〇	四、〇	四、〇	三、五	二、五	三、〇	二、五	五、〇	六、〇	二、八	三、八
-	三、五	三、〇	二、五	二、〇	二、二	二、五	四、〇	三、〇	二、〇	二、五	二、五	-	四、〇	-	二、〇	三、八
一、〇	三、五	二、五	一、〇	二、五	三、五	三、〇	三、〇	四、〇	-	-	-	-	-	-	三、〇	三、五
三、五	[illegible]	[illegible]	二、[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	-	-	-	-	-	-	三、五	四、〇

作物別／年度別／区別	陸稲 平年
一区	－
二区	－
三区	三、六石
四区	二、五石
五区	三、五石
六区	四、〇石
七区	三、〇石
八区	三、五石
九区	四、五石

ロ、特用作物（反当収穫高）

	棉花 元年	棉花 二年	棉花 平年	菸 元年	菸 二年	菸 平年	青麻 元年	青麻 二年	青麻 平年	線麻 元年	線麻 二年
一区	－ 斤	－	－	四〇〇	三〇〇	五五〇	－	三〇〇	三六〇	三〇〇	三〇〇
二区	－ 斤	－	－	四〇〇	三〇〇	四二五	三五〇	三〇〇	三六〇	三〇〇	－
三区	－ 斤	－	－	三〇〇	三〇〇	三一〇	二二〇	三〇〇	二〇〇	一九〇	三〇〇
四区	－ 斤	－	－	二〇〇	三〇〇	五〇〇	三〇〇	三〇〇	六〇〇	二〇〇	三〇〇
五区	－ 斤	二二〇	三〇〇	二〇〇	三〇〇	二五〇	二〇〇	三〇〇	二五〇	一〇〇	一二〇
六区	一〇〇 斤	二〇〇	－	－	－	－	一〇〇	三〇〇	五〇〇	－	－
七区	五〇 斤	二二〇	五〇	四〇〇	三〇〇	五〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇〇	三〇〇	三〇〇
八区	一二〇 斤	二〇〇	二〇〇	五〇〇	四〇〇	六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇〇	二五〇	二六〇
九区	－ 斤	－	－	－	三〇〇	三五〇	二八〇	三〇〇	三五〇	二六〇	二八〇

平年	元年	二年	平年	元年	二年	平年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	元年	二年	平年
三〇〇	一、八石	一、八	一、八	一、五	一、五	一、五	一二[illegible]			一、[illegible]		一、三
三一〇	二、〇石	一、八	二、五	二、〇	[illegible]	二、二		ー		ー		ー
一八〇	二、〇石	一、六	二、〇	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
四〇〇	一、[illegible]石	一、六	二、〇	一、〇	一、五	二、〇	ー	ー	ー	ー	ー	
一五〇	〇、六石	一、六	一、〇	〇、七	一、五	一、〇	ー	ー	ー	ー	ー	ー
[illegible]	一、二石	一、六	一、八	一、八	一、五	一、五	ー	ー	ー	ー	ー	ー
一五〇	一、〇石	一、六	一、七	一、五	一、五	二、〇	ー	ー	ー	ー	ー	ー
三〇〇	〇、七石	一、四	一、〇	ー	一、五	一、五	ー	一八〇〇斤	二〇〇〇	一、三斤	〇、七	ー
三五〇	一、六石	一、八	一、八	一、四	一、五	一、五	一五〇〇	二〇〇〇斤	二五〇〇斤		ー	ー

四、[illegible]整

[illegible]

てば既に北部地方の不可耕地とせられる、沙碱地すら貧農の手により耕作せられている。

北部縣境東遼河沿岸は地価一天地（日本一八五八、五坪）三円乃至四円に過ぎず、而も國税、地方税、村税を課せられ逃亡者を出す現状にあり、牧畜並植林に適している。從来該地方は牛、馬、羊の放牧を見たが事変以来匪賊の跳梁するところとなり、現在中絶の状態である。

現在に於ては特に牧畜を專業とせるものは少ないが牛、馬、騾、驢は農家の必需労働家畜にして盛んに飼養せられている。

但し事変前匪賊の掠奪するところとなり、縣公署の調査によれば三〇%余を減じたと云ふ。

驢馬は労働効率低きも普通価格十五、六円にて入手し得るを以つて時に貧農之を飼養している者が多い。

事変前に於ては馬、騾を新京、奉天市場に移出せしこともあつたが今は振つていない。

生産家畜としては豚、羊、山羊、鶏、鴨、家兎等を飼養している。豚の一部を縣外に移出する外縣民の需要を満たすに過ぎない

1、家畜の種類及頭数

梨樹縣各区家畜調査表（康徳二年度）　梨樹縣公署実業股調査

種類／区別	馬	騾	驢	牛	猪	犬	山羊	緬羊	家兎	備考
一区	一八三五	一七四五	二七四	三五	四二三一	九一二	三	一一	七四	
二〃	一六〇七	一七四八	三八二	一三〇	一四三二〇	九三一	五	四一	五四	

三[illegible]	四〃	五〃	六〃	二[illegible]	八[illegible]	七[illegible]	合計
二[illegible]	一一四七	一八九一	[illegible]六	二六[illegible]	一八三三	一〇[illegible]	[illegible]
二七三一	六三〇	一二五七	一四五五	一八[illegible]	[illegible]一	[illegible]五	一[illegible]六[illegible]七
三三一	四二七	七	九九六	六[illegible]一	[illegible]三八	[illegible]二一	[illegible]八八[illegible]
二八七	七	一七	一八	二六八	四八三	一〇	一二五一
一六[illegible]	二八三五	七九六一	二七九〇	一[illegible]八	二六[illegible]	三二二三	六七六九八
七五五	四一一	六四六	一〇一三	八一[illegible]	[illegible]	四〇五	六三二六
八四	五	八六	六	五	[illegible]六	八	[illegible]八
一[illegible]八	五一	一三八	八	一一	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	一四八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

秋田縣[illegible]主要[illegible]高表[illegible]年度）

年別	[illegible]	[illegible]	[illegible]	備考
一五	三八一四	一九〇七	二二六	
二〃	一八四〇〇	一二四二	一〇八	
三	[illegible]一[illegible]七	二六六	[illegible]一	
四	六四八六	八二四	四[illegible]	
五	一七八五〇	七八五	二九六	
六	一[illegible]八三	六〇六二	[illegible]一[illegible]	

秋田縣[illegible]定[illegible]縣[illegible]

区別＼種類	[illegible]	[illegible]	[illegible]	備考
七区	四〇五七	一〇五二	一一二	
八〃	四八七九〇	九五七	九六	
九〃	三一一六	一〇二二	一九二	
合計	一二六〇三三	一五四六四	二二二五	

2、近年に於ける頭数増減の傾向及其の理由

前述の如く本縣に於ては満洲事変当時に於て全縣家畜数の約三〇％余の掠奪にあったが固元は漸次旧復常態に復して農耕に差支へる様なことはない。而し生産家畜馬、騾の縣外移出数量は事変前に比し事変後は甚しく減少し殆んど目下自給自足の域を一歩出てない状態である。家畜の伝染病等によりて急激に減少を見たことは無い。

3、牧野

民国二十年縣公署調査全縣牧場調査表によりて其の概要を見れば次の如し。

全縣牧場表（民国二十年）　　（梨樹縣誌巻四　六七頁）

区別	面積（畝）	土質	草類
二区	二三〇	黄土、黒鹹土、黄沙土	尖草水、稗草、黄草

三	区	一八六〇	黄沙土	尖草、水稗草
四	〃	三二五	黒黄土	稽芽草、[illegible]
五	〃	二三〇〇	沙土、黒沙土、黒鹹土、黄土、沙泥土、黒土	稽芽草、水稗草、[illegible]
六	〃	一二一五	黄土、沙土	稽芽草、鹹草
七	〃	[illegible]	沙鹹土、黒沙土	[illegible]
八	〃	四七一〇〇	鹹土、沙域	爬蔓草、鹹草、羊草
九	〃	五〇〇	沙鹹	黄蒿

4、畜産物の種類及処理

種類	全縣飼養數	毛皮尾産額	尾産価格	備考
[illegible]	[illegible]	[illegible]一〇〇斤	毎斤 四、五〇円	[illegible]
[illegible]	一五八三一	尾 一九二〇	〃 一、八〇	
羊	一一六六	尾 二九一五	〃 〇、六〇	

[illegible]

[illegible]

[illegible]

猶四平街屠宰場、鄭城屠宰場にて屠殺により生ずる豚血は農民に売却され、血液の混入した残渣水は一ケ年六〇円の契約にて売買されている。

5、家畜の疾病

本縣第二区四平街屠宰場調査によれば縣内家畜の疾病状況は次の如くである。

豚の獣疫としては豆性水腫、豚コレラ、豚疫等にして縣内第七区に於ては豚コレラの為めに殆ど全滅におちいつたことがあつた。（時期不詳）寄生虫の発生は改良種に多く、又豚疫は在来種に其の発生を多く見受ける場合が多い。

康徳二年度に於ては三頭の病コレラが発見された。

羊、豚の獣疫としては「タンソ病」が時々発生を見る、縣下全体としては其の発生は極少であるが、第二区老四平街及双廟子には年々発生を見る。

牛疫は康徳二年度七、十二月に二頭の発生を見た。

伝染病発生の場合縣に於ては獣医を派遣し撲殺焼却し予防方法としては血清注射が行はれているが未だ全縣下には徹底して施行されているのではなく部分的に極られているにすぎない。

6. 畜産諸施設

現在縣下に於ける畜産の改良奨励のため既に実施を見ているものは豚、羊の改良である。

二、三各区の満鉄沿線附属地内外の農民は早くより其の恩恵に浴し其の改良成績に見るべきものあり、今回漸次縣全般に奨励改良種の普及に努力せらるることとなつた。

豚は「バークシヤ種」及「ヨークシヤ種」が改良種として又緬羊は「メリノー種」「コリーデル種」が県の奨励品種として、副業的家畜の奨励としては「チンチラ」兎が奨励され目下何れも県試[illegible]で飼養育成され農民に配布改善増殖を計ることとなつた

家庭羊毛加工廠（ホームスペン工場）

畜主の指導奨励により其の生産物の販売機関設立の気運[illegible]、[illegible]康徳二年九月第二区四平街県署辦事処内にホームスペン工場を設立し、[illegible]を養成するを目的として女生三十名を採用、羊毛加工技術を習得にした

施設計画及内容は次の如くである。

経費は県費より支出し教員を雇用し女生に手紡、紡織を練習させる、其の他[illegible]

設備原料は[illegible]家庭工業社が供給している。

練習期間は三ヶ月間で既に二班で卒業し第三班が目下入学練習中であるが、[illegible]

販売先は漸次販路を拡張、製作機械の増設工場の拡張も考慮されている。

馬市

馬の売買は郷村に在りては各自任意に交易せられ城鎮に在りては[illegible]、

但し交換の組織制度あるも[illegible]買主、売主の自由交易である。

蹄鉄工場

本県には蹄鉄工場を専営せるもの無く、鍛冶屋蹄鉄工を兼ねている。其の分布状況を示せば次

の如くである。

縣城（一区）　五ケ所　三江口（八区）　二ケ所
四平街（二区）　二ケ所　小城子（五区）　一ケ所
郭家店（三区）　二ケ所　楡樹台（六区）　二ケ所

梨樹縣各区飼養バークシヤ種豚生殖調査表（康徳九年十二月末現在）

縣公署実業股調査

事項別 区別	飼養戸数	飼養口数	純生殖数	交配生殖数	口数合計
第一区	一四	二一	｜	｜	二一
二〃	一四	四八	二六	六八一	八四九
三〃	一八	二七	二一〇	一一七	三三七
四〃	｜	｜	｜	｜	｜
五〃	三	五	一一	｜	二
六〃	｜	｜	｜	｜	｜
七〃	｜	｜	｜	｜	｜
八〃	｜	｜	｜	｜	｜
九〃	二	三	｜	一五	一八

合計	五一	一〇四	二三六	八一三	一二〇[illegible]

緬羊飼育状況調査表（康徳二年度）

興安西省実業庁調査

区別	村別	在来 牝	在来 牡	改良 牝	改良 牡	合計
一区	[illegible] 二戸	五五	八			六三
	[illegible] 一戸	二一	二	一		二五
	[illegible] 一戸	五	一			六
二区	[illegible] 一戸	七	一			八
	[illegible]	一四	二			一六
	[illegible]	—	—	—		
三区	[illegible]	—	一	一二	四二	五五
	[illegible] 八戸	四二	一八	—		六〇
四区	五戸	四四	一四	—		五八
五区	[illegible] 一戸	一〇	二	—		一二
	[illegible]和村 三戸	七	六	—		一五
六区	[illegible] 一戸	一四	六	—		[illegible]
七区	九文村 二戸	二〇	六	—		[illegible]

区別	村名	在来 牝	在来 牡	改良 牝	改良 牡	合計
八区	智益村 一〇戸	七九	七八	―	―	一八七
九区	信友村 二戸	二三	五	―	―	二八
合計	四五戸	二五六	一五二	一三	四三	五六四

其他鶏の改良としては「レグホン種」「ロード　ーン種」、鴨は「カキケヤンビル種」が改良種として苗圃にて目下試験的に飼養して成績良好であれば漸次農村に畜産副業として奨励普及が計画されている。

梨樹縣公署種兎借用規章　康徳三年七月十五日

第一條　本規章借於種以苗圃所繁殖各種之仔兎為原種

第二條　受種兎借与者以精農家或有志飼養者為合格

第三條　欲借種兎者應按別紙填寫聲請書由村轉請本署核示

第四條　借種兎者接到本署許可須親　來縣領取

第五條　借与種兎期限者一年為限期満後尚欲繼借者於期満一月以前提出声請書

第六條　借与期満或其他事故欲帰还時得到照本署指定地点及日期帰还之

第七條　借与種兎飼養管理責悉帰借用者負擔

第八條　借与種牛經本署之許可不得轉借他人

第九條　借与種牛如有疾病或其他種大事故時急速報告本署以便派医診治

第十條　借与種牛至歸還時如種牛死亡或瘦疾者以其所生之仔牛歸還之[illegible]照行[illegible]以[illegible]償之

第十一條　借用人宜遵照本署飼養管理並繁殖之指示

第十二條　借用人宜遵照本署與定之飼糧飼養及按月方数

第十三條　借用人有違背本規章或本署認為無飼養能力者得令其歸還

第十四條　本規章如有未盡事宜由本署更正之

借与種牛声請書

種類	姓	年齡	番号	借用期限	備考
合計					

上列種牛願遵照

對於借与種牛規章飼養狀況

鑒核施行謹呈

梨樹縣長鈞鑒

住址　　　　　姓名　　印

梨樹縣改良綿羊組合定款　（康德三年六月梨樹縣月報）

一章　總則

第一條　本組合稱為梨樹縣改良綿羊組合

第二條　本組合事務所設置於梨樹縣公署內務局

第三條　本組合事務區域為梨樹縣管內

第四條　本組合以梨樹管內之飼育綿羊者組織之

第五條　本組合以改良梨樹縣內綿羊事業並求其普及發展使組合員知識向上增進共同利益
為宗旨

第六條　實行左開各事業以達前項目的

一、經營改良綿羊種畜場

二、斡旋購入及貸借改良種綿羊

三、斡旋綿羊々毛其他生產物共同販売

四、經營羊毛皮加工場

五、共同購入綿羊飼料

六、指導飼養綿羊必需之技術

七、其他改良綿羊所需要項

八、其他必要事項

第二章　組合員

第七條　凡本縣內飼育綿羊者皆得為組合員

第八條　組合員欲退組合及讓渡綿羊須於前期經過（一個月）以前通知組合

第九條　組合之事業若有妨害或應負擔組合員之事務者經組合決定得以除名或課以過怠金

取消所得應除之

一、羊毛每斤金二步（二分）

二、種羊每頭金二元

三、共同購入飼料金一分

第十條　組合員以其組合事業規定事項之助成及指導得呈請或依託

第十一條　組合員受組合長之委託調查各種資料時有呈覆之義務

第十二條　組合員須將所有之綿羊依所定之式樣、綿羊名簿登記事項及其他變更事項隨時

於每年各項呈報組合長

一、綿羊之種類　性　生年月日　產地

二、変動之年月日　並事由

三、所有者及管理氏名

第十三條　組合每年実行改良種々牡羊之検査一回検査不合格者実施去勢

第十四條　組合員有左列各項之一得脫退組合

一、不再飼育緬羊旨

二、移転郡管外者

第十五條　組合員有左記各号之一旨組合長求所管警察署援助加以適当之処置

一、有拒絶組合所定之義務且不履行者

二、認為有阻害組合目的達成之行為者

第三張　役員及職員

第十六條　本組合置左開之役員

組合長一名、　理事一名

評議員若干名、　監事若干名

第十七條　組合長代表組合管理組合一切之事

第十八條　評議員由組合員中経、組合長推薦之任期二年、評議員応組合長之諮問審查

組合事務之執行及財產狀況

第十九條　組合得置左開之職員

事務員若干名，承[illegible]

第四章 會議

第二十條 本會會議分為總會及評議員會

第二十一條 總會每年一回，評議員會隨時召集之

第二十二條 總會開會時討議事項

一、會務報告

二、收入豫算及決算之承認

三、其他重要事項

第五章 資金及會計

第二十三條 本組合之資金如左

一 獎勵補助金及寄附金

二 由本組合財產及事業生出之收入

第二十四條 本組合之會計年度照縣公署會計年度

[illegible]年獎勵及改良之規定[illegible]

（[illegible]）

第一條 [illegible]

示奨勵

第二條　有合於左開各項之一者給与奨勵金

一、飼育緬羊二十頭以上者

一、新近購入緬羊十頭而飼育者

一、購入改良種緬羊而飼育者

一、由縣外購入再入并系種而飼育者

第三條　奨勵金按照左開標準給与之

一、前條第二号、三号規定之緬羊数每超過一頭給与口幣一円

一、前條第三号如有五月以上満三才以下者按左開二項給与之

甲、由縣外購來者每頭給与五円

乙、由縣内之飼育户購入牛者每頭給与三円

一、前條第四号者每頭給与二年

第四條　希圖得受奨勵金時奨緬羊之種類

性、生年月日、頭数、購來処及其他参考事項等作成呈請書呈經村長轉呈縣長、

呈請書式從畧）

第五條　得到奨勵金以後再不可將所育之緬羊屠死或移転他人並出手但有不得已之事實時

須將理由具明呈請許可

第十六條　販賣人於違反前條之規定時[illegible]

加徵償還

某[illegible]專賣規則（[illegible]）

第一條　[illegible]

第二條　[illegible]以[illegible]

第三條　[illegible]二種[illegible]

第四條　[illegible]

第五條　[illegible]

第六條　[illegible]選時得遵照本[illegible]

第七條　[illegible]人[illegible]得

一、[illegible]之承[illegible]還又[illegible]管理[illegible]費由承[illegible]人負擔

第八條　[illegible]人[illegible]不得將[illegible]借他人

第十條　[illegible]

[illegible]

第十一條　[illegible]

第十二條　[illegible]人須將[illegible]每年十月末日以前[illegible]

之

第十三條　本署對承借人關於貸與種豚及其畜崽之飼養管理或其他事項得隨時調查並指導

第十四條　二人以上共同承借種豚時須推定代表者依式填寫声請書

第十五條　承借人有違反本規則或本署認為無飼養能力者得令其繳還種豚

第十六條　本規則如有未盡事宜由本署更正之

附　則

第十七條　本規則自公布日施行

種豚貸與申請書

為呈請事竊從遵照貴縣何種豚貸與規則承借種豚　　頭經合同列明約定

事項呈請

鑒核准予備呈

某某縣縣長

附表

一、承借期間　自　年　月　日至　年　月　日

二、承借種豚飼養場所　村　屯

三、所有此畜之種類　年齡　頭數

四、擬用承借此畜與之配合之牝畜預定頭數

甲、自己所有者　何種　幾頭

乙、他人所有者　何種　幾頭

承借人　姓名（印）

住址

年　月　日

第二號様式

種豚承借證

爲具承借證事案奉

鈞署　年　月　日指令第　号照准貸与後開之種豚謹願嚴守縣

有種豚貸与規則及許可之條件承借理合備具承借證呈請

鑒核准予具領謹呈

梨樹縣々長

計　開

品名	性別	番号	生年月日	価格

一、承借期間　自　年　月　日至　年　月　日

承借人　姓　名　（印）

住　址

第三号様式

承借種牡豚繁殖成績表

承借人　　姓　名　（印）

承借種豚				対貸与牡畜種付配合之牝畜種		受胎頭数	生産頭数				合計	記入月頭数
							産後一週間以内斃死之畜頭		産後生存至一週間以上之畜頭			
品名	番号	年齢	承借年月日	種類	頭数		牝	牡	牝	牡		

購入地朝鮮　　種猪代　一五〇、〇〇元

購入頭数五頭　　運賃　二八、一八

雑費　一三、四五

計　一九一、六三

梨樹縣公署実業股調査

梨樹縣馬匹概況調査表

查本縣東山四平腴美最富可耕地而気候温和飼料豊富於養馬頗為適当惜近年以来地方不靖良馬多被掠奪一般農民或有戒心多以贏馬代為挽耕並因交通四達火車汽車均行無阻以致養馬不若昔時為盛耳

梨樹縣現在馬匹状況調査表

区別	系統	体高	調査頭数	平均体高	平均胸囲	平均管囲	現用役	適役	摘要
馬	海拉尔系蒙古馬	—	—	—	—	—	—	—	
	朴貝加尔系馬	—	—	—	—	—	—	—	
	烏蘇穆必系馬	—	—	—	—	—	—	—	
	農安系馬	—	—	—	—	—	—	—	
	露西亜系馬	—	—	—	—	—	—	—	
	朝鮮系馬	—	—	—	—	—	—	—	
	雑系馬	一、四	五頭	一、三五	一五一	〇、二一	農耕挽車	農耕挽車	
驢	大驢系	一、三五	四頭	一、三四	一五〇	〇、一九	〃	〃	
	小驢系	一、三〇	大頭	一、三	一四一	〇、一八	〃	〃	

大縣系	一・三八	三頭	一三七	一三二	〇・一八	-	-	
小縣系	一・二四	七頭	一二〇	一二〇	〇・一五	〃	〃	

各系統表分布狀況調查

縣市名	調查頭數	雜系		[illegible]系		[illegible]系		[illegible]系		[illegible]系	
		數	%	數	%	數	%	數	%	數	%
台東縣	三頭	三頭	-	-	-	-	-	-	-		-
備考	台東縣僅二系統不分雜系統之屬其它系統故無百分之比數職所表明										

梨樹縣馬産與氣候風土之關係調查表

區分	調查地名 梨樹縣
平均氣温一月七日	
初霜期	十月二十三日
終霜期	五月一日
初霜期	十一月三日
終雪期	四月二十五日
降雪雨量一月七日	二四三、八糎
乾濕度一月七日	
季節風	春季多西南風
地勢	本縣地勢東南高、西北窪、
地質	縣境東南部黏壤土西、北部爲於積土中部壤土
馬産關係	本縣氣候地勢地質對於馬産尚屬適宜
備考	查本縣地處邊塞向無測量器之設置故平均氣温乾濕度二項無從查填合行陳明

梨樹縣農家ノ一年間ニ於ケル家畜取引状況調査表

區分	家畜種類	調査戸數	所有總數	賣出總數 春耕後	賣出總數 收穫後	賣出總數 其他時期	購入總數 春耕前	購入總數 收穫前	購入總數 其他時期	摘要
大農	馬	7	八五	一五	二〇	一七	二〇	一五	一七	
	騾		一二〇	二〇	二七	二一	三〇	二〇	一四	
	驢		七	一	一五	二	一	一	二	
	牛		—	—	—	—	—	—	—	
	駱駝		—	—	—	—	—	—	—	
中農	馬	3966	一二五	二〇	二五	二七	三〇	二七	一五	
	騾		五九五	四〇	七〇	五〇	七〇	五〇	四〇	
	驢		九〇	—	—	一五	—	—	一七	
	牛		一	—	—	—	—	—	—	
	駱駝		—	—	—	—	—	—	—	
小農	馬	4067	一三四一五	三〇六	三一四	三二三	六二四	一四七	一七二	
	騾		一一四七五	二九一	二〇九	三六五	五四八	二一六	一〇一	
	驢		三五九八	七〇	三八	一五〇	一三五	四七	七六	
	牛		九八九	三七	四八	四〇	二〇	一四	八五	

小農	縣別							

備考

一、查本縣春耕秋收前之賣出及買入數並無若何差別因本縣農民所飼養之馬匹係農耕並大家販売者

二、本縣不滿一天地小農及二三天地之小農戶數較多查均係二三戶合夥甲小農養馬乙小農預備犁及農具以便耕作者為多

梨樹縣牧野狀況調查表

縣名	草地面積（陌）	現放牧地域 面積（陌）	放牧家畜數 馬	騾	驢	牛	對放家畜一匹之草地面積	可放牧地域 面積（陌）	地質	地勢	水利	水質	水害之有無	摘要
梨樹縣	一五二三	一五二三	七六二五	八一四〇	一六四三	七一	〇、一畝	三五二三	黃粘土	窪下	清徹	淡水	每至夏季際雨連綿積水甚多	

備考

查本縣農民除耕作役畜在七八等月農隙時期一般農民為節省草料計均將所有役畜由管理人牽在河邊或道旁放牧並無長年放牧者表內所記之可放牧地面積係指縣屬七八等區未墾及不堪耕地而言但作牧場較為適宜

梨樹縣農作物以外之飼料産出狀況調査表

調査地名	種類	産出量	消費量	運出量	運往地	價格	[illegible]
梨樹縣	豆餅	一三五、〇〇三片	一三五、〇〇三	ー	ー	每片一、七元	每個二二[illegible]
	酒糟	五、〇〇〇個	五、〇〇〇	ー	ー	每個三、七[illegible]	每個[illegible]
	豆腐糟	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	ー	ー	每桃三角	每桃二十五元

梨樹縣家畜市場取引狀況調査表

地名		梨樹縣
家畜市場	名稱	梨樹縣城家畜市場
	組織	露天市場
	取引時期	每日正午八時至十二時爲取引最盛期
	取引方法	由介尾成縣由主各洋牛毛 經紹主時每買次給一驢 記買賣憑額元方用元五

區分	馬 取引數	馬 平均價格	騾 取引數	騾 平均價額	驢 取引數	驢 平均價格	牛 取引數	牛 平均價格
月別 一月	一三	四一九	三	二五	二	一六	一〇	三二
二月	二二	四三、一	三二	六六二	八	一〇	七	三三
三月	六〇	四〇	八七	六三、四	二七	一八、一	二	三六、五
四月	一〇六	四二五	九一	五〇二	一〇	一七、二	七	三二
五月	五二	四二	五九	四八、九	二六	一六、三	ー	ー
六月	六二四	四〇、一	五四八	四七五	一三五	一六、三	四	三二
七月	二一四	四〇、四	二〇九	四六、一	三八	一六三	一	四一
八月	三	四〇	五	一二	一	一六	ー	ー
九月	三	五〇	五	五七、四	三	一八	ー	ー
十月	八	四五一	一一	五一八	四	一七	ー	ー
十一月	二一	五二	一六	五二	七	一六	六	四五
十二月	一九	四三	二〇	五七	二	一八	三	四五
集散區域	自本縣四鄉集來							
	八[illegible][illegible]本縣四鄉							

備考	年 度	統計
[illegible]		

[illegible]

[illegible]

[illegible]校舍管理狀況調查表

調查地名	種類	校舍管理区分調查之数 合計	共[illegible]	[illegible]	[illegible]	管理員 合計	[illegible]	[illegible]	備考
[illegible]	[illegible]	—	二八七五五	—	—	七、五	—		
[illegible]	[illegible]	—	一三七九八	—	—	七、五	—		
[illegible]	[illegible]	—	三六九五	—	—	七、五	—		
	計	—	七八七	—	—	七、三	—		
	[illegible]								

附 [illegible]

表六 [illegible]

[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	三、五元					一元	一元		[illegible]	
	[illegible]	三、二					一元	一元		〃	
	[illegible]	、三					五角	三角		〃	
	二	二、二					三角	三角		〃	

備考

一、[illegible]

二、[illegible]

三、[illegible]

四、[illegible]

註 [illegible]

[illegible]

輸出入地名	管轄税官	区分	一年間輸出入数 輸入	一年間輸出入数 輸出	主ナル仕出地	主ナル仕向地	一頭平均価格	検疫有無
梨樹県	輸入農安及遼源各税捐局 輸出梨樹税捐局	馬	四五〇	四八四	伊通 昌図	遼源 農安	五五、〇〇〇円	—
		騾	二九〇	三〇一	伊通 昌図	遼源 農安	六〇、〇〇〇	—
		驢	八〇	八六	伊通 昌図	遼源	二〇、〇〇〇	—
		駱駝	—	—	—	—	—	—
		牛	—	—	—	—	—	—

備考
査本県輸出入之役畜以馬騾牛為最多驢次之並駱駝無出入者自事変以来明匪牽扯又兼連年水災一般農民均将自有較好騾馬売出換買老馬使用康徳二年較為豊収農民経済稍較話裕擬将老馬売出換買較強騾馬故輸出入数並無若何差別

奉天省家畜疾病状況調査表

調査地名	疾病		原因	病状及経過	蔓延被害之状況	防疫々治療法	死体処置
	種類	病名					
梨樹県城	馬	伝染病	因食料不内常得鼻疽病	初発生病時由鼻内流出白色鼻不久而死	此疾伝染之強大	隔离不至蔓延為要	病死之馬從速火葬或深埋
〃	騾	仝前	仝前	仝前	仝前	仝前	仝前
〃	驢	、	、	、	、	、	、
〃	牛	、	、	、	、	、	、
説明	查本県家畜除馬騾時常発生鼻疽病外其他牛驢等畜因使用無多何種病状之発生合併陳明						

梨樹縣境內類似家畜市場調查表　康德三年四月　實業股調查

市場名	位置及用地面積	開設年月	經營者	開市日期	入場料	經紀手數料	經紀人數	買売人負擔	前年中入場頭數	前年中売數	前年中交易額	一年中交易最盛時期	到來交易
德順長杏	四平街三馬路用地四畝	康德三年三月一日	王凤	康德三年三月一日	無	每売家(馬)匹由双方各抽国幣一元	一人	經紀人手數料以外並無負担				每年二至四月九至十月	現在每日上市三一匹左右交易成者二三匹
魁什杏	四平街三馬路用地三畝	康德三年四月一五日	楊福魁	康德三年四月一五日	無	仝	一人	經紀人手數料以外並無負担	計騾馬約三千五百匹	約計騾馬三千五百匹	約国幣一千六百元	仝	現在每日上市二三十匹交易成者一二匹或不成
福長德	四平街三馬路用地二十畝	康德二年九月三日	張守善	康德二年九月三日	無	仝	一人	仝	計騾馬約三千六百匹	約計騾馬三百匹	約国幣二十三百匹	仝	現在每日上市四十匹交易成者三四匹或一二匹
附記	以上四平街之類似交易市場吾其餘各鎮並有市場子迴届時家家或有或無向來並無此項記												

梨樹縣家畜頭數調查表

調查地名	總數	牡馬	騍馬	壯馬	二年未滿者	騾	驢	牛	大車、花轂車	摘要
梨樹縣	二八七五三	二一五五	七九五四	八七九五	八五一	三二九八	三六九五	九八九	大車 七四六六 花轂車 二二九	康德三年一月調査

[illegible]毛色口歯体高頭数調査表

[illegible]区分	毛色	口歯	体高	頭数	摘要
[illegible]	白色 佰 [illegible] 黄色 佰 15/6 鹿色 佰 1/6 雑色 15/6	六才以上口 1/3 七八才口 1/3 九才以下 1/3	一三五米至一、五	九、七八二匹	
[illegible]	白色 1/6 黄色 [illegible] 紅色 [illegible] 雑色 [illegible]	四五才以[illegible] 七八才 1/6 [illegible]才以下 [illegible]	一〇米至一、四五	二、五四一匹	
[illegible]	白色 [illegible] 黄色 [illegible] 紅色 [illegible] 雑色 [illegible]	[illegible]才以[illegible] 七八才 2/[illegible] [illegible]才以下 [illegible]	一三米至一、四五	七、四七三匹	
合計				一九、七九六匹	全[illegible]頭[illegible]三[illegible] 一九、七九六匹[illegible] [illegible]頭数[illegible]有 計 一〇、八四三匹[illegible] [illegible]

農家の副業とし、養蜂は婦女子にも其の飼養管理好適なるを以て大同元年縣公署に於ては奉天より「クタリー黄金種」を購入（四箱）苗圃にて飼育し農村に配付奨勵をなしている。が未だ成績に見るべきものはない。

本縣には養蚕及柞蚕の飼養は行はれていない。

本縣に於ける大同元年より康徳二年度迄四ヶ年間に於ける家畜屠宰数目を示せば次の如くである。

梨樹縣各年度屠宰数目調査表　縣公署財務局調査

年度別	大同元年			大同二年			康徳元年			康徳二年		
月別　屠宰家畜別	猪	牛	羊	猪	牛	羊	猪	牛	羊	猪	牛	羊
一月	三八四	一五	—	四七九	二〇	—	五八一	七一	—	一〇六八	四八	二
二月	四一五	一九	—	三七一	一九	四	三八四	五〇	一五	五六五	三三	六
三月	五〇七	一一	—	二〇一	一四	—	三七三	二七	—	四七四	七	—
四月	五一四	一五	—	四〇五	一〇	—	五三一	二一	—	七五八	九	—
五月	四八七	一七	—	五〇八	九	—	六〇四	八	六	五九〇	—	—
六月	四九九	三	一一	五三二	二	一〇	七八八	四	二三	八三八	一	二三
七月	四三一	—	一七	四七八	—	二一	五八七	—	九二	六一四	二	一一五
八月	四一七	五	二四	五二五	二	三四	七五九	一五	六六	五一六	二四	五八

九月	五三一	一七	一八	七二七	四一	二〇	九二〇	五七	一七	不明	不明
十月	六五五	一一七	｜	八九五	一三六	｜	七三八	六九	・	不明	[illegible]
十一月	七四八	｜	｜	八三〇	一三三	｜	八七八	七〇	一	不明	[illegible]
十二月	六九九	｜	｜	七三三	九三	｜	六九三	一二七	二	不明	[illegible]
合計	六二八七	二一九	七〇	六七八四	四七九	八九	七八五六	四二九	一二四	五四[illegible]三	[illegible]

四平街屠宰場に於ける康徳三年度及康徳二年度に於ける屠宰数は左の如くである。

而して下記の数字は満鉄四平街附属地内の屠宰数は含まず鉄道北満入貨のみに於ける数字である。

四平街屠宰場屠宰数月調査表（康徳三年度）

四平街屠宰場調査

月別＼家畜別	豚	牛	羊	馬	驢
一月	三六一	三九	｜	二	六
二月	二三七	三二	一	｜	四
三月	二六八	二二	｜	｜	一
四月	三〇八	一六	｜	｜	七
五月	三四七	三	六	一	五
六月	四五一	二	二五	｜	｜

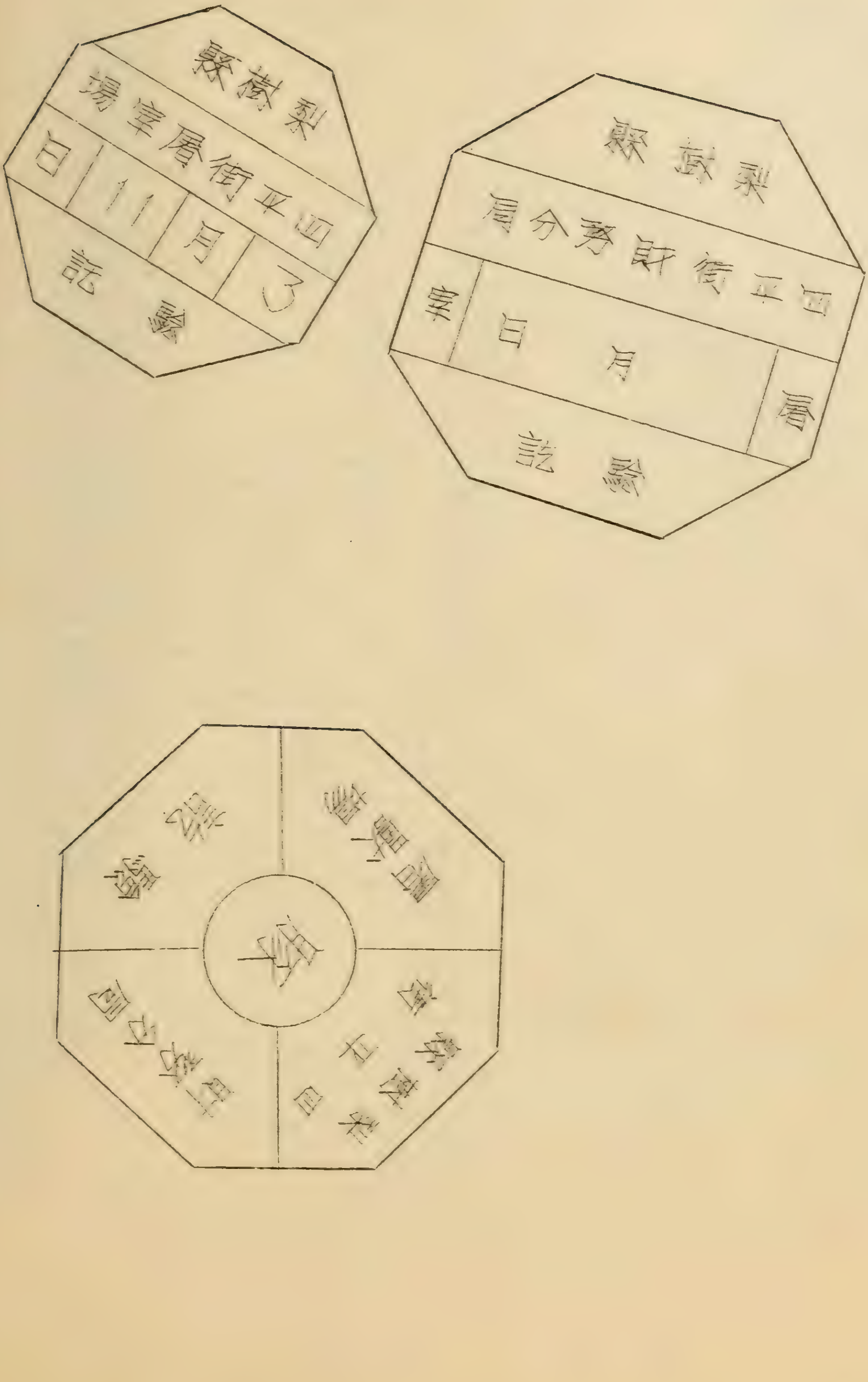
家畜別 / 月別	豚	牛	羊	馬	驢
七月	二一〇	—	五三	—	—
八月	三四三	一五	二二	—	—
九月	四四五	三六	二	—	—
十月	三八八	四〇	—	—	—
十一月	四七四	三九	—	—	—
十二月	五一一	三〇	一	—	—
合計	四四四三	二七四	一一〇	三	三三

康徳二年度屠宰数目調査表

家畜別 / 月別	豚	牛	羊	馬	騾	驢
一月	七二七	四一	二	—	—	—
二月	二〇二	一三	一	—	—	—
三月	三二〇	八	—	—	—	—
四月	三四〇	四	—	—	—	—
五月	三一四	二	一	—	—	—

六月	四三三	一	二九	—		
七〃	二二九	二	六一	—		
八〃	二七九	一八	二四	—		
九〃	四七七	五三	一	—	—	
十〃	三六二	三九	—	—	—	
十一〃	四六五	四一	一	—	—	—
十二〃	四三〇	二六	二	五	三	四
合計	四五七八	二四七	一二二	五	三	四

四平街居留場に於ける驗記



[illegible]

月別	牛 頭數	牛 價額(元)	馬 頭數(匹)	馬 價額(元)	騾 頭數	騾 價額(元)	驢 頭數	驢 價額(元)	豬 口數	豬 價額(元)	羊 頭數	羊 價額(元)	合計 頭數	合計 價額
一月	一九	六〇八	八	三二〇	六	二八〇			二一三	三、五九[illegible]			[illegible]二四六	[illegible]
二月	五	一六〇	七	二九〇	五	二三五			三六	九〇四			五三	一、五八九
三月	六	一九二	一二	二六五	一三	六九三	六	九六	九七	六、七一五			一三九	八、四六一
四月	二	六四	二三	一、四三三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			三八六	八、一八七
五月	七	二二四	七	二九五	三	一五七	四	七四	二九一	五、〇二三			[illegible]	[illegible]
六月	一	三二	二	八五	二	九二			二八七	五、三八八			二九二	五、五九七
七月			一	四〇	三	一五四	一	一六	二〇六	三、八一六	二七	一〇八	三三八	四、一三四
八月	二	六四			二	九六	三	四八	三〇九	五、八〇七	三二	一二八	三四八	六、一四三
九月	[illegible]	四二八	四	二五一	七	三九三			三九四	七、七二八	一	四	四二〇	八、八五二
十月	一二	三八四	八	四二六	四	二三九	二	三五	五八一	九、二二四			六〇七	一〇、三一八
十一月	八	二五六	一六	六七〇	二三	一、一二七	一六	二五六	五〇三	七、五一八			五六五	九、八二七
十二月	五	一六〇	二一	八八五	二〇	一、一六三	九	一四四	三五三	五、七七三			[illegible]〇八	八、二二五
總計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	五〇	八二八	三、五八六	六六、七三四	六〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]

康德二年度縣城及四平街家畜市場ニ於ケル家畜売買頭数調査表

梨樹縣城税捐分局調查

年月	牛 頭数	牛 総額	馬 匹数	馬 総額	騾 頭数	騾 総額	驢 頭数	驢 総額	豬 口数	豬 総額	羊 隻数	羊 総額	合計 頭数	合計 総額
康德二年一月	一〇頭	三二元	一三匹	五四五元	五頭	二六一元	二頭	三二元	三九九口	七、〇四一元	隻	元	四二九頭	七、九一一元
二月	七	二三四	二二	九四八	二三	一、五二三	八	一二八	一六五	二、七七〇	二	八	二二七	五、六一一
三月	二	七三	六〇	二、七八六	八七	五、四二四	二七	四八	九五二	一三、七三二			一、一二八	二二、〇六三
四月	七	二二四	一〇六	四、五一一	九一	四、五九一	一〇	一七二	四八二	七、三七三			六九六	一六、八七一
五月			五二	二、一八四	五九	二、八八六	二六	四二三	五一五	八、四一八			六五二	一三、九一一
六月	四	一二八	六二四	二五、〇二一	五四八	二六、〇七二	一三五	二、二〇六	六六〇	一三、〇四七	二	八	一、九七三	六五、四八二
七月	一	四一	二一四	八、六四一	二〇九	九、六四二	三八	六一六	三三七	六、二三二	七四	二九六	八七三	二五、四六八
八月			三	一二〇	五	三一〇	一	一六	三九八	七、八一一	二六	一〇四	四三三	八、三六一
九月			三	一五〇	五	二六二	三	四八	四八八	九三八	二	八	五〇一	一、四〇六
十月			八	四一五	一一	五七〇	四	六八	四九七	九、六三七	一	四	五二一	一〇、六九四
十一月	六	二七〇	二一	一、一〇二	一六	八三一	七	一一六	二八五	六、六八六			三三五	九、〇〇五
十二月	三	一三五	一九	九二八	二〇	一、一五〇	二	三六	二三八	五、八五三			二八二	八、一〇二
総計	四〇	一、一三七	一、一四五	四七、三五一	一、〇七九	五三、五三二	二六三	三、九〇九	五、四一六	八七、五三八	一〇七	四二八	八、〇五〇	一九三、八八五

梨樹縣役畜一匹一箇年消費量調査表（康德二年二月調査）

（梨樹縣公署實業股調査）

家畜別／項別	飼料名	單位	一匹一年消費量	單價	總額	合計
馬	高粱	斗	一五斗	一円六〇	二四円〇〇	五六、〇六
	玉蜀黍	〃	二	一、四〇	二、八〇	
騾	雜穀	〃	三	一、三〇	三、九〇	
	豆粕	斤	三一二斤	、〇三	九、三六	
	干草	〃	二〇〇〇	（百斤）、八〇	一六、〇〇	
驢	高粱	斗	八斗	一、六〇	一二、〇〇	二九、六四
	雜穀	〃	二	一、三〇	二、六〇	
	豆粕	斤	二〇八斤	、〇三	六、二四	
	干草	〃	一一〇〇	、八〇	八、八〇	
牛	大豆	斗	六斗	一、八〇	一〇、八〇	三〇、四〇
	雜穀	〃	四	一、三〇	五、二〇	
	干草	斤	一八〇〇斤	、八〇	一四、四〇	

五、林業

本縣には森林と称すべきものは無いが北部七、八、九の各区の沙域地方一帯は前代の農民が防風林として柳樹、楊樹を植林せしものが繁殖して各所に小森林を形成している。

匪害、水災、不作、穀価の暴落、暴騰にて泣面之堅の該地方の窮民は木材の高価に販売されるに着眼し百里の道を四平街方面まで搬出する者も少くない。

其他は只縣内各村落に毎囲状に或は路傍、宅地内等に楊、柳、楡等の樹林を見るが而して之も風致を添へるためか或は防風、防沙或は粗材採取の目的で従来の樹林を保護しているにすぎない。

北部七、八区十万天地は植林に最も適し、其の木材は建築用に枝葉は燃料に利用され農家にとつては甚だ有益なものであつたが、本縣清丈後より課税等則高価になりたる為経営困難に陥り、施策の発展を防害せられ該地方の水害罹災民は調査年度に於て高粱飯に餓へて各村に施粥を施行した状態であつた。

康徳二年度に縣当局に於いて本縣々有地一万町歩（第七、第八区）を提供満鉄本社と適当の契約を以つて共同造林経営案が提出されたが未だ実行の運びになつていない。

説明書の概要を掲げて参考に供すれば次の如し、

一、位置　　四平街北方九十満里の第七、第八両区の丘陵地

一、地勢、地質

砂域地叢林地帯（不可耕地）

一、交通々信

縣城所在地に達する道路ありて雨期及解氷期を除き自動車通行可能である。通信に付ては警備用電話がある。

一、運輸の利便並一般状況

本縣は奉天省内でも治安最も確立し匪賊の出没殆んど無きに至った。然して又本縣附近農民に対し前述の不可耕地を最も有利に使用せしめ得たならば、、、縣民経済に多大なる効果を齎すものと思惟される。

運材の材が関川に達しなかったのは本縣の周囲は東遼河を以って囲まれている関係上解氷期より結氷期迄水運を以って沖八区三江口迄流出せしめ三江口より鉄道輸送の方法又は東遼河をゞつくり営口まで流出せしめる方法がある。

本縣に於ける森林の所有関係を見るに國有林野及公有林野は無く民有林野のみである。

梨樹縣所有別、林況別、蓄積（材積）調査表（康徳二年度）

梨樹縣公署実業股調査

所有別	立木蓄積（石）（材積）	蓄（材）積内訳			備考
		森林地（石）	粗林地（石）	無立木地（石）	
國有林野	―	―	―	―	粗林無蓄平均

公有林野	—	—	—	—	一五六方尺
民有林野	一五六五七	四〇三三	一一六二四	—	落林毎株平均 五立方尺
計	一五六五七	四〇三三	一一六二四	—	

梨樹縣所有別、林況別、林野地面積表（康德二年度）

梨樹縣公署實業股調查

所有別	面積（畝）	面積内訳			備考
		密林地（畝）	粗林地（畝）	無立木地(原野地)（畝）	
國有林野	—	—	—	—	粗林地毎畝平均七二株 共 七七六三〇四株
公有林野	—	—	—	—	
民有林野	二四、三四七	五、七六一	一〇、七八二	七、八〇四	密林地毎畝平均四〇株 共 八〇六五四〇株
計	二四、三四七	五、七六一	一〇、七八二	七、八〇四	

木材時價調查表（康德三年二月現在）

種類	長サ	單位	平均時価	備考
楊木樑	二丈二尺	毎本	五円〇〇	
楊木檁	一丈三尺	〃	〇、九〇	

楊木類	一丈三尺	〃	〇、二五

本県に於ては康徳二年度秋季県内各区に於て植樹計画を立て県内造林事業に貢献しつゝある。今其の計画の概要及実際に植樹された各区別面積及植樹株数を示せば次の如くである。

梨樹県公署康徳二年度秋季植樹計画書

（梨樹県公署実業股調査）

一、植樹株数　　六白（青）楊五百万株

二、植樹地面積　一二五天地

三、利用地址（満文）

県城外区、第一、三、九区沿昭蘇河岸於砂灘及堤岸等地栽護岸樹二区於条子河岸行之四、五、七、八等区沿東遼河堤岸植護堤樹及農家未耕種之荒地栽樹造林六区於農家附近砂荒地行之、或於各区農家三畔植風致林各聴之。

四、各区應植樹株数及用地晌数

区別	植樹株数	用地晌数	区別	植樹株数	用地晌数
第一区	二〇〇〇〇〇株	七五天	第四区	三〇〇〇〇〇株	七・五天
二	二〇〇〇〇〇	五〇	五	四〇〇〇〇〇	一〇、〇
三	三〇〇〇〇〇	七五	六	五〇〇〇〇〇	一二、五

区別	植樹株数	用地晌数	区別	植樹株数	用地晌数
第七区	一四〇〇〇〇株	三五、〇尺	第九区	二〇〇〇〇株	五、〇尺
〃八〃	一四〇〇〇〇	三五、〇	合計	五〇〇〇〇〇	一二五、〇

梨樹縣康徳二年度各区秋季植樹情形報告表（康徳二年十一月）

梨樹縣公署実業股調査

区別村別	戸数	本年区植畝数株数		附記
第一区 七村	八戸	六〇畝	二四〇〇〇株	所植係大白楊
第二区 二村	二	二〇畝	八〇〇〇〇株	〃
第三区 八村	三九	五三、二畝	二〇九二〇〇株	〃
第四区 四村	三三	七八畝	三一二〇〇〇株	大青楊
第五区 六村	八〇	一一三、二畝	四五二八〇〇株	
第六区 六村	四八	六六、〇五畝	二六四二〇〇株	大青楊

第七區 六村	二五	一一二四〇〇〇株 一八、一畝	〃
第八區 六村	三〇	五三八〇〇株 一三四五畝	〃
第九區 二村	五		
總計 四七村	三二〇户	三二二〇二〇〇株 八〇五、〇五畝	

東河縣沖大區鄉村辦公處森林調查表

林地位置	分佈狀態		林之用途	距河流並泉里數及方向
	林形	廣寬里數		
東方竹山東西 距縣城西北二十里	長條	長寬 五十四丈 六丈	生長五年	南距卅一里 （卅一）
〃	長方	〃 三十六丈 十六丈	〃 五年	〃 〃
〃 戴家油房 西北十五里	〃	五十四丈 一三丈	〃 六年	東距卅半里 〃
〃 新河城 西北二十五里	〃	三十六丈 二十丈	〃 三年	西南距卅半里 〃

林地位置	分布狀態 林形	分布狀態 長寬里數	林之高低	距離河流井泉里數及方向
義方村新開城 榆樹台西北三十五里	長條	長五十四丈 寬六丈	生長五年	西南距廿一里 （廿一）
〃 〃	〃	〃 一百丈 三丈	〃 三年	南距廿半里 〃
〃 新開城 西北二十里	長方	〃 四十五丈 八丈	〃 二年	西距廿一里 〃
〃 〃	〃	〃 五十四丈 十三丈	〃 十年	南距廿一里 〃
〃 新開城 西北三十五里	長條	〃 一百三十丈 五丈	〃 五年	南距廿半里 〃
〃 新開城 西北二十里	〃	〃 一百丈 七丈	〃 五年	北距廿半里 〃
〃 新開城 西北三十五里	長方	〃 三十六丈 五十丈	〃 八年	南距廿二里 〃
〃 〃	〃	〃 九十丈 八丈	〃 五年	東距廿半里 〃
〃 〃	〃	〃 九十丈 十二丈	〃 五年	西距廿一里 〃

林地位置	分布狀態 林形	分布狀態 長寬里數	林之高低	距離井泉河里數及方向	
〃 〃	〃	〃 七十文 廿文	〃 五年	東距井半里	〃
〃 〃	〃	〃 七十文 十文	〃 五年	北距井一里	〃
〃 蓋家堡子 西北十五里	長條	〃 五十四文 十文	〃 十年	東距井半里	〃
〃 〃	〃	〃 九十文 十五文	〃 十年	〃	〃
〃 〃	長方	〃 四十五文 二十文	〃 十年	北距井半里	
〃 石廟子 正西三十二里	〃	〃 三十五文 十一文	〃 七年	東距井二里	〃
〃 鳳凰山 正西二十里	〃	〃 四十文 九文	〃 六年	南距井一里	〃

興城縣第八區號村鄉公有森林調查表

林地位置	分布狀態 林形	分布狀態 長寬里數	林之高低	距離井泉河里數及方向	
雷營村賈家屯 三江口正東四十里	長方	長二里零九十文 寬十六文	生長二十五年	北至河十五里 西距井九十文	（八井二）
〃 于江僑堡 正東四十里	〃	一百二十五文 六十五尺	〃 三十年	北至河十五里 南距井九十文	〃

林地位置	分布狀態 林形	分布狀態 長寬里數	林之高低	距齊井泉遼河里數及方向	
智益村楊木集窩堡 三江口正東十五里	長方	長一百丈 寬十四丈五尺	生長二十年	北至河十五里 南距井九十丈	（廿二）
智惠村德発号屯 三江口東南十五里	〃	〃 一百八十丈 六十七丈	十五年	北至河十五里 東距井一里	（廿一）
〃 觀喜屯 東南二十里	〃	〃 一百丈 六十六丈	十年	北至河十五里 南距井九十五丈	〃
〃 王家窩堡 正東二十里	〃	〃 七十五丈 十六丈	十八年	北至河十二里 西距井九十七丈	〃
智利村桑樹崗子 三江口東南五十里	〃	〃 二里 一里九十丈	十五年	北至河三十五里 東北距井一里	（廿四）
〃 柴家窩堡 東南六十里	〃	〃 七里 四里	十六年	北至河五十五里林內有柴家窩堡 井二眼東北距井二里	
智遠村元宝山 三江口東南六十里	半円形	〃 一百丈 七十丈	九年	東北至河二十里 東北距井六里	（廿二）
〃 西元宝山 東南六十里	方形	〃 一百丈 七十丈	十年	東北至河二十里 正西距井六里	〃

梨樹縣第七区聯村辦公處森林調査表　康徳二年十一月二十七日

林地位置	分布状態 林形	分布状態 長寬里数	林之高低	距昭蘇太河里数及方向
信卿村十二馬架子 在馬司西北二十五里	方形	長三十丈 寬二十五丈	生長十年二分之一	南至八里東距井七十丈西距井七十丈北至井二里（廿八）
〃 安家屯 西北二十五里	〃	〃 二十五丈 三十丈	十五年二分之一 六年二分之一	南至河八里東西南北距井各一里（廿七）
〃 四家子 西北三十里	〃	〃 四十丈 三十六丈	十五年二分之一 六年二分之一	南至河十里東至井二里南至井一里北至井十里
〃 興隆屯 西北二十五里	〃	〃 十丈 二十丈	十年二分之一 三年二分之一	南至河十里東至井五里南至井二里南至井二里北至井五里（廿二）
〃 〃	〃	〃 十八丈 二十丈	八年二分之一 三年二分之一	南至河十里東至井五里西至井三里南至井二里北至井五里（廿七）
〃 尨劉家 西北三十里	〃	〃 十八丈 二十丈	十年二分之一 五年二分之一	南至河十里東西南距井各二里北距井各五里（廿八）
〃 〃	〃	〃 十八丈 二十丈	十年二分之一 四年二分之一	南至河十三里東西距井各三里南北距井各五里（廿六）
信書村王家林子 在馬司正北三十里	〃	〃 六十丈 六十丈	四年五分之三 八年五分之二	南至河十八里北至河三里東南北各距井一里（廿三）
〃 許家園子 東北二十五里	〃	〃 五里 四里	三年五分之一、十年三十、四十年各五分之一	南至河十三里東西距井各五里北至井二丈（廿六）

康徳二年度植樹節緑化運動に本縣各区に分配された樹数は四万五千本で樹種は落葉松、赤楊、白楊、糖槭であつたが活着状況は約三分之一の成績であつた。

緑化運動分配各区樹苗表　（康徳二年度）

梨樹縣公署実業股調査

樹種別／区別	落葉松	赤楊	白楊	糖槭	備考
第一区	三〇〇〇株	一〇〇〇株	一〇〇〇株	一〇〇〇株	落葉松分発模範村栽植紀念林赤楊白楊及糖槭分発各村農民植風景樹
二	三〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	〃
三	三〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	〃
四	五〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	分発各村農民植風景樹
五	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	〃
六	三〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	落葉松分発模範村栽植紀念林赤楊白楊及糖槭分発各村農民植風景樹
七	—	一〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	分発各村農民植風景樹
八	—	一〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	
九	五〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	
合計	一四〇〇〇	九〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	

梨樹縣綠化運動成績報告表（康徳二年度）

梨樹縣公署實業股調査

区別	配布株数	種植面積	活着株数	生育状況
第一区	八〇〇〇株	五、六六天	三七八一株	
二	六〇〇〇	五、〇〇	一一一〇	
三	六〇〇〇	一九、五〇	一〇三三	
四	二五〇〇	三、三〇	二八五六	
五	四〇〇〇	四、〇〇	二二〇〇	
六	六〇〇〇	一七、〇〇	二二〇〇	
七	四〇〇〇	一一、〇〇	一二〇〇	
八	四〇〇〇	八、二七	一六〇〇	
九	三五〇〇	一、〇六	一〇六	
合計	四五〇〇〇	一六〇、八六	一六〇八六	

梨樹縣市政紀念綠化運動配発各区苗木表　（康徳三年度）

区別 株数 種類	一区 勤業村	二区 倹富村	三区 誠心村	四区 徳澄村	五区 仁恕村	六区 義方村	七区 礼讓村	八区 智能村	九区 信友村	縣立苗圃	合計	摘要
落葉松		7,000					1,000	1,000		1,000	10,000	
赤楊	4,000									1,000	5,000	原黒松
棉槐	3,500		7,000	2,000	2,000	2,000	1,000	1,000	1,500		20,000	原白楊
柳樹			1,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500		10,000	原6,000
楡樹	3,000	5,000	5,000	6,000	3,000	7,000	4,000	4,000	3,000		40,000	
楯槭				1,000		1,000	1,000	1,000	2,000		6,000	
糖楓				1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,700		7,700	原14000
水曲柳							2,500	2,500			5,000	
角楸				2,500	2,500						5,000	
洋槐	500	500	500	500		500			500		3,000	
大葉楊					100		200	200			500	原無
小葉楊					200		300	300			800	原無
梨樹	200	200	100								500	原無
共計	11,200	12,700	13,600	14,500	10,300	14,000	12,500	12,500	10,200	2,000	113,500	114,000本

六、副業

1 [illegible]縣農村副業調査表

副業名	種別	年產額	見積金額	從業戶數	從業期間	原料產地	販売先	備考
編席	副業	四、二五六領	二、一三〇円	六四〇戶	農閑時期 十、十二月	本地	境內各市鎮	農人於農閑時期以之資本[illegible]
	專業	三〇〇	一五〇	八	全年	〃	〃	
製帚	副業	一、五〇〇把	一八〇	一二	農閑時期 十、十二月	〃	〃	此種專業者亦不定一人或病殘人亦[illegible]依時為之
	專業	不明						
製粉條	副業	三四、九三九斤	七一、三九〇	八六	一、二、三、八、九、十、十一、十二月	本地	境內各市鎮	
	專業	二八、五四〇	四、五〇〇	五	全年	〃	〃	
製豆腐	副業	一、五一七、〇〇〇塊	一五、一六九	一八五	一、二、三、四、十、十一、十二月	〃	境內鄉村	
	專業	三九五、五〇〇	二、九五三	三五	全年	〃	鄉村及市鎮	
米麵	副業	一五、五二〇斤	一、二四五	五四	農閑期 十、十二月	本地	鄉村及市鎮	
	專業	不明						
機條	副業	四、七四三斤	九四八	二〇二	農閑期	本地	鄉村及市鎮	
	專業	不明						
草帽	副業	三〇五個	一六	二五〇	一、二、三、四、八、九、十、十二月	本地	鄉村及市鎮	
	專業	不明						

副業名	種別	年産額	見積金額	従業戸数	従業期間	原料産地	販売先	備考
製豆油	副業	二一八斤	五〇	不明	不明	本地	郷村及市鎮	
	専業	不明						

2、林産副業

副業名	種別	年産額	見積金額	従業戸数	従業期間	原料産地	販売先	備考
編筐	副業	三〇〇個	三〇〇円	五戸	農閑時期	本地		
木工品製造	副業	四五〇件	五〇〇	十五	〃	〃		

3、畜産副業

副業名	種別	年産額	見積金額	従業戸数	従業期間	原料産地	販売先	備考
飼養家畜	副業	五二、五〇〇匹	一〇、五〇〇円	一七五〇〇戸			各市鎮	
飼養	副業	一五、五〇〇隻	七七五	五、五〇〇	春季			

家畜							
養蜂	副業	一五〇元	一五〇	二		伊太利種	

七、雇傭関係

1、雇傭関係の地域別特長

地域別に見る雇傭関係の特異性は見られず、各区共同様な事である。

労力の需要供給に付ては各区に労働市場の設置と、山東方面より流れ来る苦力によって、該術バランスがとれて居り、労賃も略全縣同様である。

2、縣に於ける労働市場

縣城、四平街、楡樹台、広玉亭、小城子、喇嘛甸子、三江口、郭家店、大成店、馬[illegible]、大家子、等の地域に労働市場があり、毎年四月より十月迄の七ヶ月間に市が開かれた。

集合者が人数に付くは不詳なるも相当多数に上るものゝ如く、該関係は重要なる役割を占めている様である。各市場の特徴はそれぞれ異っているし、従って労賃の決定も市場状況に異っている。

例へば

(い) 縣城市場と関聯して労賃相場が決定する市場

(2)　其の市場自身労働者の所要供給に基ずき雇傭者と被傭人との直接交渉に依り決定する市場等々の如くである。而して縄張りとか把頭と云つた様な勢力圏は無い。又野外労働市場との需給関係も全々無いと云つてゐる。

調査せる張家油房は後述するが該市場と何等の関係をも結んで居ない。

縣城市場の大要を記述すると、

開設年代　道光初年頃と云われ開設理由、並にそれが動機、事情等に就ては確実さを掴み得なかつた為省略する。

市場の面積約一天地。廟前の空地を利用している。

組織及統制に就て廟の僧侶を訪れて見たれど、幾代も変遷して今日に及んで居るので、何等の手懸りも無く、農務会、商務会、粮桟等何等の関係を有しないが、警察当局は職務柄客桟の投宿人（苦力）を時折調べている。

因に一箇年中最も多数に集る時期は除草期間中にして、毎日三〇〇人の苦力が朝四時頃から右往左往する盛況で有る。

労働別就業状況を観るに（各市場平均による）

農業労働	七〇％
粮桟〃	一〇％
土建〃	一五％

其他 〃 五%

以上の如く農業労働に次ぐ、土建労働は建国後漸次其の増数を示しつつ有り、[illegible]

公主嶺、新京方面迄出稼いでいる現状である。

出稼労働者は未だ定着のものにして、帰郷送金状況に就ては出稼人の各自が異[illegible]

勤勉真面目なる者は一箇月十円位は持帰るとのことであった。

奉天省梨樹県農業労工調査報告書

第一、特殊調査報告

査鄙県於本種調査於奉令後即通令各警察署各村公所会同郷農会召集当地[illegible]

公所同会協商調査方法分頭進行先後由各村長将調査結果報告到県由県公署[illegible]

時新式制度実行稍有微従為[illegible]

一、県内自康徳三年初春有無実行左記事項之希望

甲、由他県招雇農業労工及募青年

答 県内康徳参年初春並無希望由他県招雇農業労工及募青年

乙、往他県之農業労工及募青年

答 県内康徳三年初春往双山遼源県農工三十人往昌図県農工二十八懐徳十五人

二、前記之甲或乙之希望者如有時左記事項如例

一、康德三年擬於縣内適当之地方（村区等）僱用及被僱者之労工数（不問多寡須記其確数）

答、前記之甲項在康德元年二年時有僱用者計六十人乙項之被僱者計四五区十三八六区十五人、七、八区計三十七人

二、僱用及被僱為其從中介紹存挙者係據農会協和会士紳団体及大地主中之誰

答、縣内之已往僱用者多係該工二人之親友介紹今年春往外縣去之被僱者均由術往該地之親友或大地主從中介紹者

三、関於僱用労工時之左記事項如何

(一) 按擬僱用労工之役種類別之労工数（例応如次之分類分別記之）

1、年工（老夜子）打頭的、把頭及其他

2、撈青

3、月工

三 公正之僱用條件関其詳情隨後別報亦可

1、按労役種類別之報酬額

2、銭糧別之報酬支給方法及時間支給保證金之方法

3、諸施設及各種与之有無（房屋寝柵飲食農具役畜等）

4、其他

(一) 擬招僱之労工術往縣名

(二) 其他

四、關於雇主之方面之調查

(一) 雇主之居住村名及交通（下車下船之地名）並治安關係

(二) 雇主數

(三) 雇主中有無不適當者勞工得安心勞働否

答、康德參年初春並無雇用外來勞工者故以上三四兩項無從查填

五、赴他處勞動勞工方面之調查

(一) 勞工居住之村名及赴他處勞工時之上車上船地名

答、四、五區十三人、六區十五人、七、八區計三十七人前往之地均係鄰縣或就近車站

(二) 勞工希望之勞役種類別之勞工數

答、擬赴遠縣之勞工希望墾荒赴昌圖及山等勞工均希望種地鋤地割地等之勞役

(三) 赴他處勞動之勞工為成年者於農業勞工上足堪耐勞且為身家確實者赴他處勞動時有無
發生紛爭之慮

答、縣內赴他處勞働之勞工均為成年者且為有身家生活決不能有發生紛爭之事故

(四) 赴他處勞動之勞工中有無適當之打頭的及總率者

答、並無打頭的其中不過一二人能內隨帮跟伙者

六、赴他處勞動之勞工希望事項

答、赴外縣之勞工希望一切工作順利工資早付

第二　全体調査報告

全縣之調査係遵照調査方法第一兩項先通飭各警察署分別査報後由職縣綜合報告編成單項報告

(一) 関於農業勞工僱用及赴他処勞工之一般聽聞調査

甲、僱傭

一、縣内僱用之農業勞工中有無由中國及國内他縣來此勞動者或多或少

1、中國勞動工

2、他縣　〃

二、如有來此勞動者則來去之月及月別增減狀況

答、中國勞工在康德元年春來縣者計三五人、二年春來縣者計十五人以佑新京及各都市修工故康德三年春並無由中國來縣者

三、外來勞工之年工、月工、日工之別僱用之習慣及此等勞工移動時所經之路須詳為説明

(僱用時之手續若何有無保証人薦挙人打頭的等及関於移動時之順序若何)

答、外來之勞工多係年工至於月工、較少其僱用手續多數為郷親介紹或薦挙僱用之習慣多為工滿錢齊其辞職後多數乘火車回家往他処移動者少

四他縣之勞工為何縣人最多

答、以往僱用之中国勞工多係山東萊縣掖縣等

三、年工及月工其不喜雇用外來勞工之傾向強否

答、年工及月工內喜雇用外來人因外來勞工無室家之累並且工濟而使役較便也

六、勞工市場（人工交市）數及其所在地名

答、縣內各區均有勞工市場一區在縣城內九節衙前二區在田子河五馬路三區在西關[illegible]地點四區在大成寺警察署門前五區在八家子[illegible]、六區在[illegible]街[illegible]衙前七區在張家子溝前八區在三江口街九區在[illegible]警察署門前

七、外來農業勞工於播種、除草、收穫否又自幾月至幾月間留住者為多

答、縣內無縣外來勞工寄居者

七、赴他處勞動者

一、縣內農民中有無他縣勞動者

答、縣內僅於鄰縣境界在割地或割地時々有鄰縣昌圖懷德等縣勞工來此勞動但為期不過二五日至十數日

二、有時返歸之月為何月又何月為最多

答、外縣來此者多係作日工割地者為數約三十人在六月上旬來二五日間行回歸割地者為數約二十人在九月中旬五六日即行回歸

三、年工月工及日工別赴他處勞動之習慣及此等勞工赴他處之經濟為何（可[illegible]人）

答、赴他処労工並無一定習慣恒以雇主為転移

四、往何縣労動者為普通

答、赴外縣之労動者以双山遼源為普通

五、願往他縣労動否及其理由

答、縣内労工並不希望赴他縣労動七八区一帯因地亡瘠薄連年歉收故有希望外縣労動或墾荒亦内為生活計但為数無多並非大批遷移之農業労工也？

八、小作関係

縣の小作関係概観

	農耕戸数				全体ニ対スル%		
	自作	自作兼小作	小作	計	自作	自作兼小作	小作
奉天省	七三九、八五六	四八四、二五〇	五一三、二〇三	一、七三六、三〇七	四二、六	二七、九	二九、五
梨樹縣	一五、三一九	三、五七四	一〇、二一二	二九、一〇五	五二、六	一二、三	三五、一

経営面積別小作戸数　（大同三年二月現在）

経営面積	六天地未満	六天地以上一一天地未満	一一天地以上二一天地未満	二一天地以上三一天地未満	三一天地以上四一天地未満	四一天地以上五一天地未満	五一天地以上一〇一天地未満	一〇一天地以上
小作戸数	四、五四五	二、九三二	一、八六四	、二〇一	、三五二	、〇四二	、一七六	一

各区別自小作割合推定

	自作	自作兼小作 入作
第一区	五〇%	五〇%
第二区	五〇	五〇
第三区	四〇	六〇
第四区	五〇	五〇
第五区	五〇	五〇
第六区	五〇	五〇
第七区	七〇	三〇
第八区	七〇	三〇
第九区	四〇	六〇

各区別小作形態割合推定

	物納定額	物納分租
第一区	七〇%	三〇%
第二区	七〇	三〇
第三区	三〇	七〇
第四区	三〇	七〇
第五区	二〇	八〇
第六区	四〇	六〇
第七区	二〇	八〇
第八区	二〇	八〇
第九区	三〇	七〇

所有耕地面積別農村在住地主戸数

	地主戸数
一一反地未満	三、〇三九
一一反地以上二一反地未満	七八五
二一反地以上三一反地未満	一一六
三一反地以上五一反地未満	七七九
五一反地以上一〇一反地未満	三五四
一〇一反地以上二〇一反地未満	一九二
二〇一反地以上五〇一反地未満	三七
五〇一反地以上一〇〇一反地未満	二
一〇〇一反地以上	一

所有耕地面積別都市在住地主戸数

	二〇天地未満	二〇天地以上五〇天地未満	五〇天地以上一〇〇天地未満	一〇〇天地以上二〇〇天地未満	二〇〇天地以上一〇〇〇天地未満	一〇〇〇天地以上
縣城	五	二〇	一一	六	一	―
四平街	二	八	一	―	―	―
郭家店	―	一	四	―	一	―

一、縣の一般的小作型態

本縣に於ける小作型態は、金納定租、物納定租、物納分租の三に分れるが、金納定租は都市近郊の企業的な菜園小作に於て僅かにみられるのみで、一般的な小作型態は物納定租、物納分租の二である。

物納定租に於ては、高粱、穀子、黄豆の三色物交の契約が比較的多くみられるが、又三色物交以外の場合も少なくはない。此の型態は小作地が上地、中地の場合に多い。

物納分租に於ては、地域に依て、五五、四六、三七、二八等の種々な契約が行はれて居る事は前表の如くである。

物納分租の型態は小作地が中地以下の場合にみられるのが普通である。

本縣に於ては約三〇年以前までは物納分租の小作型態は少なく定租のみであつたが、地主が定

租の現物のみに依つては小作人の不足を生じ、経営の困難を感ずるに至り、又之は物納分組小
作型態がみられる様になつたものであると言ふ。

2、県の一般的小作料

小作料ソノ一、　物納定租中畑反当

（単位現石[illegible]）

	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区	第八区	第九区
小作料	一.五石—一.六石	一.三—一.六	一.四—一.五	一.〇	一.〇	一.二	〇.三—〇.五	〇.三—〇.四	一.三—一.三

小作料ソノ二、　物納分組小作料別各区別割合推定

	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区	第八区	第九区
五対五	一〇〇%	一〇〇	三〇	-	-	一〇	-	-	四〇
四対六	-%	-	六〇	三〇	一〇	四〇	-	-	三〇
三対七	-%	-	一〇	七〇	九〇	五〇	二〇	二〇	三〇
二対八	-%	-	-	-	-	-	八〇	八〇	-

各区別中地天地当高粱收量

（単位地方石）

	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区	第八区	第九区
收量	三、五石	三、五	三、〇	二、〇	二、〇	二、五	一、二	一、二	三、〇

各区別天地当耕地地価

	上地	中地	下地	碱地
第一区	二五〇円－三八〇円	二〇〇円－三〇〇円	一八〇円－二〇〇円	一〇〇円－一五〇円
第二区	三〇〇－四三〇	二五〇－三五〇	二〇〇－二五〇	一五〇－二〇〇
第三区	二五〇－三八〇	二〇〇－三〇〇	一五〇－二〇〇	一〇〇－一五〇
第四区	一五〇－三〇〇	一〇〇－二〇〇	八〇－一〇〇	五〇－八〇
第五区	二〇〇－三三〇	一五〇－二三〇	一〇〇－一五〇	八〇－一〇〇
第六区	二〇〇－三五〇	一五〇－二二〇	一〇〇－一五〇	八〇－一〇〇
第七区	一〇〇－二〇〇	八〇－一五〇	五〇－八〇	二〇－五〇
第八区	一二〇－二〇〇	八〇－一五〇	五〇－八〇	二〇－五〇
第九区	二〇〇－三〇〇	一五〇－二〇〇	一〇〇－一五〇	八〇－一〇〇

小作料の変遷（第一区、第二区物納定租）

（量単位地方石）

	中地天地当小作料
西暦一九〇六 光緒三二年	一、〇石
〃一九二一 民國一〇年	一、五－二、〇
〃一九二八 民國一七年	一、二－一、七
〃一九三一 民國二〇年	一、二－一、三

〃	地価	二〇円	二〇〇小洋	一二〇—一五〇	八〇〇小洋
〃	高粱收量	三、五石	三、五	三、五	三、五

縣内一般的小作料は大体前表の如くである。

小作料附加物は物納定租、物納分租を通じて大い。義務労働は物納定租の場合は全くなく、[illegible]が、物納分租の場合には第二として地主方の家屋修理に従事せしめられる事例で[illegible]あるが、之は第一区、第二区に多いと云ふ。

小作料の搬入方法は定租、分租何れも収穫調製后に、地主之[illegible]主方に搬入するのが通例である。

(3) 租税公課の分擔

物納定租の場合には地域に依て二の様式に分たれる。第一、二、三、六、九区に於ては地主國税負担、小作人縣税、村費其他一切負担と決って居るのが通例であるが、第四、五、七、八区に於ては租税公課は地主全額負担が多い。此の租税公課地主全額負担は比較的新しく民國一八年頃から行はれるに至ったものであるが、之は治安不良が其の主因となっている。

物納分租の場合には分租割合の如何に係らず、國税は地主負担、縣税、村費、負担は分租割合と同じ割合で分擔する。

4、県に於ける小作人の過不足

小作人の移動定着の状況をみるのに、近年に至つて治安関係より第一区、第二区等の県城、四平街の近郊に他区より流入するものが少なくない。此の為之等の地域に於ては小作人もやゝ過剰となり小作料も騰貴の傾向にあるが一面第七区、第八区等の治安、地味の良好でない地域に於ては自然小作人の不足を感ずる場合もある。

他の地域に於ては小作人の過不足の現象は殆どみられない。

5、特殊な小作契約

	天地当小作料	天地当地価	天地当租収益	小作期間	小作地附加物	小作料納入時期	租税公課の分擔
水園子	八〇、〇〇円	五〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	三年	房子	分割払ヒ 契約時、五月五日、仲秋節	地主―国税 小作人―県税ソノ他一切
旱園子	三〇、〇〇円	四〇〇、〇〇	二〇〇、〇〇	一年	房子 井戸	全額前払ヒ	地主―国税 小作人―県税ソノ他一切

県城其他都市の近郊に企業的な菜園小作が若干行はれて居る。之は金納定租の小作であるがその経営面積は何れも一天地乃至二天地の小規模なものである。

県城の近郊に行はれて居るものに付てみるのに、小作戸数は約二〇戸、耕地は水園子と旱園子の二種類に分れて居るが旱園子は普通の菜園であつて、白菜、葱、大根等の蔬菜を栽培し、水園子は蓮等を栽培する。

その小作条件は前表の如くであるが、現在水園子にあつては天地当一五〇円、旱園子にあつ

ては一〇〇円内外の純収益を与へて居ると云ふ。

6、資料

資料として小作証書、小作争議に対する判決例を次に掲げる。

イ、租種地契

立 租種地契約人劉登起仝子劉[illegible]　因自己無地耕種懇託承保人趙利[illegible]下[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

草[illegible]一切危險損害地户自己負擔當地東毫無關[illegible]

東　但[illegible]地內取有關係樹木等地户內得代為照理不得擅自[illegible]

[illegible]不許地户[illegible]又立　條地户甘　遵守不違如有違[illegible]情事准由地東另行外

招[illegible]承保人[illegible]回保管恐後無憑立此租契存証

承保人　王　殿　元　〇　右食指斗

　　　　李　　　　[illegible]　〇　右食指斗

中見人　左　萊　[illegible]

　　　　陳　[illegible]

代字人　王　[illegible]　[illegible]　印

大同貳年旧曆貳月貳拾五日　　劉總山（）右食指

立租地契約

ロ、梨樹縣司法公署民事判決

一、梨樹縣司法公署民事判決　初字第三一〇号

判決

原告　張樹勳住梨樹縣城

被告　王蘭田住梨樹縣李家街巷

右兩造因請求交付租粮及提起反訴涉訟一案本署判決如左

主文

被告應償原告三色租粮四十四石二斗

原告其餘請求之訴及被告之反訴駁斥

訴訟費用原告負担十分之三被告負担十分之七反訴費用由被告負担

事實

原告請為判令交付租粮六十石之判決其陳述事實略称民因被告覇種地畝業於今春訴請判令交地遷移有案不意被告覇地　交仍種四段計地廿六晌請判被告給付租粮六十石三色內交訴訟費用請判被告負担

被告答辯意旨略称民原租種原告土地四十三晌每年租粮七十三石今年僅種廿六晌每晌一石

七斗計算應納租穀四十四石二斗原告何民訴追六十石未免過當且民於民國五年修葺東偏

院之房代墊修葺工食費八十九元一角民國九年代墊砌院牆門洞工食費一百四十一元民國十

年代墊築煙台工食費四十九元五角又此牆頂子糊稭大洋五十九元民國十七年代修葺東廂房

工食二十五元三角又墊築倉子三個工料費卅六元康德元年代墊修西廂房工食費卅八元二角

又修理井工食費卅一元並墊村會捐款電線桿費十六元五角以上代墊修費共計四百一十五元

八角隨時登記賬簿原告亦已撤佃所墊各款提起反訴請由租穀抵償並訴訟費用請判原告負擔

但云々

原告對於反訴　答辯被告耕種民地四十三天每年租穀七十三石如果民所認墊款又何

告墾不於墊修之年取拿交出時於還又何不於民另案向原告索租退佃時提出反訴足證其為捏造

在以民土地收益與民纏訟請將被告反訴駁斥反訴費用請判被告負擔　語

理由

本案被告於去年以前租種原告土地四十三天每年每租穀一石七斗每年共計七十三石一斗今

被告所種六天均為兩造共認不爭之事實則被告請將今年租穀按每天一石七斗計算共合

十四石三斗所然不合原告訴請追還之數固應駁斥但被告對於代墊修房築牆等款又計四百八

十五元八角提起反訴一節既無記賬可查已難認為真實如果屬實豈有不於撤佃時扣租穀而

還之理原告謂不欠其墊款殊較可信

據上論結原告之訴一部有理由一部無理由被告反訴為無理由依民訴條例第九十七條第九十

八條判決如主文不服本判決得於庭諭後廿日內上訴鐵嶺地方法院

康德二年十二月廿一日

梨樹縣司法公署民庭

審判官 楊程秀

本件證明 原本無異

書記官 李介繁

康德二年十二月 日

二、梨樹縣司法公署民事判決 初字第三一一号

判決

原告 李潤堂

代理人 康樹仁

被告 張振山即張國祥

右兩造因請求交付租糧涉訟一案本署判決如左

主文

被告應還原告租糧元寮徵糧十六石

訴訟費用由被告負担

事實

原告請為如主文旨趣之判決其陳述事實略稱被告短欠五百元無收條於是年三月十五日收洪熟地三十畝抵還前欠當即將地租回耕種言明每年租糧紅糧八石迄今二年尚欠廿六石不交請判令被告負担等語

被告答辯狀稱民出典原告窯地三十畝抵還前欠時此地由民耕種每年租糧紅糧八石是實又典地畝時中人佐藤介　所提民五十元由民先為墊付言明由租糧內扣還至民又三個普通年年約在此抵之意除扣民代墊各款餘數實屬不還原告竟照三個年收令不顧情面又照舊之訴駁斥訴訟費用請判原告負担云云

理由

每年租糧紅糧八石為兩造共認不爭之事實查租契載每年租糧係定實紅糧八石[illegible]交清倘有拖欠或交不足中人負責等語並無被告墊付中人提成五十元由租糧扣還之記載則名項花費由原告負担之記載則原告請判被告照約交納二年租糧尚無不合被告於最後言詞辯日期未到原告請由一造辯論判決應予照准

據上論結原告之訴為有理由依民訴條例第九十七條第四百五十七條第一項判決如主文

不服本判決得於送達後廿日內上訴鉄嶺地方法院

康德　二　年　十二　月　廿三　日

梨樹縣司法公署民庭
審判官楊桂芬
書記官李介繁

本件証明　原本無
康徳二年十二月　日

九、交通

1、鉄道

満鉄本線は本縣の東南部第二区、第三区を南北に縦貫し、新京、奉天二大重要都市間の要衝四平街駅をはじめ郭家店、楊木林、十家堡、八家子、蔣家の諸駅を連ねている。此の外平斉線及四西鉄道あり、各々四平街を起点としている。

平斉線は泉頭駅を経し昌図縣に入り、再び本縣第八区の主鎮三江口に通じて遼源縣に出で遠く斉々哈爾に至る。四西鉄道は四平街より西安縣西安に至る。

2、道路

道路は縣城を中心として縣下各主要鎮並に隣縣に至るが、概ね泥土質であって道路には適しない。氷結期間は凍結して坦々たる良道を成すが、夏季降雨に当っては泥濘膝を没し通行困難

である。四平街、梨樹、楡樹台間には自動車専用道路を有し官庁、諸会社、同盛汽車公司等で自動車を走らしめているが降雨の日は通行せしめない。

元来本県は平坦な広野であり、通路修築に必要な岩石を欠く為、根本的補修は行はれ得ず、目下は降雨に村の壮丁を駆り奉仕的に一時凌ぎの加工をなさしめる程度を出ない。

主要道路左の如し

梨樹県道路統計表

道路種類	名称	長度（公里）	寛度（公尺）	路質	備考
県道	梨豊道路	七五	一二	土質	由梨樹至西豊
〃	梨懐道路	九一	一二	〃	由梨樹至懐徳
〃	梨雙道路	五三	一二	〃	由楡樹台分支起点至雙山県
〃	梨昌道路	九三	一二	〃	由梨樹至昌図
〃	梨安道路	九九	一二	〃	由四平街分支起点至西安
郷道	梨遼道路	一〇五	一二	〃	由梨樹至遼源
県道	梨伊道路	一〇五	一二	〃	由梨樹至伊通
〃	郭安道路	九五	一二	〃	由郭家店至西安
〃	梨京道路	一四一、五	一二	〃	由梨樹至新京
〃	拉江道路	二七、五	一一	〃	由喇嘛分支起点至二江口

道路種類	名称	長度	寬度	路質	備考
鄉道	榆郭道路	三〇公里	一一公尺	土質	由榆樹台至郭家店
〃	榆孤道路	二八、五	一一	〃	由榆樹台至孤家子
縣道	榆城道路	四二	一一	〃	由榆樹台至八面城
鄉道	郭城道路	四三、八	一一	〃	由郭家店至小城子
〃	劉小道路	三六	一二	〃	由郭家店至小城子
縣道	梨城道路	三五	一二	〃	由梨樹至八面城
總計	縣道十一條 鄉道五條	一〇九九、三	一		

梨樹縣管内各市鎮互相距離里数

起点	着点	距離里数	備考
孤家子	榆樹台	五〇	
〃	三江口	一二〇	
萬發街	梨樹城	四〇	
〃	郭家店	二五	

狗樹台	三江口	九〇
喇嘛甸	四平街	五〇
〃	三江口	七〇
小城子	萬発屯	五〇
〃	孤家子	四五

十　市場関係

一、市場の変遷

梨樹縣城に於ける糧桟の草分は萬長泰であり同治十三年に開業した。次に福順德、萬發盛、益發長、公和合等が之に継ぎ、天益長、同順成、永盛成、永益昇、永合福等も光緒二年に開業した。

大正二・八年四洮鉄道の開通を見、四平街及郭家店を吸収地として市場を擴げたが其の為縣城の糧桟及雑貨舗は漸次四平街に移転した。

糧桟、雑貨、旅館、其他等の如く鉄道開設前は縣城には二〇〇軒の商家が軒を列ねてゐて、其の主なるものは

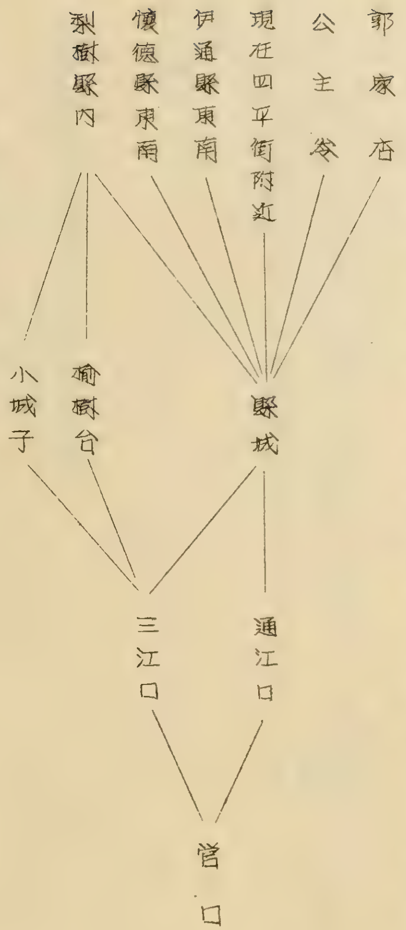
糧桟	一七軒
雑貨舗	三四

飲食店　　四〇
宿屋　　六
当舗　　二

であり、出廻期には遠近より集ひ来る人々で賑つたとの事である。

開通後は商店の数が激減し、糧桟は十軒、雑貨舗は十四軒に成つた。

四平街が出来る迄の県内糧穀出廻りの地域的系統は次図の如くであつた。



然るに鉄道開通後は県内各地市場の勢力は四平街に奪はれ、従来遼河によつて営口に運出されたのが、鉄道により四平街より南下する様に成つた

光緒三十年日露戦争に露国は県城に粮台を設置した為一時景気が良くなつたが、翌年停戦し

機台を有した為左程の商業都市では無かった。

民國七年四洮鐵道、四平街―洮南、敷設され県城の商店で四平街に移動するもの次々であった。

其後年々県城の経済的地位の不良の為商店の減少は防ぐべくもなく、現在では県内一流の穀物販売購入市場として存在している。他の楡樹台、三江口、等の都市も同様であるといへる。

満州事変には交通上大した影響は無かった故である。

県城に曽つて在つた痕跡

商号	資本金額	開業年月	閉業年月	閉業之理由	附記
萬長聚	一〇、〇〇〇元	同治十三年	光緒五年	負債多き為	
富盛成	二〇、〇〇〇	光緒元年	現在営業		
福聚発	一〇、〇〇〇	〃	光緒十八年	負債多き為	
福興北	一五、〇〇〇	〃	〃 十七年	仝右	
富盛泉	二〇、〇〇〇	〃	現在営業		
公合存	一五、〇〇〇	〃	宣統元年	負債多き為	
天益長	三〇、〇〇〇	光緒二年	民國十二年	損失の為	
同順裕	一五、〇〇〇	〃	光緒三十九年	私帖発行最多	
彩盛誠	二〇、〇〇〇	光緒三年	〃 二十六年	資本主破産	
永盛昇	三〇、〇〇〇	〃	〃 二十五年	仝右	

商号	資本金額	開業年月	閉業年月	閉業之理由	附記
彩全福	二〇、〇〇〇元	光緒三年	光緒二十年	資本主破産	
慶豊湧	一〇、〇〇〇	〃 四年	光緒十七年	仝右	
復盛湧	二〇、〇〇〇	〃 十七年	康徳元年	仝右	
富盛長	三〇、〇〇〇	〃 十九年	現在営業		
天益徳	一〇、〇〇〇	〃 三十二年	民国八年、	資本主が分家した事業を停止した。	
順成合	一〇、〇〇〇	〃 三十年	民國五年	負債多き為	

聚城に嘗つて有つた雑貨舗

商号	資本金額	開業年月	閉業年月	閉業之理由	附記
福勝魁	一五、〇〇〇元	同治十二年	現在営業		
彩全当	三〇、〇〇〇	仝右	光緒三十四年	私帖の為損失	
萬盛泉	四〇、〇〇〇	仝右	〃	投機に失敗	
復盛源	三〇、〇〇〇	光緒二年	康徳元年	資本主破産	
福興合	一〇、〇〇〇	光緒元年	光緒十八年	仝右	
福興盛	一〇、〇〇〇	〃	光緒十七年	仝右	

増盛成	二〇、〇〇〇	〃	光緒三十大年	資本主逝世
三合広	一〇、〇〇〇	〃	現在営業	
裕源号	八、〇〇〇	〃	宣統元年	負債多き為
恒慶号	八、〇〇〇	〃	光緒二十三年	仝右
同順利	一五、〇〇〇	光緒二年	光緒十七年	仝右
永盛当	三〇、〇〇〇	同治十二年	光緒二十四年	仝右
合盛当	三〇、〇〇〇	光緒十二年	光緒三十四年	仝右
錦太永	一〇、〇〇〇	光緒十八年	民国十七年	仝右
天益湧	二〇、〇〇〇	民国三年	民国十一年	仝右
広源達	三〇、〇〇〇	宣統元年	民国十九年	仝右
慶記当	三〇、〇〇〇	〃	民国九年	仝右
公合当	三〇、〇〇〇	光緒十一年	民国五年	仝右

2、県城に於ける購入事情の沿革

光緒二十八年四平街駅の設置以前にあつては本県雑貨商の雑貨仕入先は瀋陽（現在奉天、当時より一二〇満里）及び通江口（遼河沿岸の商港、当地より二四〇満里）であつた。当時移入商品中日本商品は全然姿を見せず、瀋陽製品若くは支那製品であつた。四平街駅設置後は漸次

に既号の雑貨舗設けらるゝもの多く大連、奉天より商品を仕入れ既号の雑貨舗の手を経て本縣城に送られた。既号なきものは四平街駅の雑貨舗より卸売にて購入、若くは奉天、大連より四平街駅迄送り付けられ縣城迄運搬した

3、縣城雑貨舗に於ける商品の変遷

日本製品は宣統末年より小量ながら移入されたが、民国十三年頃より漸次多く、民国末年には支那製品は特殊商品を除く外は縣城市場より姿を消した。日本製品の主要なものは呉服類、磁器類、薬品類、化粧品類であつて、最も古くより当地に移入されたのは呉服類及び磁器である。

呉服類移入の変遷に就いて述べるならば

光緒年間に在りては農民の衣服は木綿であり、綾綢類を用ふるものが無かつたが、民国四年頃より結婚祝事に使用する様になつた。宣統末年より日本品として洋花布、斜紋布、毛布、漂布綾綢等が移入された。最初は支那製品の数量が断然多かつたが、民国十五年頃より製品の品質の良好と価額の低廉により、日本製品漸次優勢となり、民國十八年頃より特殊物品以外には支那製品の移入を見ない。現在に於ては縣城雑貨舗の日本商品は全体の九割を占め、餘は満洲国産及支那製品である。

4. 市　場

イ、四平街

満洲國交通線の背柱たる満鉄本線は本縣の東南部即ち第二区、第三区平頂を南北に縦貫し

街県、奉天二大重要都市間の要衝四平街駅をはじめ郭家店、雙子店、一家堡、八家子、蔡家の諸駅を連ね交通運輸の上に多大の便益を与へている。

北の外四平街を起点とする平斉線は四平街に起り、梨樹駅を経て昌図県に入り、再び本県の八面城の三江口に通じ遼源県に及び遠く斉々哈爾に至る、尚最近四平街より西安迄四西鉄道が開通された。

即ち四平街は本県に於ける鉄道の中心点であって単に満鉄本線、平斉線、四西鉄道を連絡する満洲国屈指の主要駅である。

四西鉄道は更に計画中の鉄道によって朝鮮を縦貫して西安に通じ当地を経て洮安索倫に至り満洲里を西に通ずる鉄道敷設計画完成の暁は遠く欧州に通ずる最短距離鉄道の要駅として将来の大四平街が予想せられる。

一望千里の沃野に豊に穣る大豆、高粱の所謂満洲特産物は大連、安東、営口を経て海外に輸出されるが、四平街はこれ等特産物取引上南満随一の集散市場である。

ロ　梨樹県城

梨樹県城は四平街北方三十満里の地点にあり、本県政治の中心であり通信網、警備道路は此地を基点として県下主要郷鎮へ向って放射せられている。戸数三一九四　人口一九、三〇四雑貨商、焼鍋、粮棧等がある。

四平街梨樹間自動車専用道路あり、雨天以外は一日数回バスが往来している。

往時は省城より寛城子（新京）其他東北重要都市に至る要地であり、又本縣才八区三江口を經て東遼河により遠く營口との水路交通あり百貨の搬入出せられるもの多く、縣下の穀物亦これ等の經路により外地に移出せられしを以て車馬絡繹として蝟集し商業も殷盛を極め買売街たる異名すら生じたが満鉄線の敷設せらるると共に交通の要路を占める四平街生れ年と共に繁盛するや縣城の經済的地位は漸次該市に奪はれ四平街の隆盛と反比例して縣城は漸次凋落不振の過程にある。

八、楡樹台

楡樹台は本縣の中心に位し、縣城の北方四十満里の地点にあり四平街—梨樹—楡樹台間はバス専用道路がある。

鉄道未開通の往時は東北各縣並通江口、營口、省城に通ずる交通の要路に当り繁昌したが四平街の隆興と共に經済的価値を失ひ商戸の四平街へ進出移転するもの漸次多く市面蕭條を呈している。戸数一七四六戸、人口九、三三〇、雑貨商二六戸、大商工業七戸である。

二、郭家店

郭家店鎮は満鉄本線郭家店附属地に隣接し縣城の東南四十満里の地にあり鉄道の敷設により生れた街であり、瀋海鉄道敷設前に於ては吉林、伊通以南の糧車も本地へ参集し、為めに一時繁盛したが該鉄道の完成するや、これ等の出廻穀物も該鉄道に吸収せられ、且つ才五区小城子附近の糧車も一部は懐徳縣公主嶺駅に向ふ為本地の発展を妨げている。

鋪内商民七九一戸、人口四〇二四、旅桟五戸、煙舗一戸、雑貨商四戸、質屋一戸を主なるものとする。

ホ　其　他

三江口鎮——縣城の西北一一五満里、戸数九二七、人口六、七九八

小城子——縣城の東北十満里、戸数六〇八、人口三、二〇六

5　開場統計

（單位瓲）　　　　　　　　（四平街滿鉄事務所調査）

6	7	8	9	10	11	12	縣名	種別
38	18	-	5.950	7.078	3.264	3.794	梨樹	大豆
-	-	-	1.207	3.156	2.090	3.112	伊通	
-	-	-	140	303	115	2.118	西豐	
-	-	-	-	192	775	2.390	西安	
5	-	-	1.685	965	825	920	昌図	
-	-	-	-	27	210	560	双山	
43	18	-	8.982	11.721	7.279	12.894	計	
22	3	-	296	1.145	1.860	3.467	梨樹	高粱
-	-	-	106	716	1.230	1.305	伊通	
-	-	-	-	26	430	894	西豐	
-	-	-	-	-	469	915	西安	
-	-	-	92	190	520	888	昌図	
-	-	-	-	8	127	413	双山	
22	3	-	494	2.085	4.636	7.882	計	
1	-	-	12	69	96	352	梨樹	包米
-	-	-	4	9	44	117	伊通	
-	-	-	-	2	24	122	西豐	
-	-	-	-	-	43	85	西安	
-	-	-	-	10	4	42	昌図	
-	-	-	-	1	12	83	双山	
1	-	-	16	91	223	801	計	
-	-	-	-	161	2.116	4.360	梨樹	粟
-	-	-	-	3	55	162	伊通	
-	-	-	-	-	55	95	西豐	
-	-	-	-	-	37	260	西安	
-	-	-	-	202	1.594	2.992	昌図	
-	-	-	-	-	180	90	双山	
-	-	-	-	366	4.031	7.959	計	
2	-	-	77	279	492	945	梨樹	雑穀
-	-	-	30	125	265	486	伊通	
-	-	-	-	8	178	471	西豐	
-	-	-	15	6	134	264	西安	
-	-	-	24	55	192	240	昌図	
-	-	-	-	2	130	200	双山	
2	-	-	146	475	1.391	2.606	計	

（一）[illegible]県別出廻数量

種別	県名	計	1	2	3	4	5
大豆	梨樹	25,682	2,082	1,773	[illegible]	485	[illegible]
	伊通	11,812	1,008	593	550	49	[illegible]
	西豊	4,460	710	658	[illegible]	6	[illegible]
	西安	5,647	1,185	850	[illegible]	–	–
	昌図	5,892	620	323	[illegible]	261	[illegible]
	双山	1,175	115	169	94	–	–
	計	54,668	5,720	4,366	[illegible]	801	271
高粱	梨樹	10,697	1,470	1,224	[illegible]	[illegible]	57
	伊通	5,289	745	574	[illegible]	5	[illegible]
	西豊	2,558	310	549	549	–	–
	西安	2,424	580	255	205	–	–
	昌図	2,741	520	261	181	58	[illegible]
	双山	995	162	145	149	–	–
	計	24,704	3,787	3,008	2,520	173	[illegible]
包米	梨樹	1,726	180	898	75	21	22
	伊通	292	84	16	16	–	[illegible]
	西豊	233	43	46	2	–	–
	西安	287	113	38	8	–	–
	昌図	115	40	10	4	3	[illegible]
	双山	245	60	53	36	–	–
	計	2,898	520	1,055	141	24	26
粟	梨樹	9,956	1,393	[illegible]	[illegible]	121	[illegible]
	伊通	315	87	7	–	1	–
	西豊	284	77	1	44	[illegible]	–
	西安	334	29	8	–	–	–
	昌図	7,088	[illegible]	[illegible]	[illegible]	92	–
	双山	692	[illegible]	[illegible]	92	–	–
	計	18,669	2,116	2,432	[illegible]	224	[illegible]
雑穀	梨樹	2,685	[illegible]	327	[illegible]	47	[illegible]
	伊通	1,244	[illegible]	[illegible]	[illegible]	3	[illegible]
	西豊	[illegible]	[illegible]	[illegible]	43	–	[illegible]
	西安	[illegible]	[illegible]	140	[illegible]	–	–
	昌図	[illegible]	[illegible]	3	[illegible]	[illegible]	–
	双山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	–	–
	計	6,522	1,684	813	[illegible]	[illegible]	[illegible]

(2) 自康徳元年十月 至〃二年九月 四平街駅託送仕向先別表(單位車)　四平街日滿特産商聯合会調査

	埠頭方面	営口	朝鮮	奉天方面	安奉線	管内	合計
混保大豆	1,160	79	–	–	1	–	1,240
大豆	516	850	–	8	1	2	1,377
高粱	503	175	6	125	56	35	900
小米	1	–	878	1	108	96	1,084
元米	6	1	33	–	–	3	43
迷子	27	–	–	–	–	–	27
苞米	233	8	12	1	251	33	538
蕎麦	284	7	119	–	4	1	415
青豆	91	50	103	10	24	2	280
小豆	100	16	1	–	1	1	119
大麻子	94	–	1	–	–	–	95
小麻子	156	1	1	–	–	–	158
芝麻	115	1	67	1	–	–	184
蘇子	294	1	–	–	–	–	295
粳米	1	–	–	–	4	19	24
稗子	–	–	–	–	2	27	29
豆餅	19	–	–	–	–	2	21
屑粟	61	–	7	–	2	–	70
谷糠	25	–	–	15	–	15	55
穀屑	34	–	–	–	–	–	34
菉豆	71	–	–	–	–	2	73
其他	5	–	2	3	1	33	44
合計	3,796	1,189	1,230	164	455	271	7,105
前年度合計	5,853	559	2,090	257	236	84	9,079
前々年度合計	3,440	488	1,735	133	394	43	6,233

(3) 自康徳九年十月 至 〃 二年九月 大豆託送状態 (単位車) 四平街日満特産既合会調査

年月 \ 種 要	混合保管託送 特等	壹等	貳等	参等	肆等	小計	普通託送	合計	宛先別 率國	管制外
九年 10月	1	268	6	6	1	282	239	521	399	122
11	—	30	1	—	—	31	210	241	52	189
12	—	27	1	—	—	28	23	51	47	4
十年 1	—	130	1	1	—	132	36	168	161	7
2	—	123	1	—	—	124	27	151	146	5
3	—	127	2	2	—	131	55	186	185	1
4	—	164	4	2	—	170	44	214	203	11
5	—	4	1	1	—	6	204	210	61	149
6	—	4	—	—	—	4	74	78	22	56
7	—	60	28	—	—	88	192	280	33	247
8	—	108	21	1	—	130	38	168	148	20
9	—	113	1	—	—	114	235	349	219	130
合計	1	1,158	67	13	1	1,240	1,377	2,617	1,676	941
前年度合計	122	2,022	125	49	3	2,321	720	3,041	2,773	268
前々年度合計	12	951	136	68	4	1,110	891	2,061	1,554	507

備考
昭和十年九月中新大豆出廻数 337車
昭和九年九月中 〃 154車
昭和八年九月中 〃 203車
昭和七年九月中 〃 537車

(4) 自康徳元年十月 至 〃二年九月 四洮線方面発当駅到着数量（單位瓲）　　四平街日満特産商聯合会調査

年月別 ＼ 品名	大豆	高粱	苞米	小米	其他雑穀	合計
九年10月	1,986	640	7	2,581	1,598	6,812
11	2,650	156	270	2,673	4,166	9,865
12	6,060	1,079	4,170	2,300	8,501	22,110
十年1	1,802	580	1,625	2,130	10,373	16,510
2	540	571	900	2,935	4,764	9,710
3	2,101	450	1,093	2,678	4,010	10,332
4	1,553	62	759	516	1,136	4,026
5	241	240	1,944	579	1,592	4,595
6	96	30	30	300	1,095	1,551
7	150	30	150	480	591	1,401
8	155	7	－	60	959	1,181
9	1,387	241	9	100	396	2,135
合計	18,723	4,086	10,957	17,332	39,131	90,229
前年度合計	16,829	2,220	6,468	26,097	34,817	86,431
前々年度合計	19,849	5,931	8,161	28,601	24,186	86,728

（5）自康徳九年十月至〃十年九月 西斉線方面発当駅通過連絡貨物数量（単位瓲） 四平街日満糧穀連合会調査

品名 / 年月日	大豆	高粱	粟米	小米	其他	合計
九年 10月	9.930	1.530	450	270	6.587	18.767
11	27.970	1.110	7.270	540	14.182	51.072
12	57.280	3.420	4.770	263	14.109	79.842
十年 1	61.050	540	810	990	18.404	81.794
2	33.290	780	2.310	390	7.691	44.461
3	51.510	210	960	777	3.412	56.869
4	28.270	750	210	120	2.185	31.535
5	7.500	30	30	–	2.408	9.968
6	3.780	30	60	30	1.394	5.294
7	3.900	120	270	65	1.062	5.417
8	5.160	120	90	–	1.100	6.470
9	5.640	690	120	–	2.627	9.077
合計	295.280	9.330	17.350	3.445	75.161	400.566
前年度合計	424.117	6.230	20.456	5.683	64.040	520.526
前々年度合計	393.079	19.620	8.733	1.579	33.489	456.500

上記各発線別内訳（単位瓲）

品名	大豆	高粱	粟米	小米	其他	合計
平斉線	138.740	8.430	15.430	2.736	27.876	193.209
大鄭線	31.530	840	1.830	657	7.371	42.723
斉北線	90.150	60	–	20	35.886	126.116
訥河線	34.080	–	90	32	3.455	37.657
浜北線	30	–	–	–	–	30
洮索線	750	–	–	–	76	826
合計	295.280	9.330	17.350	3.445	75.161	400.566

四平街駅月別発送高内訳表（単位車）

四平街日満特産聯合会調査

芝麻	蘇子	粳米	稲子	豆餅	屑粟	谷糠	豪屑	菜豆	其他	合計
38	—	—	1	4	11	30	4	6	1	983
31	19	5	4	2	15	4	4	6	2	704
23	58	1	5	2	6	—	6	10	6	429
22	73	2	11	1	7	1	4	23	6	620
4	6	—	—	—	5	1	1	10	3	495
5	7	1	3	1	8	3	8	10	2	566
8	3	4	—	1	7	1	2	5	5	526
13	49	7	2	1	4	1	1	3	7	626
21	34	—	2	2	2	1	1	—	1	440
8	13	1	—	1	2	6	2	—	3	604
10	11	3	1	1	1	2	1	—	8	605
3	22	—	—	5	2	5	—	—	—	507
184	295	24	29	21	70	55	34	73	44	7,105
352	88	2	—	20	136	—	24	182	82	9,079
149	45	3	—	4	90	—	29	145	17	6,233

（6）自康德元年十月至康德二年九月 壹ケ年間

年月日＼別	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
元年 10月	282	229	[illegible]	[illegible]	2	1	18	5	2	5	2	5
11	[illegible]	[illegible]	[illegible]	146	2	–	29	[illegible]	22	12	[illegible]	[illegible]
12	28	23	[illegible]	63		[illegible]	[illegible]	5	21	11	9	-
二年 1月	192	36	74	71	6	3	49	[illegible]	29	13	12	13
2	124	27	45	136	3		86	7	23	7	8	5
3	131	55	103	122	4	2	24	13	44	6	12	
4	170	44	85	65	5	-	[illegible]	[illegible]	43	17	15	3
5	6	204	64	92	7	-	82	24	26	2	24	7
6	4	74	29	134	5		63	50	10	4	2	5
7	88	102	57	54	4	2	53	91	16	15	-	11
8	139	35	51	26	5	3	49	146	23	22	-	74
9	144	135	20	6		-	-	54	2	5	-	34
合計	1249	1377	980	1084	43	27	538	415	280	129	95	138
前年度合計	2321	1214	1313	961	50	46	173	594	126	45	43	21
前々年度合計	1037	84	850	873	27	18	389	195	48	49	205	55

廻つた糧穀数量　　（康徳二年度）

高粱	包米	谷子	稲子、粳子	雑穀
41,519	6,065	43,080	3,114	5,302
20,916	3,766	25,539	2,380	3,681
10,689	1,457	9,920	188	1,251
3,345	290	5,[illegible]29	388	192
207	18	[illegible]	-	-
-	-	-	-	-
586	16	150	-	-
24	-	172	-	-
-	-	-	56	1
368	-	-	-	-
36	-	-	-	-
3	-	-	-	-
49	-	-	-	-
208	-	-	-	-
353	-	376	-	-
6	-	-	-	-
193	11	380	-	-
112	31	-	-	31
100	-	-	-	-
-	-	-	-	-
69	-	485	62	40
143	-	-	-	-
224	11	-	-	-
34	-	-	-	-
7	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
443	107	275	-	8
21	-	-	-	-
62	52	-	-	-
784	70	40	-	41
2,410	214	135	40	57
42	15	9	-	-
85	7	-	-	-

(ハ) 梨樹縣各地より四平街に出

地名	総計	大豆	小豆	其他豆類
(総計)	224,114	119,71[illegible]	2,125	3,131
梨樹	115,[illegible]45	56,365	1,320	1,778
楡樹台	50,984	26,1[illegible]9	444	916
條子河	19,3[illegible]8	9,309	110	125
四家子	2,444	2,162	–	7
程家窩堡	215	215	–	–
太平溝	4,153	3,399	2	–
海豊屯	530	334	–	–
白山咀	894	837	–	–
小老爺廟	865	492	5	–
雙牙廟	1,052	1,016	–	–
小辺	32	29	–	–
小紅咀	2,323	2,273	1	–
胡家窩堡	1,299	1,091	–	–
前家巴	2,112	1,334	39	10
恒道子	267	261	–	–
黄雑貨舗	2,214	1,630	–	–
楊木林	753	5[illegible]2	56	11
河家信子	1,438	1,336	2	–
淡林子	142	142	–	–
押胡蘆泡	1,155	499	–	–
仏馬泉	1,500	1,356	1	–
錢家橋	1,248	1,012	–	1
薩城子	513	479	–	–
春馬背	29	22	–	–
五里坡	21	21	–	–
大蒸咀	66	66	–	–
一面城	[illegible]33	133	–	–
大榆樹	1,290	435	–	22
大平山	420	399	–	–
里咀子	915	801	–	–
拉麻甸子	3,[illegible]58	2,0[illegible]3	52	78
小城子	6,421	3,3[illegible]1	83	181
大鎮	251	[illegible]83	–	2
十家堡	224	[illegible]22	10	–

出廻った糧穀数量（康徳二年度）

(1)

		小豆												
11	12	計＼月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
14,319	16,635	2,125	544	222	72	15	4		-	-	-	263	297	705
5,220	9,820	1,320	516	104	30	15	7	-	-	-	-	116	137	395
5,474	4,900	444	-	64	26	-	-	-	-	-	-	47	87	220
628	750	110	-	25	7	-	-	-	-	-	-	26	7	45
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
246	35	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
622	-	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	34	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	56	28	-	-	-	-	-	-	-	-	28	-	-
163	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
105	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
193	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
974	350	52	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	30	10
625	780	83	-	17	9	-	-	-	-	-	-	22	-	35
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-

(8) 月別に梨樹縣各地より四平街に

地名	計	大豆 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(総計)	119.778	14436	7.848	6.899	2.128	574	168	75	-	26797	29.449
梨樹	56.365	14126	3.013	2.812	1.609	574	146	65	-	7961	11.219
榆樹台	26.119	-	2.817	2.252	689	-	22	-	-	1984	7981
條子河	9.309	-	407	481	38	-	-	10	-	2643	4360
四家子	2.162	-	88	161	-	-	-	-	-	1525	388
程家窩堡	215	-	-	-	-	-	-	-	-	215	-
太平溝	3.399	-	-	248	-	-	-	-	-	1715	1155
海豐屯	334	-	-	-	-	-	-	-	-	319	-
白山屯	837	-	-	-	-	-	-	-	-	837	-
小老爺廟	492	-	-	-	-	-	-	-	-	367	125
双牙廟	1.016	-	-	-	-	-	-	-	-	665	351
小辺	29	-	-	-	-	-	-	-	-	29	-
小紅咀	2.273	-	-	-	-	-	-	-	-	2130	143
胡家窩堡	1.091	-	86	-	-	-	-	-	-	172	803
前家巴	1.334	-	-	-	-	-	-	-	-	535	157
恒道子	261	-	-	-	-	-	-	-	-	261	-
萬雜貨舗	1.630	-	215	-	-	-	-	-	-	1161	254
楊木林	512	182	-	-	-	-	-	-	-	69	261
河家信子	1.336	-	-	-	-	-	-	-	-	837	36
孜林子	142	-	-	-	-	-	-	-	-	142	-
胡閉盧泡	499	-	-	-	-	-	-	-	-	394	-
仙馬很	1.356	-	-	-	-	-	-	-	-	1073	257
錢家橋	1.012	-	-	168	-	-	-	-	-	805	39
曹蔵子	479	-	-	-	-	-	-	-	-	330	149
香馬背	22	-	-	-	-	-	-	-	-	22	-
五里坡	21	-	-	-	-	-	-	-	-	21	-
大蒸咀	66	-	-	-	-	-	-	-	-	66	-
一面城	133	-	-	-	-	-	-	-	-	133	-
大榆樹	435		211		-	-	-	-	-	19	[illegible]
太平山	399		-		-	-	-	-	-	144	255
黒咀子	801	578	-		-	-	-	-	-	223	-
拉麻甸子	2.093		229		-	-	-	-	-	-	[illegible]
小城子	3.301		613		-	-	-	-	-	-	[illegible]
八家舗	183		169	[illegible]	-	-	-	-	-	-	[illegible]
十家堡	122		-		-	-	-	-	-	-	[illegible]

		高粱												
11	12	計 \ 月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
351	760	41,519	4,974	3,658	2,763	479	221	97	12	-	1,300	4,956	8,054	15,005
168	370	20,916	4,862	1216	1156	296	221	78	9	-	496	1,749	3,313	7,520
166	275	10,689	-	1299	796	183	-	19	-	-	225	873	3169	4,125
-	-	3,345	-	165	208	-	-	-	3	-	109	565	785	1,510
-	-	207	-	33	29	-	-	-	-	-	48	97	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	586	-	-	95	-	-	-	-	-	90	362	29	10
-	-	24	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	15	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	368	-	-	-	-	-	-	-	-	64	304	-	-
	-	36	-	-	-	-	-	-	-	-	36	-	-	-
-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
-	-	49	-	-	-	-	-	-	-	-	43	6	-	-
-	-	208	-	158	-	-	-	-	-	-	11	-	39	-
8	-	353	-	-	-	-	-	-	-	-	17	141	195	-
-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-
-	-	193	-	127	-	-	-	-	-	-	-	66	-	-
-	-	112	50	-	-	-	-	-	-	-	10	52	-	-
-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	92	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	52	-
-	-	143	-	-	-	-	-	-	-	-	103	16	24	-
-	-	224	-	172	-	-	-	-	-	-	-	52	-	-
-	-	34	-	-	-	-	-	-	-	-	23	11	-	-
-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	443	-	360	-	-	-	-	-	-	-	28	55	-
-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	-	-
-	-	62	62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	55	784	-	65	193	-	-	-	-	-	-	-	186	340
-	60	2,410	-	63	286	-	-	-	-	-	-	461	100	1,500
-	-	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42	-	-
-	-	85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	85	-	-

地名	其他豆類										
	月別 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
（総計）	3,131	657	538	311	86	53	45	-		89	241
梨樹	1,778	653	146	107	32	53	45	-	-	30	194
榆樹台	916	-	255	120	54	-	-	-	-	20	26
條子河	125	-	51	12	-	-	-	-	-	38	24
四家子	7	-	-	6		-	-	-	-	1	
程家窩堡	-	-	-	-				-	-	-	-
太平溝	-	-	-	-			-	-	-	-	-
海豊屯	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-
白山咀	-	-	-	-			-	-	-	-	-
小老爺廟	-	-		-		-	-	-	-	-	-
双牙樹	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-
小城辺	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-
小紅咀		-	-	-		-	-	-	-	-	
胡家窩堡	-	-	-	-			-	-	-	-	-
前家屯	10	-	-	-	-	-	-	-		-	2
但道子	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-
盾雜貨舗	-	-	-	-			-	-	-	-	-
楊木林子	11	4	-	-		-	-	-	-	-	7
何家店子	-	-	-	-			-	-	-	-	-
孤林子	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-
柳胡盧泡	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-
仙馬泉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
錢家橋	1	-	-	1	-		-	-	-	-	-
營城子	-	-	-	-			-	-	-	-	-
蒼馬背	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-
五里坡	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-
大泉眼		-	-		-	-	-	-	-	-	-
一面坡	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-
大榆樹	22	-	22		-		-	-	-		-
太平山	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-
黒林子	-	-			-	-	-	-	-	-	-
孤家子	78	-	14		-		-	-	-	-	-
小城子	181	-	48	65	-	-	-	-	-		8
大房身	2	-	2		-	-	-	-	-		-
下窪家	-	-	-		-		-	-	-		

(3)

11	12	計 \ 月別	谷子 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
446	1,620	43,080	5,501	3,864	1,632	481	242	-	-	-	-	769	10,046	20,545
228	795	25.539	-	1,471	1,036	481	242	-	-	-	-	585	4508	11,715
169	560	9.920	-	1,245	-	-	-	-	-	-	-	22	2428	6,225
11	200	5.549	-	718	596	-	-	-	-	-	-	103	1802	2330
-	-	50	-	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-	100
-	-	172	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	172	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	376	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	376	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	380	-	380	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	485	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	485	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	-	275	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	275	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	40	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40
-	25	135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	135
-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-
-	-	T	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

驛名	計（月別）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	包米										
（總計）	6,065	1,624	1,357	444	98	101	2	-	-	54	319
梨樹縣	3,766	1,544	162	166	59	101	2	-	-	17	190
榆樹台	1,457	-	344	177	39	-	-	-	-	30	86
條子河	290	-	50	9	-	-	-	-	-	7	13
四家子	18	-	17	1	-	-	-	-	-	-	-
程家窩堡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
太平溝	16	-		11	-	-	-	-	-	-	5
海豐屯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白山頭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小范家商	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
双廟樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小　辺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小紅嘴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
胡家窩堡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前營区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
柳道子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賈雜貨舖	11	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-
楊木林	31	26	-	-	-	-	-	-	-	-	5
河家信子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
波林子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
押胡盧泡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙馬泉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
錢家篠	11		11	-	-	-	-	-	-	-	-
曹城子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
春馬背	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五道溝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大黑山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一面崴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大榆樹	107		88		-	-	-	-	-	-	-
大平山				-	-	-	-	-	-	-	-
黑林子	33			-	-	-	-	-	-	-	-
紅麻周子	41		11	-	-	-	-	-	-	-	-
小城子	214		118	55	-	-	-	-	-	-	15
大房身	15		15	-	-	-	-	-	-	-	-
十家堡	7			-	-	-	-	-	-	-	7

		雑	穀											
11	12	計 \ 月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
794	570	5,302	1953	497	240	57	39	6	-	-	-	141	559	1,810
479	360	3,681	1,922	287	162	37	39	6	-	-	-	57	281	890
57	20	1,251	-	152	47	20	-	-	-	-	-	35	247	750
196	150	192	-	-	31	-	-	-	-	-	-	-	31	130
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	31	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
62	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	8	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	41	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
-	46	57	-	29	-	-	-	-	-	-	-	8	-	20
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

屯名	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
総計	3,114	674	172	158	33			-		224	4[illegible]
[illegible]　[illegible]	2,380	674	89	124	[illegible]	-	-	-	-	[illegible]	[illegible]
[illegible] 劉 [illegible]	[illegible]	-	23	7		-		-		-	11
[illegible] 子 [illegible]	[illegible]			1	-		-	-	-	-	25
[illegible] 家 子	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] 家 [illegible] 堡	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
大 平 溝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
[illegible] 里 [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白 山 咀	55		-	-	-			-	-	1	45
[illegible] [illegible] [illegible] 廟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
[illegible] 牙 [illegible]	-		-	-		-	-	-	-	-	-
[illegible] [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 紅 [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] 家 [illegible] [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前 家 [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] 道 子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] 雜 貨 舗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] 木 林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
河 家 信 子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] 林 子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] [illegible] [illegible] 泡	62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] 馬 [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] 家 [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] 城 子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] [illegible] [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] 里 [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] [illegible] [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] [illegible] [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] [illegible] [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] [illegible] [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] 咀 [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] [illegible] [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] [illegible] [illegible]	[illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] [illegible] [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible] [illegible] [illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(9) 梨樹縣貨物輸入表　康德二年度

品類	數量	價格	輸入地
各種棉布	一一、五〇〇件	一八、〇〇〇元	營口、奉天、大連
各種麻布	八〇〇	五六〇	〃
各種緞	二、〇〇〇疋	九五、〇〇〇	〃
各種綢	一、五〇〇	四五、〇〇〇	〃
各種綿	一、八五〇	二九、六〇〇	〃
各種呢	一、〇〇〇	四八、〇〇〇	日本、奉天
各種絨	五〇〇	一〇、〇〇〇	〃
各種葛	三五〇	二、八〇〇	奉天、營口
各種羅	二〇〇	一、四〇〇	〃
各種絛	五〇	一、五〇〇	〃
洋毯	三、二〇〇條	六、四〇〇	〃
麵粉	一三五、〇〇〇袋	三九五、〇〇〇	奉天、新京、哈爾濱
各種鞋靴	六〇、〇〇〇	七二、〇〇〇	上海、天津、奉天
菸葉	四〇〇包	二〇、〇〇〇	奉天、外縣

[illegible]	二、二〇〇 [illegible]	一三五、〇〇〇元	奉天
茶葉	四二〇	一六、八〇〇	奉天・営口
糖	五、八〇〇包	一五、八〇〇	〃
化粧品	六〇、〇〇〇罐	八二、〇〇〇	〃
食塩	六、〇〇〇石	四二、〇〇〇	営口

(七) 梨樹縣移入燃料統計表　康德二年度

種類	移入量数	移入地
石油	二六、〇〇〇罐	大連
煤	二五、〇〇〇噸	撫順―西安―伊通
洋火	六、〇〇〇箱	奉天 営口
炭	一五、〇〇〇斤	伊通

(八) 梨樹縣糧石移出入統計表　康德二年度

種類	移入量	移出量	移入地	移出地
高粱		三〇、三一五、二五		大連
大豆		一五、〇四〇、〇〇		〃

種類	移入量	移出量	移入地	移出地
谷子		一八、五六四、五五		安東
包米		九、六三〇、六〇		大連
大麦	五〇〇		昌図	
小麦	二〇〇〇		哈尔浜	
其他		一〇〇、〇〇〇、二四		大連
合計	三五〇〇	一七三、六五〇、六四		

6、糧桟

イ、縣内主要糧桟（未調査の部分は空欄にして置く）

號名	場所	経理名	開設年月	資本金	備考
栄盛長	四平街	杜蔭棠	康徳三年九月	壹萬元	
萬聚増	〃	袁俊升	民国十一年一月	貳萬五仟元	
義和福	〃	張義臣	〃 七年九月	五萬元	
復勝隆	〃	王蔭階	〃 十二年八月	五萬元	
義和順	〃	趙漢臣	〃 九年一月	拾萬元	

天益恒	″	馮士忠	宣統元年一月	拾萬元
三成盛	″	曹國馭	光緒三十三年七月	参萬元
裕興亨	″	張[illegible]	大同三年十二月	壹萬貳仟元
永遠和	″	李瑞符	大同元年一月	壹萬元
人[illegible]	″	徐然民	宣統元年一月	貳萬元
恒源盛	″	徐受圃	民國十七年一月	二萬元
東義永	″	宋[illegible]	民國十八年六月	參萬元
聚生合	″	幽豐裕	康德元年二月	参仟元
公發號	″	馮銘璋	″二年九月	八仟元
德昌福	″	侯堯雲	″元年九月	四萬元
泰茂亨	″	趙次閣	″二年八月	壹萬元
裕興泰	″	羅宗彬	民國十八年九月	五仟元
公積成	″	宋能寬	大同元年八月	壹萬元
裕合祥	″	曹少甫	民國十九年八月	壹萬元
天興永	″	劉品三	大同元年七月	叁仟元
[illegible]	″	陳錫三	康德三年十月	壹萬元
人和興	″	[illegible]	民國十三年九月	壹萬元

号名	場所	経理名	開設年月	資本金	備考
同慶長	四平街	雲紀五	民国十二年一月	貳萬元	
東亜長	〃		民国十九年六月	参萬元	
東興厚	〃		康徳元年二月	六仟元	
徳豊東	〃		康徳二年九月	五仟元	
福泰隆	〃		大同二年八月	二仟元	
義盛昌	〃		康徳二年八月		
復興茂	〃		康徳二年八月		
東興泰	〃		康徳二年八月		
毓増興	〃				
信増盛	〃				
公和厚	〃		康徳二年八月		
富盛長	懐城	李雲閣 周景瑞	光緒十九年	一万五仟円	
富盛成	〃		光緒元年	二万円	
公聚昌	楡樹台				
同力合	〃				

鄭泰奎	〃
[illegible]賢[illegible]	〃
[illegible][illegible]源	〃
同于成	〃
鄭[illegible]昌	〃
[illegible]淡洋	〃
[illegible]什德	[illegible]断か
金東根	小城子
[illegible][illegible]變	〃
[illegible][illegible]安	〃
德[illegible]祥	〃
信[illegible]和	〃
東[illegible]鎬	〃
鄭生祥	〃
永[illegible]福	〃
福瀛祥	〃
孔[illegible]祥	〃

号名	場所	経理名	開設年月	資本金	備考
天成祥	小城子				
義興隆	三江口				
福増隆	〃				
永和興	〃				
福昌興	〃				
富峰源	〃				
徳豊合	〃				

次に県城に於て調査した糧桟について略述する。

ロ、富盛長

1、設立　光緒十九年一月六日

2、資本金　一万五千円

3、財東の主要なるもの

氏名	原籍	出資額	現住所	職業
曹培徳	山西（太原府）	一、五〇〇	山西（太原府）	地主
王皓晋	〃（〃）	一、五〇〇	山西（〃）	〃

[illegible]	長沢	七三〇	長沢	[illegible]
吉兵衛	山西（太須村）	七五〇	山西（太須）	同上
三[illegible]	〃（〃）	一、三〇〇	〃（〃）	
三[illegible]	〃（〃）	四三〇	〃（〃）	
[illegible]		不明	[illegible]	[illegible]

七、下宿

下宿屋　[illegible]

下宿屋　〃

八、[illegible]

[illegible]　二名

[illegible]　三名

[illegible]　[illegible]名

[illegible]　十名

[illegible]　六名

[illegible]　一七名

[illegible]　二名

油匠　四名
粉匠　一名
合計　五十五名

6、決算

三年に一回正月に決算する。配当すべき金額を一四、七五股と為し次の如く分つ。

七股 ―― 股東
二股 ―― 志成銀行
五、七五股 ―― 従業員（年俸一二〇円以上の者に分配）

欠損の場合は配当はない。

7、聯號関係

縣城内同業富盛成とは股東が同一で聯号関係にあるが、会計は別箇になっている。

8、兼業

粮桟業以外に油房、下雑貨（塩、粉條、油等の小売販売）をしている。

9、配給市場に於ける当号の地位

農民より糧穀を直接買付け之を四平街の大糧桟及特産商に売却する中間的な收買的役割をしている。

[illegible]

縣城糧棧糧石買入賣却表

（康徳三年）

糧別	糧棧名	種別	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	計
[illegible]	[illegible]	買入	509.35	53.91	4.72	-	-	66.09	39.31	5.19	185.42	390.18	343.18	399.32	1,996.67
		賣却	-	412.04	8.75	-	108.02	-	-	-	151.53	148.20	221.32	373.48	1,423.34
	[illegible]	買入	[illegible]	[illegible]	392.80	184.20	226.80	329.80	131.40	377.40	718.[illegible]	[illegible]	747.30	[illegible]	[illegible]
		賣却	[illegible]	[illegible]	571.50	571.40	355.50	130.80	564.50	925.50	393.90	579.10	353.40	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	買入	-	-		1.55	-	-	-	-	-	-	2.20	-	[illegible]
		賣却	-	-	-	1.55	-	-	-	-	-	-	-	-	1.55
	[illegible]	買入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
		賣却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
[illegible]	[illegible]	買入	585.50	88.54	-	-	-	35.92	33.01	9.23	31.50	65.99	185.63	279.47	1,314.79
		賣却	[illegible]	[illegible]	-	8.05	17.40	5.50	29.45	23.27	267.61	94.96	175.98	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	買入	517.90	813.50	81.70	6.30	10.80	13.30	33.60	50.70	3.80	116.50	913.90	340.00	2,902.00
		賣却	23.30	133.90	-	28.70	85.50	46.00	813.40	480.00	265.50	85.50	143.40	624.70	2,949.90
[illegible]	[illegible]	買入	468.80	11.15	-	-	-	7.34	-	-	-	2.59	20.85	[illegible]	[illegible]
		賣却	161.00	151.20	167.75	-	-	-	-	-	-	[illegible]	-	26.56	[illegible]
	[illegible]	買入	36.60	1.90	-	11.70	24.20	-	3.90	-	4.10	-	265.00	[illegible]	[illegible]
		賣却	[illegible]	[illegible]	-	11.00	70.40	-	[illegible]	-	-	-	-	227.90	[illegible]
[illegible]	[illegible]	買入					-	-	-	-	-		0.23	14.84	[illegible]
		賣却		-		-	-	-	-	-	-	-	-	2.33	2.33
	[illegible]	買入	[illegible]	[illegible]		-	-	-	-	-	-		38.50	303.60	[illegible]
		賣却			-	-	191.50	8.0	-	-	-		-		[illegible]
[illegible]	[illegible]	買入	[illegible]			-	-	-	-	-	-	3.16	9.14	[illegible]	[illegible]
		賣却	[illegible]	[illegible]	-	-	-	12.91	9.62	2.01	1.79	1.42	9.31	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	買入			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		賣却		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
[illegible]	[illegible]	買入	[illegible]	[illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25.94
		賣却		[illegible]	-	-	-	-	-	-	-	-	-		25.19
	[illegible]	買入	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
		賣却		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
[illegible]	[illegible]	買入			-	-	-	0.81	-	-	-	-	0.50	8.29	9.60
		賣却			-	-	-	-	-	-	-	3.31		2.50	3.31
	[illegible]	買入			-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
		賣却					-	-	-	-	-	-	-	-	-

[illegible]

（康徳二年度）

種別	[illegible]	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
大豆	富[illegible]民	買入	[illegible]	[illegible]	162.23	78.66	84.77	118.98	22.06	100.73	195.88	473.51	346.41	347.53	2,986.60
		売却	[illegible]	130.17	245.98	297.77	3.59	0.18	130.28	207.21	217.77	540.74	182.91	222.20	2,633.43
	富[illegible]長	買入	[illegible]	153.20	251.60	143.20	105.20	117.40	77.50	110.30	518.20	728.40	505.10	634.70	3,940.60
		売却	562.40	141.80	691.20	584.80	201.40	259.10	643.70	438.30	481.50	745.00	361.50	339.00	5,449.70
小豆	富[illegible]民	買入	[illegible]	-	-	-	-		1.60	1.84	1.57	-	1.92	1.65	17.48
		売却			[illegible]	-	-	-	1.40	1.84	-	1.57	2.40	0.80	17.21
	富[illegible]長	買入	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		売却		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
高粱	富[illegible]民	買入	[illegible]	[illegible]	81.38	30.10	54.44	8.04	3.79	14.55	111.90	[illegible]	451.75	[illegible]	2,151.22
		売却	[illegible]	[illegible]	34.98	181.23	73.04	112.40	322.31	85.25	63.32	71.42	86.21	83.76	[illegible]
	富[illegible]長	買入	[illegible]	13.60	90.70	18.30	90.80	4.10	36.70	65.50	82.40	218.80	459.70	619.90	1,890.10
		売却	[illegible]	51.80	44.80	34.50	83.30	82.30	122.30	32.80	51.40	28.40	41.10	71.50	857.03
谷子	富[illegible]民	買入	[illegible]	[illegible]	32.07	6.00	2.11	0.37	0.60	-	-	[illegible]	66.78	155.58	381.02
		売却	20.00	17.25	49.05	7.33	1.55	5.00	2.50	0.20			[illegible]	-	106.38
	富[illegible]長	買入	[illegible]	[illegible]	0.40	1.60	6.40	4.20	-	-	-	5.00	254.30	463.70	1,050.00
		売却		[illegible]	415.10	4.50	3.80	8.70	-	-	-	-	5.00	-	447.30
包米	富[illegible]民	買入	[illegible]	-	6.80	7.15	-	2.00	-	-	6.75	[illegible]	9.48	20.34	129.05
		売却	[illegible]	-	2.90	8.50	3.70	8.40	6.70	0.64	2.50	[illegible]	8.50	-	44.07
	富[illegible]長	買入	[illegible]	-	-	-	-	-	-	-	3.60	2.60	88.50	136.50	248.70
		売却			-	-	-	-	267.80	46.10	-	1.60	-	[illegible]	346.60
[illegible]	富[illegible]民	買入	45.48	3.20	-	-	-	2.00	8.09			6.84	3.76	48.53	116.96
		売却	[illegible]	2.24	4.02	1.53	1.70	23.30	7.21	2.01	10.83	6.15	2.21	3.22	69.36
	富[illegible]長	買入			-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
		売却			-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
[illegible]	富[illegible]民	買入	3.95		-	1.21	-	-	1.00	4.86	4.16	-	-	-	15.18
		売却	0.10	-	1.70	2.52	0.01	-	-	3.61	3.09	0.24	-	-	11.27
	富[illegible]長	買入	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		売却	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
[illegible]	富[illegible]民	買入	14.73	0.29	-	-	-	-	-	-	-		0.66	3.51	19.24
		売却	-	-	-	-	-	2.50	5.00	4.00	3.57		-	2.51	17.58
	富[illegible]長	買入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		売却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

八、糧桟に対する金融　（四平街國際運輸より聴取）

四平街に於ては満洲中央銀行、朝鮮銀行、正隆銀行等あり、何れも本街糧桟に対し貨物担保によって金融をなす。

朝鮮銀行		一日千円ニ付キ二七銭
中央	〃	〃
正隆	〃	〃

國際運輸は銀行業の営業発達を慮り銀行利子よりも一厘或いは二厘高く金融する故に本市街に於ては糧桟にして國際運輸より融通を受けるもの多く、同会社を利用するのは主として大賚近の奥地糧桟に対する金融である。

二、市場價格の決定

A、四平街　（公義桟より聴取）

大連の通信社（名称不明）より四平街の分社に大連相場の通信あり、分社は四平街糧桟に午前三回、午后三回電話で速報する。各糧桟は速報料金として其の遅速により

一等	三〇円
二等	二五円
三等	二〇円

を一ヶ年に納める。

市場は午前五時半、全十一時半の二回に立ち、各糧棧より代表者が参集して価格を協定する。大豆、高粱は毎日二回相場が立ち、其他の谷子、麻子、蘇子、吉豆等は価格の変動少き為相場の立つのは一日一回である。

B、懸城（富盛長にて聴取）

四平街に店員を常在せしめ毎日大連相場を通電して当懸城の相場を立てる。

C、糧石相場に関する資料

（イ）大豆、高粱現物相場表

（満洲中央銀行調査科調査、大連、奉天、営口、四平街）

康徳元年九月——康徳二年十月

（一斗　国幣建　営口、奉天、四平街
鈔票建　大連、百斤）

康徳元年九月

	各地大豆現物相場				各地高粱現物相場			
	大連	営口	奉天	四平街	大連	営口	奉天	四平街
月初	四、四六〇円	一、一八〇円	一、一五〇円	一、四九〇円	二、三〇〇円	〇、八〇〇円	〇、七五〇円	〇、七七〇円
月央	四、四二〇	一、一五〇	一、一〇〇	一、三九五	二、一六〇	〇、七九〇	〇、七七〇	〇、八四〇
月末	四、一〇〇	—	一、〇〇〇	一、三九〇	二、三八〇	〇、八一〇	〇、八〇〇	〇、八三〇
最高	四、四九〇	一、一八〇	一、一五〇	一、四九〇	二、三八〇	〇、八一〇	〇、八〇〇	〇、八四〇

	最低	四、一〇〇	一、一五〇	一、〇〇〇	一、三九〇	二、一三〇	〇、六五〇	〇、二五〇	〇、七七〇
拾月	月初	三、九八〇	一、二一〇	〇、九〇〇	一、三四〇	二、五四〇	〇、八八〇	〇、八〇〇	〇、八三〇
	月央	三、四七〇	一、〇七〇	〇、八五〇	一、一一五	二、五八〇	一、〇三〇	〇、七〇〇	〇、八一〇
	月末	三、五四〇	一、〇三〇	〇、八五〇	一、〇九〇	二、三五〇	一、〇〇〇	〇、七八〇	〇、八三五
	最高	三、九八〇	一、二一〇	〇、九〇〇	一、三四〇	二、六二〇	一、〇三〇	〇、八〇〇	〇、八三五
	最低	三、四七〇	一、〇三〇	〇、八五〇	一、〇九〇	二、三五〇	〇、八二〇	〇、七〇〇	〇、八一〇
拾壹月	月初	三、五二〇	一、一五〇	〇、九〇〇	一、一一五	二、四四〇	〇、九八〇	〇、八〇〇	〇、八二〇
	月央	三、六三〇	一、二一〇	〇、九五〇	一、一四五	二、九〇〇	一、一〇〇	〇、七〇〇	一、〇二五
	月末	四、三八〇	一、一二〇	一、〇五〇	一、四〇〇	三、八〇〇	一、一一〇	一、〇五〇	一、四五〇
	最高	四、二八〇	一、二一〇	一、〇五〇	一、四〇〇	三、八〇〇	一、一二〇	一、〇五〇	一、四五〇
	最低	三、四八〇	一、〇三〇	〇、九〇〇	一、二五	二、四四〇	〇、九五〇	〇、八〇〇	〇、八三〇
拾貳月	月初	四、一八〇	一、五五〇	一、〇五〇	一、三二三	三、八五〇	一、五五〇	一、〇五〇	一、二一〇
	月央	四、二二〇	一、五〇〇	一、二〇〇	一、三八〇	三、六三〇	一、五〇〇	一、三五〇	一、四〇〇
	月末	四、四二〇	一、四七〇	一、一五〇	一、四三〇	三、九〇〇	一、五二〇	一、三〇〇	一、四二〇
	最高	四、五五〇	一、五五〇	一、二〇〇	一、四三〇	四、二〇〇	一、五五〇	一、三五〇	一、四三〇
	最低	四、二二〇	一、二四〇	一、〇五〇	一、三二三	三、五二〇	一、三〇〇	一、〇五〇	一、二一〇

		各地大豆現物相場				各地高粱現物相場			
		大連	營口	奉天	四平街	大連	營口	奉天	四平街
康德貳年壹月	月初	円 四、五八〇	円 一、五七〇	円 一、一五〇	円 一、四八〇	円 四、〇三〇	円 一、七〇〇	円 一、三〇〇	円 一、五〇〇
	月央	四、七〇〇	一、五六〇	一、二〇〇	一、七二〇	三、九〇〇	一、六〇〇	一、二八〇	一、五〇〇
	月末	五、〇五〇	一、六三〇	一、二八〇	一、八一〇	三、八八〇	一、六二〇	一、二八〇	一、五四〇
	最高	五、一一〇	一、六三〇	一、二八〇	一、八一〇	四、一五〇	一、七〇〇	一、八〇〇	一、五五〇
	最低	四、五八〇	一、三九〇	一、一五〇	一、四八〇	三、八三〇	一、三二〇	一、二八〇	一、五〇〇
貳月	月初	五、〇六〇	一、六五〇	一、二五〇	一、八一〇	三、九〇〇	一、六五〇	一、三七〇	一、五五〇
	月央	五、一三〇	一、七八〇	一、三五〇	一、八五〇	四、二三〇	—	一、四〇〇	一、七一〇
	月末	五、〇五〇	一、九〇〇	一、五〇〇	一、九〇〇	四、〇八〇	—	一、四五〇	一、七二〇
	最高	五、三二〇	一、九〇〇	一、五〇〇	一、九七〇	四、三一〇	—	一、四五〇	一、七九〇
	最低	四、八九〇	一、六〇〇	一、二五〇	一、七五〇	三、九〇〇	—	一、三七〇	一、五三〇
參月	月初	四、八〇〇	一、七九〇	一、四二〇	一、八二〇	三、九七〇	一、七〇〇	一、四〇〇	一、六六〇
	月央	四、四八〇	一、七四〇	一、四〇〇	一、七〇〇	三、六九〇	—	一、四〇〇	一、六四〇
	月末	四、七三〇	一、七五〇	一、五〇〇	一、八三〇	三、九八〇	一、七五〇	一、四四〇	一、七〇〇
	最高	四、八九〇	一、七九〇	一、五〇〇	一、九〇五	四、〇四〇	一、七五〇	一、四五〇	一、七一五

	四月					五月					六月				
最低	月初	月央	月末	最高	最低	月初	月央	月末	最高	最低	月初	月央	月末	最高	最低
四、四八〇	四、八四〇	四、九一〇	四、九七〇	五、〇二〇	四、八四〇	四、九四〇	四、七三〇	四、六一〇	四、九五〇	四、六一〇	四、五三〇	三、八一〇	三、八二〇	四、五三〇	三、六九〇
一、六二〇	一、六九〇	一、七八〇	一、八四〇	一、九六〇	一、六七〇	一、九五〇	一、九〇〇	一、八五〇	一、九五〇	一、八〇〇	一、七六〇	一、八六〇	一、五六〇	一、八六〇	一、五六〇
一、三五〇	一、四五〇	一、五〇〇	一、五五〇	一、五五〇	一、四五〇	一、五五〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五五〇	一、五〇〇	一、四七〇	一、四〇〇	一、三〇〇	一、四七〇	一、三〇〇
一、六七〇	一、八三〇	一、九四〇	一、九八〇	一、九八〇	一、八一〇	一、九四〇	一、七三五	一、七四〇	一、九六〇	一、七三〇	一、七二〇	一、三七〇	一、四八〇	一、七二〇	一、三七〇
三、六七〇		四、〇八〇	四、〇七〇	四、一四〇	三、九九〇	四、〇二〇	四、二四〇	四、〇〇〇	四、三〇〇	三、九四〇	三、八四〇	三、八一〇	三、九三〇	三、八八〇	三、九三〇
一、四七〇	一、七八〇	一、七六〇	一、八九〇	一、九五〇	一、七六〇	二、〇〇〇	一、九五〇	一、九〇〇	二、〇〇〇	一、七三〇	二、〇〇〇	一、七三〇	一、六五〇	二、〇〇〇	一、六〇〇
一、四〇〇	一、四五〇	一、五三〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、四五〇	一、八〇〇	一、七五〇	一、七三〇	一、七五〇	一、六〇〇	一、七五〇	一、七〇〇	一、六五〇	一、七五〇	一、六五〇
一、六[illegible]〇	一、六六〇	一、八三〇	一、九六〇	一、九六〇	一、六六〇	一、九六〇	二、〇六〇	二、〇五〇	二、一九〇	一、九六〇	二、〇三〇	一、九〇〇	一、七八〇	二、〇四〇	一、七七〇

月		各地大豆現物相場 大連	営口	奉天	四平街	各地高粱現物相場 大連	営口	奉天	四平街
七月	月初	三、七五〇円	一、七五〇円	一、二三〇円	一、四二五円	三、〇〇〇円	一、六二〇円	一、六五〇円	一、七三〇円
	月央	四、〇九〇	一、七四〇	一、三五〇	一、六〇〇	三、五〇〇	一、八一〇	一、七〇〇	一、八五〇
	月末	四、一三〇	一、七二〇	一、五〇〇	一、五五〇	四、〇五〇	一、七九〇	一、九〇〇	一、九五〇
	最高	四、二一〇	一、七五〇	一、五〇〇	一、六〇〇	四、一〇〇	一、八一〇	一、九〇〇	二、〇〇〇
	最低	三、一〇〇	一、五七〇	一、二三〇	一、三八〇	三、〇〇〇	一、六二〇	一、六五〇	一、七二〇
八月	月初	四、二九〇	一、七〇〇	一、五〇〇	一、五八〇	四、一二〇	一、八〇〇	一、九〇〇	二、〇七〇
	月央	三、九五〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、四五〇	三、八〇〇	一、七八〇	一、八〇〇	二、〇五〇
	月末	四、一四〇	一、五六〇	一、三五〇	一、五四〇	四、三八〇	一、七五〇	一、九〇〇	二、一〇〇
	最高	四、二六〇	一、七〇〇	一、五〇〇	一、五九〇	四、三八〇	一、八九〇	一、九〇〇	二、一八〇
	最低	三、九四〇	一、五〇〇	一、三五〇	一、四四〇	三、八〇〇	一、六〇〇	一、八〇〇	一、九〇〇
九月	月初	四、一二〇	一、五八〇	一、三〇〇	一、五五〇	四、四八〇	一、六〇〇	一、九二〇	一、九二〇
	月央	四、一四〇	一、六〇〇	一、二八〇	一、六一〇	三、四六〇	一、五八〇	一、五〇〇	一、七五〇
	月末	四、三三〇	一、七四〇	一、四〇〇	一、八五〇	三、九九〇	一、六〇〇	一、二〇〇	一、二四〇
	最高	四、三六〇	一、七六〇	一、四四〇	一、九四〇	四、五五〇	一、六五〇	一、九二〇	二、〇〇〇

[illegible]	三、九七〇	一、五四〇	一、二八〇	一、五三〇	二、九九〇	一、三五〇	一、一七〇	一、一八〇
[illegible]	四、三九〇	一、八二〇	一、四五〇	一、八七〇	三、〇二〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、二五〇
[illegible]	四、七二〇	一、八八〇	一、五五〇	一、九一〇	三、四八〇	一、四二〇	一、一五〇	一、五〇〇
[illegible]	五、二〇〇	一、八五〇	一、五〇〇	一、九六〇	三、七五〇	一、四五〇	一、二〇〇	一、四〇〇
[illegible]	三、三七〇	二、〇〇〇	一、五五〇	二、二二〇	四、一〇〇	一、四五〇	一、二〇〇	一、五〇〇
[illegible]	四、二三〇	一、八〇〇	一、四五〇	一、八四〇	三、〇二〇	一、四〇〇	一、一五〇	一、二五〇

	4			5			6		
下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
0.596	0.606	0.621	0.621	0.630	0.627	0.615	0.553	0.507	0.467
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.492	0.492	0.492	0.492	0.492	0.492	0.492	0.492	0.492	0.492
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.566	0.569	0.569	0.600	0.569	0.572	0.578	0.578	0.578	0.578
0.677	0.677	0.677	0.677	0.692	0.692	0.695	0.695	0.695	0.695
1.231	1.231	1.231	1.231	1.231	1.231	1.292	1.292	1.292	1.292
1.077	1.077	1.077	1.077	1.077	1.077	1.077	1.077	1.077	1.077
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.431	0.431	0.431	0.431	0.431	0.443	0.446	0.446	0.446	0.446
0.400	0.400	0.400	0.400	0.400	0.406	0.400	0.400	0.400	0.400
0.461	0.461	0.461	0.461	0.461	0.461	0.461	0.461	0.461	0.461
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.553	0.553	0.591	0.609	0.603	0.615	0.627	0.633	0.633	0.633
0.548	0.523	0.523	0.523	0.523	0.541	0.541	0.541	0.541	0.541
0.517	0.523	0.523	0.523	0.523	0.523	0.523	0.523	0.523	0.523
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.394	0.394	0.394	0.394	0.394	0.400	0.415	0.415	0.415	0.415
0.898	0.898	0.908	0.908	0.911	0.911	0.911	0.911	0.911	0.911
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954
0.425	0.440	0.446	0.467	0.461	0.492	0.498	0.446	0.446	0.446
1.021	1.021	1.021	1.021	1.028	1.028	1.028	1.028	1.028	1.028
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.554	0.554	0.554	0.554	0.554	0.554	0.351	0.351	0.566	0.566
—	—	—	—	—	—	—	—	0.351	—
0.326	0.326	0.326	0.326	0.326	0.338	0.566	0.566	0.351	0.351
—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.000
—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.520
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 康德貳年壹月至拾

糧名 ＼ 月別 旬別	1			2			3	
	上	中	下	上	中	下	上	中
元豆	0.498	0.516	0.560	0.566	0.603	0.627	0.567	0.560
青豆	—	—	—	—	—	—	—	—
合豆	—	—	—	—	—	—	—	—
黄豆	0.418	0.431	0.480	0.511	0.542	0.492	0.505	0.492
黒豆	—	—	—	—	—	—	—	—
白豆	—	—	—	—	—	—	—	—
豌豆	—	—	—	—	—	—	—	—
小豆	0.554	0.560	0.578	0.578	0.621	0.640	0.578	0.560
吉豆	0.566	0.578	0.591	0.603	0.671	0.708	0.615	0.615
稲米	1.077	—	1.169	1.169	1.231	1.292	1.231	1.231
粳米	0.923	0.923	0.985	0.985	1.046	1.108	1.046	1.046
江米	—	—	—	—	—	—	—	—
稲子	0.385	0.425	0.418	0.406	0.449	0.462	0.409	0.412
粳子	0.369	0.382	0.388	0.375	0.418	0.431	0.378	0.375
大麦	0.308	—	0.308	0.308	0.369	0.369	0.369	0.369
小麦	—	—	—	—	—	—	—	—
紅粮	0.492	0.486	0.492	0.498	0.535	0.559	0.535	0.541
谷子	0.480	0.474	0.474	0.486	0.517	0.554	0.504	0.517
糜子	0.449	0.462	0.455	0.455	0.486	0.529	0.517	0.486
稗子	—	—	—	—	—	—	—	
蕎麦	0.363	0.363	0.369	0.369	0.382	0.412	0.418	0.382
元米	0.837	—	0.837	0.837	0.868	0.923	0.861	0.837
稗米	—	—	—	—	—	—	—	—
小米	0.861	0.861	0.898	0.960	0.905	0.861	0.923	0.954
苞米	0.400	0.394	0.406	0.418	0.480	0.505	0.449	0.418
芝麻	0.898	0.954	0.991	1.034	1.065	1.114	1.028	0.997
秫米	—	—	—	—	—	—	—	—
蘇子	0.578	0.634	0.677	0.652	0.677	0.708	0.658	0.591
大麻子	—	—	—	—	—	—	—	—
小麻子	0.338	0.338	0.375	0.375	0.382	0.394	0.394	0.354
大落花生	—	—	—	—	—	—	—	—
小〃	—	—	—	—	—	—	—	—
棉実	—	—	—	—	—	—	—	—

	10			11			12		
下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
0.584	0.615	0.631	0.646	0.609	0.603	0.609	0.603	0.603	0.591
0.492	0.538	0.554	0.535	0.517	0.468	0.492	0.492	0.492	0.492
0.585	0.585	0.597	0.554	0.560	0.554	0.566	0.585	0.566	0.585
0.708	0.738	0.720	0.677	0.640	0.658	0.646	0.677	0.677	0.677
1.231	1.385	1.385	1.385	1.385	1.385	1.292	1.292	1.292	1.292
1.077	1.077	1.077	1.077	1.077	1.077	1.077	1.077	1.046	1.046
0.446	0.446	0.446	0.446	0.508	0.508	0.508	0.508	0.508	0.508
0.400	0.431	0.431	0.462	0.462	0.462	0.462	0.462	0.462	0.462
0.185	0.185	0.185	0.292	0.292	0.292	0.292	0.292	0.292	0.292
0.491	0.446	0.491	0.491	0.443	0.400	0.424	0.412	0.412	0.474
0.541	0.541	0.523	0.523	0.498	0.492	0.492	0.461	0.461	0.474
0.523	0.523	0.492	0.492	0.542	0.523	0.492	0.492	0.492	0.511
0.222	0.354	0.351	0.320	0.302	0.308	0.308	0.308	0.308	0.320
0.954	0.954	0.954	0.954	0.954	0.954		0.923	0.892	0.892
0.892	0.892	0.892	0.892	0.892	0.892		0.862	0.831	0.831
0.400	0.431	0.431	0.400	0.369	0.369	0.369	0.338	0.338	0.338
1.028	1.077	1.200	1.323	1.286	1.200	1.169	1.138	1.169	1.169
0.495	0.495	0.615	0.597	0.591	0.548	0.523	0.523	0.554	0.554
0.298	0.400	0.400							
0.298	0.400	0.400	0.351	0.338	0.338	0.338	0.338	0.338	0.338
2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000
2.520	2.520	2.520	2.520	2.520	2.520	2.520	2.520	2.520	2.520

月別 / 旬別 / 種名	7			8			9	
	上	中	下	上	中	下	上	中
元豆	0.474	0.474	0.489	0.508	0.504	0.495	0.498	0.554
青豆	—	—	—	—	—	—	—	—
合豆	—	—	—	—	—	—	—	—
黄豆	0.492	0.492	0.492	0.492	0.492	0.492	0.492	0.492
緑豆	—	—	—	—	—	—	—	—
白豆	—	—	—	—	—	—	—	—
豌豆	—	—	—	—	—	—	—	—
小豆	0.468	0.461	0.495	0.477	0.492	0.480	0.480	0.569
吉豆	0.695	0.646	0.612	0.618	0.634	0.634	0.634	0.708
稲米	1.292	1.292	1.292	1.292	1.240	1.240	1.240	1.231
粳米	1.077	[illegible]	[illegible]	[illegible]	1.071	1.077	1.077	1.077
江米	—	—	—	—	—	—	—	—
稲子	0.446	0.446	0.445	0.446	0.446	0.446	0.446	0.446
粳子	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400
[illegible]麦	0.462	0.462	0.462	0.462	0.462	0.185	0.185	0.185
[illegible]麦	—	—	—	—	—	—	—	—
[illegible]粮	0.584	0.584	0.643	0.661	0.655	0.671	0.628	0.523
[illegible]子	0.541	0.541	0.541	0.541	0.541	0.541	0.541	0.541
麻子	0.523	0.523	0.523	0.523	0.523	0.523	0.523	0.523
[illegible]子	—	—	—	—	—	—	—	—
蕎麦	0.302	0.282	0.262	0.243	0.231	0.222	0.222	0.222
元米	0.911	0.911	0.911	0.911	0.926	0.954	0.954	0.954
稗米	—	—	—	—	—	—	—	—
小米	0.942	0.942	0.945	0.969	1.062	1.046	0.892	0.892
薏米	0.471	0.471	0.462	0.486	0.514	0.462	0.462	0.409
芝麻	1.028	1.028	1.028	1.028	1.037	1.028	[illegible]	[illegible]
粃米	—	—	—	—	—	—	—	—
蘇子	0.566	0.566	0.565	0.566	0.517	0.495	0.495	0.498
大麻子	0.351	0.351	0.351	0.351	0.292	0.298	0.298	0.298
小麻子	0.351	0.351	0.351	0.351	0.292	0.298	0.298	0.298
大落花生	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000
小 〃	2.520	2.520	2.520	2.520	2.520	2.520	2.520	2.520
桐果	—	—	—	—	—	—	—	—

（備考）大落花生、小落花生、桐果ノ単位ハ（100斤）＝（旧斤）
其他ノ糧ハ単位（斗）デアリ（新斗）

7、四平街驛商務会議交易章程

查市面近日以來因金融関係百物昂貴本会率由舊章程不足以維持商情因招集全体会員莅場公議将先前所有行規從新斟酌刪改以期畫一而昭公允凡我各商俱宜遵守如有故違定行罰辦茲將議定各條列下　計開

一、本街代客買売明現粮石每斗按磅秤交易為標準　粮廠過磅站台交價
一、元豆每斗磅秤三十八斤　粮廠過磅站台交價
一、米紅粮每斗磅秤三十八斤半　仝
一、元窠紅粮每斗磅秤三十八斤半　仝
一、棒紅粮每斗磅秤三十八斤　仝
一、包米每斗磅秤三十六斤　仝
一、大麥每斗磅秤二十八斤　仝
一、小麥每斗磅秤三十八斤　仝
一、小豆每斗磅秤四十二斤　仝
一、小米每斗磅秤四十三斤　仝
一、小蘇子每斗磅秤二十八斤　仝
一、蘇子每斗磅秤二十六斤　仝
一、吉豆每斗磅秤四十三斤　仝

一、粳米每斗磅秤四十二斤　仝

一、芝麻每斗磅秤三十二斤　仝

一、蕎麥每斗磅秤二十八斤　仝

一、大麻子每斗磅秤二十六斤　仝

一、烏豆每斗磅秤三十八斤　仝

一、蒼豆每斗磅秤三十八斤　仝

一、青豆每斗磅秤三十八斤　仝

一、糯米每斗磅秤四十[illegible]斤　仝

一、花生豆每斗磅秤三十六斤　仝

一、大元米每斗磅秤四十二斤　仝

一、谷子每斗磅秤三十五斤　仝

一、蘇子每斗磅秤三十五斤　仝

一、稗米每斗磅秤四十[illegible]斤　仝

一、菜子每斗磅秤[illegible]斤　仝

一、秫米每斗磅秤四十斤　仝

一、代客買賣現錢期糧豆按錢取賬用二分至期即收現價無論協遠近仰各受現存皆有賬用

一、代客倒兌集市糧石以憑斗付客按錢取用一分五厘馬車代口歸客自理

一、代客売買現糧按錢出賬用一成如在当地売妥過一星期外買出賬用半碼如期交卸即按錢取卸用一分

一、客号由外城來係直発站台代為收卸転運他城者每大車取要車費洋三元經理費三元悉盖歸客自理

一、客号由外城來係不付車脚十天以内不出錢利十天以外每千元每天出利洋五角

一、客号由外城來係入囤另放按斗出囤用現洋五厘至三六九臘月一不起所有季用照章繳納傷斗歸客担任

一、客号由外城來係倒囤每大車工資金四元割袋口費洋一元

一、客号將係発至站台以交期卸元豆者棧東按磅秤三十九斤棒紅糧亦按三十九斤收納其他紅糧一律照辦惟各色襍糧内按原分量升收一斤

一、客号站台存係經売者按錢取賬用一分經紀用小扛袋口等費均歸客出

一、客擬充現係每火車取擬係賬用洋五元

一、客号由聯絡線來係由站台発入院内者馬車脚力歸客担負如至專用線已存放保管料火險費均歸客自理

一、無論本街外城客囤存糧至係陰曆三六九臘月一不起按斗每季出洋五厘

一、客囤存紅糧以及襍糧至五月一為限逾期按九八扣斗至九月一不起復照九八扣再惟包米小米仍按九六扣斗

一、客商存貨色雜糧因家眷居滿將按九五扣斗頁賬家運米當出工費每斗當價作
一、客貨各色雜糧豆餅花運費每大車兩直至大洋三元
一、代客收交定錢自陽曆二月半至陽曆九月半期內直係因價事因交價之日起算交主四頁一星期後
星期外與交主無涉至於由陽曆九月半至二月半內本期由交價之日起算交主四頁一個月如逾一日
以外仍與交主無涉
一、代客買貨信託期貨按錢取賬用一分惟有因存現價交取者按錢取佣用一分其收價存作按錢取用
一分
一、代客買貨色按石為半月一內起價如逾期不起則按原買價計算每洋千元按月份火險費洋五角
此推則准一個月以三十日為限如至三十一日即按兩個月納費無論春夏秋冬一律照辦
一、當街售價大豆雜糧混合袋口每條按洋一分找回單貸口不找
一、代客買貨現豆餅按錢取用一分
一、代客批買現價期餅按錢取用一分五厘
一、代客批貨豆餅按磅秤四十六斤半交易如至期不到按斤罰洋二分以十日為限如再不到罰洋三分
一、本街油房批貨買豆餅臨時交價按磅秤四十六斤半為合格逾期不起交主負責一星期逾星期外償
貨物蓋及苫蓋一切均歸收主自理與交主無涉
一、代客收存豆餅未能售出如搬別棧及各洋行或運他埠者按過秤量每千一百斤取用洋三元
一、代客買貨豆油按錢取賬用二分每箱車力費每大箱洋五分小箱洋三分

一、代客收卸豆油到站後不欲裝發外埠自應看每大簍取站用洋五分小簍洋三分

一、代客買油塩雜貨按錢取用三分虎用二分

一、客存現豆油久不裝發看應按三大九臘月一扣秤耳三九臘按九八扣大月一按九五扣

一、代客收卸粒鹽勿論袋子大小按每袋取棧用洋五分設不入院当日転發他処看每火車取經理僱車
辛力費洋三元

一、代客先買豆油暫按磅秤交易由院內自定置二費歸客自出

一、代客收卸標貨每件取過棧用洋一角

一、代客卸貨每噸取經理辛力洋五角

一、代客転運蔴袋每百條取經理用洋一角

一、代客兑換金票鈔票每千元取經賬用一元五大洋取經賬用二元

一、代客院內存袋包雜糧応收苫蓋整疊打更費每車大洋大元由陰曆二月一至十月一日週月加二元
由十月一至二月一日不再另加

一、客存袋包雜糧每火車取搗架洋三元

一、客存袋包雜糧無論院內糧廠存放如不保火險倘有失慎棧東概不負債

一、代客買蔴線一大捆取賬用洋一角經紀用仍歸客出

一、代客買蔴袋每百條取賬用洋五分經紀用仍歸客出

一、代客買現偶出京匯每千元取賬用現洋二元

一、代客買売站台磅秤各色粮石按錢取賬用一分

一、代客販運焼酒每簍取過秤洋五分

一、代客販運零担各色糧粮每袋取經理辛力費洋二分

一、代客販運零担各色雜貨每件取經理辛力費洋一角

一、客号無論買売粮石雜貨火票鈔各色經紀用官帰客出

一、買売豆餅每火車一千一百片経紀用洋一元

一、買売粒塩每萬斤経紀用洋五角

一、買売豆油每萬斤経紀用洋三角

一、買売雜粮每火車経紀用洋一元

一、農戸売粮當市価微小暫囤入囤存放以俟価漲再行合価看每斗取蓆皮囤用現洋五厘

一、無論売買粮石並辨理過貨客入每位每日店資現洋六角

一、出售蔴袋按磅秤每條去皮二斤要袋去皮四斤

一、商店代客收卸雜貨凡入院看每価洋百円取保險費現洋三角帰客出如未売出較懸値照按商価計算

一、代客到付收付現價信託保七天如過期不起放存各找各信用

一、代客以四洮站到倘扯入國際碼頭每火車小脚洋八元代客売倘攬米每火車工洋三元

一、代客売倘縫袋口每條洋二分

一、代客來要担發包每包拉院内馬車脚力洋三分庇出送站仍出三分苫蓋墊氈三分
一、代客來大梱蔴發每梱馬車脚力洋五角
一、代客返蔴袋每百條打發工小脚洋三角
一、以外城來僱町専用線每車大洋十二元由陽曆冬月一至三月一週月加二元以三月一至冬月一日每車加四元改包發口内歸客出
一、如有馬車以外城直接拉専用線每大車出客洋八元無論火車馬車之僱放専用線内以一個月為限逾期保管料歸客自出
以上各條既經公司議定自應遵守由七月一日公佈施行倘有未盡善之處則開臨時會隨時増改
康德一年七月一日

8、雜貨舖

本縣には雜貨舖が上雜貨舖三九、下雜貨舖九二ある。

	縣城	四平街	楡樹台	郭家店	三江口	小城子	合計
上雜貨舖	七	八	一一	一	五	七	三九
下雜貨舖	六	九	一五	三	一〇	一〇	五三
備考	康德二年一月現在實業股調查						

雑貨舗が農民よりの金融及び貨購入しに於ける態様については、既に「県に於ける金融事情」に概説

及雑貨舗が農民に対する貸付の項」及「其の販売事情」に於て詳述し、本調査に於ては省略する。

雑貨舗に於ける売買雑貨の種類及一ヶ年間の雑貨の仕入れ、小売数量は農民の需要の関係と密接なる関係あり、県城の雑貨舗福勝樹を選択調査し、若干の資料を入手したるが、更に之を二、三項目に分ちて説明する。

イ　福勝樹號の内容

(一)　場所　　県城貫北街路北

(二)　出資本金　　二二七〇円

(三)　現有在貨　　一五六〇〇円

(四)　出資者

氏名	籍貫	現住所	出資額
劉慶齢	河南県	仝上	一二七五円
董介臣	山東	河南県	六〇三円
張滿鄉	河北	河南県	三九二円
計			二二七〇円

（ホ）取引銀行

朝鮮銀行四平街分店

（ヘ）聯合

縣城長勝棧

長勝棧四平街分号（道裡三條通）

〃（道外）

福勝棧四平街分号（道外）

（ト）人員

経理	一名
伙客（主任と同じ）	九名
店員	三〇名
厨工	三名
苦力	二名
更夫	一名
合計	四五名

ロ、雑貨仕入先及生産地調査

販賣品目	仕入先	生産地
坤窩服鞋	奉天天足方	奉天
[illegible]服鞋	〃	〃
女人鞋衣	奉天[illegible]永	大阪
白色鞋掛	奉天[illegible]洋行	〃
何圖双樂	奉天慶太永	〃
[illegible]鐵鍬	奉天豊記洋行	〃
壮学小刀	奉天中学洋行	〃
[illegible]刷[illegible]	〃	〃
錦綾帽結	奉天恒昌祥	北平
一粒帽結	〃	〃
串珠帽結	〃	〃
大刺条包	奉天泰然開	奉天
甲字台布	奉天興盛工厰	〃
丙字台布	〃	〃
灰色腿布	奉天天増祥	〃
毛手襪代	奉天豊記洋行	大阪

販賣品目	仕入先	生産地
寸装腿代	奉天豊記洋行	大阪
[illegible]	奉天[illegible]	滿洲
[illegible]	〃	奉天
一來烟角	〃	奉天
胡芦烟嘴	〃	〃
二[illegible]烟油	奉天和順成	大阪
彩花口盂	奉天[illegible]成永	〃
彩花茶盃	奉天豊記洋行	〃
彩花皂盒	〃	〃
彩花茶壺	〃	〃
彩花茶碟	〃	〃
彩花帽筒	〃	〃
彩花小壺	〃	〃
風朝腿代	奉天翔内洋行	〃
元青文纒	〃	〃
工字腿代	奉天興工厰	奉天

取扱品目	仕入先	生産地
[illegible]貫皮代	奉天德太永	大阪
[illegible][illegible]洋帽	奉天東合成	奉天
白色籐子	奉天永德厚	浙江
綉花絲巾	奉天恒巨祥	北平
代猶皮代	奉天德太永	大阪
沈[illegible][illegible]帽	奉天豊記洋行	大阪
小孩軍帽	奉天東合成	奉天
礼呢帽頭	奉天洋記帽荘	〃
建[illegible]帽頭	〃	〃
大段帽頭	〃	〃
二号孩帽	奉天富錦東	〃
黒面大扇	奉天大興文	杭州
紂竹骨扇	〃	〃
骨托扇子	〃	〃
大竹股扇	〃	〃

取扱品目	仕入先	生産地
學[illegible]抽帽	奉天亨順隆	奉天
大扇子面	奉天大興文	杭州
竹股小扇	〃	富縣
大芭蕉扇	〃	上海
小套唱書	奉天会文慶	〃
数学套書	〃	〃
医学套書	〃	〃
大套念書	〃	〃
布皮方貼	〃	〃
紙皮方貼	〃	奉天
白字字帖	〃	上海
白同筆帽	〃	奉天
白同墨合	〃	上海
木杆鉛筆	〃	大阪
小石板搽	〃	奉天

果木鉛筆	奉天会文慶	大阪
藍鋼筆水	〃	奉天
中并墨水	〃	〃
代帽子筆	〃	大阪
[illegible]墨	〃	上海
抄字簿本	〃	奉天
八行信紙	〃	〃
私戸信封	〃	〃
小[illegible]提包	奉天同和源	〃
別布提包	〃	〃
[illegible]	〃	〃
洋服扣子	奉天永湘号	大阪
大光花鏡	奉天中孚洋行	〃
紙捲草烟	奉天福興隆	〃
中人草帽	奉天恒玉福	奉天
小孩沙帽	〃	〃
中人手套	奉天大成慶	〃

白線手套	奉天大成慶	奉天
大水刷子	奉天春発永	〃
小鞋刷子	〃	〃
紙皮洋服	奉天紙業公司	大阪
皮々洋服	〃	〃
櫻花球鞋	四平街長勝魁	〃
中元宝鞋	奉天扇利洋行	〃
小皮靴子	奉天興利洋行	〃
元口緞鞋	〃	〃
小豆靴子	〃	〃
果木髪梳	奉天興成合	〃
草化学梳	〃	〃
寸木背鏡	奉天扇利洋行	〃
寸木背鏡	〃	〃
尺元坐鏡	奉天春発長	〃
対三国鏡	奉天豊記洋行	〃
布書架子	奉天徳順成	〃

取扱品目	仕入先	生産地
嗎牛乳角	奉天英瑞公司	大阪
泥象花瓶	奉天義成永	〃
電光銅盒	奉天本利德	奉天
卍花磁盒	奉天豊記洋行	大阪
美人鞋油	奉天德太永	〃
粗膠皮管	奉天豊記洋行	〃
美人花羔	奉天廣利洋行	奉天
滞鞋拖拉	奉天和順成	大阪
狗頭手提	奉天豊記行	〃
度金花鏡	奉天中孚洋行	〃
大絲口吟	奉天廣利洋行	〃
真絲袖	〃	〃
冲絲坤襪	奉天德順成	上海
真絲坤襪	奉天德和義	大阪
真絲坤衣	奉天福興隆	奉天

取扱品目	仕入先	生産地
真絲男襪	奉天德順成	奉天
化絲男衣	奉天同発長	〃
真絲腿代	奉天慶太永	上海
川代乳粉	奉天英瑞公司	〃
一牛乳粉	〃	〃
馬球坐鐘	奉天中孚洋行	大阪
白木生衣	奉天廣利洋行	〃
化絲幃巾	奉天同発長	奉天
風同広鎖	奉天本利德	〃
花同茶盤	〃	〃
黒白掛鎖	奉天豊記洋行	德国
唱機鋼針	〃	大阪
西湖毛巾	奉天錦成太	营口
日光花頁	奉天慶発合	奉天
日滿肥皂	奉天豊記行	大阪

10x 方台表	奉天豐記行	大阪
LZ 司馬杯蓖	營口花康号	德國
仩 大刀品糸	〃	〃
LZ 目字洋缸	〃	〃
十文 湖鉄市布	四平街公和順	大阪
卅文 得勝青咴布	〃	〃
卅文 人面咴布	四平街福興合	〃
大毡鞋	奉天予德杏	欒亭
地毡鞋	奉天予德杏	〃
小孩毡鞋	四平街三順洪	錦州
鉄底毡鞋	奉天予德杏	欒亭
粗塩	四平街益興公	營口
采線麻	四平街同興盛	濂安州
青絲烟	四平街萬巨增	山西
燒酒	梨樹福盛泉	梨樹
大托烟	四平街益興公	吉林
伏干粉	梨樹縣粉坊	梨樹

豆油	梨樹富盛泉	梨樹
黑油	四平街同興號	〃
米紅粮	梨樹富盛長	〃
粳子	〃	〃
谷子	〃	〃
条天官洋面	四平街同興號	哈尔濱
十文 得勝藍士林布	奉天益盛合	奉天
十文 萬年青士林布	四平街恒盛号	[illegible]
十文 劉海士林布	仝 公和順	上海
卅碼 色斜文呢	四平街長勝魁	大阪
卅碼 張良斜文呢	〃 義和厚	〃
卅碼 司馬子貢緞	〃	〃
卅碼 元青貢呢	四平街公和順	〃
十文 本織花旗布	本城李機房	梨樹
十文 公会壹花市布	四平街福興合	大阪
十文 金鼎花市布	〃	〃
十文 不老草花旗布	〃	〃

取扱品目	仕入先	生産地
卅碼 二賢冲花達呢	四平街公和順	大阪
卅碼 色線嘰	四平街義合厚	〃
卅碼 三友花斜文	四平街天興元	〃
卅碼 色花貢呢	四平街長勝豐	〃
卅碼 色花洋布	〃	〃
卅碼 色花嗶嘰	〃	〃
卅碼 色花細斜	四平街義盛和	〃
卅碼 色方格布	四平街福順公	奉天
卅碼 七美洋紡緞	〃	大阪
卅碼 大芝麻布	四平街永茂存	奉天
卅碼 双好冲毛布	〃	大阪
卅碼 大美人綢子布	四平街福順公	満国
卅碼 述歳花号大放布	〃	奉天
卅碼 色大和緞	四平街恒盛号	大阪
卅碼 人造絹	〃	〃

取扱品目	仕入先	生産地
卅碼 色毛尾緞	四平街恒盛号	大阪
卅碼 色美富緞	〃	〃
卅碼 金剛織呢	〃	〃
卅碼 色素緞	新京広本行	〃
丨二 色毛嗶嘰	四平街福興公	〃
⊥9 部巨片紅洋機布	〃	〃
廿8 色花軟緞	〃	〃
廿8 運動綢	〃	〃
卅碼 色国花緞	四平街恒盛号	〃
×二 色花機布	四平街義和厚	〃
×二 色青機布	奉天九恩行	〃
×十 色直文毛布	四平街広本	〃
×十 色斜文毛布	〃	〃
廿8 菊花元青礼服呢	奉天九恩洋行	〃
卅碼 大花達呢	〃	〃

廿碼 白雁素毛嗶	四平街福順公	大阪
尺之 元青大布	〃	〃
十丈 宣車臣士林布	奉天錦成太	奉天
十丈 七星藍士林布	奉天奎盛合	〃
廿碼 色[illegible]綸	奉天興盛工廠	〃
十丈 單花方布	四平街公和順	大阪
十丈 [illegible]花方布	〃	〃
廿碼 [illegible]嗶嘰	〃	〃
廿碼 色花大布	四平街広泰	〃
色[illegible]嗶嘰	四平街恒益号	上海
色[illegible]嗶嘰	〃	〃
十丈 花洋美花大布	四平街公和順	大阪
[illegible] 雨天花大布	〃 福興合	〃
十碼 色[illegible]嗶嘰	〃	〃
廿碼 色洋天花緞	〃	〃
十碼 色人[illegible]緞	四平街恒盛号	〃
尺 色冷布	長春李[illegible]	製樹

十碼 [illegible]貢呢	四平街長勝東	大阪
廿碼 色花[illegible]	〃	〃
四丈 [illegible]錦大布	四平街恒[illegible]興	〃
四十丈 [illegible]大布	〃	四平街
四丈 [illegible]花[illegible]	奉天洪順祥	上海
大力長布	〃	営口
廿碼 [illegible]花呢	四平街福興公	奉天
三丈 三洋花運綢	〃	大阪
双雁花格線	〃	〃
双[illegible]青[illegible]光線	四平街公和順	〃
色[illegible]線	四平街興成号	大阪
色[illegible]線	四平街長勝[illegible]	〃
白盈寸帯	四平街[illegible]長恒	瀋陽
主白通帯	〃	〃
紅頭繩子	〃	〃
紅虎印大洋球	奉天興盛工廠	上海
長統西袜	四平街益興公	遼陽

取扱品目	仕入先	生産地
長紙西花	四平街三順洪	遼陽
氷暇	梨樹福合承	梨樹
古月	四平街同興桟	河南
花生	〃	三姓
元荳	〃	吉林
小海米	四平街晋祥達	営口
大海米	〃	〃
白矾	〃	上海
面圩	四平街三順洪	四平街
軽皮紅糖	四平街義興公	大連
広大料	〃	広東
四川表紙	四平街同興桟	営口
正号京海紙	四平街恒同興	上海
大字報紙	四平街同興冠	大阪
二線香	四平街普祥達	遼陽

大古線香	四平街普祥達	遼陽
料小線香	奉天恒成号	撫寧
料折半香	〃	〃
料金定香	〃	〃
色打連紙	奉天俊記紙局	奉天
色花錦尖紙	〃	〃
鎮昌粉連紙	〃	〃
紅西紙	〃	〃
大明青紙	〃	〃
大洋蘭紙	〃	〃
紅鶏粉連紙	四平街恒同興	大阪
大月黄紙	奉天俊記紙局	奉天
大巨紅紙	営口仁成号	上海
徳記大広紙	〃	〃
白宮紙	四平街福恩長	四平街

東□粉	四平街□□□	四平街
洋打粉□	□□□□□	□湾
湾工字六二□	〃	〃
広□告	営口仁公号	□東
花□□	奉天同発合	奉天
尾生□	奉天徳記紙局	□源
鋼□	〃	〃
剣刀剣	奉天記源号	奉天
紅洋燭	四平街義泰公	四平街
洋火	四平街会源太	新京
大倉洋火	〃	〃
酒金酒	四平街義興公	上海
大□餅	梨樹徳順興	梨樹県
大刀牟餅	営口仁成号	上海
色絲線	奉天興記絲房	錦州
改大細線	〃	奉天
香□線	〃	〃

青毛紬線	奉天□記□□	奉天
龍門大双線	〃	〃
青絲細線	四平街興□号	
色洋絨切	〃	〃
色衣線	奉天興記絲房	□州
大衣□	奉天□源公	□東
花子		[illegible]
二本梳	〃	〃
紫緞帽頭	四平街□□増	営口
大掛鏡	四平街□豊□	四平街
大穿鏡子	〃	〃
算盤子	営口徳順発	奉天
大凌花	奉天玉□堂	〃
中凌花	〃	〃
香草油	奉天永祖号	〃
大剪子	奉天義成永	〃
改大力餅	四平街晋祥達	瀋陽

取扱品目	仕入先	生産地
油草圭皮子	奉天永隆発	奉天
小凌花	奉天玉章堂	奉天
棉子褲套	四平街鎮成号	杭州
棉子襪套	〃	〃
色官綢	〃	〃
筆頁	四平街天德福	芦台
母号醤油	鉄岺大業昌	鉄岺
太字醤油	〃	〃
頂字醤油	〃	〃
頭号醤油	〃	〃
老頭洋針	奉天德順成	天津
銀鳳洋針	〃	〃
真骨子皮	奉天永隆発	奉天
宮綢袍褂套	四平街順成号	杭州
皮已花子	奉天德順目	體東

取扱品目	仕入先	生産地
図文青	奉天德順目	體東
花补單	奉天興盛工廠	奉天
川沙項	奉天錦成太	〃
副号海絨	四平街義長成	安東
大錢乂	四平街萬聚増	潘陽
大口代	〃	〃
川8 紙	奉天德福成	奉天
1三 山羊賁青	営口聚成号	德国
18 人駒賁紅	〃	〃
1三 看布賁靛	〃	〃
1三 天泉品蘭	〃	〃
18 鶏牌賁紅	〃	〃
28 龍印賁蘭	〃	〃
8卩 金獅馬品字	〃	〃
卯 双公子賁靛	〃	〃

八、雑貨品目別仕入売込高及金額

品目	仕入箇数	仕入金額	売込箇数	売込金額
	袋	円	袋	円
鐵[illegible]洋面	三五〇	一、〇九九.〇〇	三五〇	一、一二七.〇〇
[illegible]洋面	三〇〇	九二七.〇〇	三〇〇	九五四.〇〇
[illegible]鈴洋面	四五〇	一、三五〇.〇〇	四五〇	一、三八六.〇〇
紅[illegible]星面	四五〇	一、四〇四.〇〇	四五〇	一、四四〇.〇〇
紅三麥洋面	一、八〇〇	五、九七六.〇〇	一、八〇〇	六、一二〇.〇〇
綠天官洋面	八二〇	三、八二〇.八〇	八二〇	三、八九四.六〇
黄片煤油	九〇箱	六八四.〇〇	七〇箱	七一五.五〇
黄片壁紫油	三八	二一二.八〇	三八	二二六.一〇
[illegible]亮洋油	四〇	二九五.六〇	四〇	三〇七.六〇
[illegible]洋油	五五	三五七.五〇	五五	三七四.〇〇
大紅燭	九〇〇石	一三、九五〇.〇〇	九〇〇石	一五、三四五.〇〇
瓶子	一一〇	一、五四〇.〇〇	一一〇	一、六九四.〇〇

18 船切手粉
〃
〃

品目	仕入箇数	仕入金額	売上個数	売上金額
谷子	四〇石	六四〇〇〇	四〇石	七〇四〇〇
紅小豆	一〇	二〇〇〇〇	一〇	二二一〇〇
元豆	二〇	三四〇〇〇	二〇	三七四〇〇
蕎麦	二〇	二四〇〇〇	二〇	二六四〇〇
十丈得勝藍士林布	二二〇疋	二、八一六〇〇	二二〇疋	三、三二二八八
十丈宝車藍士林布	一三四	一、六〇八〇〇	一三四	一、八九八〇〇
十丈萬年青士林布	四二	四六二〇〇	四二	五四五一六
十丈乙貨藍士林布	一四	一八九〇〇	一四	二二三〇〇
十丈刘海藍士林布	一二	一八六〇〇	一二	二一九四八
卅碼色線縐	七二	六九一二〇	七二	八一三六〇
十丈單人正市布	四四	四一八〇〇	四四	四八〇七〇
十丈遷塔正市布	一〇八	八九六四〇	一〇八	一、〇五七七〇
粒塩	四一〇袋	五、七四〇〇〇	三九〇袋	五、八五〇〇〇
洯線蔴	三〇〇斤	一一四〇〇	二八〇斤	一二六〇〇
青條烟	八三	四九八〇	七五	五六二五

燒酒	二、四〇〇斤	四四四〇〇	二、一〇〇斤	四六二〇〇
大把香	三、四〇〇	九五二〇〇	三、〇〇〇	一、〇五二〇〇
伏干粉	三、五〇〇	四二〇〇〇	三、二〇〇	五一二〇〇
大豆油	四、五八四	七六二六四	四、五八四	一、〇五四[illegible]
黒油	三〇〇	四五〇〇	三〇〇	六[illegible]
十丈不老草花其布	四〇正	三八〇〇〇	三八正	三九九〇〇
十丈金龍沸花其布	三〇	二九四〇〇	二七	二九七〇[illegible]
十丈公余堂花市布	二四	一九六八〇	二三	[illegible]
十丈本織花其布	一〇〇	六五〇〇〇	一〇〇	七五四〇〇
卅磚元青貢綫	一二	一一一六〇	一〇	一一四四〇
卅磚同意青貢綫	一一	一一四四〇	一一	一一五八四
卅磚有代色斜文綫	一二五	一、一三七五〇	一一五	一、一〇四〇〇
卅磚張良青斜文綫	一三三	一、二三六九〇	一二五	一、二八七五〇
卅磚三貢青沖花達綫	七五	九六〇〇〇	七二	一〇〇八[illegible]
卅磚色線絛	一八三	一、七九八四〇	一八三	二、〇八六四〇
卅磚三慶花斜文綫	一三八	一、〇四八八〇	一三八	一、一五二[illegible]
卅磚色花貢綫	七三	六四二四〇	七三	七〇四八[illegible]

品名	仕入個数	仕入金額	売上個数	売上金額
卅碼 色花柳布	一〇四疋	四二六.四〇円	一〇〇疋	五二〇.〇〇円
卅碼 花服綢	六二	四五二.六〇	五五	四四〇.〇〇
卅碼 花斜綢	三八	二一二.八〇	三五	一九六.〇〇
卅碼 色方格布	二九〇	一、三九二.〇〇	二七九	五三四.五〇
卅碼 七枚洋綉綢	八二	三三六.二〇	八〇	四四〇.〇〇
卅碼 灰芝蔴布	一七	一一三.九〇	一七	一三一.〇〇
卅碼 双好冲毛布	一三二	九六三.六〇	一三二	一、〇五六.〇〇
卅碼 文美人蹚子絨	四三	八七七.二〇	四三	九六五.九〇
卅碼 生宮花條坎布	六四	三一六.八〇	六四	三五八.四〇
卅碼 色大和縐	一八〇	三、九一六.〇〇	一六五	三、一三五.〇〇
卅碼 人絲損	三五	一九六.〇〇	三三	二五七.四〇
卅碼 色毛尾縐	八	一七七.六〇	八	二〇〇.〇〇
十丈二 色花砜布	七	一八七.六〇	六	一九二.〇〇
十丈二 元青砜布	一二	二一三.六〇	一二	二四六.〇〇
丈二 色寛直文毛布	八	七〇四.〇〇	八	八〇九.六〇

[illegible]美人色斜文毛布	六	四二二・四〇	六	四八五・七六
廿[illegible]寬[illegible]花[illegible]服地	三	一九九・五〇	三	二三九・四〇
廿碼[illegible]花[illegible]呢	一	四三・五〇	一	四[illegible]・五〇
廿[illegible]白[illegible]來毛飾	二〇	一四一・〇〇	三〇	一七一・〇〇
六十[illegible]元青方絨	四	一六八・〇〇	四	一七二・[illegible]〇
[illegible]碼黄富緞	三四	八九七・六〇	二八	[illegible]四〇・八〇
30碼金剛[illegible]	五四	五四〇・〇〇	五四	六〇四・八〇
40碼色素緞	二二	一、〇五六・〇〇	一七	一、[illegible]四〇・〇〇
10碼色花毛[illegible]	五〇	九五・〇〇	五〇	一二五・〇〇
40碼[illegible]	六二	二六六・六〇	六二	三二二・四〇
25碼色毛[illegible]緞	一〇	三二五・〇〇	八	三五二・〇〇
25碼[illegible]前綢	二〇	五〇〇・〇〇	一一	三〇八・〇〇
30碼色影花緞	一八	六七六・八〇	一五	六二〇・〇〇
[illegible]碼色[illegible]大[illegible]	一八	三〇七・八〇	一五	三〇〇・〇〇
色[illegible]化[illegible]綢	八	二五六・〇〇	八	三〇七・二〇
色[illegible]串綢	一二	六六・〇〇	一二	七九・二〇
[illegible]人大[illegible]	九〇〇	二、四三〇・〇〇	九〇〇	二、六一〇・〇〇

品目	仕入個数	仕入金額	売上個数	売上金額
60碼 晴天五大布	一二〇〇疋	三、一二〇〇〇円	一、二〇〇疋	三、三六〇〇〇円
30碼 格服綢	四五	二五二〇〇	四五	三四二〇〇
30碼 條服綢	一三	一三五二〇	一一	一三六四〇
30碼 色洋大串綢	一〇	一〇五〇〇	九	一〇八〇〇
30碼 色人造緞	三〇	一八〇〇〇	二七	二一六〇〇
5丈 色冷布	二五	一七五〇	二五	二二五〇
30碼 蔴集絨	一一	七〇四〇	一一	八二五〇
20碼 花導絨	一五	二四九〇〇	一五	二八六三〇
川L 金錢大布	七八〇	一、九一〇〇〇	七二〇	一、九八〇〇〇
川L 藍大布	七二〇	一、七三五二〇	六五〇	一、八二〇〇〇
収 紅板凌	一〇	二〇〇〇	一〇	二四〇〇
大 力根紅布	二〇	一三六〇	二〇	一六三二
30碼 色旗礼呢	二一	一八九〇〇	一九	一九九五〇
8丈 三羊五運絨	一三	一二四八〇	一三	一四七二一
3古 双雁五格線	一二〇梱	八〇四〇〇	一二〇梱	八八四四〇

[illegible]	三〇[illegible]	二七〇〇〇	二三	三六二三〇
[illegible]	二〇	一八〇〇〇	一八	一八九〇〇
[illegible]蚊帳	五〇包	七二五〇	五〇包	二五〇〇
[illegible]紙帳	五三三磅	六六〇〇	三三磅	八二五〇
公[illegible]帽	一四〇箇	一六一〇〇	一三〇箇	一八二〇〇
[illegible]上通布	一、五〇〇條	七〇〇〇	一、三〇〇條	七一〇〇
竹頭[illegible]	四〇箇	三〇〇〇	三六	[illegible]
[illegible]	五〇條	一一七五〇	四四條	一一四四〇
更紗西花	三、五〇〇箇	二、一七〇〇〇	三、三五〇箇	二、三四五〇〇
更紗西花	一、四〇〇	六五八〇〇	一、四〇〇	八四〇〇〇
水膠	二〇〇	五〇〇〇	二〇〇	七〇〇〇
[illegible]月	八〇	五二〇〇	六〇	四五〇〇
花生	七〇〇	五二五〇〇	六五〇	六一七五〇
木耳	五四〇	五九四〇〇	五二〇	七二八〇〇
[illegible]	六六〇	二九七〇〇	五八〇	三一九〇〇
小[illegible]木	一、八五〇	二六八二五	一、七五〇	[illegible]
大[illegible]木	一一〇	一三二〇〇	一一〇	[illegible]

二五三

品名	仕入箇数	仕入金額	売上箇数	売上金額
白砒	五〇〇	三五〇〇	四四〇	四四〇〇
面械	五、二五〇	一九四二五	四、八〇〇	二一六〇〇
紅麈	六、〇〇〇	六三〇〇〇	六、〇〇〇	七二〇〇〇
広大料	一四〇	四九〇〇	一二〇	七二〇〇
24川表紙	一、六〇〇畳	一、六三二〇〇	一、五八〇畳	一、九七五〇〇
正号海紙	二五〇	六一二五〇	二三〇	六九〇〇〇
久字報紙	七五包	五一七五〇	七五包	五六九二五
二線香	一、二〇〇封	三〇〇〇〇	一、一〇〇封	三三〇〇〇
大古線香	三、五〇〇	八七五〇〇	三、三五〇	八九三〇〇
料小線香	四五〇	一八〇〇〇	四〇〇	一七六〇〇
料折半香	七二〇	二八八〇〇	七〇〇	三〇八〇〇
料金定香	九〇	五八五〇	八〇	六〇〇〇
色扛連紙	二〇〇刀	七四〇〇	一八〇刀	八一〇〇
色扺銅尖紙	三〇	二七〇〇	三〇	三六〇〇
慎昌紙連紙	一五〇	八二五〇	一五〇	九〇〇〇

紅[illegible]紙	[illegible]	二〇・六〇	一六〇	[illegible]
天明青紙	[illegible]	一八・〇〇	一三	[illegible]
大洋黃紙	一五	一八・〇〇	一四	二一・〇〇
紅纖[illegible]	[illegible]	四五・〇〇	五五	四八・一五
大月黃紙	一〇	一四・〇〇	八	一四・四〇
大巨紅紙	二四	三八・四〇	二〇	三六・〇〇
德記大衣紙	三五	一〇八・五〇	三二	一〇八・八〇
白宮紙	七六〇	一三二・〇〇	七六〇	[illegible]
藍窗紙	二四〇	五二・八〇	二四〇	五七・六〇
白永複	一八箱	一九八・〇〇	一七	二三八・〇〇
宇宇拉影複	六〇包	一、二三〇・〇〇	五五	一、一八五・〇〇
彥上大奔花褌	四〇	七九二・〇〇	三五	二一二・五〇
広松香	一二〇	二四〇・〇〇	九〇	二二五・〇〇
元燭	三〇竹	一〇五・〇〇	三〇竹	一五〇・〇〇
瓦金銀	一〇〇塊	九八・〇〇	八〇塊	一〇四・〇〇
銅金	二〇	三三・〇〇	一六	三二・〇〇

品名	仕入箇数	仕入金額	売上箇数	売上金額
銅頂針	一、〇〇〇塊	六.〇〇円	一、〇〇〇塊	八.〇〇円
25 徊洋烟	八〇箱	二〇八.〇〇	七六箱	二二八.〇〇
24 方洋火	三〇	三六〇.〇〇	二八	三六四.〇〇
大金洋火	五	七四.〇〇	五	八五.〇〇
15×8寸 大金箔	一五	一六五.〇〇	一三	二〇八.〇〇
大 38 紙	三〇〇刀	二一六.〇〇	二八五刀	二五六.五〇
大表羊紙	一六〇	二七.二〇	一四五	三一.九〇
色絲線	二四〇両	一一二.八〇	二一五両	一〇七.五〇
8号 日光卡机線	一五羅	一五〇.〇〇	一四羅	一六八.〇〇
香籐線	二〇〇両	一五〇.〇〇	一八〇両	一八〇.〇〇
青毛軸線	一〇羅	一八七.〇〇	九羅	一六二.〇〇
竜門青大球線	五〇	一一〇.〇〇	五〇	一二〇.〇〇
青絲扣縄	四〇〇支	一一二.〇〇	四〇〇支	一四〇.〇〇
色蜈蚣叨	一支存 三五碼 一〇〇支	一八.〇〇	一〇〇	二二.〇〇
色衣線	二〇打	一一〇.〇〇	一五打	九七.五〇

大木梳	一、五〇〇張	九〇〇〇	一、五〇〇張	一四五〇〇
篦子	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	五四〇〇
二ㄙ木梳	二〇〇	八〇〇	二〇〇	一二〇〇
子絨毯帽頭	一、〇〇〇箇	四四六〇〇	一、〇〇〇箇	五五〇〇〇
大掛鏡	三〇架	一〇八〇〇	二五架	一〇五〇〇
木板掛鏡	五〇〇	五〇〇〇	五〇〇	六〇〇〇
算盤子	五〇	四〇〇〇	四〇	四四〇〇
大凌花	五〇〇箇	四〇〇〇	五〇〇箇	六〇〇〇
中凌花	四〇〇	二四〇〇	四〇〇	五〇〇〇
小凌花	二〇〇	六〇〇	二〇〇	八〇〇
香草	二桶	一五〇〇	二桶	一八〇〇
大剪子	三〇〇把	三三〇〇	二五〇把	三七五〇
大力紙	三令	三九〇〇	三令	四五〇〇
油條皮子	五〇〇條	四〇〇	五〇〇條	三〇〇〇
棉子褲套	四〇件	八八〇〇	三五件	八七五〇
棉襪套	一〇	二二〇〇	一〇	二五〇〇
色宮綢	二〇〇尺	九〇〇〇	一八〇尺	九〇〇〇

品名	仕入箇数	仕入金額	売上箇数	売上金額
葦蓆	一五捆	二四六・五〇円	一三捆	二四〇・五〇円
母油	三〇桶	一二七・五〇	三〇桶	一三六・五〇
太油	四〇	一三〇・〇〇	四〇	一四二・〇〇
頂油	三〇	六七・五〇	二五	六二・七五
頭油	三五	五四・二五	二五	三八・七五
花頭針	五〇〇包	二五・〇〇	五〇〇包	二八・〇〇
銀鳳針	一、五〇〇	一八・〇〇	一、五〇〇	二二・〇〇
眞骨子皮	五〇〇條	三〇・〇〇	四五〇條	四五・〇〇
宮綢袍掛套	二〇套	二八〇・〇〇	一七套	二八九・〇〇
緞包扣子	五〇〇付	一六・〇〇	五〇〇付	二五・〇〇
銅丈青	五〇両	六・〇〇	四〇両	八・〇〇
花褥單	二疋	一三・六〇	二疋	一五・六〇
川沙袍頂	三五付	五・九五	三五付	七・〇〇
副号海紙	一〇〇頓	二三〇・〇〇	九〇頓	二五二・〇〇
大銭巻	一二〇箇	一五六・〇〇	一二〇箇	一六八・〇〇

大口代	三〇〇	三六〇〇〇	二五〇	三五〇〇〇
35 試	五〇刀	八〇〇〇	四五刀	九〇〇〇
18 山羊脚煮	三五桶	四二〇〇	三五桶	五二五〇
65 人驢脚煮紅	二〇	一〇〇〇	二〇	一七〇〇
18 看布煮靛	四〇	五〇〇〇	四〇	六〇〇〇
18 天官品藍	六	一二六〇	六	一八〇〇
65 [illegible]紅	一五	一五七五	一五	[illegible]
65 竜切煮藍	三〇	一九五〇	三〇	二七〇〇
5π 金獅馬脚品紫	一〇	九四〇〇	一〇	一二〇〇〇
5π 雙公子煮靛	一五	九〇〇〇	一五	一二〇〇〇
65 船切子粉	一五	一一二五	一五	二一〇〇
65 司馬槐黄	二〇	一三六〇	二〇	二二五〇
大刀品飛	一〇	二八〇〇	一〇	三九〇〇
68 貝字洋紅	一五	四二〇〇	一五	[illegible]
蝴蝶白市布	二〇疋	一三四〇〇	二〇疋	一四〇〇〇
得勝青坎布	一五	九七五〇	一五	一二〇〇〇
[illegible]坎布	一五	九七五〇	一五	一二〇〇〇

品名	仕入個数	仕入金額	売上個数	売上金額
致人面白灰布	二五	一五五.〇〇	二五	一七五.〇〇
大毡鞋	一五〇雙	三三〇.〇〇	一五〇雙	三八〇.〇〇
坤毡鞋	七〇〇	一、〇五〇.〇〇	七〇〇	一、五四〇.〇〇
小孩毡鞋	二〇〇	二四〇.〇〇	二〇〇	三一〇.〇〇
絨底毡鞋	八〇	二〇四.〇〇	八〇	二二四.〇〇
対$^{\alpha}$遠塔洋線	五件	一、一七五.〇〇	五件	一、二四〇.〇〇
対$^{\alpha}$銀月洋線	二	四八〇.〇〇	二	五〇四.〇〇
大竹帚	二七〇	七五.六〇	二七〇	九四.五〇
井字靛油	一二	一、二〇〇.〇〇	一二	一、四〇〇.〇〇
乃字靛粉	五	一三〇.〇〇	五	一七五.〇〇
18洋藍	三〇包	二四.〇〇	三〇包	三三.〇〇
18洋線	二〇	三二.〇〇	二〇	三八.〇〇
甜桂花	五江	七五.〇〇	五江	八五.〇〇
鉛粉料	二箱	七六.〇〇	二箱	九〇.〇〇
潭丹	五斤	一.七五	五斤	二.〇〇

[illegible]無紅	二[illegible]	七○○	一五	五三五
三[illegible]綿	一[illegible]	一一五○	一○	一四三○
[illegible]顔[illegible]	五	一二五○	五	[illegible]
[illegible]	五	三五○	四	三六○
[illegible]	二打	一○八○○	二打	一○○○
[illegible]	一	三○○	二	一八○○
[illegible]	一	一五○○	一	一八○○
[illegible]	二	一六四○	二	七二○
[illegible]男襪	五	二四○○	五	二○○○
[illegible]	五	三○○○	五	三六○○
[illegible]	四	一六○○	四	二○○○
重線男襪	二五	五二五○	二五	六○○○
色衛生衣	五	四五○○	五	五四○○
白衛生衣	二	一八○○	二	二一六○
小衛生衣	一	二四○	一	二六○
色衛生衣	二	二四○○	二	二八八○
白[illegible]衣	三	二四○○	三	二八八○

品名	仕入箇数	仕入金額	売上箇数	売上金額
色男線衣	五打	四五.〇〇円	五打	五四.〇〇円
色坤線衣	五	五五.〇〇	五	七二.〇〇
小孩線衣	二	六.〇〇	二	八.四〇
細斜汗衫	一	六.四〇	一	七.八〇
服綢汗衫	一	八.〇〇	一	九.六〇
花秋汗衫	一	七.〇〇	一	八.四〇
花秋套衣	二	六.八〇	二	八.四〇
細線汗衫	二	六.〇〇	二	七.二〇
色線汗衫	八	三〇.四〇	八	三三.六〇
小人背心	六	九.三〇	六	一〇.八〇
白線背心	九	三三.三〇	九	三七.八〇
美女坤襪	一二三	一八四.五〇	一二三	二二一.四〇
双底坤襪	一一二	一九〇.四〇	一一二	二六八.八〇
墨菊坤襪	三六	一〇八.〇〇	三六	一二九.六〇
牡丹坤襪	一三	四四.二〇	一三	五四.六〇

抵線帯襪	一五八	一八九二〇	一五八	二八四四〇
短腰帯襪	一八二	二〇〇二〇	一八二	二六二〇八
花線小襪	三二	一六〇〇	三二	一九二〇
厚線小襪	五五	四四〇〇	五五	五七四〇
墨菊男襪	二一	六九三〇	二一	七五六〇
牡丹男襪	一三	四四二〇	一三	五四六〇
抵線男襪	二六	七八〇〇	二六	九二六〇
短腰男袜	二一九	三九四二〇	二一九	五一三六〇
毛線男襪	三一	九三〇〇	三一	一一一六〇
貢緞布襪	一	八五〇	一	八五〇
網線男襪	四七	七五二〇	四七	一〇二五〇
半簽半襪	四	一九二〇	四	二八八〇
毛大雲鞋	四三雙	四七三〇	四三雙	五五七〇
皮大雲鞋	四八	六〇〇〇	四八	七二〇〇
竹三石鞋	六一	九一五〇	六一	一〇九八〇
竹連雲鞋	一九	三六一〇	一九	四五六〇
色之口鞋	七六	一一四〇〇	七六	一三六八〇

品名	仕入箇数	仕入金額	売上箇数	売上金額
大正呢鞋	七五雙	一二〇円〇〇	七五雙	一四二円五〇
女布呢鞋	四九	四九〇〇	四九	五八八〇
女坤毡鞋	五七	五七〇〇	五七	九〇〇〇
小孩布鞋	五〇双	二一〇〇	五〇双	二五〇〇
大正布鞋	二〇	一八〇〇	二〇	二四〇〇
布呢絨鞋	一〇	一一〇〇	一〇	一三〇〇
布高根鞋	四〇	五二〇〇	二一	三一五〇
布之皮鞋	五	九〇〇	五	一二〇〇
布事便鞋	二五	二〇〇〇	一五	一六五〇
中人呢鞋	二八	二一〇〇	二八	二五二〇
小孩皮鞋	三〇	五七〇	三〇	七五〇
一尺木背鏡	二打	一〇〇〇	二打	一四四〇
九寸木背鏡	一	五五〇	一	六六〇
八寸木背鏡	七	二四五〇	七	二九四〇
七寸木背鏡	五	一三二五	五	一八〇〇

六寸衣笥籠	七	二一[illegible]〇	七	[illegible]
七寸衣笠籠	一	三二〇	一	[illegible]
八寸衣笠籠	三	八[illegible]〇	三[illegible]	[illegible]
[illegible]寸衣笠籠	二	[illegible]二〇	[illegible]	[illegible]
[illegible]字笠籠	一[illegible]	七[illegible]〇	一[illegible]	[illegible]
[illegible]田之籠	一[illegible]	五四〇	一[illegible]	[illegible]
[illegible]笠籠	一	三一[illegible]〇	一	[illegible]
[illegible]籠	一	三一[illegible]〇	一	[illegible]
[illegible]笠籠	二	一二[illegible]〇	二	[illegible]
[illegible]三尺	二	四二[illegible]〇	二	[illegible]
[illegible]笠長	[illegible]打	一[illegible]三〇	[illegible]打	[illegible]
[illegible]三尺	[illegible]	三七〇	三[illegible]	[illegible]
[illegible]莚敷	四打	三二〇	四打	[illegible]
[illegible]人莚敷	二[illegible]	四〇〇	一[illegible]	[illegible]
千鳥莚敷	三〇[illegible]	二一〇	三[illegible]	[illegible]
[illegible]莚指	二[illegible]	四四〇	二[illegible]	七〇〇
[illegible]莚指	一三[illegible]	七五〇	一〇[illegible]	七〇〇

品目	仕入個数	仕入金額	売上個数	売上金額
白銅双練	一四打	四.九〇	一〇打	六.〇〇
元銅微㗾	五打	二.〇〇	五打	三.〇〇
白銅大勺	一〇付	四.〇〇	一〇付	六.〇〇
七合暖坐呼	一八箇	二三.四〇	一八箇	三〇.六〇
果木皂合	一打	一.〇〇	一打	一.四四
牛刮角舌	一〇〇支	一.四〇	一〇〇支	三.〇〇
白銅刮舌	一〇〇	四.〇〇	一〇〇	八.〇〇
焼磁皂合	七打	八.四〇	七打	一二.六〇
焼磁茶呼	一	七.二〇	一	八.四〇
二号磁茶呼	一〇個	三.五〇	一〇箇	四.五〇
焼磁飯碗	七打	七.七〇	五打	六.六〇
大號銅盆	八〇箇	七二.〇〇	八〇個	八五.〇〇
二號銅盆	一〇	八.五〇	一〇	九.〇〇
電光銅盆	二〇	二〇.〇〇	二〇	二四.〇〇
38花磁盆	三打	四九.五〇	三打	五四.〇〇

品名	仕入個数	仕入金額（円）	売上個数	売上金額（円）
牛磅鶏磁油	九打	二二・五〇	九打	二七・〇〇
一磅鶏磁油	二〃	九・八〇	二	一〇・八〇
鶏金磁油	半打	二・四〇	半	二・七〇
鉄合靴油	二	四・〇〇	二	四・八〇
虎頭鞋油	三	六・七五	三	七・二〇
美人鞋油	一	二・〇〇	一	二・四〇
絲線帽結	三二〇箇	三・八四	二八五箇	八・五五
一粒帽結	二〇包	三三・〇〇	一五包	三〇・〇〇
川珠帽結	一〇〇箇	五・五〇	八〇箇	六・四〇
洋眼褲子	一〇件	六・五〇	一〇件	七・五〇
大柳茶包	一四箇	二二・四〇	一二箇	二一・六〇
二尺布提包	三	四・七六	三	五・四〇
一八布提包	九	一一・七〇	九	一三・五〇
一六布提包	六	五・四〇	六	七・二〇
一四布提包	六	四・八〇	四	三・六〇

一二折提包	六	四〇二	五	四〇〇
二尺皮提包	一	四〇〇	一	四二〇
猴皮皮水	三斤	二二五	五斤	二五〇
雞皮皮藥	二打	二六〇	二打	二六〇
皇皮書包	六	七二〇	六	一〇八〇
八折書包	一	二〇〇	一	二四〇
豚皮書包	三	六六〇	三	七六〇
元折書包	二	一八〇	二	三六〇
二尺高黑杆	四〇〇支	三二四〇〇	四〇〇支	四〇〇〇
一八花梨杆	六〇〇	三〇〇〇	六〇〇	三六〇〇
一五花梨杆	四〇〇	一三六〇	三〇〇	一八〇〇
趙塞齊琴	一〇〇張	一二〇〇	一〇〇張	二五〇〇
小孩皮馬	一二	一〇二〇	一二	一三二〇
皮腰翁得	一八	三九六〇	一八	五四〇〇
八寸皮腰馬	一〇	二四〇〇	一〇	二八〇〇
五寸皮腰馬	二八	五〇四〇	二八	六四四〇
三号芭疙疸	一二	一〇八〇	一二	一四四〇

品名	仕入箇数	仕入金額	売上箇数	売上金額
六七毡疙疸	四四雙	二七円七二	四四雙	三五円二〇
四五毡疙疸	五〇	四〇〇〇	五〇	五〇〇〇
長短毡襪	二四〇	三四〇〇	二四〇	四八〇〇
甲字台布	二打	五二〇〇	一打	三〇〇〇
丙字台布	二	三八〇〇	一	二二八〇
丁字台布	半	一二〇〇	半	一三八〇
夏字台布	半	一一五〇	半	一二八〇
色灰腿布	五〇付	五五〇	三〇付	六〇〇
一五毡腰帯	一〇打	一二五〇	八打	一三四四
一二毡腰帯	九〃	七二〇	七	八四〇
絲線腰帯	一打	二四〇	一	三〇〇
二寸料女咀	八五〇箇	二〇四〇	五二〇箇	一七〇〇
一寸料男咀	八〇〇	一九二〇	五一二	一四三三
三義煙鍋	三五〇	一二二五	二八五	一四二五
一末煙鍋	四〇〇	一六〇〇	二九四	一四七〇

一兩同煙咀	五〇	二五〇	四〇	二四〇
大号面油	二羅	四八〇	二羅	六〇〇
二号面油	二	四〇〇	一	二八八〇
三号面油	二	三六〇	二	四八〇
一代乳粉	三箱	一四九〇〇	三箱	一六五六〇
三代乳粉	四	二八八〇〇	四	三〇七二〇
半代乳粉	一	五二〇〇	一	五七六〇
花英牛乳	一	二六〇〇	一	二八八〇
牛頭牛乳	一	一四五〇	一	一九二〇
藍布汗傘	四打	三八〇〇	四打	四八〇〇
青布汗傘	一	七〇〇	一	八四〇
二等汗傘	一	四二〇	一	四八〇
古花口盂	六	七二〇	四	七二〇
彩花茶盃	六〇	三〇〇〇	五五	四六二〇
彩花皂盒	三〇	三二六〇	二五	四五〇〇
彩花茶吖	八	三〇四〇	七	三七八〇
彩花茶碟	六	三一二	五	四二〇

品名	仕入箇数	仕入金額	売上箇数	売上金額
彩花帽角	三六対	六四円.八〇	三〇対	六六円.〇〇
彩花筆角	一打	一.一五	一打	一.八〇
彩小茶呼	四	五.六〇	二	三.六〇
一寸鳳腿帯	六〇打	三六.六〇	六〇	三九.〇〇
寸二鳳腿帯	二五	一六.二五	二〇	一四.〇〇
寸五鳳腿帯	一五	一一.八五	一五	一二.〇〇
元青文縄	一〇〇支	六.三〇	五〇支	四.〇〇
長連腿帯	九五八付	二八.七四	九五八付	四七.九〇
花柳腿帯	七〇〇	六.三〇	七〇〇	一〇.五〇
工字腿帯	五〇打	三〇.〇〇	三〇打	二四.〇〇
真絲腿帯	一〇付	五.五〇	一〇付	七.〇〇
拉簧皮代	二打	八.〇〇	一打	四.八〇
小人皮代	一	一.六〇	一	二.四〇
代柏皮代	三	七.五〇	二	七.二〇
什字布帨	一	五.五〇	一	七.二〇

花旗洋呢	半	四五〇	半	五四〇
羽綢洋呢	二	八四〇	一	一〇八〇
市布洋呢	一	三四〇	半	四八〇
白色毯子	二四行	六二四	一八行	八一〇
一千号禮帽	九打	六四八〇	九打	一〇八〇
切紅禮帽	二六	二一〇〇〇	二六	二一九六〇
中人禮帽	一一	六三八〇	一一	九二四〇
頂好禮帽	三	三九〇〇	三	四六八〇
大東牛粉	二七盒	二一六〇	二七	二三一〇
萬珠牙粉	九	一七一〇	九介	一九二〇
飲合牙粉	六打	一〇八〇	六打	一四四〇
木闌牙蒸	三	六〇〇	三	六二〇
牛頭毛巾	七	一一二〇	七	一五一二
雙灯毛巾	二二	三九六〇	二二	五二八〇
本織毛巾	六四	六四〇〇	六四	七六八〇
西湖毛巾	二一	五四六〇	二一	六三〇〇
丁寸小綵布	七	六三〇	七	八四〇〇

品名	仕入個数	仕入金額	売上個数	売上金額
繡花絲巾	七打	一一九〇	六打	一八〇〇
白洋紗巾	二〇	一五〇〇	二〇	二四〇〇
尺小真絲巾	二	六〇〇	二	六四〇
怪酪玲粉	七一	一四九一〇	七一	一七〇四〇
三塔香粉	二二	四一八〇	二二	四七五二
馥馨香粉	五四	八六四〇	五四	一一六七四
双人香粉	一一	四四〇〇	一一	四八〇
三塔花露	一八	四三二〇	一八	五四〇〇
双弟花露	一二	二八八〇	一二	三六〇〇
塔玲花露	四	一〇八〇	四	一四四〇
麗德花露	二	四四〇	二	四八〇
鵝蛋香粉	五〇	一七五〇	五〇	二〇〇〇
月中桂粉	一六	一六〇〇	一六	一九二〇
百花香粉	一羅	六四〇	一羅	七二〇
百合香粉	二打	五二〇	二打	六六〇

永美撲粉	二	四二〇	一	八〇〇
鳳凰撲粉	二	二五〇	一	四八〇
玉蘭香粉	五包	一六〇	五包	二〇〇
[illegible]香粉	一羅	四〇〇	一羅	四八〇
毛呢小帽	二打	三六〇	二打	四八〇
瓜子字帽	九	三二四〇	九	三二一〇
花布便帽	五	七五〇	四	七六〇
上級草帽	一六〇個	二四〇〇	一五〇個	七〇〇〇
上毛草帽	九	四〇五〇	七	四八六〇
毛氈冬帽	二一	八四〇〇	二一	二六〇〇
毛毛大帽	二	八〇〇	二	一〇八〇
花緞小帽	九	一四四〇	九	一六二〇
直隸帽箍	四三〇頂	七三一〇	四三〇頂	八六〇〇
反光帽箍	五六	三三六〇	四五	三一五〇
漢緞帽頭	二四	三六〇〇	一五	二七〇〇
大緞帽頭	三九	二三四〇	三六	二五二〇
硬胎坤帽	一一打	七七〇〇	一一打	二一八八〇

品名	仕入箇数	仕入金額	売上箇数	売上金額
摩登帡帽	五打	四九円〇〇	四打	四八円〇〇
二号小帽	一二〇頂	二八.八〇	九五頂	二〇.八〇
三号小帽	七〇	一九.六〇	七〇	一九.六〇
猫皮桶帽	二〇	一八.〇〇	二〇	二〇.〇〇
造獺皮帽	一〇	二一.〇〇	一〇	二五.〇〇
青刁皮帽	一〇	三五.〇〇	一〇	四〇.〇〇
海豹皮帽	二〇	五六.〇〇	二〇	七〇.〇〇
剪絨皮帽	三二	三二.〇〇	三二	三八.四〇
押絨皮帽	三二	二九.〇〇	三二	三二.〇〇
鼠絨皮帽	一〇	一五.五〇	一〇	一八.〇〇
元書做紙	一噸	一四.〇〇	一噸	一八.〇〇
軸線包紐	四、〇〇〇個	四八.〇〇	四、〇〇〇個	六〇.〇〇
造絲包紐	四、〇〇〇	一〇〇.〇〇	四、〇〇〇	一二〇.〇〇
直絲包紐	六五〇	二二.七五	六五〇	五二.〇〇
黒鉄頭叉	四〇盒	四.〇〇	四〇盒	四.八〇

大色玉針	六羅	三六〇〇	六羅	[illegible]
小色玉針	五匣	六〇〇	五匣	七[illegible]〇
扁色玉針	二羅	三〇〇	二羅	三六〇
白色髷櫛	三令	一〇八〇	三令	一二〇〇
一五國民櫛	半	六六〇	半	七五〇
色骨毛櫛	一五	四五〇〇	一五	[illegible]三〇
白骨毛櫛	一五	四二〇〇	一五	四八〇〇
洋毛刷櫛	二三	七九三五	二二	八七四〇
[illegible]櫛	六	三六〇〇	六	四五〇〇
色骨玉櫛	五	五五〇〇	五	六〇〇〇
[illegible]子櫛	九包	八一〇	九包	一〇〇〇
一〇號造櫛	一四令	一一二〇〇	一四令	一二六〇〇
骨通小櫛	二〇〇把	一六〇〇	二〇〇把	二〇〇〇
骨面大櫛	二〇〇	三〇〇〇	一八〇	[illegible]八〇〇
八寸竹梳刷	三〇〇	三〇〇〇	二八〇	[illegible]四六〇〇
骨把扇子	三〇	六六〇	二五	七五〇
大竹服扇	三五〇	三五〇〇	二八五	三九七五

二七七

品名	仕入個数	仕入金額	売上個数	売上金額
大扇子面	一、一〇〇把	二二・〇〇円	八九五把	二二・三七円
竹把小扇	二〇〇	一三・〇〇	一六六	一一・六二
大芭蕉扇	一〇	三・五〇	五	二・〇〇
小套唱書	一〇〇部	一〇・〇〇	五〇部	六・〇〇
数套学書	一〇〇	一五・〇〇	六〇	一二・〇〇
医学套書	一三〇	二六・〇〇	一一二	二八・〇〇
大套念書	五〇	一四・〇〇	四〇	一四・〇〇
布皮方眼	二二〇本	三三・〇〇	二一〇本	四二・〇〇
紙皮方眼	二五二	一二・六〇	二一二	一六・九六
白字字貼	三〇	三・〇〇	二〇	三・〇〇
四折紙石板	七打	二・八〇	七打	三・五〇
白銅筆帽	六〇〇箇	一三・八〇	五〇〇箇	一五・〇〇
白銅墨盒	四〇	七・二〇	三五	八・七五
木杆鉛筆	七羅	四・二〇	五羅	四・八〇
小石板搽	二	二・八〇	一	二・一六

果木鉛筆	五打	七五〇	三	七[illegible]
化学鋼筆	一	二七〇	一	二六〇
藍鋼筆水	四	二八〇	三	三六〇
中版墨水	九	一〇八〇	七	一〇九二
化学鉛筆	五羅	七五〇	五羅	一〇〇〇
代用鉛筆	三	一八〇	二	一四〇
毛子天墨	五五斤	四一二五	四五斤	四〇五〇
抄字格本	一五〇〇本	一五〇〇	一、二八〇本	一五一八
小紅格紙	一五〇疋	六七五〇	一五〇疋	七〇〇
八行信紙	六〇	二二四〇	五〇	[illegible]〇〇〇
札戸信封	四、〇〇〇個	六八〇	三、二〇〇個	八[illegible]〇
白洋信封	三〇〇	六〇〇	二〇〇	六〇〇
大楷羊毫	一一鉢	二七五〇	九鉢	二七〇〇
小楷羊毫	五〇	五〇〇〇	四〇	六〇〇〇
双料小楷	二五	五五〇〇	二二	五五〇〇
小大字筆	二五	五五〇〇	二五	六二五〇
寸四鳥木牌	二〇枚	一四〇〇	二〇	二四〇〇

品名	仕入個数	仕入金額	売上個数	売上金額
寸四烏木博	一五付	九円.〇〇	一五付	一三円.五〇
日光花貝	四〇包	五六.〇〇	四〇包	六〇.〇〇
双日花貝	八二	一一九.〇五	八二	一三二.一〇
五八四目扣	一八羅	一三.五〇	一八羅	一四.四〇
貝料磁扣	一愿	四.八〇	一愿	六.〇〇
洋服扣子	四	二〇.〇〇	三	一八.〇〇
白夜暗扣	六	二四.六〇	六	三二.四〇
化学扣子	三羅	一.八〇	三羅	二.一〇
小磁扣子	六	六.〇〇	六	七.二〇
然絲襪代	九元	一八.〇〇	九元	二二.五〇
三光襪代	一八	一六.二〇	一八	二一.六〇
化字辰鏡	五羅	六〇.〇〇	五羅	八四.〇〇
玻力風鏡	一	一.八〇	一	二.四〇
大光花鏡	四打	四.八〇	三打	七.二〇
代盒花鏡	一	三.五〇	一	六.〇〇

[illegible]灣	一六[illegible]	一四四.〇〇	一六[illegible]	一七八.[illegible]
花草凉蓆	一一五條	三三.三九	一一五條	四〇.二五
二大抓凉蓆	一〇	五.九〇	一〇	六.五〇
烟草帆蓆	一〇	.八〇	一〇	一.五〇
紙繐草帽	一一打	九九.〇〇	八打	九六.〇〇
出人〃	九	三一.五〇	六	[illegible]
小孩〃	二	六.八〇	二	九.六〇
鄉所〃	一〇頂	一四.五〇	一〇頂	一七.〇〇
小孩沙帽	四打	六.八〇	二〇打	五八.〇〇
小紅茶葉	五〇斤	二五.〇〇	五〇斤	三五.〇〇
大葉茶葉	六〇	四二.〇〇	六〇	八[illegible]
大方〃	一三五	一三三.〇〇	一三五	二一六.〇〇
黑木髮箱	一五羅	九.〇〇	一五羅	一〇.八〇
24小辮箱	一〇	五.〇〇	一〇	六.〇〇
剪髮大箱	九打	二二.六〇	九打	二七.〇〇
真皮錢包	九	三六.〇〇	九	四二.[illegible]
豚皮錢包	一〇	七.〇〇	一〇	八.四〇

品名	仕入箇数	仕入金額	売上箇数	売上金額
花形銭包	九打	円 五.四〇	九打	円 六.四八
寿山月香	一五盒	五.四五	一五盒	七.五〇
銅洋烟咀	二二打	三〇.八〇	二二打	四四.〇〇
大線手套	二六	六五.〇〇	二六	七八.〇〇
造絲手套	一	三.〇〇	一	三.六〇
中人手套	一二	一三.二〇	八	一七.二八
花絨手套	一二	四八.〇〇	一二	七二.〇〇
白綿手套	九	一一.二五	六	六.〇八
大套幃巾	二	六二.〇〇	二	七二.〇〇
手碾幃巾	七	一四〇.〇〇	七	一六八.〇〇
細絨幃巾	七	一一二.〇〇	七	一三四.四〇
大花露水	三	九.七五	三	一四.四〇
小花露水	三	三.〇〇	三	五四.〇〇
大并頭油	五	一七.〇〇	五	二四.〇〇
小并頭油	三五	三五.〇〇	三五	六三.〇〇

中关頭油	七	四二〇〇	七	五八八〇
苦林頭油	一〇	三六〇〇	一〇	四八〇〇
新式頭油	一七	四七六〇	一七	六一一〇
桂母頭油	五〇甬	一〇〇〇	五〇甬	一七五〇
孩豪刷子	二打	三二〇	二打	四八〇
大水刷子	一三〇把	六五〇	一二〇把	六八〇
小炷刷子	七〇	二八〇〇	六〇	[illegible]八〇
骨花牙刷	一三盒	一一七〇	一三盒	一六八〇
化学牙刷	八打	七二〇	八打	八五四
纸皮洋服	二羅	八八〇	一羅	五三〇
皮皮洋服	四打	四八〇	三打	五四〇
化学洋服	一	二〇〇	一	二四〇
花露精皂	四一	五七四〇	四一	六七五五
大通肥皂	一四五	一五二二五	一四五	一七四〇〇
白玉香皂	五七	七九八〇	五七	八五五〇
文恩香皂	八	二〇〇〇	八	二四〇〇
九重香皂	三一	四〇三〇	三一	四二四〇

品名	仕入個数	仕入金額	売上個数	売上金額
大塊肥皂	八箱	八三円二〇	八箱	九六円〇〇
蘇肝泥皂	三	二一〇〇	三	二七四〇
大王香皂	五五打	四九五〇	五五打	五五〇〇
得心球鞋	二〇雙	一七四〇	一〇雙	九五〇
櫻花学鞋	五〇	三二〇〇	五〇	三五〇〇
太白出鞋	一八〇	八八二〇	一八〇	九三六〇
太陽水袜	一五五	一一六二五	一五五	一一九三五
花絨小鞋	六六	一九八〇	六六	二六四〇
萬福助鞋	一七〇	一三九二〇	一七〇	一四四五〇
大運動鞋	一〇打	五四〇〇	一〇打	六〇〇〇
和豚底鞋	七五〇雙	三四五〇〇	七五〇雙	三六〇〇〇
大元宝鞋	一八〇	九七七〇	一八〇	一〇八〇〇
中元〃	一二〇	五六四〇	一〇〇	五〇〇〇
豚皮靴子	一五	二一七五	一五	二四〇〇
中皮靴子	二〇	一八〇〇	二〇	二二〇〇

小皮靴子	二〇	一二〇〇	一五	一〇三[illegible]
元口靴鞋	二打	一一〇〇	一打	六〇〇
小豆靴子	六	二一〇〇	四	一三二〇
小孩靴鞋	二	四〇〇	[illegible]二	四八[illegible]
代珠髮梳	六	五四〇	八	七一[illegible]
双珠髮梳	二三	一七二五	一二	一〇〇
混水髮梳	一八	六三〇	一五	六〇〇
水石髮梳	二	二〇〇	[illegible]	[illegible]
小頭髮梳	二羅	四〇〇	[illegible]羅	四八〇
切膠牙[illegible]	五〇羅	四五〇	四〇羅	四八〇
寫化学梳	五〇	三五〇	五〇	五〇〇
化学髮梳	三羅	六〇〇	三羅	七二〇
八十男大襪	二一〇打	三七八〇〇	二一〇打	四一〇〇〇
一二男大襪	五〇	一〇〇〇〇	五〇	[illegible]
平口帆襪	一五	一五〇〇	一五	一八〇〇
七二坤短襪	二〇	二四〇〇	二〇	二〇〇〇
[illegible]絨男襪	一〇	五〇〇〇	一〇	六〇〇〇

品名	仕入箇数	仕入金額	売上箇数	売上金額
冲織男袜	一二〇打	一八〇円 〇〇	一二〇打	二四〇円 〇〇
冲它坤袜	五〇	五〇 〇〇	五〇	七〇 〇〇
自由坤袜	二五	二五 〇〇	二五	三七 五〇
膠皮球鞋	一〇双	八 〇〇	一〇双	九 〇〇
青元口鞋	三〇〇	一六五 〇〇	三〇〇	一八〇 〇〇
小别针鞋	一〇〇	三〇 〇〇	一〇〇	三五 〇〇
中别针鞋	四〇	一六 〇〇	四〇	一八 〇〇
大别针鞋	三〇	一五 〇〇	三〇	一六 五〇
膠皮水袜	二四〇	一六八 〇〇	二四〇	一九二 〇〇
大運動鞋	五〇	二七 五〇	五〇	三〇 〇〇
中運動鞋	五〇	二二 五〇	五〇	二五 〇〇

9. [illegible]價表（其ノ一）康徳二年度

類別	番号	品名	等級/銘柄	月別/單位	5	6	7	8	9	10	11	12	番号
					円	円	円	円	円	円	円	円	
主食品	1	大米	上	1斗	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	2	高粱米	〃	〃	2.50	2.20	2.20	2.20	1.90	1.75	-	1.65	2
	3	小米	〃	〃	3.00	3.00	2.90	3.20	3.20	3.00	2.80	2.70	3
	4	包米	〃	〃	-	-	-	1.60	1.40	1.20	1.00	1.15	4
	5	麺粉	〃	1袋	3.30	3.30	3.20	3.50	3.50	3.75	3.50	3.35	5
	6	切麺	〃	1斤	.08	.08	.80	.08	.08	.09	.09	.08	6
	7	包米麺	〃	〃	-	-	-	.05	.05	.04	.04	.04	7
副食	8	元豆	〃	1斗	1.90	1.60	1.60	1.50	1.70	1.90	1.90	1.88	8
	9	粉條	〃	1斤	.15	.14	.13	.14	.14	.16	.16	.16	9
	10	豆腐	〃	1塊	.01	.01	.01	.01	.01	.01	.02	.02	10
	11	干豆腐	〃	1斤	.06	.05	.05	.04	.05	.06	.06	.05	11
	12	葱	〃	〃	.03	.03	.01	.01	.01	.02	.02	.02	12
	13	蒜	〃	〃	.20	.18	.03	.01	.01	.03	.04	.04	13
	14	大頭菜	〃	〃	-	-	.02	.02	.02	.02	.01	-	14
	15	白菜	〃	〃	.06	-	-	.01	.01	.01	.01	.01	15
	16	韮菜	〃	〃	.05	-	.01	.04	.04	-	.35	.40	16
	17	豆芽	〃	〃	.02	-	-	.02	.02	.01	.04	.02	17
	18	辣椒	〃	〃	.25	-	.03	.01	.01	.15	-	.10	18
	19	地豆	〃	〃	.03	.03	.03	.02	.02	.02	.02	.03	19
	20	黃花魚	〃	〃	.13	.13	.13	.10	.10	.15	.10	.10	20
	21	大馬哈	〃	〃	.13	.13	.13	.12	.12	.16	.24	.15	21
	22	猪肉	〃	〃	.25	.25	.25	.25	.25	.27	.28	.27	22
	23	羊肉	〃	〃	-	.30	.30	.30	.30	-	.24	-	23
	24	牛肉	〃	〃	-	-	-	.24	.24	.24	.24	.24	24
	25	雞肉	〃	大一隻	.30	.30	.50	.50	.50	.40	.40	.50	25
調味	26	粗塩	〃	1斤	.07	.07	.75	.08	.08	.08	.07	.08	26
	27	白糖	〃	〃	.13	.13	.14	.15	.15	.15	.15	.14	27
	28	豆油	〃	〃	.19	.18	-	.17	.17	.22	.22	.22	28
	29	猪油	〃	〃	.25	.25	-	.30	.30	.30	.30	-	29
	30	蘇油	〃	〃	.20	.20	-	.20	.20	.25	.20	.20	30
	31	大醬	〃	〃	.08	.08	-	.07	.07	.07	.10	.05	31
	32	醋	〃	〃	.08	.08	-	.08	.08	.10	.08	.08	32

類別	番号	品名	等級及牌号	單位＼月別	5	6	7	8	9	10	11	12	番号
嗜好品	33	面碱	中	1斤	.05	.05	.05	.05	.05	.05	.05	.05	33
	34	燒酒	〃	〃	.23	.22	.23	.26	.22	.27	.26	.24	34
	35	黃酒	〃	〃	.17	.17	.17	.16	.16	.20	.30	.25	35
	36	紹興酒	〃	〃	–	–	–	–	–	–	–	–	36
	37	煙捲	粉刀王	1盒(小)	.09	.09	.10	.10	.10	.10	.10	.10	37
	38	〃	哈德门	〃	–	.06	.06	.06	.06	.06	.06	.05	38
	39	〃	雙鶴牌	〃	.05	.05	.05	.05	.05	.05	.05	.05	39
	40	茶葉	中(酣毛峯)	1斤	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	40
	41	〃	〃(加味大方)	〃	1.60	1.62	1.60	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	41
衣鞋類	42	綿紗	上(白)	〃	.65	.65	.70	.68	.68	.70	.75	.70	42
	43	〃	下(白)	〃	.50	.60	.65	.64	.04	.65	.70	.65	43
	44	〃	上(藍)	〃	.85	.85	1.10	1.00	1.00	1.00	.12	.90	44
	45	〃	下(藍)	〃	.80	.80	1.00	.85	.85	.95	.10	.85	45
	46	粗布	上(白)	1尺	.11	.11	.10	.10	.10	.10	.10	.10	46
	47	〃	下(白)	〃	.09	.07	.07	.07	.07	.07	.06	.09	47
	48	〃	上(藍)	〃	.12	.12	.14	.14	.14	.12	.12	.12	48
	49	〃	下(藍)	〃	.10	.10	.10	.10	.10	.11	.08	.10	49
	50	棉花	中	1斤	.45	.45	.50	.50	.50	.60	.55	.55	50
	51	襪子	〃(細布)	1雙	.25	.25	–	–	–	.30	.30	.20	51
	52	〃	〃(洋貨)	〃	.20	.20	.35	.30	.30	.30	.15	.30	52
	53	鞋	〃(方口鞋)	〃	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	2.40	1.00	53
	54	〃	〃(沙鞋)	〃	.90	.70	.70	–	–	.90	1.00	.90	54
燈火燃料	55	火油	〃(老牌)	1斤	.13	.13	.15	.15	.15	.18	.15	.15	55
	56	〃	〃(鷹牌)	〃	.13	.13	.14	.14	.14	.18	.13	.15	56
	57	煤	〃(塊)	1噸	14.00	14.50	16.00	17.00	17.00	16.00	14.50	14.00	57
	58	〃	〃(粉)	〃	–	–	–	–	–	–	–	–	58
	59	木炭	〃	1斤	.03	.03	.05	.03	.03	.03	.02	.03	59

10. 馬車輸送

本縣城の商店中大車を有し四平街間の雑貨輸送に使用しているのは富盛長、富盛成の二店のみであり、共に大車二台づつを所有している。往路は四平街迄大豆、高粱を運び、帰路は雑貨を縣城迄運載し来る。

他の商店は四輪汽車公司のトラック又は大車を雇ふ。

大車輸送は本縣城で専業とするものが七戸ある以外は縣城附近部落の農家が副業として之を営んでいる。運賃は

縣城より四平街に向ふ時	百斤	三角
四平街より縣城に向ふ時	百斤	四角（棉花は六角）

である。大車を使用するのは結氷期に多く、夏季はトラックによる場合が多い。

11、資料

イ 梨樹縣防穀令

本縣は康徳元年度の収穫不良により糧石の不足を来し、糧価騰貴の為縣民は生活の困難を覚へる様に成つた。康徳二年五月縣は防穀令を発し定期間内の糧石の縣外輸出を禁ずると共に糧石価格の統制を行つた。次に本防穀令に関する諸資料を掲げる。

ノ 梨樹縣公署防穀規程

一、防穀時期　本令頒発の日より本年収穫時期に至る。

二、防穀種類　高粱穀子包米及び其他一切の糧食

三、防穀区域　四平街駅内に於ける他省縣の救済の為各種糧穀の購売及び運輸を禁止せざる場合の外は梨樹縣所轄の各区村鎮は省防穀の区域とす、但し右駅より他縣に輸出の時は本署の認許を要す。

四、醸酒の制限　本縣地区内の各酒醸造場に於ては本防穀期間内は平常より醸造率を増進するを得ず以て民食を維持す

五、出境の防止　梨樹縣所属の各区村に於て第二項の食糧の販売に付いては該出産地たる地方内にて販売を為すべく境外への輸出は禁止す、各警察或は分所は随時に検査する上禁遏を為すべし

六、残留糧穀の調査　各村鎮に於ける糧商の残留糧石数は当該商会が調査の責に任ずべし各区住民の残留糧石数は各該辦事員と警察署長協同調査の上縣に報告すべし。

２、梨樹縣公署訓令　内政字第　号

各区警察署殿

商民の残留する糧石数の調査並に其輸出を禁止するに関する件

防穀令の発布は一に人民の食糧維持の為なり。近日糧価の騰貴により糧穀を留存する消极

も見て高価にて売却し又は密より密輸出を為さんとす。今にしてこれを至急禁止せざれば将来如何なる民食欠乏を来すやも計り知れず、因て本署附同孫章三委員に派遣し、各警察署巡官一員と同行して徹底的に留存糧穀数を調査する意向なり。先に縣城より着手し商民の留存せる糧穀（食糧を指す）を一一帳簿に記し自家用以外の残餘部分を[illegible]に限り販売を得他縣への搬出は不可とし、以て民食を維持す、尚各区も順次調査を行ひ農家商賈民は問はず有ゆる留存糧穀は盡く帳簿に記し、縣に報告す。[illegible]て、交易なさしめ民食救済の本義に徹底せしめんとす。本調査実施に於て[illegible]商人にして糧穀を他處へ輸出するものあらば命令に依り厳重に懲罰し[illegible]商、縣方面に於ける外貴署に通牒す。相互に協力して調査をなし尚密輸出を厳禁するを厲行せられ度し。

二、[illegible]・年月日

縣公署

四平街、楡樹台、小城子、
郭家店、三江口、

各辦事処、警察署、商会、殿

各市鎮に於ける糧穀価格の抑圧方共同協力を願ふ件

近来に於て糧穀価格は日に高く、縣民の生活困難を将来せり、本署は民食を維持の目的にて既に縣城の糧価を抑圧する[illegible]告を公布したり。惟ふに縣城は既に糧価の平穏を見るも

する際各市鎮を亦同一ならしむる必要あり。
茲に各市鎮依據とすべき糧価表を規定し之を各関係方面に命ずる外貴公署処に通達す。速かに当該管轄内糧商に知らしめ一般に佈告すべし。佈告の日より本規定を励行す。

記

梨樹縣公署の規定せる各市鎮糧価表

市鎮別	挪在糧米種類	毎斗所定価格	備考
四平街市	大碾子秫米	国幣二元六角	普通の石碾子にて精白せる高粱米
仝	電碾秫米	二元七角	電力にて精白せる高粱米
郭家店	大碾子秫米	二元五角	
三江口	仝	二元五角	
楡樹台	仝	二元四角	
小城子	仝	二元三角	

ロ、（康徳二年度）昭和十年度上半年中附属地私経済調査報告

四平街満鉄事ム所

四平街は近時交通、経済の中心地として飛躍を続けている。
其の概況を知る為に本報告書を掲げた。

四平街經濟界の概況

北滿各都市の發展に連れ當地は之等各都市への中繼貿易市場として益々其の商取引を增加の一途にあり。加ふるに四洮鐵道工事の大部分竣成したり。之が營業開始の曉は益々繁盛し來るべく、人口も日々增加しつゝあり。市中一般經濟界は至極有望なり。

金融界の概況

前年度に於ける特產物の作付の收穫不足により、利率は依然として高値を持續したるも何分にも品薄にして商品の動き少く、且つ金融界に於ては之が反動を慮かり、資金の回收に努めて居りし折柄、六月に於ける大連特產商の破綻並に[illegible]の發生となり、特產價は豫想外の大暴落を演じ、當地同業者間に於ても約[illegible]萬円の損失を算せられ、工事の前年度に於ける相當多額利益のカバーとなり、破產者は出さゞりし次期の傷手を受けたり。金融業者間に於ては益々資金回收を嚴にするより更に新規貸付を手控へたるを以て特產商筋は金融に苦心の態なりき。然れ共四洮鐵道工事は今期に入りて益々本格的となり、勞働者日増に增加し、之が爲め[illegible]甚しく殊に新年頭は頗る好況の兆を示し、金融市場は極めて円滑に緩和せり。

質屋の概況

前期に比し大差なけれ共、前年度同期に比すれば質物共約七割の增加にして人口の增加

により同業者は相当利益にあり。

特産界の概況

特産界は前年度に引続き、品薄と手持筋糧桟の先高思惑による売惜みにより、初期に於ては依然として高価を持続し来りしが、品薄により商品の動きは極めて少く、夏枯れ商況にありたり。然る処六月に入りて大連特産商及銭舗商に哈市特産商思惑筋の投出により、一躍大暴落を演じ、特産界は為に一大恐慌状態を呈し、当市特産界に於ても之が影響甚大にして実損と値開きの差を加算するに於ては約二百万円に及びたるも、前年度各商店共に於ける相当利益を蓄積し居りたる為、資金の融通円滑を得たるを以て、手持各の搬出をなさずして持続をなし得たるにより漸次恐慌相場の回復を得今回の損失も前年度よりの利益を吐き出したる程度にして之が為破産を招くが如き商店はなかりき。

以上の如き情勢にありたるを以て今期特産界は極めて不振商状裡に終始せり。

輸入界の概況

前年度の悪影響を受け、農村の疲弊甚だしき折柄今期は春耕期にありて春耕の資金労賃等の資金の融通逼迫に其の疲弊振は実に言語に絶すると云ふが如き状況にあり。従つて農民の購買力殺減され、例年に无き不振商状にあり。棉糸布雑貨を始め一般輸入商品界は前年同期に比し約二割減と称され居る有様にして、輸入界は極めて不振裡に終りたり。

旅館料理店飲食店の概況

旅館業にありては満洲國鐵各都市の発展と四洮線の本格的工事に入りたるを以て之等關察者及関係者等人事の往来繁く至極好況にあり。又料理店飲食店に於ても人口の増加により前者同様好影響を受け営業振り良好なり。

工業界の概況

工業界の主なるものは精穀業、醸造界なるが前者に於ては今期は前年度の不作により高粱と穀価高により極めて不振にして、粟、高粱、蕎麦の少量の輸出精穀にありたるのみにして、其他一般工業界も不活発商状なり也。後者にありては日本酒醸造高八〇、石にして前年度に比し約二〇〇石の増醸をなせ、人口の増加は当然之が消費を促し、漸年へ口の増加を来しつつあるに今期に至りて四洮線工事の開始により、鉄道建設事務所員及工事請負者等の移住者夥しく、貸家滞底の折柄九月に鉄道建設事務所の移転説が伝へるに至り、益々借家難底に至るを見越し、新開業する者極めて多く、近年になき数となれり、為に土建業は極めて活況裡に越期せり

附属地隣接地経済状況

附属地隣接地には鉄道東満洲街と附属地北に隣接せる有々哈爾鉄路局四平街道理所構内（略称北満）との二團地あり。鉄道東満洲街は人口約二万三千にして梨樹縣下第一の市街なり。然れ共道路衛生其他全般的に諸施設甚だ不完備なり。従て一般商人は主として背後地農民を顧客となし、相当發展を呈する所なれども、本期は前年度末よりの原材料

続されて農民の疲弊甚しく購買力が激減せられ、前年度の約二割減にして一般経済界は不振なり。

北溝は人口約三千二百名にして内三百十五名が日本内地人なり。同溝は監理所員の住宅街にして一般経済界何等の見るべきものなし。

十一、度量衡

1、度

木尺、裁尺、大布尺を数戸の雑貨舗より調査した結果によれば

	新制	日本国法	米突法
木尺	〇、九四五尺	一、〇四〇尺	〇、三一二米
裁尺	一、〇四九	一、一五五	〇、三四六
大布尺	一、六七二	一、八四〇	〇、五五二

の如くである。

度器輸入先は四平街である。各商店の営業用尺に対しては何等の検査もない。

2、量

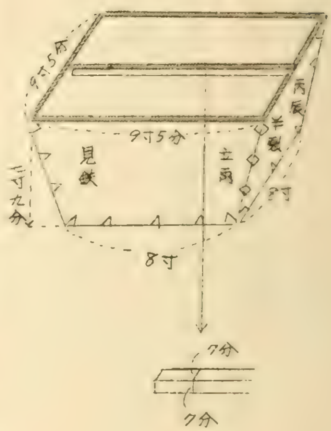
イ、容量

糧穀計量に対しては官斗五升枡、一升枡を使用する事多く一斗枡はあまり使用しない。

百斗枡の新制、日本国法、米突法、との換算は次の如くである。

	新制	日本国法	米突法
五升	一六、二五升	八、九〇升	一六、二五立
一斗	三二、五〇升	一七、八〇升	三二、五〇立

五升枡
（日本尺による）



2、検定

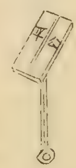
(イ) 検定機関

商務会が其の建物内に於て検定を行ふ

(ロ) 検定

従来一ヶ月に一回若くは十五日に一回の割合で県城の商店使用枡を無料で検定していたが最近は左程頻繁には行はれない。

検定方法は商務会備付の標準枡で原子を正しく計量し、之を検定される枡に移し、標準

析に一致するや否やを見る。合格析には焼鏝を以て烙印を押す。不合格析は底部に、容量が過剰の時は板を打ちつけ、不足の時は削る。其の場に指物師が待つていて直ちに修繕する、不合格析に対しては罰金を徴しない。

（八）新制量器

康徳三年三月一日より縣内一般に対し、新制度量衡への転換の第一歩として、旧斗以外に新斗の使用を許可したが、縣民は旧斗使用を脱し得ず、新斗を使用する者は少い。

梨樹縣新旧量器比較表　　税捐局調査

市領名称	百斗一斗合新斗数	新斗一斗合百斗数
梨樹縣城	三、二三斗	〇、三〇九六斗
四平街市	三、二三斗	〇、三〇九六斗
郭家店鎮	三、三斗	〇、三〇三斗
楡樹台鎮	三、二六斗	〇、三〇六八斗
三江口鎮	三、二三斗	〇、三〇九六斗
小城子鎮	三、二三斗	〇、三〇九六斗
喇嘛甸鎮	三、一五斗	〇、三一七斗

3、衡

商店によって秤の懸る重さは多少異っているが、一斤＝日本一三八、二匁が標準の様である。

新制、日本国法、米突法に換算すれば次の如くである。

	新制	日本国法	米突法
一斤	一、〇三六斤	一三八、二匁	五一八、二五瓦

衡器の移入先は四平街である。

衡器の検定は行はれない。

十二、縣の財政

1、康徳二年度歳入歳出収支決算書

梨樹縣公署康徳二年度全年度收入支出決算書

歳入　経常部

款	項	目	予算額	決算額	残額	説明
一、由財産所生之收入			一、〇〇八、〇〇〇	二一八、三八〇	七八九、六二〇	
	一、基本財産收入		一、〇〇八、〇〇〇	二一八、三八〇	七八九、六二〇	
		一、地租	一、〇〇八、〇〇〇	二一八、三八〇	七八九、六二〇	
二、使用料及手数料			二八、〇〇〇、〇〇〇	一六、六三八、一八〇	一一、三六一、八二〇	

款	項	目	予算額	決算額	残額	説明
	一、使用料		二六、二二八 〇〇〇	一四、六三五 八八〇	一一、五九二 一二〇	
		一、学校授業料	七、一一三 〇〇〇	五、三〇六 四五〇	一、八〇六 五五〇	
		二、衛生収入	一四、一七八 〇〇〇	六、三四八 七〇〇	七、八二九 三〇〇	
		三、病院収入	四四五 〇〇〇	二四三 九〇〇	二〇一 一〇〇	
		四、電話使用料	四、四九二 〇〇〇	二、七三六 八三〇	一、七五五 一七〇	
	二、手数料		一、七七二 〇〇〇	二、〇〇二 三〇〇	(一)二三〇 三〇〇	
		一、証明手数料	一、七七二 〇〇〇	二、〇〇二 三〇〇	(一)二三〇 三〇〇	
三、交付金			一、七七〇 〇〇〇	一、七六五 四三〇	四 五七〇	
	一、国税徴収交付金		一、四七〇 〇〇〇	七八〇 四七〇	六八九 五三〇	
		一、国税徴収交付金	一、四〇〇 〇〇〇	七八〇 四七〇	六一九 五三〇	
		二、国税罰則徴収交付金	七〇 〇〇〇		七〇 〇〇〇	
	二、農商貸款交付金		三〇〇 〇〇〇	九八四 九六〇	(一)六八四 九六〇	
		一、農商貸款交付金	三〇〇 〇〇〇	九八四 九六〇	(一)六八四 九六〇	
四、納付金			一 〇〇〇	九五 〇〇〇	(一)九四 〇〇〇	
	一、納付金		一 〇〇〇	九五 〇〇〇	九四 〇〇〇	

		一、納付金	一.〇〇〇	九五.〇〇〇	(一)九四.〇〇〇
五、雜收入			二、四三五.〇〇〇	六〇、八三五.八七一	(一)五八、四〇〇.八七一
	一、過年度收入		一六、三〇〇.〇〇〇	四五、六六七.二一五	(一)二九、三六七.二一五
		一、總收入	一六、四〇〇.〇〇〇	四五、六六七.二一五	(一)二九、二六七.二一五
	二、[illegible]存款利息		一〇.〇〇〇	三一四.四八〇	(一)三〇四.四八〇
		一、[illegible]存款利息	一〇.〇〇〇	三一四.四八〇	(一)三〇四.四八〇
	三、罰款及過怠金收入		九四〇.〇〇〇	一三、七六四.二三六	(一)一二、八二四.二三六
		一、稅罰款	九三五.〇〇〇	一三、七六四.二三六	(一)一二、八二四.二三六
		二、過怠金收入	五.〇〇〇		五.〇〇〇
	四、生產物売售金		二五.〇〇〇		二五.〇〇〇
		一、生產物売售金	二五.〇〇〇		二五.〇〇〇
	五、雜入		一、〇五〇.〇〇〇	一、〇八九.九六〇	(一)三九.九六〇
		一、毛皿費	八〇〇.〇〇〇	八六三.七六〇	(一)六三.七六〇
		二、砂石收入	二五〇.〇〇〇	二二六.二〇〇	二三.八〇〇
六、捐稅			一九二、〇七〇.〇〇〇	三〇九、七五四.二〇九	(一)一一七、六八四.二〇九
	一、地捐		一三〇、五五〇.〇〇〇	二四四、七五五.一〇四	(一)一一四、二〇五.一〇四
		一、畝捐	一二九、九五〇.〇〇〇	二四四、四一九.〇七七	(一)一一四、四六九.〇七七

款	項	目	預算額	決算額	殘額	說明
		二、園圃捐	六〇〇 〇〇〇	三三六 〇二七	二六三 九七三	
	二、房捐		一〇、七五〇 〇〇〇	五、〇六九 四六五	五、六八〇 五三五	
		一、房捐	一〇、七五〇 〇〇〇	五、〇六九 四六五	五、六八〇 五三五	
	三、營業捐		一三、五〇〇 〇〇〇	一六、一六三 八一九	(一)三、六六三 八一九	
		一、商捐	一二、〇〇〇 〇〇〇	一六、一六三 八一九	(一)四、一六三 八一九	
		二、窯業捐	五〇〇 〇〇〇	一〇〇 〇〇〇	四〇〇 〇〇〇	
	四、雜捐		三八、二七〇 〇〇〇	四三、六六五 八二一	(一)五、三九五 八二一	
		一、糧捐	一一、〇〇〇 〇〇〇	二〇、一六三 一二一	(一)九、一六三 一二一	
		二、車捐	二一、三七二 〇〇〇	一六、〇八二 〇〇〇	五、二九〇 〇〇〇	
		三、屠宰捐	三、七八〇 〇〇〇	五、一七一 七〇〇	(一)一、三九一 七〇〇	
		四、妓捐	二、一一八 〇〇〇	二、二四九 〇〇〇	(一)一三一 〇〇〇	
經常部計			二四四、二七四 〇〇〇	三八九、三〇七 〇九〇		

歳入臨時部

款	項	目	予算額	決算額	比較	説明
一、歳入欠陥補填金			三二、七七三、〇〇〇	……	三二、七七三、〇〇〇	
	一、歳入欠陥補填金		三二、七七三、〇〇〇	……	三二、七七三、〇〇〇	
		一、歳入欠陥補填金	三二、七七三、〇〇〇		三二、七七三、〇〇〇	
二、繰越金			五〇、〇〇〇		五〇、〇〇〇	
	一、前年度繰越金		五〇、〇〇〇	……	五〇、〇〇〇	
		一、前年度繰越金	五〇、〇〇〇		五〇、〇〇〇	
臨時部計			三二、八二三、〇〇〇		三二、八二三、〇〇〇	
歳入合計			三六七、〇九七、〇〇〇	三八九、三〇七、〇九〇	二二、二一四、〇九〇	

歳出経常部

款	項	目	予算額	決算額	比較	説明
一、祭祀費			三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	…	
	一、祭祀費		三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	…	
		一、祭祀費	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	…	
二、公署費			三七、三〇六、〇〇〇	三四、八二一、[illegible]	[illegible]	

款	項	目	予算額	決算額	残額	説明
	一、俸給		一四、五九一、〇〇〇	一四、三五四、七一〇	二三六、二九〇	
		一、俸給	一四、五九一、〇〇〇	一四、三五四、七一〇	二三六、二九〇	
	二、雑給		六、九四二、〇〇〇	六、六二八、〇〇〇	三一四、〇〇〇	
		一、雇員薪金	四、九八五、〇〇〇	四、七二一、〇〇〇	二六四、〇〇〇	
		二、傭人工資	八四〇、〇〇〇	八四〇、〇〇〇	ー	
		三、臨時傭人工資	三〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
		四、賞与	八一七、〇〇〇	八一七、〇〇〇	ー	
	三、旅費		一、五〇〇、〇〇〇	一、一八七、五二〇	三一二、四八〇	
		一、旅費	一、五〇〇、〇〇〇	一、一八七、五二〇	三一二、四八〇	
	四、辨公費		五、九九四、〇〇〇	五、九九二、七二〇	一、二八〇	
		一、備品費	六八六、〇〇〇	六五七、九二〇	ー	
		二、消耗品費	三、三〇〇、〇〇〇	三、五五九、六七〇	一、二八〇	
		三、印刷図書費	一、三〇〇、〇〇〇	一、二〇七、五四〇	ー	
		四、通信運搬費	七〇八、〇〇〇	五六七、五九〇	ー	
	五、雑費		三、六五〇、〇〇〇	三、二四七、一八〇	四〇二、八二〇	

科目	預算數	決算數	比較	備考
一、[illegible]費	一、○○○.○○○	[illegible]	三四[illegible].[illegible]○○	
二、汽油費	九○○.○○○	[illegible]	一.○八○	
三、雜費	一、七五○.○○○	一、六九○.四四○	[illegible]	
六、修繕費	三、七二九.○○○	三、五○七.○三○	二二一.九七○	
一、修繕費	三、七二九.○○○	三、五○七.○三○	[illegible]	
七、拆窯費	九○○.○○○	八九四.三五○	五.六五○	
一、拆窯費	九○○.○○○	八九四.三五○	五.六五○	
三、警察費	九二、一五三.○○○	九一、四九七.一六○	六五五.八四○	
一、警察署費	四七、五四四.○○○	四七、一六○.○七○	三八三.九三○	
一、薪俸	三七、三七四.○○○	三七、○八一.二○○	一五八.四七○	由此目流用本款本項二目一三四、三三○
二、[illegible]給	四三三.○○○	五五七.三三○		由本款本項一目流用一三四、三三○
三、津貼	一五○.○○○	一二九.○○○	二一.○○○	
四、賞与	一、四二七.○○○	一、四二七.○○○		
五、[illegible]費	三三五.○○○	二九七.九○○	三七.一○○	
六、備[illegible]費	一○○.○○○	九九.五七○	四三○	
七、消耗品費	一、○○○.○○○	九六五.七二○	三四.二八○	
八、[illegible]費	六○○.○○○	五八四.一二○	一五.八八○	由此目流用本款本項之目[illegible]○○

九、通信運搬費	三八〇、〇〇〇	三八〇、四〇〇	—	由本款本項八目流用四〇〇
一〇、被服費	四、五七五、〇〇〇	四、五六二、九五〇	一二、〇五〇	
一一、馬糧費	八一〇、〇〇〇	六八七、五〇〇	七二、三六〇	由此目流用本款本項一三目五〇、一四〇
一二、拘留費	一二〇、〇〇〇	一七〇、一四〇	—	由本款本項一一目流用五〇、一四〇
一三、房租	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	—	
一四、雜費	一八〇、〇〇〇	一三七、二四〇	四二、七六〇	
二、警察隊費	四二、九七四、〇〇〇	四二、八六九、二七〇	一〇四、七三〇	
一、薪俸	二九、〇七〇、〇〇〇	二八、九六六、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	
二、津貼	二〇〇、〇〇〇		—	由此目流用本款本項八目二〇〇、〇〇〇
三、賞与	一、〇七八、〇〇〇	一、〇七八、〇〇〇	—	
四、備品費	五〇、〇〇〇	四九、八九〇	一一〇	
五、消耗品費	一二〇、〇〇〇	一一九、五五〇	—	由此目流用本款本項七目一、七四〇又流用一〇目五、九二〇由本款本項九目流用七、二三〇
六、印刷図書費	六〇、〇〇〇	五九、六七〇	三三〇	
七、通信運搬費	三六、〇〇〇	三七、七四〇	—	由本款本項五目流用一、七四〇
八、被服費	五、四五〇、〇〇〇	五、六五〇、〇〇〇	—	由本款本項二目流用二〇〇、〇〇〇
九、馬糧費	六、九〇〇、〇〇〇	六、八九二、五〇〇	二九〇	由此目流用本款本項五目七、二一〇
一〇、雜費	一〇、〇〇〇	一五、九二〇	—	由本款本項五目流用五、九二〇

三、討伐費			一、三〇五、〇〇〇	一、二一八、〇九〇	八六、九一〇	
		一、子弾費	六五〇、〇〇〇		六七、三五〇	由此目流用於本款本項二目五八二、六五〇
		二、行動費	五四五、〇〇〇	一、一二七、六五〇	—	由本款本項一目流用五八二、六五〇
		三、雑費	一一〇、〇〇〇	九〇、四四〇	一九、五六〇	
四、修繕費			一五〇、〇〇〇	六九、七三〇	八〇、二七〇	
		一、修繕費	一五〇、〇〇〇	六九、七三〇	八〇、二七〇	
五、機密費			一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	—	
		一、機密費	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	—	
四、教育費			四一、七三四、〇〇〇	四〇、三五七、三八〇	一、三七六、六二〇	
	一、師範学校費		七、八七〇、〇〇〇	七、六四六、七四〇	二二三、二六〇	
		一、教員薪俸	五、三八五、〇〇〇	五、三七五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
		二、書記薪俸	二八八、〇〇〇	二八八、〇〇〇	—	
		三、傭人工資	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	—	
		四、賞与	二三七、〇〇〇	二三七、〇〇〇	—	
		五、旅費	四〇、〇〇〇	一五、八〇〇	二四、二〇〇	
		六、備品費	一二〇、〇〇〇	一一七、〇三〇	二、九七〇	
		七、消耗品費	八〇〇、〇〇〇	六九八、二八二	九八、五七〇	由此目流用於本款本項一目三、一四八

款	項	預算額	支出額	餘額	備考
	八、印刷圖書費	一八五,〇〇〇	一八三,七九〇	一,二一〇	
	九、通信運搬費	二五,〇〇〇	二二,〇〇〇	三,〇〇〇	
	十、雜費	九七,〇〇〇	一〇〇,一四八	—	由本款本項七目流用三,一四八
	十一、修繕費	四五三,〇〇〇	三六九,六九〇	八三,三一〇	
二、小學校費		二九,七四五,〇〇〇	二八,八四八,二三〇	八九六,七七〇	
	一、教員薪俸	二〇,二九五,〇〇〇	二〇,二五一,〇〇〇	四四,〇〇〇	
	二、傭人工資	三,一〇四,〇〇〇	二,六九六,〇〇〇	四〇八,〇〇〇	
	三、賞与	九〇二,〇〇〇	九〇二,〇〇〇	—	
	四、旅費	二〇〇,〇〇〇	一九三,五五〇	六,四五〇	
	五、備品費	三九九,〇〇〇	四〇二,三四〇	—	由本款本項六目流用三,三四〇。
	六、消耗品費	二,六〇〇,〇〇〇	二,三八九,七二〇	二〇六,九四〇	由此目流用本款本項五目三,三四〇。
	七、印刷圖書費	二九五,〇〇〇	二八五,五七〇	九,四三〇	
	八、通信運搬費	一五〇,〇〇〇	一〇二,六二〇	四七,三八〇	
	九、房地租	九〇〇,〇〇〇	八三〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	
	十、修繕費	五〇〇,〇〇〇	四九九,二三〇	七七〇	
	十一、雜費	四〇〇,〇〇〇	二九六,二〇〇	一〇三,八〇〇	
三、學事諸費		一,七四〇,〇〇〇	一,五五六,六六〇	一八三,三四〇	

一、学事諸費	八四〇.〇〇〇	六五六.六六〇	一八三.三四〇	
二、就学奨励金	九〇.〇〇〇	九〇.〇〇〇	ー	
四、民衆本校費	二、三七九.〇〇〇	二、三〇五.七五〇	七三.二五〇	
一、図書館費	六三四.〇〇〇	五六〇.八三〇	七三.一七〇	
二、民衆学校費	三六五.〇〇〇	三六五.〇〇〇	ー	
三、青年訓練所費	一、三八〇.〇〇〇	一、三七九.九二〇	.〇八〇	
五、衛生及病院費	一四、七五四.〇〇〇	一一、四二六.二七六	三、三二七.七二四	
一、市政衛生費	一三、七八九.〇〇〇	九、六三九.五四六	三、一四九.四五四	
一、薪俸	二、一六〇.〇〇〇	一、四八八.〇〇〇	六七二.〇〇〇	
二、雑給	三、〇三〇.〇〇〇	二、五二六.九六〇	五〇三.〇四〇	
三、賞与	二〇八.〇〇〇	二〇八.〇〇〇		
四、旅費	二五.〇〇〇	一八.九〇〇	六.一〇〇	
五、弁公費	七六一.〇〇〇	四六四.四七三	四三.六五四	内款目流用本款不足額一〇四二五、八七三
六、購費	二、一六四.〇〇〇	一、七六〇.四五〇	四〇二.五五〇	内七目流用本款不足額一〇四、五[illegible]
七、服装費	一〇六.〇〇〇		一〇六.〇〇〇	
八、房地費	三〇〇.〇〇〇	一六〇.〇〇〇	一四〇.〇〇〇	
九、事業費	三、九八五.〇〇〇	二、七〇九.八九〇	一、二七五.一一〇	

一〇、雑費	五〇〇〇〇	三〇二八七三	一	由此目流用本款五目二五六、八七三
二、病院費	一、九六五〇〇〇	一、七八六七三〇	一七八〇〇〇	
一、薪俸	六九〇〇〇〇	六五五〇〇〇	三五〇〇〇	
二、雑給	三〇〇〇〇〇	二八八〇〇〇	一二〇〇〇	
三、賞与	四〇〇〇〇	四〇〇〇〇	一	
四、旅費	一〇〇〇〇	二九〇〇	七一〇〇	
五、辨公費	二五〇〇〇〇	一九九〇〇〇	五一〇〇〇	
六、藥品費	五〇〇〇〇〇	四三〇四〇〇	六九六〇〇	
七、雑費	一七五〇〇〇	一七一四三〇	三五七〇	
六、屠宰場費	二、六〇六〇〇〇	一、九四四二〇〇	六六一〇〇〇	
一、諸給	一、七七三〇〇〇	一、五三九〇〇〇	二三四〇〇〇	
一、薪俸	一、〇八〇〇〇〇	九六〇〇〇〇	一二〇〇〇〇	
二、雑給	六二四〇〇〇	五一〇〇〇〇	一一四〇〇〇	
三、賞与	六九〇〇〇	六九〇〇〇	一	
二、辨公費	七三三〇〇〇	四〇五二〇〇	三二七八〇〇	
一、備品費	五〇〇〇〇	七七一三〇	一	由本款本項二目流用二七、一三〇
二、消耗品費	五〇〇〇〇〇	三二八〇七〇	一四四八〇〇	由此目流用款本項一目二七、一三〇

三、通信運搬費	三、〇〇〇		三、〇〇〇	
四、房地租	一八〇、〇〇〇		一八〇、〇〇〇	
三、修繕費	一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇	
一、修繕費	一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇	
七、電話局費	六、九一二、〇〇〇	七、〇二九、六〇〇	一八二〇〇	由預備費流用
一、俸給	四、九二三、〇〇〇	四、九二二、〇〇〇	一、〇〇〇	
一、薪俸	一、一九四、〇〇〇	一、一九四、〇〇〇		
二、任給	三、五三九、〇〇〇	三、五三八、〇〇〇	一、〇〇〇	
三、賞与	一九〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇		
二、辦公費	八八七、〇〇〇	八七〇、四四〇	一六、五六〇	
一、備品費	二七、〇〇〇	二六、五〇〇	五〇〇	
二、消耗品費	七五〇、〇〇〇	六九八、九八〇	二二〇	由此目流用本款本項五目五〇、〇〇〇
三、通信運搬費	三〇、〇〇〇	一四、三一〇	一五、六九〇	
四、房租	五五、〇〇〇	五四、九五〇	五〇	
五、雜費	二五、〇〇〇	七五、七〇〇		由水廠本兩目流用五〇、七〇〇
三、電料購置費	八〇二、〇〇〇	九三七、二六〇	七四〇	由預備費充用一三六、〇〇〇
一、電料購置費	八〇二、〇〇〇	九三七、二六〇	七四〇	

	四、修繕費		三〇〇、〇〇〇	二九九、九〇〇	一〇〇
		一、修繕費	三〇〇、〇〇〇	二九九、九〇〇	一〇〇
八、給与金			三、〇〇一、〇〇〇	二、五八三、四三〇	四一七、五七〇
	一、給与金		三、〇〇一、〇〇〇	二、五八三、四三〇	四一七、五七〇
		一、退職給与金	一、〇〇〇		一、〇〇〇
		二、恩恤費	三、〇〇〇、〇〇〇	二、五八三、四三〇	四一六、五七〇
九、勧業費			六、六二九、〇〇〇	五、五六七、六五〇	一、〇六一、三五〇
	一、苗圃費		五、二二九、〇〇〇	五、〇一八、六四〇	二一〇、三六〇
		一、給料	一、五二〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
		二、賞与	五九、〇〇〇	五九、〇〇〇	｜
		三、弁公費	四八〇、〇〇〇	三六五、一一〇	一一四、八九〇
		四、事業費	二、八〇〇、〇〇〇	二、七八八、一〇〇	一一、九〇〇
		五、修繕費	三〇〇、〇〇〇	二九八、四三〇	一、五七〇
		六、雑費	七〇、〇〇〇	六八、〇〇〇	二、〇〇〇
	二、勧業諸費		一、一〇〇、〇〇〇	五四九、〇一〇	八五〇、九九〇
		一、病虫害駆除預防法	二五〇、〇〇〇		二五〇、〇〇〇
		二、農事改良費	七五〇、〇〇〇	五四九、〇一〇	二〇〇、九九〇

款	項	目			
		[illegible]	四〇〇 〇〇〇	…	四〇〇 〇〇〇
三、賦課徴収費			一三、五七四 〇〇〇	九、九〇二 〇四〇	三、六七一 九六〇
	一、徴収費		一三、五七四 〇〇〇	九、九〇二 〇四〇	三、六七一 九六〇
		一、給料	八、三一八 〇〇〇	六、九二八 〇〇〇	一、三九〇 〇〇〇
		二、賃上	三四二 〇〇〇	三四二 〇〇〇	—
		三、需用費	一、五四四 〇〇〇	[illegible]	[illegible] 〇四〇
		四、工事費	一、九〇〇 〇〇〇	八五五 一二〇	一、〇四四 八八〇
		五、[illegible]費	五七〇 〇〇〇	三四八 [illegible]	[illegible]
二、雑支出			一 〇〇〇		一 〇〇〇
	一、過年度支出		一 〇〇〇		一 〇〇〇
		一、過年度支出	一 〇〇〇		一 〇〇〇
三、予備費			二、〇〇〇 〇〇〇	(一、二一七 八五〇)	七八二 一五〇
	一、予備費		二、〇〇〇 〇〇〇	(一、二一七 八五〇)	七八二 一五〇
		一、予備費	二、〇〇〇 〇〇〇	(一、二一七 八五〇)	七八二 一五〇
歳出部計			三〇、〇二〇 〇〇〇	二〇五、四六九 三四八	三、四六八 六〇四

Remarks (予備費 row): [illegible]

歲出臨時部

款	項	目	預算額	決算額	殘額	說明
一、建築費			三、〇〇〇、〇〇〇	三、九九九、六九〇	三一〇	
	一、青年訓練所建築費		三、〇〇〇、〇〇〇	二、九九九、六九〇	三一〇	
		一、房舍建築費	二、五〇〇、〇〇〇	一、九五〇、〇〇〇	三一〇	由此目流用本款本項二目五四九、六九〇。
		二、設備費	五〇〇、〇〇〇	一、〇四九、六九〇	—	由本款本項一目流用五四九、六九〇。
二、土木費			七、〇〇〇、〇〇〇		七、〇〇〇、〇〇〇	
	一、道路橋梁費		七、〇〇〇、〇〇〇		七、〇〇〇、〇〇〇	
		一、道路修繕費	一、一〇〇、〇〇〇		一、一〇〇、〇〇〇	
		二、橋梁修護費	五、九〇〇、〇〇〇		五、九〇〇、〇〇〇	
三、償還金			一五、〇五〇、〇〇〇	二、一三一、八五〇	一四、〇〇〇、〇〇〇	田有奉令返還二三八、六三〇
	一、利息		一、〇五〇、〇〇〇	二、一三一、八五〇	—	
		一、利息	一、〇五〇、〇〇〇	二、一三一、八五〇	—	
	二、退款歛捐		一四、〇〇〇、〇〇〇		一四、〇〇〇、〇〇〇	
		一、退款歛捐	一四、〇〇〇、〇〇〇		一四、〇〇〇、〇〇〇	
四、衛生費			二、七二九、〇〇〇	一、一八六、二七〇	一、五四二、七三〇	
	一、市政衛生費		二、七二九、〇〇〇	一、一八六、二七〇	一、五四二、七三〇	

		一、[illegible]費	三、七二七〇〇〇	二、一八四二七〇	一、五四二七三〇	
三、補助費			一九、二九八〇〇〇	一九、〇九三五〇〇	二〇四五〇〇	
	一、教育費補助		一九、二九八〇〇〇	一九、〇九三五〇〇	二〇四五〇〇	
		一、村立学校補助	一八、六一八〇〇〇	一八、四一三五〇〇	二〇四五〇〇	
		二、助産校補助	五六〇〇〇〇	五六〇〇〇〇	—	
		三、教育会補助	一二〇〇〇〇	一二〇〇〇〇	—	
臨時部計			四七、〇七七〇〇〇	二五、四一一三一〇	二二、七四七五四〇	
歳出合計			二六七、〇九七〇〇〇	二三〇、八八〇五五六	三六、二一六四四四	

康德三年度梨樹縣歲入歲出預算表

歲入 經常部

預算 科目 款	預算 科目 項	預算額	說明 種目	說明 本年度預算額	說明 前年度預算額	說明 比較增減	附記
一、由財產所生之收入		二、七〇六			二、〇一六	六九〇	
	一、基本財產收入	二、七〇六			二、〇一六	六九〇	
			一、地租	二、二一二	二、〇一六	一九六	
			二、股票紅利	四九四		四九四	
二、使用料及手數料		三〇、一一五			五六、〇〇〇	(一)二五、八八五	
	一、使用料	二八、一七〇			五二、四五六	(一)二四、二八六	
			一、学校授業料	八、〇四六	一四、二二六	(一)六、一八〇	
			二、衛生收入	八、二〇〇	二八、三五六	(一)二〇、一五六	
			三、病院收入	一、五〇〇	八九〇	六一〇	
			四、電話使用料	一〇、四二四	八、九八四	一、四四〇	
	二、手數料	一、九四五			三、五四四	(一)一、五九九	
			一、証明手數料	五〇〇	三、五四四	(一)三、〇四四	

			二、審査手数料	一、〇五五		一、〇五五
			三、督促手数料	四〇〇		四〇〇
三、交付金		五、七一〇			三、五四〇	二、一七〇
	一、国税徴収交付金	二、七一〇			二、九四〇	(−)二三〇
			一、国税徴収交付金	二、五一〇	二、八〇〇	(−)二九〇
			二、国税罰款徴収交付金	二〇〇	一四〇	六〇
	二、農商貸款交付金	三、〇〇〇			六〇〇	二、四〇〇
			一、農商貸款交付金	三、〇〇〇	六〇〇	二、四〇〇
四、納付金		二、三〇二			二	二、三〇二
	一、納付金	二、三〇二			二	二、三〇二
			一、納付金	二、三〇二	二	二、三〇二
五、雑収入		四三、八七〇			四二、八五〇	一、〇二〇
	一、過年度収入	三八、八〇〇			三八、八〇〇	
			一、税収入	三八、八〇〇	三八、八〇〇	
	二、歳計存款利息	一〇〇			二〇	八〇
			一、歳計存款利息	一〇〇	二〇	八〇
	三、罰款及過怠金収入	四、〇二〇			一、八八〇	二、一四〇

		一、滞納利息	四、〇〇〇	一、八七〇	二、一三〇
		二、過怠金收入	二〇	一〇	一〇
四、廢物売出金	五〇				五〇
		一、不用品売出金	五〇	—	五〇
五、生産物売出金	一〇〇			五〇	五〇
		一、生産物売出金	一〇〇	五〇	五〇
六、雑入	八〇〇			二、一〇〇	一、三〇〇
		一、雑入	八〇〇	五〇〇	三〇〇
六 縣稅	五〇二、三二九			三三〇、六四〇	一七一、五七九
一、国税附加捐	二〇、四九〇			二五、〇〇〇	△四、五一〇
		一、営業税附加捐	二〇、二九〇	二五、〇〇〇	△四、七一〇
		二、木捐	二〇〇	—	二〇〇
二、地捐	三二六、四七二			二〇七、六〇〇	二八、八七二
		一、畝捐	三二六、四七二	二〇六、四〇〇	一二〇、〇七二
三、房捐	二三、三四一			二一、五〇〇	一、八四一
		一、房捐	二三、三四一	二一、五〇〇	一、八四一
四、戸別捐	二八、八六九				二八、八六九

科目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減
五、雑収入(?)		一〇三、〇四七	七六、五四〇	二六、五〇七
	一、戸数割	二〇、六九七		二〇、六九七
	一、[illegible]税	三八、五九五	四三、七四四	△五、一四九
	二、[illegible]	一六、一六七		一六、一六七
	二、[illegible]料	八、一八〇	七、三六〇	八二〇
	四、[illegible]料	一〇三		一〇三
	三、[illegible]料	四〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	一八、〇〇〇
歳入合計(?)		三〇六、七六二	四三三、〇四八	一三一、八七四

歳入臨時部

科目 款	科目 項	予算額	説明 種目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
一、繰越金		一			一〇〇	△九九	
	一、前年度繰越金	一			一〇〇	九九	
			一、前年度繰越金	一	一〇〇	九九	

款	項	予算額	種目	本年度予算額	前年度予算額	増減	附記
二、移警察隊費国庫受入金		一〇、四〇六			－	一〇、四〇六	
	一、移警察隊費国庫収受金	一〇、四〇六			－	一〇、四〇六	
			一、移警察隊費国庫収入金	一〇、四〇六	－	一〇、四〇六	
臨時部計		一〇、四〇六			四五、六四六	三五、二四〇	
歳入合計		五九七、三二九			四八〇、六九四	一一六、六三五	

歳出　経常部

予算			説明				
科目							
款	項	予算額	種目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附記
一、祭祀費		四〇〇			四〇〇		
	一、祭祀費	四〇〇			四〇〇		
			一、祭祀費	四〇〇	四〇〇		
二、公署費		八四、一五〇			七〇、一七六	一三、九七四	
	一、俸給	三〇、九八四			二九、一八二	一、八〇二	
			一、俸給	三〇、九八四	二九、一八二	一、八〇二	

二、給	一九、五四三			一三、八八四	五、六五九
		一、嘱託手当	一、九二〇		一、九二〇
		二、雇員給	一一、四〇〇	九、九七〇	一、四三〇
		三、傭人工資	一、七二八	一、六八〇	四八
		四、臨時傭人工資	二、一二八	六〇〇	一、五二八
		五、賞与	二、三六七	一、六三四	七三三
三、旅費	六、二〇〇			二、一六四	四、〇三六
		一、旅費	六、二〇〇	二、一六四	四、〇三六
四、辦公費	一四、八四四			一〇、三八八	四、四五六
		一、備品費	六、五〇〇	一、三七二	一二八
		二、消耗品費	六、八〇〇	五、六〇〇	一、二〇〇
		三、印刷図書費	三、六〇〇	二、〇〇〇	一、六〇〇
		四、通信運搬費	一、八〇〇	一、四一六	三八四
		五、被服費	一、二四四	-	一、二四四
五、雑費	八、五〇七			五、三〇〇	三、二〇七
		一、接待費	二、〇〇〇	二、〇〇〇	
		二、車馬賃	五〇〇	-	五〇〇

		三、汽油費	二、五〇〇	一、八〇〇	七〇〇
		四、雑費		一、五〇〇	二、〇〇七
六、修繕費	三、〇〇〇			七、四五八	五、四五八
		一、修繕費		七、四五八	五、四五八
七、城案費	一、八〇〇			一、八〇〇	
		一、城案費	一、八〇〇	一、八〇〇	
三、警察署	二〇四、二一二			一五〇、八〇二	五三、四〇〇
一、警察署費	一九三、八六五			一四七、五三二	四六、三三三
		一、薪俸	一四三、三三〇	一〇〇、三四四	三三、九八六
		二、雑給	一、九八〇	八四六	一、一三四
		三、津貼	八六四	七〇〇	一六四
		四、賞与	七、三〇七	四、〇五〇	三、二五七
		五、旅費	三、〇五〇	六五〇	四〇〇
		六、備品費	二、〇〇〇	三〇〇	一、七〇〇
		七、消耗品費	四、七〇九	二、二四〇	二、四六九
		八、印刷図書費	一、五九〇	一、三二〇	△七三〇
		九、通信運搬費	一、六五〇	八三二	八一八

		一〇、被服費	一三、七五五	二〇、〇五〇	六、二九五
		一一、馬糧費	一〇、七七〇	一五、四二〇	四、六五〇
		一二、拘留費	三〇〇	二四〇	六〇
		一三、房租	三〇〇	一六〇	一四〇
		一四、子彈費	一、五〇〇	一、三〇〇	二〇〇
		一五、雜費	七六〇		二八〇
二、訓練所費	五、九六五				五、九六五
		一、俸給	五、〇三四		五、〇三四
		二、辨公費	七八六		七八六
		三、被服費	九五		九五
		四、雜費	五〇		五〇
三、保甲制度費	一、七八二				一、七八二
		一、俸給	一、一三二		一、一三二
		二、辨公費	六〇〇		六〇〇
		三、被服費	五〇		五〇
四、修繕費	二、〇〇〇			三〇〇	一、七〇〇
		一、修繕費	二、〇〇〇	三〇〇	一、七〇〇

	五、城塞費	六〇〇			三六〇	二四〇
			一、城塞費	六〇〇	三六〇	二四〇
四、土木費		二、〇〇〇				二、〇〇〇
	一、道路橋梁費	二、〇〇〇				二、〇〇〇
			一、道路修繕費			一、〇〇〇
			二、橋梁修繕費			一、〇〇〇
五、教育費		七一、七二五			七四、三〇六	(−)二、五八一
	一、師中学校費	一四、三〇八			一四、二八〇	一八
			一、教員薪俸	八、一六〇	九、九一〇	(−)一七五
			二、書記薪俸	六二四	五七六	四八
			三、傭人工資	四八〇	四八〇	—
			四、賞与	四六四	四七〇	(−)一〇
			五、旅費	二〇〇	八〇	一二〇
			六、備品費	八五	二四〇	六一〇
			七、消耗品費	二、〇〇〇	一、六〇〇	四〇〇
			八、印刷図書費	三〇〇	三七〇	(−)七〇
			九、通信運搬費	三〇	五〇	(−)二〇

一、[illegible]費	三〇〇	[illegible]	[illegible]
十一、修繕費	七〇〇	三〇六	三九四
二、小学校費	四四、六四二	五三、三〇八	(−)八、六六六
一、教員薪俸	三〇、一七三	三七、五三八	(−)七、三六五
二、傭人工賃	二、二九二	四、二八八	(−)一、九九六
三、賞与	一、六二四	一、八〇四	(−)一八〇
四、旅費	二四三	四〇〇	(−)一五七
五、備品費	八九〇	七八九	九二
六、消耗品費	二、四七〇	五、二〇〇	(−)二、七三〇
七、印刷図書費	五九〇	五九〇	—
八、通信運搬費	二三〇	三〇〇	(−)七〇
九、修繕費	二、〇五〇	六〇〇	一、四五〇
十、房租費	二、〇七〇	一、二九〇	七八〇
十一、雑費	一、九一〇	五〇〇	一、四一〇
三、学事諸費	三、五八〇	一、九六〇	一、六二〇
一、学事諸費	五〇〇	一六〇	三四〇
二、就学奨励金	三、〇八〇	一、八〇〇	一、二八〇

	四、民衆教育費		九、一九五	四、七五八	四、四七三
		一、図書館費	一、三二〇	一、二六八	五二
		二、民衆学校費	八〇〇	七三〇	七〇
		三、日語学校費	一、八〇〇	－	一、八〇〇
		四、青年訓練所費	五、〇七五	二、七六〇	二、三一五
		五、講習講演会費	二〇〇	－	二〇〇
六、社会事業費			二、五〇〇		二、五〇〇
	一、救済施設費		二、五〇〇		二、五〇〇
		一、貧民習芸所費	二、五〇〇		二、五〇〇
七、衛生及病院費			三二、九三三	二九、五〇八	三、四二五
	一、市政衛生費		二五、一一〇	二五、五七八	(－)三七四
		一、薪俸	四、五〇〇	四、三二〇	一八〇
		二、雑給	五、四六〇	六、〇六〇	(－)六〇〇
		三、賞与	四四四	四一六	二八
		四、旅費	一〇〇	五〇	五〇
		五、弁公費	一、五〇〇	一、五二二	(－)二二
		六、恩[illegible]費	四、五〇〇	四、三二八	一七二

		七、施設費	一〇〇	二一二	(一)一一二
		八、房租	五〇〇	六〇〇	(一)一〇〇
		九、事業費	八、〇〇〇	七、九七〇	三〇
		十、雑費	一〇〇	一〇〇	
	二、研究費		七、七二九	三、九三〇	三、七九九
		一、薪俸	五、〇〇四	一、三八〇	三、六二四
		二、雑給	六二四	六〇〇	二四
		三、賞与	二八一	八〇	二〇一
		四、旅費	二〇	二〇	
		五、辨公費	五〇〇	五〇〇	
		六、薬品費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
		七、雑費	三〇〇	三五〇	(一)五〇
八、[illegible]費			五、六八四	四、七三四	九五〇
	一、諸給		三、九一四	三、五四六	三六八
		一、薪俸	二、四六〇	二、一六〇	三〇〇
		二、雑給	一、二四八	一、二四八	
		三、賞与	一八六	一三八	四八

		四、旅費	二〇	一	二〇
	二、辦公費		一、五七〇	九八八	五八二
		一、備品費	二〇〇	一〇〇	一〇〇
		二、消耗品費	九〇〇	五二二	三七八
		三、通信運搬費	一〇	六	四
		四、被服費	一〇〇	一	一〇〇
		五、房地租	三六〇	三六〇	
	三、修繕費		二〇〇	二〇〇	
		一、修繕費	二〇〇	二〇〇	
九、電話局費			一九、六四一	一三、八二四	五、八一七
	一、俸給		一〇、五三一	九、八四六	六七五
		一、薪俸	二、四六〇	二、三八八	七二
		二、雜給	七、五六〇	七、〇七八	四八二
		三、賞与	五〇一	三八〇	一二一
	二、辦公費		二、三二〇	一、七七四	五四六
		一、備品費	五〇	五四	(−)四
		二、消耗品費	二、〇〇〇	一、五〇〇	五〇〇

			二、通信運搬費	五〇	六〇	一、一〇〇
			四、旁租	一二〇	一一〇	一〇
			五、雜費	一〇〇	五〇	五〇
	二、電料購置費	三、八〇〇			一、六〇四	二、一九六
			一、電料購置費	三、八〇〇	一、六〇四	二、一九六
	一、修繕費	三、〇〇〇			六〇〇	二、四〇〇
			一、修繕費	三、〇〇〇	六〇〇	二、四〇〇
六、給与費		四、七〇五			一、〇〇二	三、七〇三
	一、給与金	四、七〇五			一、〇〇二	三、七〇三
			一、退職給与金	七〇五	二	七〇三
			一、撫恤費	四、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
二、[illegible]費		三、五〇〇				三、五〇〇
	一、表彰及奨励費	五〇〇				五〇〇
			一、表彰及奨励費	五〇〇		五〇〇
	二、模範村助成費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
			二、模範村助成費	一、〇〇〇		一、〇〇〇
	三、村政指導費	二、〇〇〇				二、〇〇〇

十二、勧業費		二五、一九九			一三、二五八	一一、九四一
			一、村政指導費	二、〇〇〇		二、〇〇〇
	一、普通費	一〇、〇九九			一〇、四五八	(−)三五九
			一、給料	四、三三二	三、〇四〇	一、二九二
			二、賞与	二一七	一一八	九九
			三、弁公費	五七〇	九六〇	(−)三九〇
			四、旅費	一八〇		一八〇
			五、事業費	四、〇〇〇	五、六〇〇	(−)一、六〇〇
			六、修繕費	六〇〇	六〇〇	
			七、雑費	二〇〇	一四〇	六〇
	二、勧業諸費	一五、一〇〇			二、八〇〇	一二、三〇〇
			一、防虫害駆除預防費	一、一〇〇	五〇〇	六〇〇
			二、農事改良費	二、〇〇〇	一、五〇〇	五〇〇
			三、林業改良費	四、〇〇〇		四、〇〇〇
			四、畜産改良費	五、〇〇〇	八〇〇	四、二〇〇
			五、副業奨励費	三、〇〇〇		三、〇〇〇
十三、史蹟名勝天然記念物保存費		六九六				六九六

	一、史蹟名勝天然記念物保存費	六九六				六九六
			一、史蹟名勝天然記念物保存費	六九六		六九六
十四、票税辨理費		三二、〇七五			二四、五二八	七、五四七
	一、徵收費	三一、三七五			二四五二八	六、八四七
			一、給料	二二、六二八	一五、八一六	六、八一二
			二、賞与	一、一三二	六八四	四四八
			三、辨公費	四、三〇〇	三、〇八八	一、二一二
			四、工本費	二、二〇〇	三、八〇〇	(-)一、六〇〇
			五、房租	一、一一〇	一、一四〇	(-)三〇
			六、徵收交付金	五		五
	三、納税獎勵金	五〇〇				五〇〇
			一、納税獎勵金	五〇〇		五〇〇
	二、徵税獎勵金	二〇〇				二〇〇
			一、徵税獎勵金	二〇〇		二〇〇
十五、雜支出		一			一	
	一、過年度支出	一			一	
			一、過年度支出	一	一	

款	項	予算額	種目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附記
十六、預備費		四、〇〇〇			四、〇〇〇		
	一、預備費	四、〇〇〇			四、〇〇〇		
			一、預備費	四、〇〇〇	四、〇〇〇		
経常部計		四九三、四二一			三八六、五四〇	一〇六、八八一	

歳出臨時部

款	項	予算額	種目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附記
一、償還金		三四、九七九			三〇、一〇〇	三、二五九	
	一、本金償還	二八、三五九				二八、三五九	
			一、本金償還	二八、三五九		二八、三五九	
	二、利息	六、六二〇			二、一〇〇	四、五二〇	
			一、利息	六、六二〇	二、一〇〇	四、五二〇	
二、補助費		五八、九二九			三八、五九六	二〇、三三三	
	一、教育費補助	五八、五二九			三八、五九六	九、九三三	

			一、鎮村立学校補助費	五八、四二九	三七、二三六	二一、一九三
			三、教育会費補助	一〇〇	二四〇	△一四〇
	二、団体費補助	四〇〇				五〇〇
			一、体育協会費補助	二〇〇		二〇〇
			三、童子園費補助	二〇〇		二〇〇
三、雑支出		一〇、〇〇〇				一〇、〇〇〇
	一、物件購入費	一〇、〇〇〇				一〇、〇〇〇
			一、物件購入費	一〇、〇〇〇		一〇、〇〇〇
臨時部計		一〇三、九〇八			九四、一五四	九、七五四
歳出合計		五九七、二二九			四八〇、六九四	一一六、八[illegible]五

十三　金融

本縣下の金融機関としては四平街附属地に朝鮮銀行、正隆銀行、満洲中央銀行、交通銀行及郭家店に中央銀行の各支店ある外其他の地方には縣内何れにも金融機関として見るべきものなく、又僅に民国九年縣城に地方儲蓄会が設立され四平街、郭家店及楡樹台等の主要地に其の分会が設立されて地方金融機関として存在してゐるに過ぎぬ。併しながら其後奉天票の暴落と財界不況の打撃を受け近年殆ど営業休止の状態にあったが康徳元年十二月銀行業務の営業許可を受け梨樹地方銀行と改称し地方金融機関として復活するに至った。其の外地方町蓄会以外に民国十一年縣城に農商町蓄会が設立されたが民国十八年に閉業した。

尚庶民間の金融は主として当舗が利用せられ又地方農村への金融は糧桟業の主なる営業の一部であるが数年来財界の深刻なる不況と且建国当初に於ける匪賊の被害其の他永年水害の打撃を受け農村の極端なる疲弊困憊より従来の貸金回収不能のため之等の金融は近年全く杜絶の状態にある。而して之れが打開策として本年一月梨樹金融合作社が設立され庶民特に農村の金融機関として四月一日業務の開始を見るに至った。

1、梨樹地方銀行

同行は民国九年資本金奉天票六十万円を以て縣城に設立された地方儲蓄会を康徳二年六月一日資本総額三十万円払込十万円の地方銀行として改組設立したものである。

次に同行に関する諸資料を掲げ、内容の察知に便ならしめる。

イ　貸出条件

貸付条件	条件		貸付金	当区管轄
不動産担保貸付	利率	標準	月息 一、五分	月息 一、八分
		最小	一、二分	
		最大	一、八分	
	期間	標準	三ケ月	三ケ月
		最短	一〃	一〃
		最長	八〃	六〃
	貸出限度	標準	二〇〇円	三〇〇円
		最小	一〇〇円	
		最大	五〇〇円	
無担保貸付	利率	標準	月息 一、五分	一、五分
		最小	一、二分	一、二分
		最大	二、〇分	二、〇分
	期間	標準	三ケ月	三ケ月
		最短	一〃	一〃
		最長	六〃	六〃

ロ　地方銀行名人別預金及貸付金額調査（康徳二年度）（其ノ一）

姓　名	住所	職業	預金額数	貸付額数	康徳二年十二月末現在	
					預金額	貸付額
			円	円	円	円
萬慶堂	四平街	商	10,000.00		10,000.00	
慶餘堂	梨樹縣	〃	700.00		700.00	
懿德堂	〃	農	500.00		500.00	
榮鳳九	八面城	〃	426.00		426.00	
榮維銘	〃	〃	50.00		50.00	
孟繁英	梨樹縣	〃	300.00		300.00	
榮維岩	八面城	〃	20.00		20.00	
榮維貞	〃	〃	40.00		40.00	
繁懿堂	〃	〃	400.00		400.00	
張雲鵬	四平街	商	300.00		300.00	
宋厚堂	梨樹縣	〃	200.00		200.00	
王貴榮	〃	農	100.00		100.00	
榮中狂	八面城	〃	20.00		20.00	
九如堂	〃	〃	200.00		200.00	
久遠堂	梨樹縣	商	200.00		200.00	
董煥辰	〃	〃	70.00		70.00	
秀貞堂	〃	農	610.00		610.00	
樂太記	八面城	〃	144.00		144.00	
樹慶堂	〃	〃	360.00		360.00	
李春雅	梨樹縣	〃	400.00		200.00	
永福堂	〃	〃	360.00		360.00	
恩厚堂	〃	〃	120.00		120.00	
梁玉春	郭家店	〃		150.00		150.00
王涂塵	梨樹縣	〃		2,000.00		2,000.00
王式曽	〃	〃		600.00		600.00
明海殿	榆樹台	〃		120.00		120.00
劉熙沛	〃	〃		320.00		320.00
高福戈	郭家店	〃		100.00		100.00
呂長參	〃	〃		80.00		80.00
林國發	〃	〃		200.00		200.00

（其ノ二）

			円	円	円	円
宋文仏	郭家店	農		200.00		200.00
王　潮	〃	〃		470.00		470.00
王殿聚	〃	〃		420.00		420.00
侯広臣	〃	〃		190.00		190.00
姜殿閣	〃	〃		250.00		250.00
徐殿祥	〃	〃		440.00		440.00
張明王	〃	〃		180.00		180.00
張　承	〃	〃		195.00		195.00
楊　勝	〃	〃		70.00		70.00
鄭国文	〃	〃		500.00		500.00
袁徳添	梨樹縣	〃		300.00		300.00
王振和	四平街	〃		600.00		600.00
張永福	郭家店	〃		230.00		230.00
隋振鐸	〃	〃		220.00		220.00
張廷文	梨樹縣	〃		700.00		700.00
張文運	〃	〃		710.00		710.00
臧祝齊	〃	〃		1350.00		1350.00
孫立栄	〃	〃		800.00		800.00
孫福海	〃	〃		240.00		240.00
劉福恩	〃	〃		2600.00		2600.00
李占春	〃	〃		124.00		124.00
王洋臣	〃	〃		380.00		380.00
趙書孔	〃	〃		120.00		120.00
李慶喬	〃	〃		1200.00		1200.00
耕餘堂	〃	〃		1500.00		1500.00
宋　緑	〃	〃		100.00		90.00
王国政	〃	〃		260.00		265.00
恩厚堂	八面城	〃		1500.00		1500.00
公議号	楡樹台	〃		[illegible]		[illegible]
公順祥	八面城	〃		45[illegible]		4500.00

（其ノ三）

姓名	住所	職業	預金額	貸付額	康德二年十二月末日現在	
					預金額	貸付額
吉瑞堂	四平街	農	円	円 2500.00		2500.00
德善堂	〃	商		2000.00		2000.00
乾元恒	〃	二		13096.74		13096.74
羅致和	梨樹台	農		120.00		120.00
同興衛	梨樹縣	商		66071.49		9375.13
恒記公	〃	〃		9242.14		3363.90
張雲漢	〃	農		270.00		
李德生	〃	〃		680.00		
孫桐莊	〃	商	1200.00		1200.00	
孫寶琳	〃	〃	600.00		600.00	
福貴堂	〃	〃	600.00		600.00	
王文慶	〃	農	240.00		240.00	
萬藥清	四平街	商	120.00		120.00	
聖書田	〃	〃	240.00		240.00	
祥丑	梨樹縣	農	36.00		36.00	
馬翰文	〃	商	360.00		360.00	
馮士元	四平街	〃	420.00		420.00	
三春堂	梨樹縣	農	360.00		360.00	
于秀芳	〃	〃	60.00		60.00	
肖品姻	四平街	商	1032.00		1032.00	
許恩遠	梨樹縣	農	60.00		60.00	
王萬南	〃	商	700.00		90.34	
益友恒	〃	〃	2000.00			
衡記	〃	〃	25000.00			
天合恒	四平街	〃	30000.00			
蔡鳳書	八面城	農	100.00			
鄭均祥	梨樹縣	〃	20.00			
李春鈴	〃	〃	40.00			
信安堂	〃	〃	160.00			
池文	〃	〃	200.00			

（[illegible]）

姓名	住所	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
					[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			
[illegible]			[illegible]			
[illegible]				[illegible]		
[illegible]				[illegible]		
[illegible]				[illegible]		
[illegible]				250.00		
[illegible]				110.00		
[illegible]				[illegible]		
[illegible]				[illegible]		
[illegible]		[illegible]		[illegible]		
合計			[illegible]	[illegible]	[illegible]757.34	54569.77

八　預　金　（梨樹地方銀行）

		当座預金		特別当座預金		定期預金		備考
		預入	引出	預入	引出	預入	引出	
康徳元年一月―十二月	1	—	—	—	—	—	—	
	2	—	—	—	—	—	—	
	3	10,680.00	—	15,000.00	—	20,200.00	—	
	4	4,902.00	—	—	—	—	—	
	5	—	918.00	—	—	640.00	—	
	6	—	10,190.00	5,000.00	—	220.00	—	
	7	—	1,514.00	—	—	5,010.00	—	
	8	—	1,013.00	—	—	5,000.00	—	
	9	360.00	—	—	—	2,000.00	—	
	10	—	281.00	—	—	—	2,000.00	
	11	951.00	—	—	—	—	—	
	12	991.00	—	—	2,000.00	—	10,000.00	
	計	17,884.00	13,896.00	20,000.00	2,000.00	33,070.00	12,000.00	
康徳二年一月―十二月	1	—	763.00	—	3,000.00	—	—	
	2	—	54.00	—	—	—	—	
	3	—	94.00	—	—	—	—	
	4	976.00	—	—	—	—	—	
	5	—	76.00	5,000.00	—	10,000.00	—	
	6	1,781.00	—	—	—	10,000.00	—	
	7	—	4,758.00	—	—	5,000.00	—	
	8	452.00	—	—	18,000.00	25,258.00	—	
	9	2,000.00	2,452.00	700.00	200.00	15,000.00	15,760.00	
	10	—	—	—	150.00	—	12,200.00	
	11	44.00	1,000.00	—	180.00	1,184.00	16,320.00	
	12	—	44.00	130.00	2,210.00	5,856.00	28,440.00	
	計	5,253.00	9,241.00	5,830.00	23,740.00	72,298.00	72,720.00	

二、貸付及回收額表（承徳地方銀行）

		貸付總額	回收總額	殘高	備考
康徳元年一月—十二月	1				
	2				
	3	38,920.00		38,920.00	
	4		310.00	38,610.00	
	5		220.00	38,390.00	
	6		200.00	38,190.00	
	7			38,190.00	
	8		30.00	38,160.00	
	9	2,000.00		40,160.00	
	10		2,000.00	38,160.00	
	11		310.00	37,850.00	
	12		60.00	37,790.00	
	計	40,920.00	3,130.00	384,420.00	
康徳二年一月—十二月	1		300.00	37,490.00	
	2		30.00	37,460.00	
	3		660.00	36,800.00	
	4	50.00		36,850.00	
	5		460.00	36,390.00	
	6	9,000.00		45,390.00	
	7		5,050.00	40,340.00	
	8	2,534.00		42,874.00	
	9		100.00	42,774.00	
	10			42,774.00	
	11		110.00	42,664.00	
	12	20,790.00	24,720.00	38,734.00	
	計	32,374.00	31,430.00	480,540.00	

ホ　当座貸越貸付金　（梨樹地方銀行）

		当座貸越残高		貸付金残高		備考
		有担保	無担保	有担保	無担保	
康徳元年一月－十二月	1	－	－	－	－	
	2	－	－	－	－	
	3	－	17,846.00	22,420.00	16,500.00	
	4	－	18,346.00	22,110.00	16,500.00	
	5	－	23,966.00	21,890.00	16,500.00	
	6	－	28,663.00	21,690.00	16,500.00	
	7	－	36,270.00	21,690.00	16,500.00	
	8	－	38,950.00	21,660.00	16,500.00	
	9	－	39,350.00	23,660.00	16,500.00	
	10	－	29,191.00	21,660.00	16,500.00	
	11	－	16,290.00	21,350.00	16,500.00	
	12	－	15,858.00	21,290.00	16,500.00	
		－	264,730.00	219,420.00	165,000.00	
康徳二年一月－十二月	1	－	13,661.00	20,990.00	16,500.00	
	2	－	12,531.00	20,960.00	16,500.00	
	3	－	25,530.00	20,300.00	16,500.00	
	4	－	26,100.00	20,350.00	16,500.00	
	5	－	41,110.00	19,890.00	16,500.00	
	6	－	56,140.00	19,890.00	25,500.00	
	7	－	68,510.00	19,840.00	20,500.00	
	8	－	70,310.00	22,054.00	20,820.00	
	9	－	68,328.00	21,954.00	20,820.00	
	10	－	48,805.00	21,954.00	20,820.00	
	11	－	24,524.00	21,844.00	20,820.00	
	12	－	15,835.00	17,914.00	20,820.00	
		－	736,114.00	467,360.00	397,600.00	

ヘ　貸付　（梨樹地方銀行）

		不動産担保貸付		保証人ヲ要スル貸付		備考
		貸付	回収	貸付	回収	
康徳元年一月ー十二月	1		-	-		
	2		-	-		
	3	22,420.00	-	16,500.00	-	
	4	-	310.00			
	5	-	220.00	-	-	
	6	-	200.00			
	7		-			
	8	-	30.00	-		
	9	2,000.00	-	-	-	
	10	-	2,000.00	-	-	
	11	-	310.00	-	-	
	12	-	60.00	-	-	
	計	24420.00	3,130.00	16,500.00	-	
康徳二年一月ー十二月	1	-	300.00	-	-	
	2	-	30.00	-	-	
	3	-	660.00	-	-	
	4	50.00	-	-	-	
	5	-	460.00	-	-	
	6		-	9,000.00	-	
	7	-	50.00	-	5,000.00	
	8	2,244.00	-	320.00	-	
	9		100.00	-	-	
	10		-	-	-	
	11	-	110.00	-	-	
	12		5,520.00	19,200.00	19,200.00	
	計	26,714.00	10,360.00	45,020.00	24,200.00	

ト、出資者調査

一、財政部許可　康徳元年十二月二十八日
一、実業部登記　康徳元年十二月二十七日
一、正式開業　康徳二年六月一日
一、設立当時払込資本額　國幣十萬元

出資者姓名	職業	股数	出資金額	居住地
馮士元	商（粮桟）	六百股	六千元	四平街駅中央大街天益恒
孟慶璋	商（当舗）	七百股	七千元	四平街鉄道東二馬路
陳済民	農（200天地 地自）	五百股	五千元	梨樹県五区合盛屯村
欒鳳九	農（300天地 地）	七百股	七千元	昌図八面城東街
関品卿	商（粮桟）	六百股	六千元	四平街駅中央大街天益恒
劉熙亮	農	五百股	五千元	梨樹県六区楡樹台鎮
許従周	商（皮商）	五百股	五千元	梨樹県城内南街路東門牌九号
欒樹人	農	五百股	五千元	梨樹県九区欒家橋村
喬長慶	商（粮桟）	四百股	四千元	四平街駅五馬路萬聚増
曲道堂	農（100地）	四百二十股	四千二百元	懐徳県城内

三文慶	農（[illegible]地）	二百股	二千元	東豐縣[illegible]
許宗衡	農（〃自地）	四百股	四千元	東豐縣[illegible]一號
王多三	商（雜貨）	四百股	四千元	梨樹縣城內西什字街益興源
王聆臣	商（雜貨舖）	三百三十股	三千三百元	[illegible]縣城內[illegible]西門牌十[illegible]
張桐廷	商（糧棧）	三百五十股	三千五百元	[illegible]縣城內[illegible]門牌[illegible]號
徐世英	農（〃地）	三百五十股	三千五百元	懷德縣[illegible]
范百岳	商（糧棧）	三百五十股	三千五百元	[illegible]縣五山[illegible]子[illegible]
董書[illegible]	[illegible]	五百股	五千元	四平街[illegible]道東中央路[illegible]
王在田	商（〃）	五百股	五千元	梨樹縣郭家店北山新市場大德[illegible]
王文彬	商（雜貨舖）	五百股	五千元	梨樹縣城內南街路西門牌四十[illegible]號
劉銘[illegible]	農（〃地）	五百股	五千元	梨樹縣城內西街路北門牌[illegible]號
合計		一萬股	十萬元	

チ、黎樹地方銀行章程

第一章　総則

第一條　本銀行定為股份有限公司依據満洲帝國銀行法以經營一般銀行業務為目的

第二條　本銀行定名曰黎樹地方銀行股份有限公司

第三條　本銀行資本定為国幣二十萬円

第四條　本銀行設総行於黎樹縣

本銀行経政府許可於適宜地点得酌設支行並得與他銀行訂代理処契約

第五條　本銀行存立期間由設立之日起算満三十年為止

第六條　本銀行之公告方法於行門前以掲出公告之

第二章　股份

第七條　本銀行資本総額定為國幣二十萬円分為一萬股毎股二十元股票分一股票五股票十股票五十股票四種

第八條　本銀行股票定為記名式

第九條　股款第一次繳納二分之一第二次以后之繳納時期及金額以董事会之議決定之

第十條　股款繳納期内如有遅繳者自繳納期翌月起計算毎百元按月徴収五分利息

第十一條　股東及其法定代理人須將図章及住所報告本銀行更換時亦然銀行認為必要時又須随時

證明其具有法定代理人之權限

第十二條　本銀行股票如經轉讓請求過戶時須由原股東及受讓人以次在原票背面由本銀行所印之書式填入上簽名蓋章報告銀行要求登錄受讓人姓名並要求於股票上蓋一證明圖章

第十三條　因繼承遺贈或強制執行之外及其他依法判定之手續取得股票請求過戶時須提出證明文件依照前條之規定請求之

第十四條　本銀行股票如有毀損時該股東得詳記情由及股票號數金額另覓保證人一名以上向本銀行請求補發新股票

本銀行接到上項請求時查明屬確後再行補發新股票如不明確時則依第十五條之規定辦理

第十五條　本銀行股票如有遺失或被盜竊時該股東得詳載股票號碼金額另覓保人向本銀行請求補發新股票

本銀行接到上項請求時由請求人負擔費用登報聲明一個月後無關係人出為反對可發給新股票

上項期間內請求人如尋見原票時須即繳回本銀行又須依照上項方法登報聲明

第十六條　前條第一項請求人與遺失之股東如發生糾葛時本銀行除依法院確定判決以外不補發新股票

第十七條　股票如有污損破損時該股東得記載其情由連同股票送交本銀行請求補發新股票

本銀行接到上項請求時查明真確後即行補發新股票仍直將毀損股票作廢以大洋二角

例處理

第十八條　本銀行得應股東之請求隨時更換股票種類擔發給新股票時每一張徵收手續費一角

第十九條　本銀行股東過戶時每一張徵收手續費五分因滅失盜失或污損破綻等情補發新股票時每一張徵收手續費一角

第二十條　本銀行得於股東常會々前一個月內停止股票過戶但必須先公告之股東臨時會時得準用前項規定

第三章　營業

第二十一條　本銀行經營下列諸項營業

一、票據貼現及購買票據

二、各項放款

三、各項存款

四、國內外匯兌及代收款項

五、代管官公署及法人之金錢出納並代理他銀行之業務

六、購買有價證券及生金銀

七、保證各種證券及認付式保證各種票據

八、保管貴重物品與各種證券

第二十二條　本銀行除營業上必要之物品或須債收入物品外不得購買動產及不動產

第二三條　本銀行及對本行行員或僱用人等之放款須經監察人之承認

第二十四條　本銀行除本章程所規定之營業外不得作任何營業

第四章　股　東　會

第二十五條　股東會分常會臨時會兩種均由董事長召集之

第二十六條　股東常會每年一月及七月兩次召集之其日期地點及附議事項須於開會一個月前公告並通知各股東

第二十七條　股東臨時會認為必要時由董事長召集之其日期地點及附議事項須於開會十五日前通知各股東

第二十八條　股東表決權每一股為一權但一人所有股份數超過十股以上時每二股為一權

第二十九條　股東得以代理人行使表決權但其代理人限於法定代理人或本銀行之股東

第三十條　股東代理人出席會議行使表決權時須持有足以證明代理權之證書

第三十一條　股東在股東會當日未曾開會以前必須在出席名簿上記名蓋章代理人須於[illegible]一併出席名簿須連同第三十三條所開之決議錄訂成一本一併保存

第三十二條　股東會議長以董事長任之董事長有事不能出席時以常務董事一人代理之

第三十三條　股東會決議事項須記於決議錄議長及監察人須署名蓋章於其上決議錄上須將會議日期地點及決議方法記載之

第五章　董事及監察人

才三十四條　本銀行董事限十七名由股東会於五十股以上之股東中選任之由其中選任董事長一名董事之任期為三年但不妨連選連任

才三十五條　本銀行監察人限五名由股東会於三十股以上之股東選任之任期為一年但不妨連任

才三十六條　董事在任中須將自己股票五十股交存監察人上項股票即或本人退職亦須待至該期決算報告股東会承認後方可交還

才三十七條　董事及監察人中遇有缺員時須開臨時股東会補選之該当選者之任期以前任者之任期為限

上項缺員発生後餘員尚足法定人数時得於下期改選前不復補選

才三十八條　董事長対外代表本銀行対内依照法令章程及股東会董監事会之決議承理各項業務

才三十九條　董事中互選常務董事二名常務董事補佐董事長執行本銀行業務

才四十　條　監察人監察本銀行之業務

監察人中互選一名常任監察人

才四十一條　董事組織董事会

董事会由董事長召集之決議下列諸項

一、一般営業方針

二、設置或廃止支行及其他営業所或代理処

三、増加資本金或徴收未徴股款

四、制定或改廢銀行業務規則及其他重要規程
五、任免總經理以下各行員
六、存款利率及存、放款利率
七、呈請股東會決議之事項
八、其他重要事項

第五章　計　算

第四十二條　本銀行之會計於每年六月三十日十二月三十一日兩次辦理之

第四十三條　本銀行之決算計算以每期總利益扣除總損失後殘餘之數為利益金由利益金扣除
損失準備金後殘餘金額為純益金

第四十四條　前項純益金依照左列方法分配之
一、法定公積金純益金百分之十以上
二、以損失準備金若干
三、董監事及辦事人員賞与金利益金百分之二十以內
四、股東紅利金利益金百分之六十以內
五、因情形如何得提出特別公積金及行員退職給与基金或將純利一部份撥到下期計
算

第四十五條　股東紅利金應付給各該算期末日股東名簿上所載之股東

第四十六條　股東会將股東紅利金決議後股東如於十五年内不來支取即為失權

附　則

第四十七條　本章程於康德元年　月　日作成

リ、第一二兩期業務報告書

一、第一期康德元年自四月一日至十二月三十一日營業報告書

梨樹地方銀行

董事長　馮士元

營業狀況

本行在未改組以前歷於三月底結算一次茲應遵照銀行法改由一月一日至六月底又七月一日至十二月底一年兩次結賬但四五六等月為期太短不便另結故本期由四月一日至十二月三十一日併為一期共九個月營業日數計二百二十八日

本期正在改組期間事務減少又因縣境被水災貸出之款或有延期償還者故本期結算利益較為微薄此亦過渡時期所必經之程序也營業成績雖不甚佳對於資金之運用尚称靈活此後出放貸款辦理手續尤須格外審慎以免催收遲滯致受損失現在糧價日見提高農村經濟頗有活動希望本行營業前途自能日見發展預計下期当能收良好之結果也本期所有利益金經董事会決議撥作滾存以俟二年六月底年度期滿一同分配茲將結算細目分別列表報告於左

營業所及代理店

行名	所在地	備考
交通銀行[illegible]	奉天城內西大街[illegible]路南	吉林分行之代理店

[illegible]（[illegible]）

資產之部（借方）		負債之部（貸方）	
科目	金額	科目	金額
[illegible]		資本項目	
[illegible]	100,000.00	資本金	200,000.00
[illegible]		法定公積金	1,[illegible]四.[illegible]四
[illegible]	49,9[illegible]	特別公積金	4,[illegible].[illegible]0
[illegible]	15,[illegible]	未分配利益金	3,338.40
[illegible]			

外埠同業項目		
存放外埠同業	八、〇三九	八三
暫記欠款	三〇〇	〇〇
商号往来欠款	六、八五五	二七
有価証券項目		
股票	一八、〇三五	五二
營業用房地産器具		
地基	三九六	六〇
房産	六、九八〇	〇〇
器具	九〇七	八〇
非營業用房地産其他		
地基	一、六五一	八六
房産	三九、九八九	三九
其他	一九、一一〇	一二
修繕費	六五四	一二
現款	四、四三五	七四
合計	二六一、〇〇五	五四

存款項目		
定期存款	一〇、七〇〇	〇〇
往来存款	三、六〇七	三六
特別往来存款	一八、〇〇〇	〇〇
儲蓄存款	一〇、三七〇	〇〇
雑項存款		
借入款項目		
透支同業		
借入款	六、〇〇〇	〇〇
外埠同業項目		
外埠同業存款		
未付股息	三八一	一一
應付未付利息	一八	二〇
前期滾存金	八一八	六五
本期利益金	二、七六七	七八
合計	二六一、〇〇五	五四

三、第一期自康德元年四月一日至康德元年十二月三十一日 損益計算書

利益之部		損失之部	
科目	金額	科目	金額
各種放款利息	六、七〇五.二一	存款利息	一、八五八.一九
同業往來息		借入款利息	三三九.八六
有價證券利息		有價證券損失	
雜項利益	五、九二八.七〇	營業費	五、八四二.三三
前期滾存金	八一八.六五	各種攤提金	一七三.五四
		儲蓄存款利息	一、六五三.二一
		本期利益金	二、五八六.四三
計	一三、四五二.五六	計	一三、四五二.五六

営業開支明細表

科目	金額
薪津	一、三一二.〇〇
工資	二六八.三三
膳費	八七六.三八
旅費	二七一.〇五
車馬費	四五〇.〇〇
交際費	二七〇.〇〇
文具費	五六.三二
書報費	
広告費	
印刷費	六.九八
郵電費	一七五.六九
税款	四四六.四五
保険費	二三〇.〇〇
営繕費	
房地租	三四七.〇三

營業費	三五二 〇五
雜費	六七六 九三
三租	一一三 一二
計	五、八四二 三三

四、第一期自康德元年四月一日至康德元年十二月三十一日關於利益處分之文件

本期純益金	二、六六七[illegible]、
前期滾存金	[illegible]、一、八〇
合計本期利益金	三、五[illegible]、八三[illegible]
茲處分之如左	
法定公積金	三五、八五
下期滾存金	二、二二七七、

二、第二期康德二年自一月一日至六月三十日營業報告書

梨樹地方銀行

董事長　馮士元

營業狀況

本期營業日數為六個月共一百四十一日　本行營業參用國幣一種並無其他雜幣故未別作換算總括表

存放各款比較上期均見增加交易業務亦逐漸繁盛故本期結算營業成績能得預計互預算數目好於營業資金之運用堪稱靈活惟因去歲被水成災經濟艱窘已達極点非至本年秋收不能恢復原狀本行出放抵押貸款不得不慎重辦理以免收回困難累及業務故鄉村貸款未見增多至於透支及保證放款各戶內係殷實商號信用昭著除量貸與萬無遲滯延期之虞本行業務在通融地面接濟農商以前為時勢所迫對於商戶方面似覺偏重本年田苗繁茂秋收可期此后不但放款可以增多而存款亦有厚望相需為用營業前途自有進步也

營業處及代理處

行名	所在地	備考
梨樹地方銀行	梨樹縣城內南大街西頭路南	並無分行及代理處

資本金

		前期餘額	本期內增加額	本期內減少額	本期餘額
資本金額		二〇〇,〇〇〇			二〇〇,〇〇〇
內計	已繳額	一〇〇,〇〇〇			一〇〇,〇〇〇
	未繳額	一〇〇,〇〇〇			一〇〇,〇〇〇

存款利率

種類／利率	定期存款			往來存款	特別往來存款	通知存款	儲蓄存款			
	一個年	六個月	三個月							
最高	一分二厘									
普通		一分二厘								
最低			九厘七毫		二分七厘		五分			

存款增減

種別／金額	前期餘額	本期內收入額	本期內付出額	本期餘額	同上戶數	對前期增減事由
定期存款	一〇,七〇〇.〇〇	三〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	三〇,七〇〇.〇〇	三	本行許可登記後之新開地僑商民各戶以本行開業回收各項存款為前
通知存款						

住宅存款	一、四七八.三三	五、〇〇〇.二四	七二〇.〇〇	五、七五八.五七	五	增加
特別住宅存款	一八、〇〇〇.〇〇	五〇、〇〇〇.〇〇	四八、〇〇〇.〇〇	二〇、〇〇〇.〇〇	一	
備蓄存款	一〇、三七〇.〇〇			一〇、三七〇.〇〇	四六	
雜項存款						
計	四〇、五四八.三三	八五、〇〇〇.二四	五八、七二〇.〇〇	六六、八二八.五七		

借入款項增減

種別＼金額	前期結餘	本期內借入額	本期內償還額	本期結餘	同上戶數	對前期增減理由
借入款	六、〇〇〇.〇〇		四、〇〇〇.〇〇	二、〇〇〇.〇〇	一	本行存款既然增多足敷放貸之用所以借入款項本期減少
透支同業						
計	六、〇〇〇.〇〇		四、〇〇〇.〇〇	二、〇〇〇.〇〇		

應付未付利息增減

種別＼金額	前期結餘	本期內增加額	本期內付出額	本期結餘	同上戶數	對前期增減理由
應付未付利息	一八.二〇	二九六.六〇		三一四.八〇	二	存款增多結算利息未能悉數提取故較前期增加
計	一八.二〇	二九六.六〇		三一四.八〇		

放款利率

貸款種類	定期放款 不動產抵押	有價證券抵押	商品抵押		無担保	活存透支	貼現	押匯		利率調整之理由
農 [illegible]	二分									[illegible]
工 [illegible]	一分一厘					五分				
[illegible]	一分 [illegible]									

放款用途

用途別	年初結餘	本期內貸放額	本期內收回額	本期結餘	同上戶數	對於貸放情形之說明
[illegible]	三,二九〇.五〇	二,二〇四.〇〇	三,五九七.四〇	一,八九七.一〇	四八	[illegible]
[illegible]	三三,八五八.七〇	五四,五八二.〇〇	一四,三〇〇.〇〇	五六,一四〇.八一	一	
[illegible]	一六,五〇〇.〇〇	二四,〇〇〇.〇〇	一五,〇〇〇.〇〇	二五,五〇〇.〇〇	六	
計	五三,六四九.二〇	八〇,七八六.〇〇	三二,八九七.四〇	一〇一,五一七.九二		

放款擔保調查表

擔保品類	抵押價格	本期內抵押放款額	備考
公司債			

股票	商品	不動産 土地	不動産 房産	不動産 其他	不動産 計	保証	信用	計
		三五、二九六 〇〇						
					一九、八九七 一〇	三五、五〇〇 〇〇		四五、三九七 一〇
		計押土地（滬照）七千零五十九畝二分						

外埠同業項目（資産之部）增減

種別／金額	前期結餘	本期內放款額	本期內收回額	本期結餘	同上戶數	對前期增減理由
存放外埠同業	八、〇三九 八三	二、〇一七 五六	八、〇五七 三九	二、〇〇〇 〇〇	一	本期時当春夏正在放款季節故存放同業款數縮減
外埠同業透支						
計	八、〇三九 八三	二、〇一七 五六	八、〇五七 三九	二、〇〇〇 〇〇		

暫記欠款增減

種別＼金額	前期結餘	本期內收款額	本期內收回額	本期結餘	同上戶數	對前期增減理由
暫記欠款	三〇〇.〇〇	七六一.八〇	一九一.一八	八七〇.六二		此項暫記往來欠款均係公會之戶頭暫時可以歸補
應收未收款	六、八五五.二七	六、〇七三.八七	九五三四.三三	三、三九三.七九	三	
計	七、一五五.二七	六、八三五.六七	九、七二五.五一	四、二六四.四一		

有價證券增減

種別＼金額	前期結餘	本期內增加額	本期內減少額	本期結餘	同上戶數	對前期增減理由
股票	一八、〇三五.五二		九、〇〇〇.〇〇	九、〇三五.五二	五	本期將有價證券完全出賣故結餘減少
公司債						
計	一八、〇三五.五二		九、〇〇〇.〇〇	九、〇三五.五二		

營業用房地產器具增減

種別＼金額	前期結餘	本期內增加額	本期內減少額	本期結餘	同上戶數	對前期增減理由
地基	三九六.六〇			三九六.六〇	一	
房產	六、九八〇.〇〇			六、九八〇.〇〇	一	
器具	九〇七.八〇	一五.一〇	一〇三.〇九	八一九.八一		
計	八、二八四.四〇	一五.一〇	一〇三.〇九	八、一九六.四一		

營業用房地產器具明細表

種別＼金額	數量	估計價額	帳簿記載價額	備考
地基	二畝七分五厘	八二五.〇〇	三九六.六〇	
房產	瓦房十九間 平房十二間 洋灰房二間	八、七六〇.〇〇	六、九八〇.〇〇	
器具	五十二間	一、四〇〇.〇〇	八一九.八一	
計		一〇、九八五.〇〇	八、一九六.四一	

非營業用房地產其他增減

種別＼金額	前期結餘	本期內增加額	本期內減少額	本期結餘	同上戶數	對前期增減理由
地基	一、六五一.八六			一、六五一.八六		
熟地	一一、八四〇.八三	二、三一〇.〇〇		一四、一五〇.八三		因定期貸款收入熟地故結餘增加
房產	三九、九八九.三九			三九、九八九.三九		
其他	七、二六九.二九		八九〇.〇〇	六、三七九.二九		因收歸之地須係與價規歸收買故其他項下是以減少
計	六〇、七五一.三七	二、三一〇.〇〇	八九〇.〇〇	六二、一七一.三七		

非營業用房地產其他明細表

種別＼金額	數量	估計價額	照賬面金額	備考
[illegible]	十九畝二分	二,四八四.○○	一,六五一.八六	
熟地	一千四百六十一畝零六分五	一五,三○二.四六	一四,一五○.八二	
房屋	平瓦房一百九十一間	三九,九八七.三九	三九,九八七.三九	
其他	九百三十六畝三分七	六,八四九.二九	六,三七九.二九	
計		六四,六二五.一四	六二,一七一.三一	

現款

種別＼金額	前期結餘	本期內收入額	本期內付出額	本期結餘	對前期增減原因
金銀貨					
紙幣					
[illegible]幣	一四,四三五.七四	一九八,九三七.○三	二○三,七六七.一一	六○五.六六	
計	一四,四三五.七四	一九八,九三七.○三	二○三,七六七.一一	六○五.六六	

二、第二期康德二年六月三十日現在貸借対照表

資産之部（借方） 科目	金額		負債之部（貸方） 科目	金額	
資本項目			資本科目		
未收資本	一〇〇、〇〇〇	〇〇	資本金	二〇〇、〇〇〇	〇〇
放款項目			法定公積金	一、〇八三	一九
定期放款	四五、三九七	一〇	特別公積金	四、二七九	五〇
往来透支	五六、一四〇	八二	呆賬準備金	三、三三八	四〇
催收款項			存款項目		
存放同業			定期存款	三〇、七〇〇	〇〇
外埠同業項目			往来存款	五、七五八	五七
在放外埠同業	二、〇〇〇	〇〇	特別往来存款	二〇、〇〇〇	〇〇
暫記欠款	八七〇	六二	儲蓄存款	一〇、三七〇	〇〇
有価証券項目			雜項存款		
股票	九、〇三五	五二			
営業用房地産器具					

科目	金額
[illegible]	三七六.六〇
房產	六、九八〇.〇〇
器具	八一七.八一
[illegible]	
[illegible]	一、六五一.八六
[illegible]	三九、九八九.三九
[illegible]	二〇、五三〇.一二
[illegible]	三、三九三.七九
[illegible]	六〇五.七六
計	二八七、八一一.二九

科目	金額
借入款項目	
透支同業	
借入款	二、〇〇〇.〇〇
外埠同業項目	
外埠同業存款	
應付未付利息	一一四.一〇
前期滾存金	三、三二七.七八
本期利益金	六、七[illegible]七.四五
計	二八七、八一一.二九

二、民國二十三年一月一日至二十三年六月三十日損益計算書

利益之部		損失之部	
科目	金額	科目	金額
各項放款利息	[illegible]	付出存款利息	三、八五二.五六

科目	金額
商業往來息	一七 三六
有價證券利息	一、七八〇 六八
手[illegible]費	
有[illegible]證券息	
[illegible]	三、二一二 八三
[illegible]存金	三、二三七 七八
公積金返還	
[illegible]備金返還	
計	一六、六八一 三四

科目	金額
借入款利息	一八 二〇
有價證券償還[illegible]	
營業費	三、六七六 八六
各種攤還金	一七六七 二七
本期純益金	[illegible] 八三
計	一六、六八一 三四

收款存款利息明細表

收款利息	
科目	金額
定期放款利息	六、七一六 九二
往來透支利息	一、五一九 〇一
催收款利息	

存款利息	
科目	金額
定期存款息	一、〇三二 八〇
往來存款息	
特別往來存款息	七〇八 〇〇

[illegible]	[illegible]
計	一〇、二三八.九三

[illegible]	[illegible]
[illegible]	
[illegible]	一、一一〇.二六
[illegible]	
計	二、八七〇.七六

[illegible]

科目	金額	摘要
[illegible]費	[illegible]	
[illegible]費	[illegible]	
[illegible]費	[illegible]	
[illegible]費	一七七.八五	
[illegible]費	一八〇.〇〇	
[illegible]送費		
[illegible]祭費	二〇〇.〇〇	
[illegible]具費	二三.八二	
[illegible]費		

公告費	
營繕費	
房地租	三六六.○一
燈炭費	二八三.五○
雜費	三一一.○八
保險費	四○.○○
印刷費	一九.二○
郵電費	一三四.八○
捐款	四六.一六
計	三、六七六.六八

四、第二期自康德二年一月一日至康德二年六月三十日關於利益配分之文件

本期純益金	六、七三九.○五
前期滾存金	三、二二七.七八
合計本期利益金	九、九六六.八三

益金処分之明細

法定公積金	六七三.九〇
特別公積金	二、〇〇〇.〇〇
呆帳準備金	
賞与金	一、九九三.三七
[illegible]利	四、四一六.二五
[illegible]滾存	八八二.三一
計	九、九六六.八三

2 興民金融合作社

本社は縣内各区特に農村の金融機関として康徳二年一月七日縣城西大街に設立され同月一日営業を開始したものである。

(1) 貸出種類別利率並金額口数（康徳三年四月十四日）

	利率	金額	口数
短期保証	日歩五銭	一〇〇.〇〇円	二口
短期抵保	日歩四銭七厘	二一、三三五.〇〇円	八五一口

長期担保	年一分九厘	—	—

(2) 預金種類別利率並金額　（康徳三年四月十六日）

種類	利率	金額	
定期預金	六ヶ月以上一年 六分八厘 一ヶ年以上二年 七分	二〇〇、〇〇 円	
当座 〃	日歩 三厘	一九一、〇七二、三六	
特別当座 〃	〃 一銭六厘	四、一七五、六三	
据置 〃	〃 一銭八厘	—	
定期積金	年 六分六厘	—	

(3) 貸款使途類別表　（康徳三年三月末日）

用途	口数	金額	
農耕資金	五三八件	一三五、一三五、〇〇円	
農舎改良資金	一	三〇〇、〇〇	
償還舊債	四	七八〇、〇〇	

営業資金		
商品之購入	五	一、三四〇、〇〇
其他	一一一	二八、七九〇、〇〇
合計		

(ヌ) 貸出高別金額並口数　（康徳三年四月二十一日現在）

貸出額別	金額	口数
拾円未満		
拾円以上		
弐拾円　〃		
参拾円　〃	三三五、〇〇円	九
五拾円　〃	一、五八〇、〇〇	二九
七拾円　〃	三、〇〇五、〇〇	三九
壹百円　〃	一二、八〇〇、〇〇	一二〇
百五拾円　〃	一七、二〇〇、〇〇	一一二
弐百円　〃	四八、九二五、〇〇	二〇九
参百円　〃	六一、四七〇、〇〇	一九八

四百円以上	三三、一五〇・〇〇円	七九
五百円〃	三八、〇〇〇・〇〇	七六
合計	二一五、四六五・〇〇	八七一

(5) 県内区別社員数（康徳三年四月十六日）

区別	社員数	区別	社員数
一区	四六九人	七区	四三人
二区	四六八	八区	六八
三区	二八五	九区	一五
四区	七五		
五区	一八二		
六区	九七	合計	一七〇二人

(6) 県内土地評価の標準

(イ) 合作社による評価

	一区	二区	三区	四区	五区	六区	七区	八区	九区
上地	一五〇円	〃	〃	一二〇円	〃	〃	六〇円	〃	一二〇円
中地	一二〇円	〃	〃	九〇円	〃	〃	四〇円	〃	七〇円
下地	一〇〇円	〃	〃	六〇円	〃	〃	二〇円	〃	六〇円
沙鹹地	五〇円	〃	〃	三〇円	〃	〃	五-一〇円	〃	三〇円

農業に対する貸付は合作社が土地評価の約三分之一を貸与するを原則とするも、其の農家の個人的信用の如何によつて標準貸与額を上下する事がある。

(ロ) 一般評価　（合作社調査）

	一区	二区	三区	四区	五区	六区	七区	八区	九区
上地	二五〇円	〃	〃	二〇〇円	〃	〃	一〇〇円	〃	一〇〇円
中地	二〇〇円	〃	〃	一五〇円	〃	〃	八〇円	〃	一五〇円
下地	一五〇円	〃	〃	一〇〇円	〃	〃	五〇円	〃	一〇〇円
沙鹹地	八〇円	〃	〃	五〇円	〃	〃	二〇円	〃	四〇円

四平街附近は地価が他地方より高い。

	合作社による評価	一般評価
上地	二〇〇円	三〇〇円
中地	一五〇円	二五〇
下地	一二〇円	一五〇－二〇〇

(ク) 社員募集方法　　（合作社理事談）

当合作社設立当時の社員募集は県政及県内要地に「ポスター」を掲げ広告宣伝をした外、更に社員募集としては県長が県内各区の評議員を召集し、合作社の設立及趣旨を説明し、評議員をして受持区域内の村長に説明せしめ、更に村長より村内の有力者に説いて合作社員たらしめた。

第一回募集以后は村民の信用ある者を村長の紹介を通じて入社せしめた。

農民の未だ合作社を了解しない時期に於ては社員募集上困難無きを得なかった。即ち当県農民は次の如き疑いの眼を以て合作社を迎へた。

イ、土地買収の第一歩なりと見る

ロ、儲蓄会と同様のものではないかと思った。

前者は日系理事の赴任した事、及合作社趣旨の未だ不徹底であった事によるもので、同合

作社を誤って土地買上げの為設立されたものと思った。

彼等は当験に有って在った儲蓄会が地主及代表者を中心に不正行為を為し、私腹を肥やすものあり儲蓄会を衰亡に導いた。然し現在に於ては合作社の徹底、農村の普及、成績の良好によって、斯かる誤解は一掃され県民の合作社利用者数は漸次増加しつつある。

（8）　村長に対する合作社教育　（合作社理事談）

村長に対しては絶へず合作社教育の徹底をはかり、成可く多数の農民をして合作社を利用せしめんとしている。

然るに個人特有の利己的観念及政略精神よりして往々

イ、村長が情実により縁者を多く入社せしめる

ロ、村長が村内社員と結托して合作社を欺り、土地評価を高く見積り多く金を借らせ[illegible]ン

ハ、村長が村内社員の代理で合作社に貸付けを願ひに県城に来る時は村内社員より[illegible]、各[illegible]手数料を徴する事がある。百円に付き十五円位である。

ニ、村長及県署[illegible]農民をあざむき代理で受取った貸付金を着服し、実際金額より少く渡す。

等の弊害の起る事無きにしも非らずであるが、合作社入社当時の手続、合作社と社員との関係、貸付金の回収、等に於て村長の援助を要する事大である為、当合作社理事は絶へず村長に対する合作社教育を怠らない。

(9) 保証団体

一団体の人員を五名より十二名としている。平均七名である。殆んど信用ある土地所有者である。

当合作者には土地を所有せず無担保の信用貸款を受けている者が少数あるが、何れも土地所有者の社員と保証団体を結ばしめている。

(10) 金融合作社の縣内出廻りに及ぼした影響（四平街国際運輸談）

農業金融は殆んど糧桟に待つ事多く、出廻期に入れば糧石値上りを待たずして糧桟に売付け、金に替へるを常とする。然るに合作社設立以後は出廻期に至るも例年の糧石出廻数量に達しないが、此れは合作社貸付により農民に糧石の値上りを待つ餘裕が出来て来たのであらう。

3、春耕貸款

大同元年陽暦五月中旬より一ケ月間降雨あり遼河が氾濫して縣内各区は収穫の減少を見た、大同二年中央銀行支行は縣民に土地担保による春耕資金の貸款を行なった。

(1) 区別収穫量の平年作に較べて減少した率

区別	平年作に比較して収穫量の減少した率
一、二、三、区	三割

[illegible]九区	七割
大区	八割
一区	九、三割
〇区	全割

被害状況 ―― 蔬菜、谷子、大豆類の発芽時に被害を受けた。

（一） 貸 出 高（春耕貸款）　（康徳二年十二月末現在）

年度	貸付金額	貸出時期	償還期限	貸出高	戸数	担保地数	担保地時価
大同三年度	八萬元	大同三年三月	大同三年六月	八萬〇一百七十元	三百四十九戸	八千〇一百七十晌	七十二萬一千五百三十元
康徳元年度	無			八萬〇一百七十元	三百四十九戸	八千〇一百七十晌	七十二萬一千五百三十元

八、 償還高　金額 八萬〇一百七十元

一、 戸 数　三百四十九戸

（二） 返 還 額（春耕貸款）

年度	金額	戸数	地畝数
大同二年			
康徳元年	四千三百六十元	十六戸	四百三十六晌
康徳二年	三萬六千〇六十元	一百七十五戸	三千六百〇六晌

一、 現在残高（康徳三年三月末現在）

1、銀額　三萬六千四百八十元

2、戸数　一百四十二戸

3、地畝　三千六百四十八晌

梨樹縣各区大同二年春耕貸款調査表　康徳二年末現在

区別	類目	貸出	返還	残高
第一区	戸数	二十八戸	二十七戸	一戸
	地畝	五百晌	四百七十五晌	二十五晌
	金額	五千元	四千七百五十元	二百五十元
第二区	戸数	十七戸	十七戸	
	地畝	三百九十一晌	三百九十一晌	
	金額	三千九百一十元	三千九百一十元	
第三区	戸数	三十四戸	二十戸	十四戸
	地畝	七百五十晌	四百五十三晌	二百九十七晌
	金額	七千五百元	四千五百三十元	二千九百七十元
第四区	戸数	四十戸		四十戸
	地畝	一千一百二十五晌		一千一百二十五晌
	金額	一萬一千二百五十元		一萬一千二百五十元

第五区	户数	五十一户	三十三户	十八户
	地亩	一千一百三十五晌	六百七十八晌	四百四十七晌
	金额	一萬一千三百五十元	六千七百八十元	四千四百七十元
第六区	户数	六十户	二十七户	三十三户
	地亩	一千二百○六晌	五百三十晌	六百七十六晌
	金额	一萬二千○六十元	五千三百元	六千七百六十元
第七区	户数	[illegible]十二户	二十八户	[illegible]十二户
	地亩	一千二百晌	六百七十晌	五百二十晌
	金额	一萬二千元	六千七百元	五千二百元
第八区	户数	四十五户	三十五户	十户
	地亩	一千○二十晌	七百三十五晌	二百八十五晌
	金额	一萬○二百元	七千三百五十元	二千八百五十元
第九区	户数	二十四户	四户	二十户
	地亩	七百晌	一百一十晌	五百九十晌
	金额	七千元	一千一百元	五千九百元
合计	户数	三百四十九户	一百九十一户	一百五十八户
	地亩	八千○一十七晌	四千○四十一晌	三千九百七十五晌

合計	金額	八萬〇一百七十元	四萬〇四百三十元	三萬九千七百四十元

(5) 貸出高別戸数並金額（東陽三甲五区限定） 八年度 八月二三日調査

貸出高	戸数	金額	利息額	未回収 金額	未回収 延滞期数	利子支払額
二十元以下	—	—	—	—	—	—
五十元以上	一十九戸	九百七十元	二百三十元	七百五十元	七十五期	五十八元八角三分
一百元以上	九十九戸	九千九百元	四千六百元	三千三百元	三百三十期	一千一百九十六元四角六分
三百元以上	二百三十一戸	六萬九千三百元	三萬五千六百元	三萬三千七百元	三千三百七十期	七千三百三十元三角六分
五百元以上	—	—	—	—	—	—
計	三百四十九戸	八萬〇一百七十元	四萬〇四百三十元	三萬七千七百五十元	三千七百七十五期	一萬〇五百一十七元八角三分

(6) 土地評價の標準並貸出貸本高

	一般價格評價（畝）	香河貸款評價（畝）
上則地	三五〇円	二五〇円
中〃	二五〇	二〇〇

下〃	二〇〇	一三〇
減〃	五〇	四〇

一畝当り貸出高は土地の肥瘠に関せず一律に十円である。

（7）用途別口数並金額（香耕貸款）

用途	口数	金額
生活費	-	-
食料購入	-	-
労賃	九十戸	五千四百元
種子、飼料其他農耕費	二百五十九戸	七萬四千七百七十元
土地、建物購入	-	-
舊債返還	-	-
商工資金	-	-
計	三百四十九戸	八萬〇一百七十元

4 旧遼寧省農商貸款

(1) 貸出銀行

事変前は東三省官銀行が貸出したが建国後中央銀行支行が事務を引継いだ

(2) 貸出時期

民国二十年二月より八月迄

(3) 救済民の範囲

一般商人及土地所有者

(4) 貸出原因

困窮せる農商救済の為

(5) 期限及利子

当初償還期限は一ヶ年、月利一分五厘であつたが、其后事変発生の為農商は疲弊し、借戸は一ヶ年では償還能力が無かつた。大同三年一月奉天省公署は奉總財字第三九三号訓令を以て次の如く規定した。

大同三年一月より康徳三年末迄償還期を延ばし年利を二分となし、康徳四年一月以后は年八分四厘とした。尚民国時代利息として徴收した額を免除し元金の一部として元金より控除した。

(6) 一戸当り貸出金額の最高、最低

平均毎戸に貸与する金額は六五〇元、最高貸与は三〇〇〇元、最低貸与は一〇〇元である。

農商貸款

	貸出高	返還	残高
	民国三十年末現在	康徳二年末現在	康徳二年末現在
戸数	五百七十六戸	七十三戸	五百〇三戸
金額	三十四萬七千元	九萬九千八百〇九元	二十八萬七千一百九十一元
畝数	十八萬零四百四十六	三萬一千二百〇六畝	十四萬九千二百三十九[illegible]三畝

土地評價の標準並該当貸出高（農商貸款）

種類	評價額（畝）		貸出高（畝）		
	一般売買	農商貸款	最高	最低	平均
上則地	三百元	二百元	六十元	四十元	五十元
中則地	二百元	一百五十元	四十元	二十元	三十元
下則地	一百三十元	一百元	三十元	十元	二十元
減則地	五十元	二十元	十元	二元	五元

5、当舗

農民間必須の金融機関であるが近年農村疲弊の現状を反映して著しく営業好転の状態にある。
縣内営業戸数経営者及其の内容を左表に示す。
（比較的大なるもののみを掲ぐ）

(1) 梨樹縣当舗調査表

（康徳二年三月末現在）

名称	組織	場所	代表者	資本	現在当家数	利息	当期
永吉当	独資	四平街	陳寛山	六、〇〇〇円	一、一〇〇円	三分	十二ケ月
裕平当	合資	〃	裴樾先	六、〇〇〇	三一、〇〇〇	〃	〃
恵元当	独資	〃	陳錫三	六、〇〇〇	一三、〇〇〇	〃	〃
平消通当	〃	〃	趙子揚	五、〇〇〇	一九、五〇〇	〃	〃

工首接当	〃	〃	〃	五、〇〇〇	二九、五〇〇	〃	〃
宣記当	〃	勝城	馮愛階	六、〇〇〇	二一、〇〇〇	〃	〃
日興当	〃	〃	趙警山	七、〇〇〇	二八、〇〇〇	〃	〃
[illegible]当	合家	〃	易藝昌	五、〇〇〇		〃	〃

出ノ金額件数表（康徳二年度）（陽暦ニヨル）

（其ノ一、貸入之部）

入						
7	8	9	10	11	12	計
43,412.40 10,764	20,987.20 5,772	13,911.40 6,783	8,113.20 2,625	10,020.10 2,829	9,472.60 2,808	276,516.20 71,798
9,232.00 2,767	5,473.70 1,925	3,296.10 1,385	1,878.80 803	2,265.80 798	2,281.60 721	54,792.00 16,407
4,064.40 858	2,851.50 681	2,004.20 296	706.30 179	1,234.70 301	517.70 190	26,952.60 6,068
13,296.40 3,625	8,325.20 2,606	5,300.30 1,681	2,585.10 982	3,500.50 1,099	2,799.30 911	81,744.60 22,475
10,685.20 2,532	4,381.80 1,555	2,766.10 2,869	1,468.80 531	1,861.90 642	2,600.80 732	57,056.60 17,843
5,287.00 1,085	3,041.00 581	1,332.30 1,229	998.00 227	1,004.00 275	1,231.00 313	33,856.60 7,946
15,972.20 3,617	7,422.80 2,136	4,098.40 4,098	2,466.80 758	2,865.90 917	3,831.80 1,045	90,913.20 25,785
9,429.20 2,348	3,492.80 687	3,008.50 670	2,040.90 590	2,435.80 542	1,894.40 568	69,238.00 15,698
4,714.60 1,174	1,746.40 343	1,504.20 334	1,020.40 295	1,217.90 271	947.10 284	34,620.40 7,836
14,143.80 3,522	5,239.20 1,030	4,512.70 1,004	3,061.30 885	3,653.70 813	2,841.50 852	103,858.40 23,534

[illegible]

種別	品類	金額・件数	1	2	3	4	5	6
			質					
（総計）		金額	14,566.00	10,229.20	22,202.50	24,827.70	51,372.[illegible]	[illegible]
		件数	3,898	2,843	5,175	4,125	10,893	[illegible]
[illegible]	衣類	金額	2,653.00	2,201.40	3,429.00	5,561.10	8,117.80	8,401.70
		件数	707	681	910	1,286	2,104	2,320
	首飾	金額	1,488.50	732.90	1,401.70	2,650.90	4,872.20	[illegible]
		件数	382	271	543	710	901	756
当	計	金額	4,141.50	2,934.30	4,830.70	8,212.00	12,990.00	12,829.30
		件数	1,089	952	1,453	1,996	3,005	3,076
間	衣類	金額	2,730.00	2,392.50	5,400.60	1,128.20	11,864.00	9,776.70
		件数	938	650	1,234	1,298	2,495	2,367
[illegible]	首飾	金額	1,700.00	1,024.90	2,952.30	3,551.00	6,248.10	5,487.00
		件数	401	350	528	865	1,069	[illegible]
与	計	金額	4,430.00	3,417.40	8,352.90	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		件数	1,339	[illegible]	1,762	[illegible]	3,564	[illegible]
[illegible]	衣類	金額	3,992.20	2,585.00	6,012.30	9,291.00	13,513.30	11,542.60
		件数	980	594	1,307	1,984	2,870	2,558
[illegible]	首飾	金額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		件数	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
当	計	金額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		件数	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

（其ノ二、賃出之部）

出						
7	8	9	10	11	12	計
10,250.30 2,610	8,606.40 2,702	19,204.10 5,556	50,727.80 12,247	44,656.50 10,452	58,948.10 11,163	269,306.80 63,764
1,389.30 586	1,345.80 591	5,225.00 1,849	11,107.90 3,755	8,954.10 2,509	8,058.80 2,393	47,808.30 15,356
758.30 150	1,164.40 121	2,554.20 359	5,358.70 501	3,289.10 671	6,895.10 720	25,344.20 3,843
2,147.60 736	2,510.20 712	7,779.20 2,208	16,466.60 4,256	12,243.20 3,180	14,953.90 3,113	73,152.50 19,199
2,426.50 589	1,759.80 782	2,459.00 1,114	10,070.00 2,763	9,525.00 2,446	11,775.00 2,491	57,870.20 15,018
1,617.40 252	1,172.40 335	1,639.30 477	6,715.50 1,183	6,350.00 1,048	7,856.90 1,067	36,678.70 6,637
4,043.90 841	2,932.20 1,117	4,098.30 1,591	16,785.50 3,946	15,875.00 3,494	19,631.90 3,558	94,548.90 21,655
2,705.90 689	2,109.40 582	4,884.50 1,272	11,650.50 2,697	11,025.60 2,519	16,241.60 2,995	67,731.70 15,378
1,352.90 344	1,054.60 291	2,442.10 485	5,825.20 1,348	5,512.70 1,259	8,120.70 1,497	33,873.70 7,532
4,058.80 1,033	3,164.00 873	7,326.60 1,757	17,475.70 4,045	16,538.30 3,778	24,362.30 4,492	101,605.40 22,910

[illegible]	種類	金額・件数 \ 月別	1	2	3	4	5	6
一般計		金額	[illegible]	8,711.90	[illegible]	12,984.70	11,921.[illegible]	11,863.[illegible]
		件数	[illegible]	2,[illegible]12	3,455	3,116	2,944	2,[illegible]
[illegible]當	衣類	金額	2,729.60	1,809.80	[illegible]	1,969.40	[illegible]	1,686.[illegible]
		件数	771	470	629	579	579	58[illegible]
	貴金属	金額	1,111.70	530.00	843.60	808.30	932.60	1,103.[illegible]
		件数	295	130	[illegible]	256	261	199
	計	金額	3,841.30	2,339.80	2,[illegible]	2,7[illegible]	2,56[illegible]	2,7[illegible]
		件数	1,066	626	869	872	[illegible]	781
[illegible]當	衣類	金額	5,200.00	2,374.60	3,270.00	3,485.30	2,9[illegible]	2,619.[illegible]
		件数	796	1,000	808	795	750	683
	貴金属	金額	2,122.90	1,017.60	2,180.00	2,323.30	1,937.40	[illegible]
		件数	340	442	539	341	321	[illegible]
	計	金額	[illegible]322.90	3,392.20	5,450.00	5,808.60	4,843.40	[illegible]
		件数	1,136	1,442	1,347	1,137	1,071	[illegible]
[illegible]當	衣類	金額	4,69[illegible].80	2,086.60	3,246.60	2,936.[illegible]	[illegible]	3,[illegible]
		件数	1,120	496	826	733	729	[illegible]
	貴金属	金額	2,348.90	1,043.30	1,623.00	[illegible]	1,505.40	1,57[illegible]
		件数	560	248	413	[illegible]	354	[illegible]
	計	金額	[illegible]	3,129.90	4,869.60	4,4[illegible]	[illegible]	[illegible]
		件数	1,680	[illegible]	1,239	1,1[illegible]	[illegible]	[illegible]

(3) 四平街当舗貸出回收比較表

当舗名	康德元年 貸出	康德元年 回收	康德二年 貸出	康德二年 回收	比較増減 貸出	比較増減 回收	月平割合 貸出	月平割合 回收	摘要
萬生泉	五一、六五二	二〇、六一七	一五四、〇一八	一二五、三八八	一〇二、三六六	九四、七七一	一、九八二	三、〇五九	本当舗ハ康德元年五月開業シタ
裕平当	六〇、五九一	三五、〇八八	七四、六三三	七〇、九五七	一四、〇四二	三五、八九六	二三一	一、〇二二	
平済通当	五七、六一五	五〇、八五四	七三、八四一	七五、二三九	一八、二二六	二四、三八五	三一六	四七九	
平済接当	八九、三五二	七八、〇二六	一一八、二三五	一一五、四二九	二八、八八三	三七、四〇三	三二三	四七九	
乾元恒	四三、八九四	三六、五四二	四九、七一三	四九、四二二	五、八一九	一二、八八〇	一三二	三五二	
永吉当	二七、一七五	一六、八一三	二九、六四二	二八、五九三	二、四六七	一一、七八〇	九〇	七〇〇	
計	三二九、二二九	二四七、九四〇	五〇〇、〇八二	四六五、〇八二	一七一、八〇三	二一七、一一五	三、〇七四	六、〇九一	

(4) 四平街当舗質流比較表

当舗名	康德元年 質流	康德元年 餘額	康德二年 質流	康德二年 餘額	比較増減 質流	比較増減 餘額	月平割合 質流	月平割合 餘額	摘要
萬生泉	—	三、五六三	—	二、八一三	—	—	八、二四九	—	
裕平当	四一二	四、四七六	七三五	四、九一七	三二三	四四一	七八三	九八	

王首通当	六五五	一一、七一三	一、〇〇〇	一五、七九八	三四五	四、〇八〇	[illegible]	[illegible]
平済楼当	七三六	八、七〇九	一、二五〇	八、五九四	五一四	一一五	六九八	一三
晃文恒	五六〇	三、九九三	六一一	三、四七四	五一	五六九	九一	一四二
永吉当	二二三	二、三八四	一六一	四、九七一	六二	二、五八四	二七八	一、〇八四
計	二、五六八	三四、八四〇	三、七五七	四〇、五六七	一、二九五	七、七九三	一〇、六二五	一、六八五

6、糧桟、雑貨舗の農民に対する金融

イ、糧桟の場合

四平街糧桟公義桟経理談を次に述べる。

農民に対しては、二、三日間貸す事があるが、之は信用貸であつて利子を取らない。然し農民耕作資金として貸す時は信用貸を為さず地券を担保にする。期限が一ヶ月の時は月利[illegible]分二ヶ月以上の時は月利二分五厘にしている。保証人一名を要し、信用証書を作製せしめる。

農民は秋収後債務を返済するものが多い。地券を担保にして借る事を當地借銭と称していた。

青田売買（地糧を取つている）は曽ては行はれたが現在はない。

	始まつた時期	最も盛んな時期	減少若しくは無くなつた時期
批糧	民国六年	民国七、八年	民国十一年より減少、民国十三年より無し
指地借銭	民国元年	民国十七、八年	民国十九年より減少

実例として左の証書を掲げる

立借券人李向午今借到
公義桟名下国幣四拾元正言明利息参分生息以四個月為期由陽歴七
月七日起使至十一月二日止満期本利盡数清還不準拖欠倘至期不交
等情承還保人甘願担負償還責任恐後無憑立此借券存証

承還保人　李嶺海　左食指斗

逐代抵押品李尚義熟田壹張坐落
伊通縣六区半拉山門斗地壹晌
大満洲國康徳三年七月七日

立証券人　李向午　左食指箕

返済期限経過后農民が返済不能の時は場合により利子のみ支払はしめ元金の返済を延ばす、期限が延びても複利計算はしない。尚農民の財政状態が不良であれば利子を免除して元金の回収に努める事もある。

元利とも全然返済の見込のない時は法廷に訴へ担保した土地を自己の所有に帰せしめる。

民国十七・八年は豊作であった為農民は従来の負債を殆んど返済して信用が良かった。然し十九年は凶作であった為同年春耕期に借入れた者は秋収後返済不能となり、土地の所有権を債権者に譲渡する者が多かった。

債権者が土地を担保にして金を貸すのは顧客の便宜の為に貸すのであり決して営業ではなく担保した土地の時価が貸付金額より少い事があり、例へ土地の所有権を得ても損失を招く事があるので民国十九年以后は余り農民に貸さない事にしている。

次に某商業公司糧食営業所経理某を掲げる。

営業者が、農民より債務返済不能により譲受けた土地及現在担保中の土地をあぐれば次の如くである。

貸付先氏名	職業	住所	地畝数	当号貸付金額	備考
胡俊廷	農	第一区 平安堡	中則地 一五、〇〇畝	一二〇元	所有権が当号に移った
			〃 一五、一八	一三〇元	〃
			上則地 二四、四四	三五〇元	〃

傳春湖	農	第一区 杏児山	下則地 五一、六七畝	三四〇元	〃
			中則地 七八、六六	五二〇元	現在担保中

胡俊元は民国十八年当号より二〇〇〇元を借入したが全額を返消し切れず担保物件の一部分である上記の土地を譲った。借入金の月利は三分、期限は六ケ月であったが利子は一回も納めなかった。

胡俊定は当号の顧客であった。

傳春湖は大同元年四月当号より七八、六六畝を担保として五二〇円を借入れた。期限は三年利子は物納で高梁、大豆、谷子三色内交六石である。次に同人と当号の取結んだ借用証書を掲げる。

立指地借銭人傳春湖今以本名杏児山老下中則地各十二畝零八厘又偏
臉城中則地貳拾捌畝陸分柒厘又杏児山老中則地貳拾伍畝捌分参厘
計紅契四張共計地柒拾捌畝陸分陸厘作押借到
富盛長名下紙銭重視大銀円伍百貳拾元正言明按年出糧利陸石正紅
糧元豆谷子三色内交秋後送至梨樹城内付斗不准拖欠定期三年交還
原本決不延誤倘如至期不交此地帰於債権自理任憑変売不与原主相

[illegible]

口恐無憑立此字據為証

借款人　楊　某　灌

保證人　楊　登　澤

代筆人　劉　何　陽

民国　年　月十一日　楊　介　湖　㊞　二

当号は民国十八年頃迄は顧客の農民に対して三、四〇元の小口金融を行ったが無担保、保証人不要、自借口約、月利二分で貸付けていたが、其の後景気悪く農民の返済不能が多くなったので、現在は全く行なって居ない。

ロ　雑貨舗の場合（聚盛興雑貨舗調査）

元は時代の如何を問わず雑貨舗が顧客関係により農民に金銭を貸付ける事は無い。農民が雑貨舗より負債を負っているものは掛売金の未回収の部分である。

現在では掛売の長期に亘るものは無く十日より二十日間迄の短期のもので一ヶ月位で集金する。雑貨舗は掛売をしているのは昔より取引している者に限る。当店では利子を付けず、支払不能のものは三、四ヶ月経過すると月二分位の利子を付ける事もある。

全然農家が支払不能に陥った時は、相手が若し土地所有者であれば土地を抵当させて、其の

売却金により債務を決済せしめた。福勝号に於ては土地を入典しても管理が困難である故入典した事がない。

民国十八年頃迄は一年を三期に分ち、五月節、八月節、旧関を掛売金の回収時期とした。

一期　一月五日——五月五日迄
二期　五月六日——八月十五日迄
三期　八月十六日—十二月一日迄（十二月一日より年末迄は年関に付き掛売をしない）

期限経過後は原則として一ヶ月に付き月利二分五厘を掛売未収金額に付した。

7、儲蓄会

儲蓄会は当県に於て曽て二つあり地方金融機関として存在したが奉天票の暴落と財界不況の打撃を受けて両者とも閉業した。即ち梨樹県地方儲蓄会と梨樹県四平街農商儲蓄会である。

	資本金	開業年度	閉業年度
地方儲蓄会	奉天洋六十万元	民国九年	康徳元年十二月梨樹地方銀行に機構を改む
農商儲蓄会	奉天洋六十万元	民国十一年	民国十八年

儲蓄会より貸付を受けたものは県下の中産階級にあるものであつて農戸七割商戸三割の割合であつたといふ。

次に県城儲蓄会調査に於て得た資料を掲げる。

同亞地方儲蓄會舊有概況表（一）

成立年月日	開業年月日	資本系統	組織 職員	資本金額	利率	期限	利子 收入	利子 支出	存入額
民國九年四月一日成立	奉財政部令於是後二年六月一日改為地方銀行	股份有限公司	正會長 一人 副會長 二人 董事 監事 十八人 總理 一人 事務員 六人	額定股額奉大洋六萬元 實收股本奉大洋五十三萬零七十元	月息 二分 一分八厘	六個月	三分八厘	一分八厘	奉大洋一百十萬元

同亞地方儲蓄會舊有概況表（二）

股東姓名	籍貫	住址	所有股數	章程	營業種目	營業狀況	附記
馬士元	東寧縣	四王街	商一千零六十股	另抄一分	各種存款、各種存款 各種放款、[illegible]	自成立以後[illegible] [illegible] [illegible] [illegible]	
王慶雲	〃	〃	商一千三百四十股				
張清文	〃	五公會館	商八百八十股				
梁吉貞	同寧縣	八面城	〃一千三百四十股				
周占卿	東城縣	東城縣城內	商一千零六十股				
劉殿臣	東豐縣	東豐台城	農八百八十股				
何清瀟	〃	城內	商八百八十股				
梁瑞人	〃	九區梁家溝	農八百八十股				

喬長慶	梨樹縣	四平街	商	七百一十股
曲道堂	復縣	瓦房店	農	七百四十九股
王文慶	梨樹縣	城內	〃	七百一十股
許宗衡	〃	〃	〃	七百一十股
王多三	〃	〃	〃	七百一十股
王爵臣	〃	〃	商	五百八十股
孫洞珪	〃	〃	〃	六百二十股
姚世英	懷德縣	懷德城內	農	六百二十股
范召恩	梨樹縣	小城子鎭	商	六百二十股
翟書田	〃	四平街	〃	八百八十股
王存田	〃	郭家店	〃	八百八十股
王文彬	〃	城內	〃	八百八十股
劉銘閣	〃	〃	〃	八百八十股
合計				一萬七千六百六十九股

[illegible]地方儲蓄会股東一覽表（二）

股東姓名	籍貫	現在住所	認購股數	債務者職業	債務者階級	[illegible]	附記
喬長慶	東寧縣	四平街	七百一十股	兩條農商	中資以下	農戶八成 商戶二成	

東寧縣地方儲蓄会章程

第一章　總則

第一條　本会專以提倡人民儲蓄調劑農村金融為宗旨定名為東寧縣地方儲蓄会

第二條　本会為股份有限公司

第三條　本会股本總額定為奉大洋六十萬元作為兩萬股每股奉大洋三十元分二十四期繳收足股款總額四分之一以上即招集創立会選定各職員呈請核准後開始營業

第四條　本会設於東寧縣城內並於營業必要地点得設立分会或代理店但須先行商明地方官署董事会之同意呈請核准再行設立

第五條　本会營業期限自成立之日起以三十年為限期滿得由股東会議決呈請延長之

第六條　本会股東以中國人為限

第七條　股東官息按月四厘由繳股之翌日起息

第八條　股東入股時須將姓名籍貫住址開清註冊其有以堂記或商店等字樣為戶名須於冊內註明本人或代表人之姓名

第九條　本會股票概用記名式分為左列四種

甲　五十股券

乙　十股券

丙　五股券

丁　一股券

第十條　股票如有買受讓與情事應由受主或讓主偕同買主或受主到會聲明更名註冊但非本國人無買受讓與之權利

第十一條　股票息摺如有遺失應請補給者須取具證明書將失號查明註銷一面由本人登報聲明俟三個月後未經發現再行補給

第二章　營業

第十二條　本會營業種類規定如左

一、各項儲蓄

二、各種存款

三、抵押貸款

四、大宗資產有關處置之決議

第十三條　前條所列各項須經理事會之詳細審查呈送其四項須經股東會或董事會決議行之

第十四條　本會社以基金之支貸款永遠不許發行紙幣及類似紙幣之有價證券及經營不當之
高利貸及投機事業

第十五條　債務者如到期抗不繳還所貸款項本公會得呈請官署追令其償還並得向保證人追償
如算遲延利息損失倘有不足出保證人賠償之

第十六條　本公司營業年度終了時將左列各項備置於本事務所並送交監察人審查後
提於股東會公佈

一、財產目錄書

二、貸借對照表

三、營業報告書

四、損益計算書

五、公積金及盈餘利息之分配案

第十七條　本公司決算後除去營業費用為純利由純利中提出十分之一作為公積金再提出十分之
之二作為辦事人員獎勵金其餘十分之七作為股東紅利惟公積金之提存不得超過資本
總額四分之一亦不得無故分派

第三章 組織

第十八條 本会設会長一人代表全会主持会務副会長二人協助会長處理会務董事二十人参議本会一切設施計画監察員七人隨時糾察賬項賬目總經理一人秉承会長執行会内一切事務

第十九條 正副会長董事監察由股東中用記名投票選法分別互選以得票多數者充任之總經理由董事中互選之

第二十條 正副会長董事監察以有股份一百股以上者合於被選資格

第二十一條 正副会長董事暨總經理均以三年為任期監察員以一年為任期任滿改選均得連選連任但各員任内如有不称職情形得由股東会議決撤退另選

第二十二條 本会各職員均係名譽職不支薪水惟常川駐会執行業務者得酌給薪金並須取具殷実商保

第四章 股東会

第二十三條 本会每年結賬後招集股東開会一次為通常会遇有特別事故得臨時招集之為臨時会

第二十四條 通常会於歷年結算後一月以内由会長招集之臨時会須正副会長認為必要時或董事監察半数以上及股東佔有股分全額五分之一以上者因有重要事件提出理由書請求会議時均得招集之

第二十五條 開会時須將日期及議題於十日前通知各股東其未曾到会者对於股東会通過之議

決不得特異議

第二十六條　股東之選舉及議決權每五股有一權一股東所有十股以上者每十股遞增一權其不滿五股之股東得聯合五股公推一人代表行使股東職權

第二十七條　股東因有事故不能到會時得填就委託書署名蓋章於會員中委託代理其委託書交會存查

第二十八條　會議事件於股東本身有特別利害關係者不得加入表決並不得代理他人行使議決權

第二十九條　會議時以會長為議長會議事件以前到會各員之議決經過半數之同意定之

第三十條　股東會議決各事得請議決議錄由議長及會員二人以上簽名蓋章保存之

第五章　附則

第三十一條　本會未規定者得適用公司條例之規定

第三十二條　本章程如有修改時得呈請核准施行

浙衢縣江山衢農商儲蓄會章程　附辦事細則

第一章　總則

第一條　本會為四平街內及市場本鎮發達公司籌備基金設立農商儲蓄會以收效實業傳

済人為振興商業故定名為梨樹縣四平街農商儲蓄会

第二條　本会基本金額定為奉大洋六十萬元作二萬股每股奉大洋三十元分三年繳齊

第三條　本会為股份有限財団凡投資儲蓄者均得為会員但以中國人為限入股多寡聽由自便

第四條　本会儲金能收足額定金数四分之一後呈准立案即行開全体会選定各項職員宣告成立

第五條　会員入股時須有相当之介紹並須將姓名籍貫職業住址及認股数目詳細開送本会註冊

第六條　本会為公益性質除応納各項捐税外不受額外攤派

第七條　本会祇以儲蓄基金出放貸款不准発行各種紙幣及類似紙幣各種票券

第二章　職員

第八條　本会応選左列各職員

甲、正会長一人

乙、副会長二人

丙、名誉董事二人

丁、会董六人

戊　評議二十四人

第九條　本會職員由全會員每年先行投票選舉之以得票最多數者為當選

第十條　本會會員有選舉權者在十八歲以上者有選舉權在二十歲以上者有被選舉權凡不滿十八歲之會員得集合十人以上公舉一人到會代為選舉

但無被選資格

第十一條　凡被選各職員有左列各權限

甲、正會長有總持本會一切事務之權

乙、副會長有協助正會長處理一切事務之權

丙、名譽董事有維持處理本會事宜之義務

丁、會董有籌劃會務及贊成事項之權

戊、評議員有評議及斟酌一切事項之權

第十二條　本會各項職員均以三年為任期任滿開會改選得連選連任其會員有缺職者得隨時由會員提議開全體大會補選

第十三條　本會各項職員均係名譽職不支薪水惟執行業務者須常川駐會辦事者得酌量

酌給津貼

第三章　繳費方法

第十四條　凡會員議定入會費由分三期繳納以一年為一期每期應繳納會費大洋十元整至三年繳齊三十元止中間不得間斷繳款之期以每年一月一日至三月一日為限

有逾期不繳或中途間斷者應受本章程第二十條之處分

第十五條　本會每年會員繳股時先行發給收據一紙俟三年股本繳齊再行換給正式股票

第十六條　本會所收儲金自第一年繳款之日起按月照四厘給息凡會員認股若干總給息摺一扣註明姓名股數以便繳納儲金一次即從第二日起進加息金每年以陽曆一月內發發給息金之期到期各會員持摺向本會核算憑摺給發

第十七條　凡各會員有將所認之股一期內全數繳完或繳足二期以上者除將本屆應納之數扣除外餘內照一分生息

第十八條　凡會員中途或於儲金繳清後不得已欲將股票出售時須偕同買主親到本會聲明由正副會長許可後將股票註明此股由某人承頂照登會員冊內售股人會員資格即時取銷但須儘本會內會員承買若違章售與外國人即應受第二十條之處分

第十九條　凡將股票或息摺遺失應由本人隨時取具證明書報知本會將次號查明註銷一面由本人登報聲明俟三月後另行換號補給

第二十條　凡會員每期繳納儲金時若逾第十四條規定期限隨後補繳者停給其三個月以上四厘息金若中途停繳者除四厘息金如數停給外滿二年後將其所入股本發還票同收據銷除其會員資格如有特別事故停繳者不在此限其有私將股票售押除扣發利息外並將股票作廢已繳儲金全數沒收充本會公積

第二十一條 本会[illegible]左列之[illegible]

甲 凡儲蓄款以下前[illegible]可[illegible]

至將得所得之利率一分至二分以上不得逾三分期限一年以內

乙 如遇有集公司遇有緊要事項需金有缺之時本会可全体議決將[illegible]

議決分

丙 凡儲金及会員及非会員何不会儲金者均歸本[illegible]

所定

第二十二條 [illegible]務[illegible]切有利用儲款應還[illegible]本会[illegible]

利息

第二十三條 本会每週年終結算一次將所得純利作十成分配以二成[illegible]

辦事人酬金其餘八成歸各股東按股均攤

第五章 開会時期

第二十四條 本会正式成立之後每年年終結算時開全体会員大会一次為定期会遇有[illegible]

時得召集臨時会

第二十五條 定期会[illegible]每週年結算前由正副会長將一年經過情形及[illegible]

應由会員投票選舉名為[illegible]倘有缺額会員同[illegible]選之

第二十六條 臨時会須正副会長認為必要時或由本会認繳儲金股分三分之二以上之会員要求

分之三以上之評議員說明事由請求開会正副会長即應預備招集

第二十七條　開会時会期会場並提議事件距会期十日前凡備金在五十股以上之会員或代表皆用函通告其餘登報声明

第二十八條　開会時由会員公舉議長一人閉会後即行取銷

第二十九條　開会時凡会員所認備金存十股以上者均有発議及選舉議長之權

第三十條　凡会議時以備金五十股為一議決權餘準五十之数遞加不満五十股之会員得聯合其股数委託一人為代表至満五十股亦得一議決權

第三十一條　提議事件有未決即時議決者議長得延長会期但不得過三日以上

第三十二條　查有人民慣䝨商務案涉之区域於営業上確有損益得由董事会議決再設分会

第六章　附則

第三十三條　本会自成立之日起凡冊底及流水方賬均編号盖戳即廃置不用亦一律保存以備查攷

第三十四條　本章程如有未盡事宜應隨時修訂呈請財政廳核准施行

梨樹縣四平街農商備荒会辦事細則

第一條　本会一切組織設施依章程規定辦理之

第二條　本会応設各項職員照章程第八條至第十條規定分別選任

第三條　本會除董理第八條所定各項職員外得設幹事員若干名其員額由董理會長按事[illegible]
務之繁簡隨時酌定

第四條　幹事員承會長之命令掌管會內一切文牘庶務收款及股票事

第五條　幹事員須按日將存貸名款數目及關於錢款各種賬據送交會長核閱

第六條　每於年終結算時會長須令幹事員將本年所得純利若干內應提公積金若干外[illegible]
股應得紅利若干開列清單分函各股東

第七條　公積金存儲方法及花紅支配標準由股東會議訂之

第八條　存款分為定期活期兩種

甲、定期存款至短須三個月以及週年利率規定於左

一、存款三個月者月息四厘

二、存款六個月者月息六厘

三、存款九個月者月息八厘

四、存款長年者月息一分

五、定期存款未到期不得零星支取如欲全數取出者滿三個月以上[illegible]

不滿三個月者概不給息

乙、活期存款利率規定於左

一、活期存款按月息二厘滿一個月存一圓五毫者一個月[illegible]

釐三月以上本按四釐計算須開具存款摺據方為有效

二、活期存款以交款之次日起息支取時以前一日止息其存款未滿半月者概不給息

第九條　儲金付償辦法規定於左

甲、零存整取儲金如每月交洋一元本按週息一分計算一年期滿付還本利洋十二元六角二年期滿付還本利洋二十六元四角餘數類推

乙、整存零取儲金如存洋四百八十元五年內每月付還洋十元五年期滿本利清訖應付還洋六百元餘數類推

第十條　凡存款者須將姓名住址詳細開送本會註冊發給存款摺據

第十一條　本會所給摺據各存户務須妥慎保存如有遺失該存户須立將存款數目原摺號數及遺失緣由詳報本會並自行登報聲明如滿一月則照料舊得具妥實舖保另行補給

第十二條　存户所執各種存款摺據之月日及收付數目如有塗改挖補者應以本會賬簿為憑

第十三條　貸款分為長期短期兩種

甲、長期貸款以六個月以上至十二個月為限

乙、短期貸款三個月以下或半月十天

第十四條　貸款利息無論長期短期至多不得逾三分

第十五條　貸款須用不動產或有價證券為抵押品並須有妥實承還保人介紹人但有殷實商号

本息因保完全負償本得恢借用資款

第十六條　貸款所抵押之土地房屋須將坐落等則驗明酌定抵押款數

第十七條　債務者如到期清繳即照章程第二十二條呈請退分其抵押品倘不足者須由人償還照補之

第十八條　無論長短期貸款須由借款人本立借券並取還保人所入一件署名蓋章

第十九條　借款償款皆用本地通用市洋如以他國金銀幣或各準金銀等貨者仍按照當時市價合作本地市洋以昭畫一

第二十條　本細則如有未盡事宜得隨時增修之

十四、貨幣

一　種類

本島に於て曽つて流通した通貨の種類は次の如くである。

清領時代

(1) 硬貨

銀元及銅元

(2) 紙幣

大清銀行現洋票――光緒十五年市場に流通し初めた。

(3) 市帖

光緒初年より市場に流通し、民国七年十二月末奉天省私帖禁止令により流通停止

民國時代

(1) 硬貨

銅元及銀元

(2) 紙幣

中国銀行現洋票

交通銀行 〃

東三省官銀号滙兌券

奉天公済平市銅元票

辺業銀行現洋票

2、貨幣相場の変動

民間に多く流通していたのは奉天省東三省官銀号滙兌券及奉天公済平市銅元票である。民国十四年頃より上記貨幣相場は漸次下落に向ひ民国十八年は暴落の頂に達した。

土地家屋の典押、金銭貸借等に於いて貨幣相場の変動により債権債務者間に紛争を生じる事が多かった。若し紛争が生じた時は、縣分署は典押及貸借関係発生当時の貨幣相場によって、債務者をして借入金を返済せしめた。

官帖の価格は徴発等で週大洋本位であつたが、[illegible]し[illegible]官銀号票に[illegible]し、官銀号票で代用した。

官帖は一般民間時代より行使された金銭の流通は財政部令第三十五号をもつて決められた。[illegible]為替決算をもつて国幣に換算された。

関於私帖調査一覧表　　康徳三年四月　　[illegible]

発行私帖商号名称	開設年月	休業年月	発行之保証法	発行最高額	私帖回收之基本方法	私帖兌通貨之標準行市	私帖回收終了日	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]一月	現仍継続営業	以自有資金為保証	一七、〇〇〇元	以自有資本收回[illegible]利回收	以私帖票面金額照[illegible]通貨	民国[illegible]年十二月末日一律收回	[illegible]	[illegible]
[illegible]	〃	〃	〃	一八、五〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
天益長	光緒二年一月	民国十二年二月	〃	一六、五〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
福盛長	光緒十九年一月	現在営業	〃	一九、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	
[illegible]	光緒十七年一月	康徳元年二月	〃	一七、七〇〇	〃	〃	〃	〃	
[illegible]	光緒十八年一月	民国十七年一月	〃	五〇〇	〃		〃		
[illegible]	光緒三十年一月	民国五年八月	〃	一六、五〇〇	〃	〃	〃	〃	〃

天益德	光緒三十二年一月	民国五年八月	〃	一六、五〇〇元	〃	〃	〃	〃	〃
廣源達	宣統元年十月	民国十九年八月	〃	一六、五〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
慶源当	宣統二年二月	民国九年二月	〃	一四、五〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
天益源	民国三年一月	民国十一年八月	〃	五、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
合計	十一戸			一五八、二〇〇元					

梨樹縣商業般

梨樹縣通貨年度別換算價格

通貨名称	奉天公済平市銅板票	東三省官銀号滙兌券	辺業銀行現洋票	中国銀行現洋票	交通銀行現洋票
満洲国幣換算率	六〇元兑国幣一〇元	五〇元兑国幣一〇元	一、五元兑国幣一〇元	一、五元兑国幣一〇元	一、五元兑国幣一〇元
民国二十一年現大洋換算率	六〇元兑大洋一〇元	五〇元兑大洋一〇元	一、五元兑大洋一〇元	一、五元兑大洋一〇元	一、五元兑大洋一〇元
民国二十年 〃	六〇元兑大洋一〇元	五〇元兑大洋一〇元	一、〇元兑大洋一〇元	一、〇元兑大洋一〇元	一、〇元兑大洋一〇元
民国十九年 〃	六〇元兑大洋一〇元	五〇元兑大洋一〇元	一、〇元兑大洋一〇元	一、〇元兑大洋一〇元	一、〇元兑大洋一〇元
民国十八年 〃	六〇元兑大洋一〇元	五〇元兑大洋一〇元	一、〇元兑大洋一〇元	一、〇元兑大洋一〇元	一、〇元兑大洋一〇元
民国十七年 〃	二四元兑大洋一〇元	二〇元兑大洋一〇元	一、〇元兑大洋一〇元	一、〇元兑大洋一〇元	一、〇元兑大洋一〇元

一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元	一二元兌大洋一〇元	民国十六年	—
一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元	五〇元兌大洋一〇元	六〇元兌大洋一〇元	民国十五年	—
一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元	三〇元兌大洋一〇元	三六元兌大洋一〇元	民国十四年	—
一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元	一五元兌大洋一〇元	一八元兌大洋一〇元	民国十三年	〃
一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元		一五元兌大洋一〇元	一八元兌大洋一〇元	民国十二年	〃
一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元		一〇元兌大洋一〇元	一二元兌大洋一〇元	民国十一年	—
一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元		一〇元兌大洋一〇元	一二元兌大洋一〇元	民国十年	〃
一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元		一〇元兌大洋一〇元	一二元兌大洋一〇元	民国九年	〃
一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元		一〇元兌大洋一〇元	一二元兌大洋一〇元	民国八年	〃
一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元		一〇元兌大洋一〇元	一二元兌大洋一〇元	民国七年	〃
一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元		一〇元兌大洋一〇元	一二元兌大洋一〇元	民国六年	—
一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元		一〇元兌大洋一〇元	一二元兌大洋一〇元	民国五年	—
一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元		一〇元兌大洋一〇元	一二元兌大洋一〇元	民国四年	—
一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元		一〇元兌大洋一〇元	一二元兌大洋一〇元	民国三年	—
一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元		一〇元兌大洋一〇元	一二元兌大洋一〇元	民国二年	—
一〇元兌大洋一〇元	一〇元兌大洋一〇元		一〇元兌大洋一〇元	一二元兌大洋一〇元	民国元年	—

黎樹舊政權時代通貨年度別回收高

康德三年四月

通貨名＼年度別	大同元年度	大同二年度	康德元年度	康德二年度	小計	現在殘留額高
東三省官銀號滙兌券	円 四四三、八〇〇、八〇	円 四四三、九八四、七〇	円 一一六、八九四、二五	円 三、〇八六、六〇	円 九八六、七六六、三五	右記通貨至康德二年六月底悉數回收同並無殘高
奉天公濟平市銅元票	三八、四三六、九一	四〇、三六二、三九	一〇、六二七、二六	二八一、五八	八九、七〇八、五三	
辺業銀行現洋票	三〇七、四九一、〇〇	三二二、八九八、〇〇	八五、〇一四、〇〇	二、三四四、八〇	七一七、六四七、八〇	
合計	円 七六八、七二八、七一	円 八〇七、二四五、二九	円 二一二、五三五、五一	円 五、六一二、九八	円 一、七九四、一二二、四九	

十五、蒙民概略

1、土地開放

本縣は原來蒙旗達爾罕王の分轄地に屬し、明朝末より清朝初期迄は居住民が雜入つた。嘉慶八年蒙王は招民開墾令を清朝皇帝に奏請した。因つて清朝は流民出邊の禁止令を廢止して土地に漢民族を招來し蒙民荒地の開墾をなさしめた。

土地の開放に對しては一方地（四十五畝）に付き荒銀一錠（五十二兩）を徵收した。

漢民族開放と同時に蒙古人の生活を保護する爲、蒙古人部落の周圍一方里より五方里迄の土

地を蒙古人の所有とした。

2、地局の設立

土地開墾せられるに及び道光二年地局が設立され租賦の徴収を始めた。毎年開墾十畝地に二吊三百文と粟価三十文、城鎮と宅地は毎畝二吊を徴した。

蒙旗は王公制で王、公、寿の階級によって各々地局を設けた。地局は各地に散在し、王公は地局をして毎年租賦を徴収した。地局の異るによって管轄地面積を異にするがある。当時の主な地局名は次の如くである。

地局名

地局名	所属王公
西公益地局	扎薩克の達王、卓王、温王、楊貝子、蒼貝勒、尼瑪公、湯[illegible]三公
三公益〃	図山貝子達爾
福有〃	達王
天益〃	卓王
恩益〃	輔国公松永傅魯布
恩昌〃	達王
永源〃	達王
恩德〃	色貝子

此の外の地局四十五個所は原住の蒙古平民に属していた。

各局は界を分けて自己の管轄区域の租賦を徴収し、各局に於て地券と租票を発行した。

3、地局の変遷

光緒四年初めて県制が施かれたが、租賦徴収は依然地局で取扱ひ、県公署は人民保護にあたった。

民国十五年小学校を創設した。多くの小地局を合併し西公徳地局と為し、其の収入を全部教育基金にした。

翌年各地の地局事務所を悉く県城に移転し、事務統制の便利を量った。

地局

	地局	管轄区域	歳徴総数
旗公署	西公益	一、二、三、区	現大洋　十三万五千元
	中公益	五、六区	四万元
	天益	四区	七千元
	福有	六区	一万元
	恩益	七区	九千元
	恩昌	七区	七千元

民国十五年奉天省より昌、懐、梨、法、遼、康大県の清丈を命ぜられ、十六年より清丈を実施し十八年に整理完成した。

清丈地価は

上則地	一畝	二十元
中〃	〃	十五元
下〃	〃	十元
減〃	〃	五元

であり、減則地より地味不良のものに対しては減則地の十分之三を取った。墳墓、宅地には一畝当り一戸に対し五畝の所有を許可した。

清丈地価収入による収入は省公署が大部分を取得し、県公署は百分の二を得たに過ぎない。

民国十六年より各等則地は次の如く租額を徴収した。

上則地	一畝	一、五四元
中〃	〃	一、〇〇元
下〃	〃	、八七元
減〃	〃	、三三元

城則地以下の土地も城則地として徴収した。宅地は十畝に付き五畝を免租した。

租税収入は省公署が十分の四、旗公署が十分の六を取得する事を原則とした。

租税徴収は地局が扱ひ、縣公署は之を監督した。

従前地局で発行した局照を廃して、新たに省公署と旗署に於て、両方の地券を作成し、連ねて人民に渡した。

租票は四聯式であって省公署、財政庁で印刷し地局に交付した。

省公署は地局が多く統制上不便であるので、旗署に各縣に一局のみを置く様指令したが、たちまち王公の反対にあひ、各地局は従前通りとなし、別に徴租総局を設立し各局の統一を計る事になった。

民国十六年旗公署は徴租百円に付き三十三元三角三分、十八年には百円に付き十五元を取得した。

満洲事変によって各地局の組織は変更しなかった。

大同二年十二月一日全局を併合して一局となし、科爾沁左翼中旗梨樹蒙地徴租局と命名した。

康徳元年十二月一日梨樹蒙地徴租局は科爾沁左翼中旗駐梨樹徴租局と改称した。

4、人口耕地の増減

(1) 蒙古人の情況

蒙古人は自らは耕作せず、漢民族に小作せしめていたが漸次是を改って遼源の北に移住した。

２）漢民族の移住

清朝嘉慶八年漢民出境の禁解かれるや、直隷、山東より移民を送り込み、漢民族は本県へも移殖し来り農耕の開墾に従事した。

光緒二十年蒙政廃されたる後は肥沃の地は概に耕作し尽され、未墾地は現在の所僅かに沙鹹地方を残すのみであつて、同十年の記録によれば人口既に十六万を算するに至り、一家を挙げて移住し来るものも既に土地を獲得する事が出来ず僅かに小作農となり、耕地を借りて耕作した。

当時当地の農民は皆土地の獲得を貪り争つた為め労働者不足を来し、農家の傭入用苦力[illegible]移入として流入した苦力は毎年二、三、四千名を超えた。就労労働者は二、三年を経て[illegible]へ帰省するあり、或は地方の人情風俗に慣れて家族を迎へ到着後永住するもの[illegible]。民国十四年人口漸次増加し戸数五万を超へて人口三十六万を算し、一人当りの耕地面積で減少し地価が騰貴した為流入した移民も漸次方向を転じて吉林、黒竜江省等へ向つた。

民国十五、六年頃より東部の県落、農物の暴騰の所にあるや、小農にして労働者は没落し西興安省へ移住する者漸次増加した。然し事変後吉黒両省は匪賊の跳梁するところとなり、[illegible]農民も安住し得ず、土地を放棄して本県に帰来する者多く、特に[illegible]を制限した。（満州事情大系、奉天省　梨樹県事情）

３）民生行政区

県政の施かれざる以前にあつては現在県城は梨樹城或は買売街と称せられていた。

道光元年当地に分治照磨が設置され、昌図府の分府を成し盗賊の逮捕と地方治安にあたつた。

光緒四年当地に県衙門を設置し奉化県と称した。

民国三年奉化の名称を廃して梨樹と称した。

十六、警察、治安

一、警察

イ、警察及自衛團の沿革概況

清朝三十二年始めて巡警総局を設立し県長之が総辦を兼任し、其他会辦、幇辦各一名を設けて県内を四ケ分局に編成し一個分局に正副局董及巡警百三十名合計五百二十八名を配置した。

宣統元年一月頃省令に依り巡警総局を警察局に改称せられ局長に鄧祥和就任し人員其他内容は前項に同じ

民国元年一月県内の行政区画を従来の四区を五区に分轄し、各区に区官一名宛増員し、胡顕廷警務局長に就任し警務局内に総務兼司法股員一名、行政兼衛生股員一名、書記長一名、探偵、稽査各一名を増員し各区の巡警百二十名合計六百名に改編した。

民国四年四月一日預警保衛団と改称し、県公署内に保衛団総務を置き内部に文牘、総稽査、防長、保董、團丁等全部四百四十六名。

民国七年六月一日保衛団を保甲と改称し、縣に保甲辦事処を設置し、全縣を東西南北中の五区に分轄し各区に総甲長一名、区長以下六十名の団丁に編成した。

民国十一年五月保甲を自衛団と改称し、自衛団を同一分隊に編成し、各分隊に正副分隊長各一名、一ケ分隊の人員四十名を悉く騎兵と成した。

民国十二年十一月十日縣内九区に分配し各区に巡官、巡記長兼書記員、尚各区に聯合分所を置き、全縣に五十八分所を設立し、分所には巡長一名、警士六名、若くは十名を置し、全縣警士三百六十名、警察署内部の組織は巡行教練專員一名、総務課員一名、司法課員一名、行政課書記員一名、書記長一名を増員す。

民国十八年四月十日省令により縣警察所を公安局と改称し、内部組織は局長、総務課長、司法課長、行政課長を置き課員各一名、課員六名、雇員十名、警察長二名、衛生、守衛、消防の警士十一名、又分駐所四名を置き、全縣を五区に配置し、毎区に分局を設置し、分局長一名、局員一名、雇員一名、馬警二名、其他警士二、三十名とし各分所には分所長一名、警士七、八名とし全縣を通じて四百八名、公安局員六十名、総計四百六十八名の大改革を行った。

地方警察隊成立の経緯　全部を改編し、大隊長（局長兼務）一名、大隊副一名、文牘一名、司書一名、班長五名、一等兵八名、夫役四名、各中隊に中隊長一名、分隊長二名、書記一名、特務長六名、一等兵十四名、二等兵三十二名、夫役六名にして毎隊六十三名、其他砲中隊一ケ中隊（人員は右に準し）を設置し、全縣四百六十名ノ大改革を行った。

民國二十年十二月公安局を警察署と改称し、分局を分署と改称し、警察署内に翻訳一名を増加した。

四平街に警察処を設置し内部に処長一、督察員二、文牘一、会計、庶務一、翻訳一、窓員一を以て編成す、

民國二十年十二月二十三日自衛団騎馬三ヶ総隊は経費の都合上一ヶ総隊を解散す。二十七日県治安維持のため独立隊の名目のもとに六中隊を以つて編成されたのであるが、内容に於ては他の中隊と同様にして只匪賊の情況により他管区内に出動する程度である。

大同元年三月一日警務処を解散、同日警察署を警務局と改称し、署長を局長に、分署は分局に改編した。

大同三年三月十五日有給自衛団解散、六月分局の名称を廃し、地名警察署に改称す。

（ロ）概　況

本県に於ては民国十八年県行政区画の改編以佰警察組織を遂次改正したが、現行制度は県長の命に受け警務局長之を統率し、警務局に警務、保安、司法の三股ありて、行政警察及警察隊の統制を司り、各区に警察署を配置し専ら行政警察を管掌せしめ、警察隊は騎馬隊と大個中隊と一個の砲中隊とを以つて編成し、局長の命を受けて大隊長之を指揮監督し主として匪賊討伐及び警戒勤務に当らしめる。猶、県内日本守備隊及日本憲兵隊及日本警務署と特に緊密なる連絡を保持している。

（八）警察署及警察隊の配置

康徳二年度警察署分駐所配置定員表

縣公署警務局調査

區名	署名	階級別定員 警佐	巡官	警長	警士	分駐所數及階級別定員 分駐所數	警長	警士	計	駐在區 本署	分駐所
一	梨樹	一	三	一〇	七九	九	九	六五	七四	二	
二	四平街	一	三	一〇	五八	九	九	五〇	五九	一	
三	郭家店	一	二	六	二六	四	四	一六	二〇	二	
四	大成店	一	二	五	二六	四	四	一六	二〇	[illegible]	
五	小城子	一	二	五	二六	四	四	一六	二〇	三	
六	楡樹台	一	二	六	三〇	五	五	二〇	二五	[illegible]	
七	孤家子	一	二	五	二六	四	四	一六	二〇	二	
八	三江口	一	二	七	三〇	五	五	二〇	二五	三	
九	泉頭[illegible]	一	二	五	二六	四	四	一六	二〇	三	
	練習所	一	一	一							
計		一〇	二一	六〇	三二七	四八	四八	二三五	二八三	[illegible]	

康德二年度警察隊配置予定表

縣公署警務局調査

区名	駐在地名	隊名	階級別定員 警佐	巡官	警長	警士	計	馬匹数
一	梨樹城内	警察大隊部	一	一		五	七	七
一	仝	第二中隊	一	一	三	四四	四九	四八
四	大成杏	第四中隊	一	一	三	四四	四九	四八
五	小城子	第五中隊	一	一	三	四四	四九	四八
六	榆樹台	砲中隊	一	一	三	四四	四九	四八
七	孤家子	第六中隊	一	一	四	四四	四九	四八
八	劉家館子	第三中隊	一	一	三	四四	四九	四八
九	十二馬架	第一中隊	一	一	三	四四	四九	四八
計			八	八	二一	三一三	三五〇	三四三

二、警察官吏

警察官吏の定員については前項の如く、警察官吏の素質の向上については相当考慮しつつあり、警察練習所を開所して、新採用者に対し教養を施し、一方現職者に対しても警察上必要の事項に関し常に講習を行ひ以て優秀なる人材の養成に努力している

(一) 勤務状態の改善

単なる機械的観念を排し、人格尊重合法的勤務をなさしむべく腐心している

(二) 待遇改善の必要

優秀なる警察官の採用は固よりのこと直接民衆に接触し、治安保持の重責を負ふ警察官吏の人格教養の向上を望むには、先づ好遇しなければならぬ、故に康徳三年度に於て警士一人に対し二円五十銭平均の昇給を行つた。

現在に於ては三等警月額九円、二等警十円、一等警十一円、警長十七円、巡官二十八円、警佐百円乃至六〇円、五十五円、五十円、四十五円なるが康徳三年七月一日より次表の如く昇給せられた。

梨樹縣警察官定員及俸給額表

		俸給額			員数			平均月額
警察署	警佐	六〇円	五五	五五	二	三	五	五三、五円
	巡官	二九円	三〇	三一	四	一三	四	三〇円
	警長	一八円	一九	二〇	一五	三〇	一五	一九円
	警士	一一、五円	一二、〇	一二、五	八〇	一六七	八〇	一二円
警察隊	警佐	一〇〇円	五〇	|	一	七	|	五六、二五円
	巡官	二九円	三〇	三一	二	四	二	三〇円
	警長	一八円	一九	二〇	五	一一	五	一九円
	警士	一一、五円	一二、〇	一二、五	七五	一六二	七五	一二円

ホ、行政警察一般

行政警察は全縣を九区に分轄し、更に分駐所を置き一般行政警察事務に当り居るも現在施行せられつゝある行政諸法規の大部分は建国前の旧制を継続承認したるもの多く新法令は一部に過ぎない。

保安及風記関係については日本四平街憲兵隊領事館警察と密接な連絡を保持し順調に運びつゝある。

(イ) 警察取締警察

取締営業に付ては我満両件を悩ませ取締は困難を来し漸く整理中であつた。

(ロ) 風俗警察

出版、新聞広告、興行、活動、芝居、旅館等の該当事項は殆んど網羅して主として料理屋、接客営業等である。康徳元年十月始めて営業章程を制定せられて以来月々調査実施している。

(ハ) 交通警察

交通警察としては各区駐屯警察隊が自衛団と協力して之にあたり特別運搬期間中には多く自衛団員が護送に任じているが、夏期高粱繁茂期には四平街――昌図――開原――までの「バス」護衛のため警察隊員を同乗せしめる。

鉄嶺県公署警兵傷亡卹助会章程

一、本会名称　鉄嶺県公署警兵傷亡卹助会

二、本会宗旨　以撫卹傷亡補助遺族維現状而策将来為宗旨

三、本会組織　以本署全部職員暨警察各部官兵組織成立内設会長一人、副会長一人、顧問八人、評事長一人、幹事三十人其余均係会員

四、会費分担　由本会会員分別薪額以期減軽負担

五、給與範囲　凡遇警隊陣亡者給与卹金百元負傷者按照之軽重臨時酌定給与之

六、領受手続　領受人須経警隊長官証明無誤并出具収據然後由本会査案発給之

七、実行日時　由康徳元年七月一日施行

八、本章程如有未盡事宜得随時修正

へ、司法警察一般

（イ）司法公署

梨樹縣は兼理司法公署と法院との折衷的存在にして左の職員を以て組織せられ縣長之を監督す、

検察部

検察員	一名
検験吏	一〃
法警	八〃

審判部

監督審判官	一名
審判官	一〃
書記官	三〃
録事	二〃

（七） 民事受理事件

民事々件に就いては当公の裁判によることを規定し、[illegible]するものなるも[illegible]司法課に於ては処理し来たれども[illegible]

刑事々件に就いては直ちに検察官に送付し同様取調を行ひたる後之を一件書類と共に[illegible]官に送達する。

（八） 監 獄

監獄行政に関しては極めて幼稚で食料、獄舎及被服等に関し改善の余地多々あり。各県に於ては僅かに県公署内に一箇所ありて監獄及留置場に分ち、監獄は日[illegible]未決囚を収容し、留置場には女子の未決既決を収容し、司法公署看守に任ず。

（二） 罪人の取扱ひ

[illegible]罪、軽罪及び未決囚は監獄に拘禁し、日中は看守を附し県公署の雑役に服さしめ[illegible]す。

（八） 康徳三年度に於ける民事受理件数

罪名	件数
強盗	八一
賭博	一三
傷害	二三
贓物	五
妨害	一六
詐欺	一五
殺人	一六
通匪	二〇
モルヒネ	一〇
張方	六
窃逕	六一
農作妨害	一
家庭妨害	二
公共危害	一
遺棄	一
自由妨害	一
合計	二七二

梨樹縣康徳元年度盗案統計表

局隊別／項別	発生盗案次数	匪人数目	致死匪人数目	破損匪人数目
梨樹警察署	八七	一、三一六	七	一八
四平街	五二	六七六	一六	一〇
郭家店	六八	二五〇	二	一

大成溝	二一	一一八	一	六
八棵子	三〇	三七七	三	五
榆樹台	五四	七六四	三	一六
孤家子	三六	四一〇		五
三江口	四五	四一〇	一九	三
喇嘛甸	三八	二八〇		二
警察隊			一八五	一五
合計	四二一	四、七〇一	二四〇	八[illegible]

2、治安

イ、概況

本縣は満洲事変直後、縣長包文峻病に名を藉り縣政を放棄逃亡し又縣城駐屯東北軍一一二旅四八四團駐屯軍は合流遁走するあり。縣内は鼎の湧くが如き混乱を来した。然れども時の公安局長孫甚欽大隊長は他の要人と共に協調善処し、日本軍の入城を歓迎しと共に呼応し各所に蜂起せる兵匪の掃討に全力を傾注し、治安維持に努めた。

東満辺境地帯に於ける高粱繁茂期の匪賊の跳梁は一時旺化し甚しく、且つ縣内は縣の東、北、西の三方面遼河に抱擁せられある関係上未曽有の災禍を来したる為め、水害による避難者

の被害甚しく農民の物資缺乏に依るもの又武器回収に依り自衛の手薄により匪化せるものと信ずるものである。

然し乍ら日本軍の献身的努力及警察官満洲国軍隊の活動により漸次平静に帰りつゝあり元来本縣には政治的色彩を帯びた匪賊は今日皆無にして單に一部の職業的匪賊即ち頭目に引率せらるゝ不良徒輩及物資缺乏のため一時的匪賊化せるもの又は強制せられたる所謂雑匪にすぎない。

康徳元年収穫期以后に於ける之等頭目の帰順隠匿銃器の発見及通匪者の逮捕等に依り治安恢復せられつゝあり、尚縣治安維持会は右顧問の援助補佐よろしきを得て常時会議を開催すると共に諸案の討議及実行に寧日なく活躍を続行着々実績をあげつゝある。

ロ　保甲自衛団

保甲自衛団の強化に就ては特に指導訓練に留意し、警察官の補助機関として其の機能の発揮に努めつゝある。

梨樹縣保甲自衛団調査表　（康徳二年二月末現在）

牌数	団員数	常備自衛団						戸数	男	女	計
		員数	銃器								
			大槍	子弾	小槍	子弾					
五、四八一	二五、二五七	二、五〇〇	二、五〇〇	二六、〇〇〇	一四五			六三、二四二	二二五、三七八	二〇四、一六二	四二九、五四〇

八　選試大綱

本選を行ふ[illegible]、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]	（部下数）
明山	三〇名
四海	四〇
[illegible]	四〇
六合	四〇
[illegible]	三〇
古山好	[illegible]
保手	三〇
[illegible]	三〇
[illegible]	三五

[illegible]

月別	出没回数	延匪数	匪首数	匪賊の匪害 死	匪賊の匪害 傷	匪賊の匪害 捕	匪賊の匪害 銃	匪賊の匪害 弾	匪賊の匪害 馬	討伐隊の匪害 死	討伐隊の匪害 傷	討伐隊の匪害 拉	討伐隊の匪害 銃	討伐隊の匪害 弾	討伐隊の匪害 馬
三月	二	二五	二	｜	三	｜	｜	｜	｜		｜	｜	｜	｜	｜
四	一四	七一	五	三	五	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜
五	六	一三〇	四	八	一三	｜	二〇	二〇	｜	｜	二	｜	｜	｜	｜
六	七	二六五	六	四	三	｜	｜	｜	死二	｜	｜	｜	｜	｜	死一
七	四一	九七四	三六	五〇	二	六	一	二〇	三		一七	｜	｜	｜	｜
八	一一八	三、二五三	六八	一四一	二二	一二	一二	一〇〇	｜	四	六	｜	｜	一	｜
九	四〇	一、九五七	五六	一一一	四八	一	一五	三〇〇	五	一	四	｜	｜	｜	死一
十	一〇	三七八	七	一〇	三〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
十一	一二	一七九	三	一	四	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
十二	二	六六	二	一六	一三	六	一三	五〇〇	三	｜	｜	｜	｜	｜	｜
合計	二五二	七、二九八	一八九	三四四	一四二	二一	四五	九四〇	一三	七	三〇	｜	｜	一	二

二　保甲

政府は大同二年冬保甲法を頒布し、本縣は康徳元年三月に令を遵じて實施した。全縣を三区に分れ九保とした。保には保長副保長各一名を置く、主村区域を經る甲を設け甲長、副甲長各一名を置く、甲は若干牌を分け、牌には牌長を置く、同隣の甲丁は各十八歳以上四十歳以下の男子を以て各戸より徴発して編成する。計全縣四九保一百二十八甲（城領を含む）牌長甲長三万三百十名を以て編成した。

ホ　自衛團

保甲法に依れば地方不安の場合に於ては自衛団を編成して之を保衛すべしとなっている。保甲区域により一保毎に団総一名、副団総一乃至二名、一甲毎に正副団長各一名団丁二十名を各戸より徴発して編成する。合計団総九名、副団総十四名正副団長二百八十七名団丁一千五百六十名である。

保甲自衛団編組表

保名	甲数	牌数	保長	副保甲	団総	副団総	甲長	副甲長	団長	副団長	牌長	団員
興衛保	一八	八七六	一	一	一	一	一八	一八	一八	一八	八七六	二、五〇〇
四平街保	九	六〇二	一	一	一	一	九	九	九	九	六〇二	一、〇〇〇
關家窩保	一八	六八四	一	一	一	二	一八	一八	一八	二八	六八四	二、七九〇

大成杏保	一〇	四九五	一	一	一	二	一〇	一〇	一〇	一〇	四九五	二、五〇〇
小成子保	一七	六一八	一	一	一	二	一六	一六	一六	一六	六一八	三、九五六
楡樹台保	二〇	七六三	一	一	一	二	二〇	二〇	二〇	二〇	七六三	三、七八〇
孤家子保	一四	五四九	一	一	一	二	一四	一四	一四	二八	五四九	三、五三二
三江口保	一三	二五八	一	一	一	一	一三	一三	一三	一三	二五八	三、三三九
喇嘛杏保	九	二〇九	一	一	一	一	九	九	九	九	二〇九	一、九〇〇
合計	一二七	五、〇五三	九	九	九	一四	一二七	一二七	一二八	一五九	五、〇五三	三五、三五七
説明	全縣兵備九保一百二十八甲職員及団員三萬零八百九十一名分列表内合併説明											

ヘ、民有銃器の回収

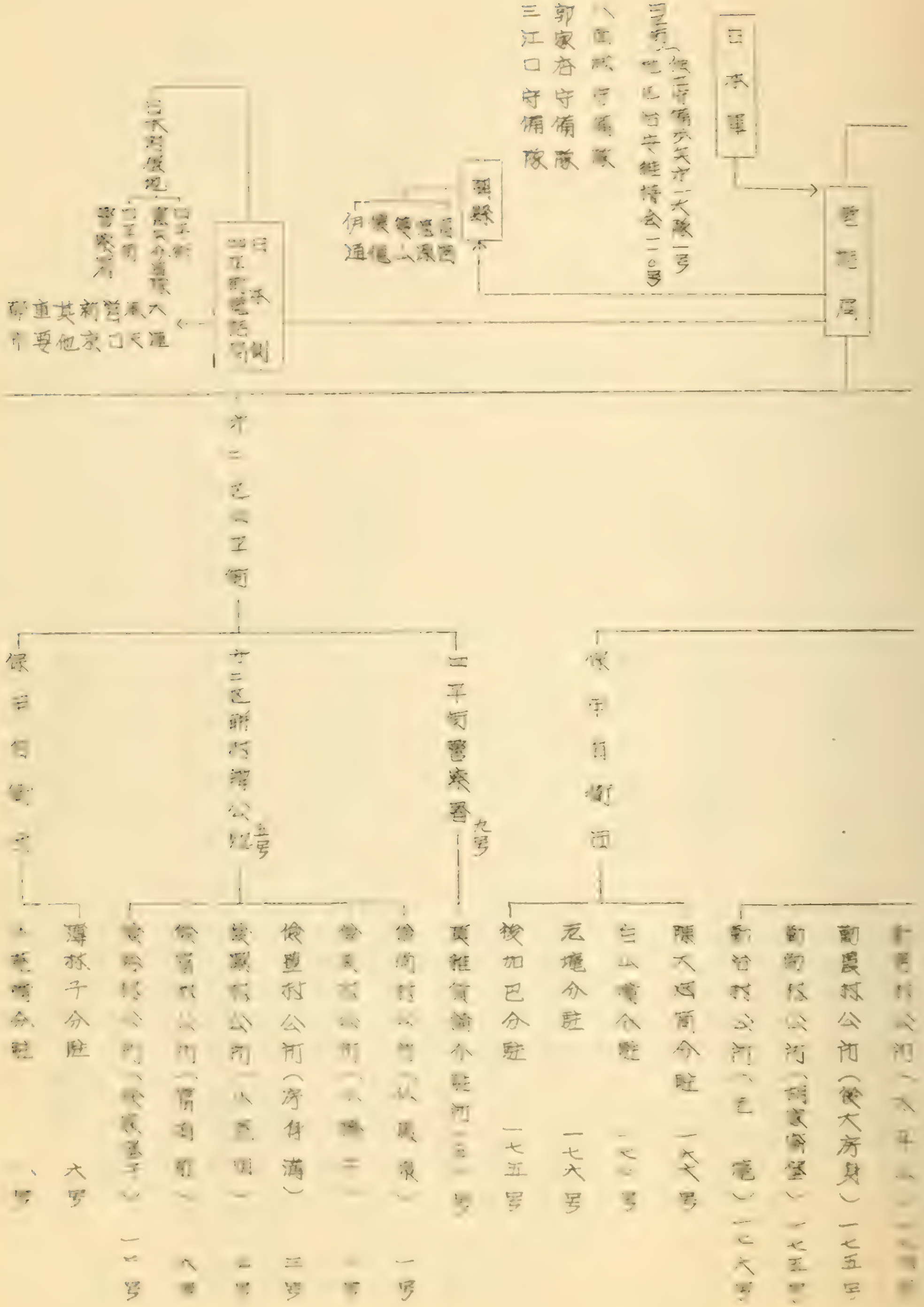
大同二年十一月警務局は政府治安計画により第一次民有銃器回収を実施し、全縣九区より長銃八百二十三丁、小銃（小銃拳銃）六百七十七丁、康徳元年六月末日迄第二次の回収を続行して計長銃四千五百二十三丁、小銃（小銃、拳銃）一千九百二十五丁、前佰の回収数合計長銃五千三百四十六丁、小銃（小銃、拳銃）二千六百二丁であった。

各区別に示せば次の如くである。

次別＼槍數		一	二	三	四	五	六	七	八	九	合計
第一次收繳	大槍數	八八	九三	一二〇	五二	一〇二	九八	一〇七	六〇	一〇三	八二三
	小槍數	一一七	一六九	一一二	四二	八二	五一	二〇	二一	五一	六七七
第二次收繳	大槍數	八八一	四一〇	六一六	三〇二	五二八	五八〇	五二五	二九八	三八三	四、五二三
	小槍數	五一五	三一四	二六三	八七	一四七	一六〇	一三七	六四	一二六	一、九一五
備考											

- 梨樹縣公署
  - 警務局長辦公室　四二号
  - 参事官辦公室　七号
  - 縣長辦公室　一号

- 第一区梨樹縣城
  - 梨樹警察署　三七号
    - 貝売街分駐所　三十五号
    - 東門分駐所　十号
    - 西門分駐所　十七号
    - 南門　〃　十九号
    - 北門　〃　九号
    - 東門炮台　一二六号
    - 西門　〃　一二五号
    - 南門　〃　一二四号
    - 北門　〃　一三四号
    - 錢家橋分駐所　一七六号
    - 警察大隊部　四号
  - 第一区所村辦公処　一〇八号
    - 勤民村公所（孤楡樹）一六六号
    - 勤耕村公所（裴家油房）一七二号
    - 勤読村公所（隨家窩堡）一七二号
    - 勤業村公所（五里堡子）一七四号



日本軍
警務局
八面城守備隊
郭家店守備隊
三江口守備隊
後加巴分駐 一七五号
薄林子分駐 六号

- 第三区郭家店
  - 郭家店警察署 二号
    - 郭家店警察分駐所 十六号
    - 貞雜貨舖分駐 十号
  - 第三区联村辨公処 一号
    - 誠明村公所（大榆樹） 八号
    - 誠忠村公所（孫家屯） 九号
    - 誠祥村公所（八棵樹） 一〇号
    - 誠恒村公所（放水河子） 一一号
    - 誠樸村公所（平安堡） 一一号
    - 誠心村公所（小泉眼） 一二号
    - 誠意村公所（前家窩堡） 一二号
    - 誠啟村公所（小橋子） 一三号
    - 誠達村公所（三面城） 一三号
  - 保甲自衛団
    - 雙長發子分駐 一二号
  - 大成店警察署 一四号
    - 萬発街分駐所 二号
    - 豊太恒分駐所 二号
    - 德育村公所（孟家围子） 四号
    - 德隆村公所（福泉海） 十五号

- 才四区大成杏
  - 才四区街村辨公処 一三号
    - [illegible]
    - [illegible]村公所([illegible]) 一三号
    - 德谷村公所(豐太俊) 二号
    - 德澤村公所([illegible]) 一一号
  - 保甲自衛団——四家子分駐 一〇号
- 才五区小城子
  - 小城子警察署 三号
    - [illegible]分駐所 [illegible]
    - [illegible]駐所 [illegible]
  - 才五区街村辨公処 六号
    - [illegible]村公所([illegible]) [illegible]
    - 仁[illegible]村公所([illegible]) [illegible]
    - 仁[illegible]村公所([illegible]) [illegible]
    - 仁[illegible]村公所([illegible]) [illegible]
    - 仁里村公所(中央堡) 八号
    - 仁[illegible]村公所([illegible]) [illegible]
  - 保甲自衛団

- 第六区榆树台
  - 榆树台警察署 七号
  - 第六区所村办公处 九号
    - 义行村公所（四家子） 一〇号
    - 义路村公所（西大榆树） 一二号
    - 义正村公所（泉眼沟） 一〇号
    - 义勇村公所（洪成玉） 一四号
    - 义厚村公所（十家子） 一三号
    - 义兴村公所（郑家窝堡） 一一号
    - 义方村公所（曹家窝堡） 一五号
    - 义孝村公所（闹原窝堡） 一四号
  - 保甲自卫团
    - 西花翁窝堡分驻 一三号
  - 新兵第二連 三号
  - 孤家子警察署 五号
    - 礼文村公所（西长山堡） 四号
    - 礼法村公所（宽城窝堡） 四号

- 第七区孤家子
  - 第七区所村鎮公所 一号
    - 礼育村公所（药王廟） [illegible]
    - 礼譲村公所（孤家子） 八号
    - 礼教村公所（西太平山） 七号
    - 礼賢村公所（[illegible]家[illegible]） 八号
  - 保甲自衛団
- 第八区三江口
  - 三江口警察署 三号
    - 観音[illegible]公所 一八号
  - 第八区所村鎮公所 一号
    - 智能村公所（山嘴子） 一二号
    - 智慧村公所（大力虎） 一三号
    - 智[illegible]村公所（小城[illegible]） 一[illegible]号
    - 智遠村公所（五間房） 一四号
    - 智列村公所（揣家窪子） 一五号
    - 智[illegible]村公所（[illegible]家[illegible]） 一五号
  - 保甲自衛団
  - 三江口警察隊 五号
  - 野戦十六団々部 二号

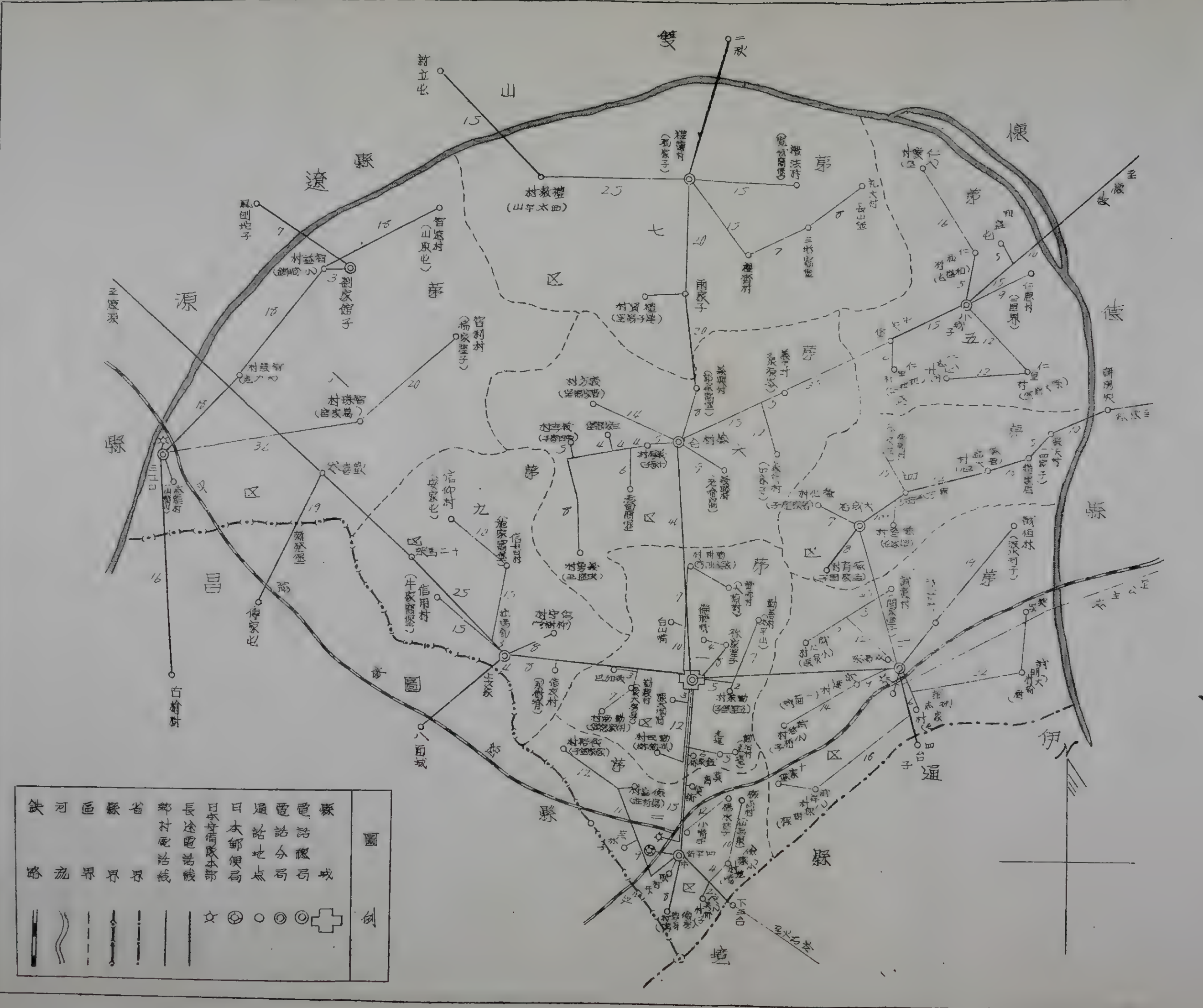
- 第九区喇嘛甸
  - 喇嘛甸警察署 三号
  - 第九区所村辦公処 八号
    - 信守村公所（柳樹營） 七号
    - 信友村公所（梨樹背） 二号
    - 信書村公所（施家窩堡） 四号
    - 信仰村公所（安家屯） 一一号
    - 信用村公所（牛家窩堡） 六号
  - 保甲自衛団
  - 十二馬架警察隊 九号

梨樹縣各村電話回線図



あり。　[illegible]中央[illegible]に[illegible]女子初級小學校あり。
又人[illegible]教[illegible]　[illegible]の設立になる漢文初級中學校並附屬高級小學校あり。

梨樹縣各村電話回線図



一七、社会事業

1、教育

事変以来赤旗と兵匪横行千騎を算せし時代あり、教育停頓県下学校[illegible]なかつたが治安の回復と共に漸次復設或は増設増校し康徳二年度現在に於ては[illegible]範学校一　県立女子師範講習科一　男女初級中学校各一　小学校十[illegible]、[illegible]学校[illegible]を算する外に[illegible]立初級中学校二、小学校[illegible]、[illegible]学校[illegible]、[illegible]然し[illegible]生学生一万三千五百余名に対し七才以上[illegible]来し、義務教育徹底の為め、小学校の増設数は[illegible]指導奨励し村立小学校並に民家学校を増設校し以つて之を収容せしむるを本県の対策とな[illegible]小学校[illegible]教員[illegible]教育方針統一のため、夏冬両期休暇を利用[illegible]集り[illegible]訓練している。

[illegible]教育機関を直接監督指導している。

この外特記すべきは張学良に無限の根を呑んで[illegible]た[illegible]の一族[illegible]氏の私[illegible]にて成る[illegible]私立の[illegible]中学校、[illegible]初級小学校がある。猶名上馬[illegible]の創立に[illegible]、小[illegible]あり、[illegible]女子初級小学校あり。

又[illegible]浜文初級中学校並附属初級小学校あり。

本縣各級学校概況一覧表（康徳三年四月末調査）

校別＼項別	校数	級数	職教員数	学生数	本年度予算経費
縣立初級中学校	二	一一	一五	五二一	一三、一五四円
縣立各級小学校	一一	八〇	一〇〇	四、九二〇	四四、六四二
街立初級小学校	八	三五	四二	二、〇〇七	一〇、三三九
村立各級小学校	一三七	一九八	二〇〇	六、九六三	六一、三七五
私立初級中学校	二	五	一四	一九〇	七、二五七
私立各級小学校	八	二一	三八	一、一一四	一三、五四一
民家学校	一五	一五	三七	六〇三	三、八〇〇
街立助産傳習所	一	一	三	五二	九一〇
合計	一八四	三六六	四四九	一九、三七〇	一五四、〇一八

イ、梨樹縣保甲青年訓練所概要

梨樹縣保甲青年訓練所

A、設立の趣旨

梨樹縣青年訓練所は治安維持会の指示に基き、農村青年の資質を向上すると共に保甲制

度の確立並に自衛力強化に直接資するのみならず、満洲国の基礎、[illegible]
開発の中心勢力たらしむるを以って創立せられた。
設立月日康徳二年八月、学生は縣下六〇ヶ村より各一名、特に村長の推薦に依り[illegible]
好なるものを選出せしめたが、第一回目は訓練所設立方針徹底せず、軍隊、警察の如[illegible]
用にならぬものなど誤解り、一般に中農以下の子弟率先して入所希望した。

B、訓練方針

一、空論以てを排撃し、実際的農業智識を授くるに努む。

一、職員、教師等と訓練所生徒との親密、精神的結合連繫を[illegible]る様にし、私塾的方法を採った。

一、社会奉仕、犠牲的精神を涵養せしめ、私利私慾心を排撃、[illegible]る様訓練する。

一、規律を重んじ生気溌剌たる軍事訓練、農民体育に施し愛国精神[illegible]む。

一、学生の[illegible]、農村建設の理論並に実際を習得せしめ、[illegible]国策的な実践を以て新国家[illegible]。

C、[illegible]

第一條　[illegible]自治の確立並に農業開発の中心

努力タラシムルヲ以テ目的トス

第二条　訓練所ハ、十八才以上二十五才未満ノ者ニシテ将来部落ノ中堅タラシムヘキ素質良好ナル者ヲ選出ス、人員五十名　期間六ケ月

第三条　本訓練所ハ之ヲ梨樹縣城ニ置ク。

第四条　訓練生ハ各村ノ派遣生トシ旅費並ニ給與ハ各村ノ負担トス。

第五条　本訓練所ノ課程ヲ修業セシモノニハ修業証書ヲ授與シ、特ニ成績優良ナルモノニハ適宜特典ヲ與フ。

D、体育及学術科目

教　練（一週五時間）
倫理王道学（〃四〃）
村政学（〃六〃）
農業学（〃五〃）
日語（〃六〃）
体　育（〃二〃）
保甲法（〃三〃）

E、卒業者の処置

当初の主旨としては訓練生修業后帰農せしむる予定なりしも、縣公署と今後特に密接の

連絡を要す。又職域の最もよき立場に置く必要あり、[illegible]成

積極的なる責任を[illegible]工会[illegible]、[illegible]

ロ　工会教育状況

A　協和会[illegible]

縣下に於ける工会教育[illegible]として[illegible]協和会[illegible]

[illegible]四千名[illegible]、[illegible]

[illegible]梨樹縣城内に[illegible]本縣[illegible]

伊通、昌図（八面城）の三縣一市を管轄とし工作事業に従事した。

[illegible]

[illegible]

分会所在地	会員数（康徳二年）
聯合分会（縣城）	
第一分會（〃）	三二〇
〃二〃（四平街[illegible]）	二一五
〃三〃（郭家店）	一五一
〃四〃（大成店）	四〇〇
〃五〃（小城子）	二一六

第六分會（榆樹台）	二〇五
〃七〃（孤家子）	一三八
〃八〃（三江口）	六一二
〃九〃（喇嗎甸）	二二五
四平街附屬地分会（四平街）	六五〇
計	三、二二三

其他社会教化団体施設として奉天省教育会の梨樹縣分会一あるも、活動消極的で本来の使命の点よりみて效果はない。

社会文化施設としては全縣下を通じて縣立図書館と民衆閲報所一ケ所あり。縣城住民之を利用するのみである。

正規の学校に付きて教育を受け得ざる貧困者の子弟に日常生活必需の簡易知識技能を達成修得せしむるために、民衆学校十八校あり修業年限一ケ年である。

社会教育団体としては童子団、婦女会等満洲國建國后建立を見たが之が進展は今後に期待さるべきである。

八、梨樹縣農業実習所規則

第一條　本所ハ梨樹縣農業実習所ト命名ス

第二條　本所ハ実際労作ヲ以ツテ農村開発及ヒ指導ノ技術者ヲ養成スルヲ目的トス

第三條　本所ハ桑樹栽培計画ニ従ヒ苗圃ノ土地及事業ヲ以テ実習生ニ科目トス

第四條　本所ノ組織ハ左ノ通リ

最高顧問　　縣長　参事官

　顧問　　副参事官、産業技士、獣医　総務科長、内務局長、農商会長

賛助員　　各街長及村長

所長　　　青年訓練所長之ヲ担任ス

教務主任　苗圃主任之ヲ担任ス

事務員　　苗圃技士之ヲ担任ス

監工員　　苗圃助手之ヲ担任ス

第五條　本所ニ入所スル者ハ左列資格ノ一ヲ有スル者ヲ必要トス

一　青年訓練所卒業者

二、初級中学校　〃

三　以上ノ中等学校卒業者及同等学力有者ヲ合格トス

第六條　実習生ノ年令ハ十八才以上二十五才以下トス、但シ身体強健、意志堅実ニ農

好ミ熱心ナルモノヲ要ス

第七條　実習期間ハ一ケ年ナリ四月一日ヨリ翌年ノ三月三十日ノ間ニシテ実習期間中ハ日

ラ労働シ且ツ起居飲食ハ工人ト同様ヲ必要トス

第八條　実習生定員三十六名四年計画ヲ以テ完成シ毎年九名招收ス村長ヲ之ヲ紹介シ本所ノ試験ニ合格セシ者ヲ以テ合格トス但シ員外ニ尚入所希望者アラバ自費生ニナル事ヲ得。

第九條　本所経費ハ各街村公所カ負担シ毎月各街村公所ヨリ三円ヲ拠出シ合計百零五円ヲ実習生十名ニ分ツ、毎人ニ十円ニシテコレヲ以テ服装費食費ニ充当セシム其ノ余リハ公費ノ補助用トス

第十條　本所ノ実習科目

一、畜産科種猪羊兎鶏鴨等ノ飼養管理ノ改良及疾病ノ予防治療等

二、農産科　普通作物及特用作物栽培ノ改良並気象観測ノ実習

三、園芸科、蔬菜園芸作物ノ栽培販売ノ実習

第十一條　本所ノ卒業生ハ全部各街村公所ノ技補トシテ派遣シ農林技術ニ関スル件ヲ辨理セシム　優秀者ハ満鉄公主嶺農業実習所ニ紹介入学セシム

第十二條　入所者カ疾病或ハ其ノ他ノ理由ニヨリ完成スル希望ナキト認メタルトキハ其ノ退所ヲ命スルコトアリ。

但シ官費ノ全部或ハ其ノ一部ヲ退還スルコトヲ得

第十三條　本所ノ卒業生ハ卒業后一年間街村公所テ勤務スルヲ必要トス、一年後ニ始メテ転勤ヲ得

第十四條 [illegible]ハ[illegible]ニ之ヲ[illegible]

第十五條 本規則ハ康德三年四月一日ヨリ施行ス

[illegible]

所長 末永貢次 所内ノ計画及監督ヲナス

[illegible]

[illegible]

[illegible]

2

[illegible]

[illegible]

の手では消毒等殆んど行はれてゐない

[illegible]

[illegible]

[illegible]行する外[illegible]を實行してゐる

[illegible]

[illegible]

（康德[illegible]年[illegible]月）[illegible]縣公署[illegible]

種痘地址	種痘日期	種痘人数 男	種痘人数 女	種痘人数 計	使用痘苗数	備考
縣城	由三月二十五日 至五月二十三日	七、八四三	五、七五〇	一三、五九三	二、五〇〇	
四平街警察署	〃五月六日 〃五月十一日	一、〇八三	一、四〇九	二、四九二	三九一	
郭家店	〃五月十三日 〃五月十四日	五六八	二九三	八六一	一七二	
三江口	〃五月十五日 〃五月十六日	二三七	一二八	三六五	五三	
楡樹台	〃五月二十日 〃五月二十一日	四九六	二〇七	七〇三	一五〇	
喇嘛甸	〃五月二十二日 〃五月二十三日	一六三	五四	二一七	四四	
一区勧農村公所	五月二十四日	九八	四九	一四七	三〇	
〃勤勉村	〃二十五〃	七三	三八	一一一	二五	

勤民村	二十六	五三	一〇	六三	一八
勤治村	二十七	三三	五	三八	八
勤業村	二十八	三一	二一	五二	一三
勤善村	二十九	一九	二	七一	五
勤農村	三十	一〇	二	一二	四
勤耕村	三十一	六八	八	七六	一八
合計		一〇、七七七	七、八七六	一八、六五三	三四三一

熱河省[illegible]官医院

康徳二年以期医療各科傷病統計表

医別＼病別・科別	負傷	内科	外科	耳鼻咽喉科	眼科	花柳病	皮膚科	合計
一								
官医	一	八〇	九六	五	五	一〇	五	[illegible]
食医		一二	四	一				[illegible]
蒙医		四	二		二		二	[illegible]
計	二	八六	一〇一	六	八	一一	七	[illegible]

項別	科別	負傷	内科	外科	耳鼻咽喉科	眼科	花柳病	皮膚科	合計
二	官民		二四	一八	五	九	一	一	六八
	貧民		一					一	二
	窮民		四	一一	一				一六
	計		三九	二九	六	九	一	二	八六
三	〃		四七	三五	二	七	一	五	九七
			一八	一			一		二〇
			一〇	七			二	四	二三
			七五	四三	二	七	四	九	一四〇
四	〃		四九	三七	七	九	一	一二	一一二
			一〇	一〇		一			二三
		二	七二	八	二	一	一	三	八七
		二	一三一	五五	九	一一	二	一五	二二二
			三八	七二	一	五	二	一	一一九

3. 宗教

本島に教化普導、宗教上に努むる三団体あり。

一、天主教堂ノ無料治療所（在四平街）

天主教堂は五名の信徒を有し、初等英文中学校及女学校を経営して居るが常数の僧侶ノ無料

五	六	七
・	・	・
一 一	一 一	二 二 一 六
二 六五 一三五	[illegible]	[illegible]
六 三一 一〇七	六五 三 三一 七六	[illegible]
一 三	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	六 [illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]

治療術を認い病人貧困者に対し無料施術をなりてゐる。

(二) 万口道德学会梨樹縣支部の道徳学校

万口道德学会支部は大同二年八月九日の創立にして道徳学校を経営し地方教化に努む。

(三) 世界紅卍字会四平街道院並梨樹道院

本縣に於て最も活躍せる団体で事業の全経費は会員の醵出するところであり、慈光女学校経営の外施療所　施術所を設け、専ら貧民の救済に当り、一般民衆の崇敬するところである。水害　震火災の場合会員より義捐金を醵出して災害地に発送してゐる。

縣民の宗教に仏教　道教　紅卍字教、回教　天主教（旧教）、耶蘇教（新教）其他雑多の神教等々あれど佛教徒約三十四万二千六百余を算し縣人口の約八〇%を占む。

基督教の布教には幾多の秘史を有し、宣教師よく民族、国境を超越し、偉大なる基督教の愛を説き、且つ外国人の立場にてよく民衆を保護せし為め、貪官や土豪悪覇の理不尽な迫害を避けて基督教に投ずるもの多く、今日新旧両派を合して約一万六千の、信徒を擁してゐる。

梨樹縣宗教別戸口表　（康徳二年二月末現在）

宗教別 ＼ 署別		梨樹	四平街	郭家店	大成店	小城子	楡樹台	孤家子	三江口	喇嘛甸	合計
佛教	戸数	三、六二三	九、〇八七	三、七八三	四、二七〇	六、四五〇	五、八四六	六、一三一	六、三七〇	三、九九八	四九、三九五
	人口	二九、〇〇〇	五三、六三二	二六、六八三	二九、一八五	四六、五八二	三九、五七二	四四、二七〇	四六、七六二	二六、七八七	三四二、六四三

一八、皇民錬成政策

教心署の組織

回々教 戸数	回々教 人口	耶蘇教 戸数	耶蘇教 人口	天主教 戸数	天主教 人口	其他宗教 戸数	其他宗教 人口	合計 戸数	合計 人口
一三	四一	五〇	六〇七	三八	四五[illegible]	五、[illegible]九五	二六、六七七	九、[illegible]一九	六二、六七九
五一	一四八	五二	一九七	一三六	四七二	三	一九	九、[illegible]二九	三四、四七八
—	—	八一〇	六、〇二四	一、〇〇八	六、六八八	一、七四七	一三、二四六	[illegible]	五三、六四一
—	—	—	—	六	六八	—	—	四、一一三	二九、二五三
—	—	一四	六一	一	四	—	—	[illegible]	四六、六四六
—	—	一七	一一一	三	二〇[illegible]	四、二五〇	二四、八七三	一一、四四四	六四、七五七
—	—	三	一四	—	—	—	—	六、一[illegible]四	四四、二八四
—	—	一	四[illegible]	—	—	二	六	[illegible]	[illegible]
—	—	二	六[illegible]	六	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]
[illegible]	一、七[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一一、五〇〇	七〇、八四三	[illegible]	[illegible]

財務局長 王宗周

- [illegible]屠獸場主任 朱佐臣
- 四平街屠獸場主任 馬鴻賓 — 吳紹周 于景元
  - 記帳員 梁寶[illegible]
  - 僱員 李[illegible]
  - 僱員 王錫田
- 徵收股長 趙瑞華
  - 科員 郭書昌
  - 科員 王樹琛
  - 科員 劉興邦
  - 科員 高作華
  - 科員 賀[illegible]
    - 僱員 賈[illegible]
    - 僱員 馮[illegible]
    - 僱員 劉[illegible]
    - 僱員 [illegible]
    - 僱員 紀[illegible]
    - 僱員 任慶春
    - 僱員 王世恩
    - 僱員 鄭[illegible]春
- 理財股長 王[illegible] — 科員 李[illegible]
  - 僱員 周煥章
  - 僱員 呂[illegible]孔
  - 僱員 盧[illegible]

[illegible]

鄭家屯 [illegible]

小城子 〃 崔[illegible]五

榆樹台 〃 于福祥

三江口 〃 吳福祥

[illegible]

[illegible]

[illegible]龍起[illegible]

[illegible]

[illegible] 王德年

[illegible]

[illegible]

[illegible] 野田[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第五区联村辦公処辦事員　劉永秀—文牘員
韓郁唐—催員　楊永先　姜国政　崔欽員
劉喜臣
劉永新　王德明
徐永棠　高御貞—共六村村長六名村副
六名小城子鎮街長一名村事務員三名

第六区联村辦公処辦事員　宋繼先—文牘員
李瑞廷—催員　王振亞　陳国權　崔欽員
呂宏斌
王佐　程永久
宮士賢　張占山—共八村村長八名村副
八名榆樹台鎮街長二名村事務員三名

第七区联村辦公処辦事員　孫玉堂—文牘員
孫亜辰—催員　宋国志　趙家臣　崔欽員
陳国棟
宋啟祥　郝景升
孫德起　韓逢洲—共六村村長六名村副
六名村事務員三名

第八区联村辦公処辦事員　趙東山—文牘員

汪[illegible]—[illegible]

趙介[illegible]

宋[illegible]年 [illegible]

劉[illegible] [illegible]—[illegible]

大[illegible]

第[illegible]公[illegible]

吳[illegible]—[illegible] [illegible]

楊正廷

[illegible]

李[illegible]文 [illegible]—大五村村長五名

隊員五名

四平街市政籌備處主任 五十餘員—

[illegible]

[illegible]院長 [illegible]—八名 [illegible]

事務員 李[illegible]

[illegible]

梨樹縣公署全部組織系統一覽表

- 縣長　曲廉本
  - 參事官　沢井鉄馬
  - 副參事官　五十住貞一
  - 總務科長　紀振元
    - 經理官　大久保兵次
    - 庶務股長　趙連璧
      - 科員　孫豐恒
      - 科員　郭樹枌
        - 僱員　周德剛
        - 僱員　連步趙
        - 僱員　李靜芝
    - 文書股長　邢紹桐
      - 科員　張桂馨
      - 科員　吳湛霖
      - 科員　張魁福
      - 翻譯
      - 翻譯　張樹棠
        - 僱員　歐祥雲
        - 僱員　閻沛霖
        - 僱員　周子誠
    - 會計股長　劉忠
      - 科員　項雨春
      - 科員　張國棟
        - 僱員　孫紹棠
        - 僱員　周家鈞

警察大隊長 李宝珍

- 會員 張子良
- 會員 韋 憲
- 警察第一中隊長 于得水
  - 分隊長 楊殿相—書記員
  - 徐廣臣—分警兵四十七名
- 警察第二中隊長 王仁軒
  - 分隊長 鄭全山—書記員
  - 王竹閣—小警兵四十八名
- 警察第三中隊長 李青山
  - 分隊長 王鉤山—書記員
  - 姚資東—小警兵四十八名
- 警察第四中隊長 張永泉
  - 分隊長 劉殿章—書記員
  - 白玉衡—分警兵四十七名
- 文牘員 任秋剛

警察第五中隊長 馬玉法
分隊長 周條山 書記員
孫興東 外警兵四十七名

警察第六中隊長 □ 文
分隊長 劉 福 書記員
郭 森 外警兵四十五名

警察第七中隊長 李宝珍
分隊長 閻占鰲 書記員
李岩落 外警兵五十名

警務股長 田錫昌
指導官 武正四郎

科員 劉青海
科員 閻広安
科員 李慶祺
科員 白連玉

雇員 喬長鳳
雇員 范景祿
雇員 王文俗
雇員 李友喬

警務局長 李慶善
主任指導官 吉井清之

- 司法隊長 郭[illegible]
  指導官 藤沢定司
  - [illegible]員 同国[illegible]
  - [illegible]員 [illegible]
  - 係員 黄金山
  - [illegible]員 [illegible]
  - [illegible]員 [illegible]
  - [illegible]員 [illegible]
- 保安隊長 [illegible]宗昌
  指導官 八島藤吉
  - [illegible]員 [illegible]
  - [illegible]員 [illegible]
  - [illegible]員 [illegible]
  - [illegible]員 [illegible]
- [illegible] [illegible]警察署長 [illegible]
  - [illegible]

- 四平街警察署長 王　賢—巡官 李秉忱、李子彬、匡樹藩
  - 警長 長利清敏
  - 警長 周在鎬 閔祥淑 陳　耀—共分所
    - 白鳳閣 趙秀麟 王子恒
    - 劉耀德 黃玉堂 李子深
    - 周永富
  - 九処警兵四十五名
- 郭家店警察署長 范振鐸—巡官 趙憲章、楊青雲
  - 警士 大石数馬
  - 警長 傅蓋田 王化周 李継臣—共分所
    - 葉得枝 孫九洲 李国棋
  - 四処警兵十六名
- 大成店警察署長 李佐馨 巡官—李丙田、王宝忱
  - 警長 劉景新 傅作舟 孫国良—共分所
    - 張恩舟 賈福順
  - 四処警兵十六名
- 小城子警察署長 胡振聲—巡官 劉書深、王啓賢
  - 警長 孫尚達 田正田 崔青山—共分所
    - 閔鳳麟 朱云峰

四処警兵十六名

柳樹警察署長　孟全順——巡官　王德三
　　　　　　　　　　　　　　孟述春

警長　秦東海　王維運　謝德之——以下六名
　　　劉[illegible]心　[illegible]　[illegible]

五処警兵二十名

孤家子警察署長　吳清泉——巡官　黃日新
　　　　　　　　　　　　　　　　趙樹綸

警長　王子峰　谷樹[illegible]　宋[illegible]——以下六名
　　　李全　　林鳳山

五処警兵十六名

三江口警察署長　宋海峰——巡官　王有德
　　　　　　　　　　　　　　　　黃[illegible]深

警士吉井光秀

警長　孫[illegible]　陳德山　劉平[illegible]——以下六名
　　　閔[illegible]　楊春林　王[illegible]中
　　　常雅山

五処警兵二十名

- 遼馬甸警察署長 朱鳳樓—巡官 李樹棠—邢國棟
  - 警長 郭維安 范永才 王鳳儀 劉中山 張依新—[illegible]分所四
  - 巡警兵十六名

- 教育局長 劉錫綱
  - 縣立師中校三處職教員二十五人
  - 縣立小學校十九處職教員一百五十一人
  - 縣立助產校一處職教員三人
  - 村立小學校一百三十四處職教員一百零八人
  - 學務股長 黃國樞
    - 科員 經國英
    - 科員 王依忱—
      - 雇員 孫興義
      - 雇員 王殿山
      - 雇員 李周興
  - 視學 劉鵬漢
  - 理教股長 李世昌—科員 王文翰—
    - 雇員 張珍
    - 雇員 李誠

康德二年四月製

本邦に於ても朝鮮総督府に於て樹立せられた農村振興農家更生計画に基き今議へ[illegible]すべき農民の進むべき農村振興の根本方針を樹立着々実行中である。

満洲国も国策として種子の改善、植樹苗木の配布、棉花の奨励、移民政策、水路建設の実行等を以て農民に施された。

今茲に梨樹県農村振興農家更生計画（案）を示せば次の如くである。

一　農村振興農家更生計画

指導者の態度

農村振興対策の理解と其の指導

保甲制度の実施——農村振興は先づ治安の確保より。之の徹底に邁進を要す

貪官汚吏土豪劣紳の取締——建設を毒するは彼等なり。徹底的排撃を要す

産業の奨励——凡ての奨励は更生計画に織込むべし。

農民帰村せよ——城鎮避難者は可急的に己の土地に帰る可し。

沙城地の利用——県下一百二十万畝を占むる沙城地に適する作物あり。曰く藷、馬鈴薯　似林其の他を研究栽培するの外、植林

牧畜に利用すべし。

植林の奨励——全縣下へ白楊五百万本植樹計画を実行せよ。成長せば一千万円・収益あり。

土地の改良利用——蔬菜園と為すことよし。一坪の土地をも生産化せよ。

治水工事の実施——縣境東遼河一帯は過去数百年来三年に一回、五年に二回は水害を受け来れり。村民協力治水施設を作り天災に抗せよ。

養豚の奨励並に改良——現に縣下三千余のバークシヤ種豚あり。之を交配して漸次土産の豚を改良せよ。

緬羊の奨励——羊毛の需要は無限なり。

牛馬の奨励——改良して良牛馬を得よ。

養鶏の奨励——各家三十羽以上を飼育せよ。

満鉄公主嶺農事試験場を利用せよ——満洲房

樂郷建
愛村振興
農家更生計画（案）
十年松之計画實施

官民協調
一体
修身齊家治國平天下

一の試験場なり。盛んに見学団を組織し、見学指教させよ。

青年訓練所——農村青年の訓練に全力を注ぐべきなり。各村共代表的模範青年を出すべし。

小学校の増級増校——各村共通一名の未就学児童を出さざるまで収容し得べく拡充せよ。

民族学校の設置——[illegible]を設け一名の無学者なきまで教育せよ。識字運動を盛んに起せ。

虚礼虚飾は廃止——[illegible]

道路橋梁の補修——自村の道路、橋梁は自村の橋梁である。よく補修して恩沢を自らうけよ。

農家の負債の整理——努めて節倹して負債を清算し、一日も早く債務の手より解放し、家庭を明るくせよ。

金融　梨本金融合名社利用し高利貸を駆逐せよ。

義倉積石制の実施　凶年天災に備へよ。

農家の冬季副業　冬に青年へ副業法を教へ考さし冬季都市へ出せ。近くに新京の大市場あり。

有益事の実行　農民に出現は農家の道徳自治に従つてあるから、一々干渉しないからよき事は安心してどしどしやるべし。

天を怕れよ　旧軍閥時代に遠い。天を怕るゝものは天以外の何ものも怕るゝことはない。

万民共に一切の過去を天に懺悔し私心を去り民生建設の時である。

日鮮農との提携　協調開拓せよ。

指導の基調

民をして親しましむる事、民をして信ぜしむる事、民をして安せしむる事、民をして

[illegible]せしめる事、民をして新たなる[illegible]

指導の原則

一、指導は[illegible]に
偏せず[illegible]事
一、指導は[illegible]
ることなく、常に一貫して信念を抱かし
めざらん事を要す。
一、指導は[illegible]
其の[illegible]
なる事。
一、指導は理解を重んじ[illegible]を避け、易き
より難きに簡より繁に逐次実行を期する
を要す。
一、指導は地方の実情[illegible]
画を樹て[illegible]大成を期するを要す
一、縣公署、区聯村[illegible]村[illegible]
学校、協和会、興農合作社、金融合作社[illegible]
等しく指導機関なり。互に協同[illegible]

提携して民衆をして信頼せしむ可し。

一、民衆を見る事陛下の赤子の如く、唯同情親切とを尽し民衆をして悦服せしむ可し。

指導者の態度

一、自ら燃へて他を焼き、自ら行ふて他を化する熱誠を以って事に当り民衆をして同化せしむべし。

一、政策を知り施設を辨へ、術に依り人に応じ其の運用に遺憾なきを期し民衆をして希望に生きしむべし。

一、度し難き民衆は根気を以って導き忍耐を以って済度する覚悟に生き不撓不屈以って民衆をして感化せしむべし。

一、県長も亦一個の農民である。一般指導者の立場にあるものは農民を教へるのみならず、農民より学ばねばならない。其処に何以がある。

公的方面

動もすれば形式に陥り易し、何処迄も精神の開発に重きを置く[illegible]

農業本質の理解

農本思想

農は国の本なり、農は民の本なる
なり、公業の根本なり、[illegible]
本国民の依存[illegible]地
産を上げて商工業に原料を供給
し、食糧を生産して国民の生命
を養ひ[illegible]
で国土を護るは農業なり。此理
に明確なる理解ある農業を尊
重する[illegible]

農業は新しい生命を[illegible]所に
農業独特の本質があり、同時に
天地の力に協賛して人力を備さ
ねばならぬ所にも農業独自の本
質があり、天地無限の力を利
用することに依って、農業は進
歩的なる所に固有の本質がある
のである。之を知らず之を辨へ

に自覚を主とすべし

ずして農業を営むは真の農民に非ず。

心と物とは物に影の伴ふ如く不離不卽のものなり物心一如一体といふはそれが為めなり。

農民道の扉

明確守

農業の本質を知り、自重精進して農民に安心立命するは農民道である。故に功利に超越しての活動が出来天地の大恩に感謝しての徳行も出来るが故に渇仰さる可き人格も出来れば向上の一路を辿りて毀誉の外に立つ聖者の地位をも得ることが出来るのである。

画顧し反省するは自覚の要諦なり万難を推して記帳勘定に依り計書を新にすべし

農民の使命

遵奉

農民が自己の受持分担を知り、其の受持分担をよく守りそれで最善を輸すは農民の使命であり役人には役人の受持があり、商工業には商工業の受持があり、軍人には軍人の受持がある。自

己の受持分担に適應するを期し[illegible]
て、[illegible]、[illegible][illegible]人智に
帰一するが満洲人であり、夫れ
が満洲国王道精神の念ずる所で
もある。

生産の増収

[illegible]
[illegible]
[illegible]
り民族と自覚し[illegible]
協同の力に依りて増収計画を立
つる様誘掖するを旨とすべし。

余剰労力消化

普遍の農民にして仕事がなくて
困る所は凡百手段をとり、工夫
を凝らして副業を奨励すべし。[illegible]
に生産力を高めへ[illegible]消費節約を
たゞ、仕事亦余剰[illegible]消化で
ある。

自力更生 民族の態度

物的方面

生産物の処理

自給に必要なる物の外は売り方を上手にすべし、原料で売れずば加工、製造して販路を拡張すべし。賢明なる農家は生産物の処理に巧者である。それは個人の力よりも共同の力に待つが有利有効である。故に共同団体の利用に目醒むるが先決問題である。

収入増加 ― **勤** ― **男の負担**

以上の事が出来れば収入の増加は確実である。

生産費の節減

生産物の価格は社会生策としても低下せしむるものであり、生産が過剰になれば低下するのが常である。故に農家は出来る丈け自給の道を構じ生産費の低下を計り。下落暴落に備ふる覚悟

が大切である。農業者は負債要値を期して始めて残算がとれる様になるのである。

生活費の節約

如何なる術でも如何なる人でも生活費の節約は出来る、況んや普通の人及其の以上の人に於てをやである。節約は仕かけまでであり役立たない事であり、それが1年になれば三が二でも事足る様になる。其れが1年な人は何処へでも進出の出来る人である。

支出の試文 ― 仮 ― 女子の受持

本課では女子に対しく此の能力を開発する必急務なり。

一 収支差引いて余りが有る様になれば負債に及ばず、負債があれ

ば整理が出来、致富を招来する事が出来る。

財蓄の致富

記帳（行績の記録）勘定（回顧反省）計画樹立（進展向上）は必行事項なり。財蓄資本化、人格化、民衆化を目的とすべし。然らざれば滅亡の因となる。

2. 農村復興実施計画草案（康徳三年二月梨樹県月報）

目次

第三節　廢止虛禮虛飾
第四節　確定基本財産
第五節　籌設産業組合
第六節　籌設消費組合
第七節　籌設金融組合
第四章　教育普及
第一節　普及小學教育
第二節　提倡識字運動

第一章　治安確保

治安不能確保則農村無由振興蓋人生活不得安定人民失去作業之功用閉戸裹足君感困難自足自給尤恐不遑何有發展之可言故欲求農村之復興王道樂土之實現非先確保治安不為功茲將各項根本方策列左

第一節　確立保甲制度

一、編練保甲自衛団　查現在本縣盜匪尚未能逐盡將各村甲丁年富力強者編練保甲自衛団若干名択重要地点分别常駐以期実力集中補助警隊討伐及警備之不足兼可自衛身家擬於三年度開始成立以両個月限編練完竣輪流値班俟治安確定警備萬全後再撤回村令各安生業此後擬再分年実施

後列各項

一 整理保甲牌 牌為保甲制度之基礎自當由確立之意將保甲規約責成警署令飭各保長督飭各村實行保甲牌制務使共同團結分事執行期於一年內化為整齊有用之保甲[illegible]以達[illegible]之目的牌無所施其技倆用資化除盜匪免擾鄉里在平時除[illegible]分別規定日期由警察及各保長[illegible]各村考查辦理狀況外每屆年終實行考查成績以為獎懲之標準

二 宣傳保甲主旨使人民徹底了解 由主管機關派員赴交通重要及人口稠密地點召集人民講演保甲之主旨詳切說明[illegible]保甲之真意次赴普通各村以及窮鄉僻壤分三期講演一期[illegible]年[illegible]其以一年半為限使全縣各村人民對于保甲均有深刻之認識其宣傳方法除講演外並[illegible]宣傳畫標語分發各村使分貼各[illegible]戶[illegible]藉[illegible]各村[illegible]分[illegible]自衛團[illegible]所以明保甲之[illegible]

四 [illegible] 保甲團[illegible]由民間多不諳[illegible]及剿捕一切事[illegible]由主管機關[illegible]警[illegible]員[illegible]分[illegible]各村[illegible]分期[illegible]軍事訓練教以保甲及剿捕一切技能以一年為限[illegible]收[illegible]之效[illegible]以期協助警隊剿捕得收治安良好之效果

五 [illegible] 本縣[illegible]無大股[illegible]小股[illegible]亦時有所聞[illegible]各村自衛團[illegible]內[illegible]明[illegible]報告警察[illegible]則勸令歸順否則與警隊連絡相機剿捕於全縣各村分[illegible]進行工作以一年為限務將全縣[illegible]除淨盡然後分一警隊扼要防守邊境以堵鄰縣[illegible]之竄入以上各項[illegible]五年期限完成始不至遺夜不閉戶之景象方達治安確保之目的

第二節　澈底調查戶口

清查戶口則匪人無匿跡之所考関東州戶口之詳確、彼官吏員及人民論調較日本內地有過之而無不及所以治安穩固盗匪絶跡為防止不良份子之蠢動於未然起見戶口亟宜澈底調查也調查細目如後

一　搜集情報

二　注意嚴查通匪者不良者可疑者

三　搜查隱匿武器者

四　厲行連坐法以監視不良份子之行動

五　宜仿関東州成制依照警章規定凡各分所管界戶口由警察分所赴各村調查外凡人民之出生死亡転居僱傭以及身份證明等項均規定格式印刷屆書（即報告書）存於村公所內凡人民有以上事情均令赴村公所請領屆書自己寫明或由村公所代寫並經其證明後報屆書報告警術更生登載戶口簿如查有不遵行者即予查辦

六　查擧遊民　凡縣境各村責成各区警署將無業遊民認真查擧使入貧民工廠習藝或驅逐遠處務使境內絶跡以上各項於整頓保甲五年期內飭由警察方面附帶隨時施行

第三節　從完成通信網

查本縣各村電話現已一律架設完竣関於警備上消息可稱靈通惟各村其他重要地点及殷実富戶有願架設電話者從准其電話局接洽辦理並由官家勸導分期普遍按設期於五個年內一律設齊以完成万全之通信網

查村屯零星於治安上警察照顧維艱勢必顧此失彼易使不良分子藏匿區域以集團不零之處不可勝數

本縣擬分五期辦理促其實現辦法如後

一　由康德三年起各村長會同警署查明村屯之内某村屯可以存在某小屯可以併併歸撤廢者公布通知存在村屯之地基由村長署長公平作価任令歸併小戶自由購買不准地主抬価居奇歸併之小戶調查其資產財力由康德四年起至七年止分四期限令歸併完竣以上規定地価分期歸併各村應呈報備案照預定計画督催進行

二　、一區域人數各村於康德二年度務照辦理之分限交通之便利按其原來貨物之價業由康德四年度起村預算編列集團部落助成費每年將計成立一村至七年為止

第五節　補修道路橋梁

一　道路種類　村與村交通者村與市鎮交通者謂之郷道蓋業由於需要此種道路實施

二　徵工出資之規定　村道以治路地主自行出工修之郷道縣道以保甲自衛分段各區村負責之從徵車輛等項由村公所予算上本費支給之

三　規定橋梁罰則　工料費在三百元以下者由各村公所支給之三百元以上八百元以下者由各村一所撥款之八百元以上者由縣費支給之但一個村公所管界有數個橋梁時除依予算編成費支用外須由其余各村補助之倘交通要路橋梁需款不敷時須由受益各区村負擔補之

四、責成各警分駐所由各村將管界內道路橋梁繪具詳圖某為村道某為鄉道某為縣道橋梁已修者幾處未修者幾處務在圖內標明並另具清單某道宜去彎取直已修之橋狀況如何未修之橋照詳若干擬條分別呈報縣署以便指示實施

縣道寬度以四丈八尺為限中立標樁一面通行汽車一面通行大車不准混淆

橋梁務期堅固以能通行大電車為適宜

村道及橋梁由村長負責督飭民工修理縣道及橋梁由保長負責督飭自衛團修理縣道及橋梁由警察署長督飭保甲長分段修理

五、規定期限　道路於第一年一律修築嗣後每年春秋農隙補修一次橋梁以用度關係按照交通繁簡分年建築在五年期內務使道路坦平橋梁一律完整營備產業各項交通暢行無阻為要

第六節　農民速令回村

查本縣每當高粱繁茂青紗長起之時農民每多離村赴城鎮避難此最為農業發展之大障礙如果以上各項治安辦好集團村若實現入手取締辦法如後

一、先令城鎮街長查明避匪來城住戶戶主姓名原籍勒令回村安業一面呈報縣署轉令該管村長知照

二、各村村長亦應查明該管農戶移住城鎮之姓名人口表報縣署轉飭街長勒令歸農

三、街長與村長按月報表成績優良者由縣記功嘉獎

右安殖定交通完備後產業自能向發第不須有發展之改善方法否則必難發舒不進是以茲特訂改進實施項目如左

第二章　產業開發

第一節　改良農業一切

一、改良種籽　查改良大豆如大白眉黃寶珠如意珠三種大白黑臍子一種均經公主嶺農事試驗場試種確有成績於購買又購買分配惟未能普遍各戶應由村長查明已種之戶豆數各戶應買若干以此數呈其係何縣後按牌編配某戶應按數量制定交接表督令實行此項改良豆種須於二個月間將購齊之戶一律普遍

一、種籽消毒　為預防子粒黑穗病之防除康德二年春實業部派員來縣實行消毒本年度業經實施各村實業部原為提倡並兼指示消毒手續不能年年辦理此後我縣各村應自動舉行康德三年春由各村村負須下鄉購藥料將各戶豆籽分配數量屆時由縣派員指導輪流赴各村指示消毒務使農戶信仰消毒有效在一年期間內俾均能自己消毒方為達到目的

二、提倡自造肥料　我縣農家只知積馬糞換土使用不知重實之肥料亟須止此應由各村長傳諭各住戶各家須修有男女廁所挖以深坑蓋以木板使糞尿在內存儲日數益土於上不令雞豬等畜便取食每兩五六日或十余日起出一次運往糞場堆積醞釀利用再農家不知利用者今各戶建築糞窖與最好將除雞糞一次運送坑內發酵使用又堆肥及場院雜穢之物應令存儲坑內注以污水俾之腐化鬆土

使用亦頗有效以上各項責成各村長督飭辦理期於一年內一律仿行然後逐漸改善則五年期完成之必大有可觀也

四　防除病虫害　我縣農家不知利用新發明藥品殺虫除害往々認為天災誠為可惜應令各村注意某地起有害虫卽時電話報告縣署由縣農会派委技術員携帶殺虫藥劑前往防止一面由縣農会指導員各年分期赴各村指導防除之法期於五年以內務使一般農民咸知利用藥品防除則虫害自可減少而收穫亦可增進此項辦法俟縣農会改組後擬即責成專辦之

五、提倡種棉及落花生　本縣七八区及五六九区之北部地多沙質適於棉作播種落花生之因農民墨守旧規種者無多不能因地利用実為可惜應飭由各村長查明該管住户若干適於棉作及花生地各若干報縣先儘大户試種一年（應需種子豫於購備由村公所彙報應需數目由縣署內務局彙總代購之）未年收有種子再令其次隣户播種如此推広照所報地数指定每年以種若干為限予以五年為期凡適種棉花花生之地至五年期均須普遍種者種有成績另由官家予以品評奨励以昭激勸誠如此不但本地棉花可以足用而婦女兒童亦可從事株棉花生外銷其利便厚農民經濟收入自能充裕也

六　購置備荒田　各村應由功業費項下購買荒田三十畝督飭保甲自衛団丁試種各項改良穀類以備交換種籽之用該田所得收益歷年保存以便賑濟荒年貧乏者

七　設置共同作業場　各村対於農業經営或副業提倡應由村長糾合精勤農户共同設施擬具計画及經費予算於一月內呈縣転報省部歷年可得助成金六百元多至千元是此項事項一經組合資本自能足用所獲利益概由共同人分潤当為一般人所樂為也

一、提倡馬匹飼育　目下作戰時期本省北部各種畜產有利自用農以備實分來往馬之配備當以農戶每此馬者由農會內長調查農數報縣由縣提定交區公所發放家畜由該本區出其前期付款圖發繳之價值令各村長須知何種馬匹一律由知縣指定期間及牧數運往本區以下馬匹之飼育至五年期滿全數馬匹歸於飼育家大戶畜數以上

二、提倡改良猪種

(一) 由縣向臺灣省政府購買純種巴克夏猪二十頭分發各區以便繁殖分發各區

(二) 所發各區之種猪交由農戶如有出售之仔猪須先報告區署以便調查公猪之配種

(三) 農戶如有巴克夏仔猪飼養者在本區交配須登記並填報良種優良者以資獎勵

(四) 在每鄉鎮公所須設巴克夏仔猪二口使其管內牝猪交配

(五) 至四個月則滿全縣各區農戶應繳地二十天以上者須有巴克夏猪十口為達成目的

三、實設各村養豚組合　於村公所內仿照泉州或制設養豚組合專辦區內養豚一切事宜由村長兼任組合長理事員一名辦理文書賬簿調查區戶養豚者為組合員擬定組合規約其同令養猪戶加納組合費為組合內各項經用有余作為組合公存按年結算報縣此辦理調查有利之一途亦本縣之所望也以選各村成立一年辦理每年資設大組合次及戶口較少之村以五年為期一年以內全部完成二十以凡成立一鄉組合其該村養猪事務完全交付組合辦理由縣監督指導之

四、提倡養鷄　現在采用鷄以羅島紅種成績為止但因本地氣候是否適宜須先試驗方有把握故由當

[illegible]

五 [illegible]

[illegible]

第三節 [illegible]

一 民有造林

[illegible]

二 公有造林

[illegible]

公所基本設置之一 [illegible]

三 公所區劃

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四 [illegible]

[illegible]

[illegible]

第四節 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第五節 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

地繪具略図分別註明以便考察各戸富力分年立限督促実施均照五年為完成期

第六節　実行農事見習（公主岺農事試験場）

在農村五年振興計画実施期内每年由内務局召集全縣各村公務員或精勤農家前往参観一次以便將該場適地作物及耕耘作法介紹與農作期資改善川資由各村予算内依正開銷

第七節　利用農閑時間

在此五年振興期内每年冬季農閑間散期間農事已畢攷察某地有某種事業可以举辦応由縣派員分赴各村召集民戸業会研究実行辦法由村長負責督飭此外並應每年派員赴各村召開講話会一次以期促進農民知識之向上

第八節　実施奨励農産

関於各項農産物及副業應在振興五年期内按年由縣開催品評会実施奨励以昭激勧其在各村並飭每年開催数村聯合家畜品評会以示普遍提倡奨励之意

第九節　設農事講習会

為促進村民農業知識向上期便実施計応於五年振興期内每年由縣開催農事講習会召集各村農事従事員授以耕種農業各種常識並加深刻研究以資補助辦理五年振興事務

第十節　実現護堤之作

防水方法或築堤壩或濬溝渠均可酌宜採取至其徵工辦法按照受益地畝攤派由村公所查明沿岸長度某處合為一組推工戸之姓名畝数若干呈縣備案届時不誤施工為要

護岸栽樹應急植修平時填補均須與本島開發運河事先擬定計畫分別深淺準備逐二次分段實施
依分五年完成

1. 第一年擇農耕地適當其衝之處從速興工以免危害農產

2. 第二年擇交通重要地點分別施行期無誤農產之運輸

3. 其他不重要沿岸以三個年為限分期一律完成護岸栽樹辦法決定之

第十一節　救濟極貧住戶

凡有家居而無恒產之住民應由村長查明向富有之戶斡旋給以負担較輕之荒地使之定租或佃耕
藉之或據借公共工程僱極貧者有出勞力以資糊口每年普導若干飭其負責取候秋收期給之一部救濟
普遍勝便緊獲得均能自立謀生無極貧之民戶斯可也

第十二節　救養殉難遺族

由各村公所會同當界住民因有殉難遺族備善記載每年由村預算由貲費項下專備生活之費合資救濟
以殉門之其子女就學免收學費每年共籌若干戶飭村長年終彙報縣署備查實施以五年為周期不斷
須善政

第十三節　完成淨化協和

鄉里紛爭由村長秉公排解以息訟端其舊有之全年祭美風惡俗行之以期和睦至鮮入籍者應由村
長親督住民籌為協和方法之講求每年辦理成績若何飭年終彙報縣署核正指示本國人以二十年為期
完成淨化協和與入籍者期以二年完成

第三章 財政確立

第一節 整頓捐稅收入

查治安確保產業開發則民間經濟自能充裕關於稅收亟宜當隨時整頓勿令再事遲納以期充實收入細目如後

一、先於一個年度由縣派員分赴各村於農閑時期召開農民講話會若干次務使了解納稅為人民應盡之義務不可不教而誅

二、人民即具有納稅應知之常識須從嚴規定納稅期限認為確無滯納之必要者務令依限繳納違則依章加罰勿予絲毫寬貸期在二個年內將滯納之弊完全革除並民間陳欠畝捐一併限此二個年內一律補納完竣勿再姑寬以裕公款

第二節 整頓農家負債

各村民戶拖欠之農商貸款春耕貸款應由村長查明催還其負私人債累者亦應斡旋俾早償還以上應於陳欠畝捐補納完竣後予限二個年分別結清以免除暴利共謀回復其自由生業為目的嗣後農戶借貸款項非用於產業事項者村長得為拒絕証明以上二項共以五個年辦竣但農商貸款及春耕貸款因係官方貸出之款如追償過急或可提前先辦

第三節 廢止虛礼虛飾

應由縣署將婚喪慶吊各事項斟酌限度擬定辦法並指導各村訂立公約無論城鎮鄉村須一律力求儉約

各村鎮所設三種公會同時撤廢及其他一切不合之團體亦應一律取消之並由此所得之財產悉歸入公會之基金而此項
基金應限五年按照預定計劃期內增設新置造林及其他各地分別實施之

第四節　籌定基本財產

查本縣對於公家基本財產非但各村未有即縣署亦未設立積蓄甚屬不以一日之急不足以應付非常
長此以往將何以備非常而立財政根本之大計此基本財產之籌定為不容緩者也

其籌劃方法如後

一　由縣府籌集款項每年編列基本財產造成費額於本縣預算內撥付由本年起分期撥付

二　基本財產以造林為主以五年為一期每期在五個年內按期分別造成以期財政上有基本保障

三　造林基本財產之收入

(一)　縣由村按年指定若干每年編列正式預算

(二)　造林之收入

(三)　苗木之購買

(四)　一年以後每年利息之收入

(五)　每年公余現款

(六)　其他所有各項結余之收入

第五節　籌設產業組合

農村物產每值出售之期一般奸商組合臨時公司利用鄉農不識利害心理以小恩小惠勾引入彀不以大

斗折捐糧石即以捐稅驟起多加錢款詐核算為数甚鉅応由村長勸令御農各就区域之便設定産業組合凡農村出売糧石大家積有成数摒選公行公正之人代表出売一則糧石可得優等價格二則共去貳商人接洽量吞確能公平交易且有数百户之消費僅一二人之消耗此意当為各人所歡迎也

第六節　籌設消費組合

為免農村現款之外溢応由縣規劃飭於各村籌設联村消費組合以五年為限一年酌設三処定每両村設一組合五年共設十五処凡屬農家一切消費用品均飭人民由組合購買庶免現款外溢而資周転

第七節　籌設金融組合

本縣除金融合作社外応再籌設金融組合並於全縣三十主村中択交通重要地点酌設各村联合金融組合以資金融之流通而期補助農村経済之不足此於五年振興計画実施期内按年酌帯酌辦之

第四章　教育普及

第一節　普及小学教育

教育之万事之母小学為教育之根本応宜注重実施普及項目列後

一　調査失学児童

凡縣属各村由八歳至十四歳之失学児童共有若干応限半年内由教育主管方面調査詳確以備設法促令就学万勿再使遺漏

一　增加各項教職人員數

以前學校重視量的發展，至質方面則較差，當時增加各科教職員，又充實設備，亦年年[illegible]以符上級之規定，並謀充實改進。

一　改善教員

以上之發展或後無從實施，又本校教員在一律由教育部審定其資格，不合者不得充任，並應考試[illegible]聘任之規定。

一　經費

無論事業各級有關費用，各校有固定校產，或由政府[illegible]今年更補助各校，以期各校[illegible]百分之五十以上，以期充實設備，並[illegible]

又　教育經費須另行籌措，以一定年度[illegible]使其教員能安定，而[illegible]教育

第一節　屬僚等會選舉

小學教育之成績，以一定期間[illegible]有之民家學校，分由縣政府[illegible]

總計人口[illegible]以三十三村，每村一處為標準，惟於五年內分期完成之。

（附）

康德二年度 康德三年度 國庫補助實験（指定）村農事共同施設費明細表

優良種苗種畜購入		
種苗	種畜	小計
四〇	一〇〇	一四〇

共同作業費			
作業場	種畜場	堆肥場	小計
六五〇	一二〇	八〇	八五〇

優良農具購入費				
畜力機	脱穀機	風選機	選穀機	小計
八〇	六〇	七五	七五	二一〇

副業用機器具購入費					
製莚機	製袋機	機織機	製繩機	製莚機係子器具	小計

八〇	四〇	一〇〇		一〇〇	三二〇

経費合計	経費	八〇
	小計	八〇
合計		一六〇〇

ろ 苗圃設営事業

（[illegible]康徳三年七月号） 縣公署実業股編纂

イ. 依蘭苗圃事業（康徳元年四月）

A. 実施経過概要

城内西南隅に苗圃用地三十六畝七分八厘（内二畝八分は水溜）あり、苗圃に於ては苗木の育成に土地不足のため当時係争中であった関帝廟基を実業股張全氏[illegible]千二百三十円で買収した。尚は城内に菜園地七畝八分七厘と城外西北地六十五畝六分四厘及西角[illegible]地一一畝を分散所有し之等を全部苗圃に分配した。

B. 施設の目的

育苗植樹拡大の為

C. 施設計画及内容

逆産の回收は公款で回收し、公産の苗圃に分配したのは財務局の経理で分配したのである。

D. 実施概要

城西北地と城外西南地は半分は植樹をなし、半分は小作せしめてゐる。

E. 效果

城外の土地は乾燥甚しく且つ風害のため植樹の結果は発芽不良であった。

ロ. 優良種子の配布（康徳元年五月二日）

A. 実施前関係事項

実業部と満鉄会社が協議し本縣に優良大白栗（谷子）の種子を一〇〇〇〇斤配布され旧斗に換算して五十石であった。

B. 施設目的

農産物の改良増殖をはかる為、

C. 施設計画及内容

大白栗を領收後各区に配布された数量は左の如くである。

一区	六石	四十九戸	栽培面積二〇一天地
二区	四〃	四十五〃	〃 一七八〃
三区	八〃	三十九〃	〃 一五三〃

四区	五〃	七十〃	〃	一六六〃
五区	六〃	三十八〃	〃	三〇〇〃
六区	七〃	五十二〃	〃	二三九〃
七区	五〃	十九〃	〃	二三一
八区	四〃	三十三〃	〃	一九六〃
九区	五〃	三十二〃	〃	八六〃

D. 実施概要

夏季に生育状況調査を一次行ひ、秋末に収穫状況調査を一次行ふ。

大白栄種交換法を作り各区に実行さす。

E 效果

にあつては水害を被りたるも其の他の各区の作付面積は一二八四人にて合計収穫高は八〇七石（旧斗）で一反地に付平均収穫高は二石二斗七升強であつた。

F. 感想

有利方面

粒は在来種より大にして産量も多く病害なし。

不利方面

湿地及肥料欠乏の土地に適せず穀皮固い為在来種に比較して精白するに労する事多し

こと多し、又茎幹固き為飼畜に不良である。

八、改良大豆採種圃（康徳二年三月十六日）

A、実施前関係事項

奉天省実業庁と満鉄会社は協議し県に改良大豆採種圃を設置し四平街原種圃より改良大豆を交換し数量は四十一石（旧石）であった。

B、施設目的

在来大豆を優良種に替へ以て生産の増加、農民の福利増進を期す。

C、施設計画及内容

区別	分配数量	分配戸数	栽培面積
一区	一二石	分配 一二戸	栽培面積 六〇天
三〃	六〃	〃 六〃	〃 三〇〃
六〃	一一〃	〃 一一〃	〃 五五〃
八〃	六〃	〃 六〃	〃 三〇〃
九〃	六〃	〃 六〃	〃 三〇〃

D、実施概要

夏秋に[illegible]害状況を調査し成績良好なるもの[illegible]農民に[illegible]交付し、[illegible]

E 成果

一般有力な農民は改良大豆の生産増加に対し良く認識し[illegible]之が種子を[illegible]

不足な農家に於ては[illegible]生産[illegible]

二. 植樹（康徳三年秋季）

A 実施の理由

県公署所在地[illegible]荒地[illegible]且つ[illegible]八区は[illegible]地で作物の生育に適せず、[illegible]

これは農村の復興は不可能であるので[illegible]土地所有者に[illegible]

B 施設目的

植樹をなし造林をはかるため。

C 施設計画及内容

区別	戸数	植樹畝数	植樹本数
一区	八戸	栽植 六〇畝	二四〇、〇〇〇本
二区	二〇戸	〃 二〇〇〃	八〇、〇〇〇〃

区別	戸数	植樹畝数	植樹本数
三区	三九戸	栽植五二畝三	二〇九、二〇〇本
四〃	三三〃	〃七八〃	三一二、〇〇〇〃
五〃	八〇〃	〃一一三〃二	四五二、八〇〇〃
六〃	四八〃	〃六六〃〇五	二六四、二〇〇〃
七〃	七五〃	〃二八一〃	一一二四、〇〇〇〃
八〃	三〇〃	〃三四〃五	五三八、〇〇〇〃
合計	三一五〃	〃八〇五〃〇五	三三二〇、二〇〇〃

D、実施概要

村長をして督促せしめ各戸毎に報告さす。

E、効果

現在成績調査中

ホ、種禽と種畜の購入

A、実施前関係事項

康徳二年四月より苗圃に於て種禽種畜場を附設し引続き、種禽、種畜を購入し、以って

畜産改良を提倡す。

B. 施設目的

家畜の改良提倡の為。

C. 施設計画及内容

購入年月	種類	頭数 牡	頭数 牝	計	備考
康徳二年四月十四日	ヨークシャー種豚	二	五	七	
〃 三月十八日	[illegible]	二	[illegible]	一三	
〃 三月四日	ロードホーン種鶏	一	一	[illegible]	
〃 九月五日	在来種豚		二	二	
〃 十一月三日	バークシャ種豚	二	四	六	
康徳三年一月二十日	〃	一四	六	[illegible]	
〃 二月二十七日	種卵	九	一六	[illegible]	

D. 実施概要

勧農費より支出して鶏舎及豚舎を建築し備飼料を供給し分産後に各村に配布する予定である。

E、効果

未だ配布されてゐない。

ヘ、家庭羊毛加工場の設定

A、実施前関係事項

康徳二年九月九日四平街縣辦事処に於て女生三十名を招致し羊毛加工傳習所を、設立した。

B、施設目的

婦女子の生活技能向上を提倡する為。

C、施設計画及内容

勧業費より支出し教員を任用し女生に羊毛の紡織を練習さす。其の羊毛材料は満鉄附属地羊毛家庭工業社より供給されてゐる。

D、実施概要

傳習期間は三個月で現に二班が卒業し三班が入学傳習中である。

E、効果

婦女子が之を練習し熟練するに至らば手工業者として生活可能である。

ト、産業奨励金の使途

予	算	説					明
科目 款	科目 項	予算額	種目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
勧業費		二八〇〇、四〇〇					
	(一)家畜伝染病予防費	五〇〇、〇〇〇		五〇〇、〇〇〇			
			薬品	三五〇、〇〇〇			[illegible]
			用具	八〇、〇〇〇			[illegible]
			補助奨励金	五〇、〇〇〇			[illegible]
			宣伝刊行物	二〇、〇〇〇			[illegible]
	(二)農事改良費	一五〇〇、〇〇〇		一五〇〇、〇〇〇			

予算説明

科目 款	科目 項	予算額	種目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	附記
			定期編印農業改良分農村農業新智識普及費	一八〇、〇〇〇			
			農事施設費	五五〇、〇〇〇			設立於農村臨時農業講習会
			奨励農産費	七二〇、〇〇〇			毎年辦理農産品評会一次擇有優良農産物酌予奨金
	三 畜産改良費	八〇〇、〇〇〇		八〇〇、〇〇〇			
			獣疫予防費	五〇〇、〇〇〇			購予防薬於春季施行予注射
			畜産品評会費	三〇〇、〇〇〇			擇大宗畜産毎年辦一次品評会

4 苗圃

本縣々立苗圃は民國十二年に縣城内に創設されたもので事変前迄は[illegible]業施設に何等見るべきものがなかつたが事変後大同二年現縣公署実業股長[illegible]として着任以來苗や其の他所要経費の増加と相待つて事業計画を立案実行に[illegible]三年建設途中の本縣苗圃実施計画に基づき次の四項目を実施されてゐる。

苗木の育成

種畜の飼養

[illegible]

公園の設備

本縣苗圃の土地分配表は次の如し。

土地分配表

類別	畝数
苗圃試驗用地	一一一、二四畝
農業[illegible]地	六五、六四
放牧及飼料用作物用地	四、七

類別	畝数
採樹地	畝 五、八
育苗地	一一、九六
造林地	一五、〇〇
花園	二、六一
其他	八、六七

本苗圃の康徳三年度の経費は五千二百二十九円で地方公款及勧業費より支出された。

経費支出数目調査表（康徳三年度）

	本年度予算高	本年度支出高	残高	備考
苗圃事項	円 五二二九、〇〇	円 五〇一八、六四	円 二一〇、三六	
一、給料	一五二〇、〇〇	一四四〇、〇〇	八〇、〇〇	主任以下三名、長工五名、臨時工五名、以下十名名十ケ月計算
一、賞与	五九、〇〇	五九、〇〇	—	百分之四支給

一、雑入費	四、〇、三	一六、五一一	一、一〇〇	種苗、肥料、農薬、事務費
一、事業費	二、八、〇〇〇	二、八、一一	二、九〇〇	内七〇〇〇円は学生実習会費
一、修繕費	一、〇〇〇	二九、四三	一、五七	建物修繕
一、雑費	七一、[illegible]	六、[illegible]	二〇〇	

本学附属農場施設の概要を示せば次の如くである。

本場面積は現在約二十一町歩であつて其の内訳は次の通りである。即ち市内の下地が三十六畝七分八厘で市後の園地が七畝八分七厘、城外の学田は十一畝九分六厘で新購入地七十四畝九分八厘である。而市街後の園地は比較的距離遠く管理に不便なるを以って小作せしめた。

城外の学田は土質不良なるため牧草「ルーサン」を播種し以って種畜の飼養をしている。城内の苗圃の旧地は面積狭少にして数年来樹木多く運動公園として其の施設を漸次完備し、数種類の遊覧地として残り、苗木の育成、種畜の飼養、作物の試験は専ら新購入地を以って施行されている。

次に苗圃の業務実施事項に付いて述ぶれば次の如くである。

本場の設営地、河岸、道傍等は約三万天地以上の面積を有し、現在皆民は何等その利用方法

を知らず、為めに年々荒廃して行く状態なるを以て、県当局に於ては其の天然の利源利用を極力農民に提唱し、之等の土地に植林の必要を説き、康徳二年度春季県内帝政記念緑化運動に際り本苗圃にて育成の苗木を各農村に配布し其の本数は七千余本に及んだ。

而して県内農民需要の苗木の自給自足を計るために新購入地十七畝に新に苗木を種植し、其の供給に遺憾なからしめた。

苗圃の設備として現在井戸二井あるが、水勢弱く全圃地の灌水に稍々不足あるを以って、康徳三年度より一井を増加鑿井することになった。其他種子としては落葉松十瓩、黒松四斗、水曲柳十斤、イタチハギ五斗、暴馬子十斤、用具としては除草器、移植器、修剪器等十数件が大々購入された。

猶日、覆除けが百四十架製作された。

播種された樹木名及床数は次の如くである。

落葉松	二〇畦床
黒松	二〇〇畦床
水曲柳	二〇畦床
湖萩(イタチハギ)	五〇〇畦床
糖槭	一〇〇畦床
暴馬子	一〇畦床

であった。

次に昭和十年に於ては優良種子配付　稲一石、小麦一石、……一石、蔬菜……百本、果樹苗二百株、大体以上の如き作業が施行された。

試作圃場実施事項

本場に於ては農作物の改良増殖を計るため本圃場を設けて農作物の改良試験を実施し、その結果を農家に普及せしむるに努め、尚ほ農民に於ても之が実施を……の改良試験に努力した。

一、稲作　品種、肥料、肥料に使用する農具十数件、及消毒、予防駆除の実行を勧めた。

一、改良すき十五丁を備付け、試作希望する者に貸与し農民の在来すきと交換した。

一、大白菜一斤の種子を配付し、在来種を採取し農民の在来種と交換した。

一、燕麦を五畝に播種し其の試験成績良好ならば鉄道沿線及県内農家の畑作地の各作物地域に之が普及を励行する。

一、其の他特用作物としてケナフ一畝、亜麻〇、五畝、棉花〇、五畝を夫々播種し、その適否試験が行はれた。

一、園芸作物としては

根菜類　大根、蕪菁、人参、牛蒡、甘藷

蔬菜類　甘藍、葱、玉葱、白菜、蕪菁

果菜類　茄子、番茄、胡瓜、西瓜、南瓜、冬瓜、白瓜

根菜類　馬鈴薯

並に蔬菜栽培を行つた農家は何れも良好で其の普及を計ることとした。

尚蔬菜の生産は本年度に於いて前年に比し二倍以上に達し、管理は全部本島人に指導して収

集し、産出増量、島内需要を満たすと共に各地へも移出しうることとなつた。

畜産奨励施設

縣下畜産業奨励に関し、本年度二三年度「トーマス」「ニュージーランド」産羊及各種家畜を輸入し、島内

陪に島全島の農家に配付して飼養を奨励することとし、現在猶ほ森林支配を行ふことである。

飼養畜産の種類としては左の如きものが購入される予定である。

羊　ナリノー種十頭

豚　ナンキン種豚二十四

鶏　レグホン　ロードアイランド種各々百羽

鴨　カキキヤンビル種男子五十隻

家畜の生産を図る為として二百頭、外国から種畜及各種の生産予定家畜が輸入された。

公園施設実施

公園に面積は九段、道路の改修、樹木の植付等で之を完成し近代的公園を建設し、以て市民の

三) 難民

[illegible]

八一六號　合計三万二千三百二十一戸八十六號を以つて難民の救濟に當らしめた。

合了の難民は大人三万二千六百六十二人、小人一万三千七百六十三人に達し[illegible]

月ー九月二十日に至る間高粱一千六百八石一斗九升を放賑した。（買裁価格一万四千八十一円四銭）且つ現金として六千七百二十円九銭を与へた。其他雑公費五百三十四円七十四銭を加へて支出総計二万一千三百三十五円八十七銭が救済費として使用され、残額一万一千百八十四円九十九銭は縣務委員会の十月九日の決議により縣公署に返納された。

民国十九年省公署の令に依り本縣の査定精数額は五万元を民国十九年、二十年、二十一年の三ヶ年内に初年度毎一天地当四角、二年度四角、三年度五角の割合で、徴捐と同時に納入せしむる計画が立てられたが、実際に徴収せる額は次の如くであった。

民国十九年	五、三七一、五〇五円
〃　二十年	五、四二四、一八二
大同元年	一二、六五七、六五二
他利息	一七四、六五四
合計	二三、六二七、九九三

右に対し大同二年二月頃省令に依り、大同元年十一月一日以後に徴収せるものは納入者に返還せしめた。

従って右金額の処理は次の如くなされた。

返還	四、一四二、一六三円
放賑	六、〇〇〇、〇〇〇

貸付　　五五四、〇〇〇

残額　　一二、九三一、八三〇

然るに満洲事変直後財政窮乏の為め積立金は警察費に消費された。然し貸付金五六四円を回収して県公署より康徳三年四十円、康徳四年四十円、康徳五年四十[illegible]を出して補填する予定になってゐる。

其後康徳二年十一月右公署の命に依り三ヶ月間に一八〇〇〇石（新度量衡）を徴穀、同じく康徳三年度も十一月より三ヶ月間に一八〇〇〇石徴穀することゝなり、一天地当り黒大升（新度量衡）を徴収された。

康徳三年春季より[illegible]倉庫を全県下に建築設立される予定となり、位置、収容数は左の如くである。

県城	（本倉）	一六間
郭家店	（分倉）	一四〃
小城子	（〃）	七〃
楡樹台	（〃）	一四〃
三江口	（〃）	四〃

建築費は一間当り一四〇円として計七七〇〇円の予算にて康徳三年度は民政部よりの補助金五四〇〇円あり不足の分二三〇〇円は前述義倉積立金一三四八五円八三を流用する予定にて右

公署に目下申請中で許可せられない場合は村費中より補充する予定である。

徴収穀物は省令に依れば穀子になつてゐるが本縣東遼河沿岸一帯は康徳三年の水害にて穀子不作のため高粱を申請し、四区は許可され、七区は目下申請中である。

徴収方法は土地所有者より一天地当り新度量衡の大升と〆（内半分は現金にても可）一、二、九区は本倉へ、三、四区は郭家店分倉へ、五区は小城子及楡樹台分倉へ、六、七区は楡樹台分倉へ、八区は三江口分倉へ夫々納入せしむる予定である。

其他第二区係子河屯（実験村）に一倉を設立し屯長のみが納入することになつてゐる。

納入は各農戸より牌長、牌長より甲長へ、而して甲長は保長に通告して記帳の上倉庫に納入す。

貧農は徴収を免除しても差支へない。

康徳二年度に於ける徴収額は既に一五〇〇〇石に達した。該額は第七区に於ける前述の高粱納入の許可を得るのみである。

目下倉庫建築未完成に付き暫進的方法として商戸の倉庫に臨時分納貯蔵しつゝあり。

義倉穀物の使途

「散　放」

災害救済のために給与するをいふ。

一人当り三十日分を施与するを許さず、且つ毎日大合を超ゆることは許されない。配給方法

二俵[illegible]

依って決定され[illegible]総会に依って[illegible]のである。

「貸出」

窮乏農村不足ニ際シ[illegible]村長[illegible]

保証人を立てりめ村長証明のもとに一人、一年 五斗迄貸出を行ふ。

「[illegible]耀」

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二宮[illegible]使途の目的[illegible]

「[illegible]」は[illegible]貯蓄量又は現有量の[illegible]分の一迄に制限されてゐる[illegible]

[illegible]ることを得。

「貸出」は[illegible]最少貯蓄量の三分之二を差引きたるもの、三分の一以下に制限されてゐる。

「平耀」は以上の金額以内。

「更新」

財政窮乏の恐れある時は買替を行ふ事を得。

義倉の現金にて徴収されたものは、郵便貯金、中央銀行、全聯合作社存金とする。

「組　織」

民政部令第十二号に依り義倉は県長之を管理す。

県長のもとに「義倉委員会」を設け県内官民並公正の士紳を以つて組織す。委員会の構成は次の如くである。

委員長　　県長

副委員長　　参事官

委　員　　副参事官、県公署各科長、村長、倉長、保長　各地方代表　農務会長、商務会長

事務は幹事員之を司る。

倉長―警察署長　又は保長　倉長を兼任する。

幹事員　倉丁

本県義倉概況（康徳三年度）

（一）設倉数及

県城本倉

郷村各分倉

小寺子 〃

高橋台 —

三江口 〃

長富所 〃

(2)

請求額 [illegible]

予徴額 一八、一三八、一三八石

已徴額 一五、七〇二、八七八

未徴額 二、四三五、二六〇

(3)

倉庫面数

散在ノ倉 一六箇

[illegible]分倉 一四〃

小寺子 七〃

高橋台 一四〃

三江口 四〃

以上[illegible]合計[illegible] 一四〇四〇円 [illegible]

[illegible]中

(4)

関上[illegible]

予徵款數　二六〇五、五一二

已徵款數　一九四一、六四八

未徵款數　六六三、八六四

(5)

予算款額

收入

四二、六二三元（內旧積穀款一三、四八五元、部發補助建倉費五四〇〇元、部發基本金六、八七八元存款生息六二七元　換價一二、〇六〇元、商工積穀一七二元兩年份）

支出

一〇、七三四元七五（內建倉費七七〇〇元、人件費一八七二元、維持費七一六元七五、雜費四四六元）

餘款金

三一、八八七元二五

(6)

職員人數

倉長　五名

辦事員　五人

倉丁　六人

梨樹縣義倉施行辦法（康德二年五月梨樹縣公署訓令第[illegible]号）

第一條　梨樹縣本倉ハ縣城西南街縣警務局西側空地ニ設立シ倉庫二十五間ヲ建テ（附図第一）分倉ハ榆樹台警察署中ニ設立シ倉庫二十五間ヲ建テル（附図第二）

第二條　本倉ノ穀類ハ一、二、三、四、九区ヨリ徴収シ分倉ハ五、六、七、八区ヨリ徴収ス

第三條　倉庫建築ノ際ハ地面ヲ約二尺余掘下ゲ土砂ヲ入レ込ミ地面ヨリ一尺程高ク土盛リシ浸水セサルヲ要ス

第四條　倉庫ノ底ハ石塊ヲ使用シ、一間毎ニ換気ノタメ十字窓ヲ作リ、周囲ハ煉瓦ヲ使用シ隙間ヲ漆喰ニテ付ケ湿気ヲ防グ

第五條　倉庫ノ屋根ハ洋鉄デ葺キコールタールニテ塗ルコト

第六條　倉庫ノ屋根上ニ窓ヲ取リ付ケ換気孔ヲ作リ鉄網ヲ張ルコト

第七條　本倉ニ二十五間、分倉ニ二十五間建築スルウチ一間毎ノ容量ハ三百石ニシテ總容量ハ一万八千石デアル

第八條　本縣各区ノ土地ヨリ毎年一畝ニ付キ穀物大合ヲ徴収ス（毎大畝当糧量約二升）

第九條　徴収期間ハ毎年十一月一日ヨリ翌年一月末日迄ト制限シ、各村長及保甲長ハ原ノ[illegible]郷間花戸地数穀数[illegible]ニヨリ徴収シ、終リハ所属倉庫ニ納メシテ置ク

第十條　商工各戸ニ於テハ毎資本百円毎ニ穀物三升ヲ徴收シ時価ニヨリ現物ニテ納入シテモ差支ヘナシ

第十一條　各項規定ヲ遵照シテ別ニ詳細辦法規定スルカ建築　倉庫　場所　徴穀数量及期間ハ悉ク本規定ニヨリテ処理スヘシ

第十二條　本辦法ハ許可ノ日ヨリ施行スルモノトス

梨樹縣義倉計画書（康徳二年十月梨樹縣月報）

第一條　梨樹縣本倉設於縣城西南街前警務局西院
建築倉庫共十六間（毎間容新斗三百六十八石）

第二條　分倉四処　分配地点左ノ如シ
郭家店市聯村辦公処院内　十四間
小城子鎮警察署西院　七間
楡樹台警察署後院　十四間
三江口前警察隊院内　四間

第三條　徴穀区域ハ左ノ如シ
第一、二、九区積穀收入ハ縣城本倉ニ之ヲ貯蔵ス
第三、四区積穀收入ハ郭家店分倉ニ之ヲ貯蔵ス

第[illegible]ハ、[illegible]分倉ニ之ヲ附設ス
前文、ニ定ムル[illegible]ハ、[illegible]分倉ニ之ヲ附設ス
第八ノ建設ハ、三ニ[illegible]分倉ニ之ヲ附設ス

第四條　建築倉庫ハ堅固ナルヲ要シ、新設倉庫ハ未タ濕気アリテ腐敗ノ恐レアルヲ以ッテ
当分谷本分倉共商店ノ旧倉ヲ借用

第五條　本、分倉ノ[illegible]毎[illegible]
[illegible]

第六條　徴募辦法ハ別紙ノ通リテアル

第七條　[illegible]

第八條　本[illegible]ハ許可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

[illegible]

一、本倉、分倉所需款子分ヒ徴収之支款也
第一[illegible]　第一之[illegible]徴収款子送往[illegible]
第[illegible]之　第四之徴収款子差往郭家店分倉存収
第五之徴收款子送往小城子分倉収存
第六巳　第七之徴收款子送往楡樹台分倉存収

第八区徵收穀子送往三江口分倉存收之

二、住民按照地畝不分等則每畝穀子大合（新制量器）

三、商工各戶按照資本以二百元比地十畝每資本百元徵穀三升百元以下者免徵之

四、由康德三年十一月一日起開始徵穀至十二月底為限一律繳齊

五、徵穀期前各村由村長照章成立義倉委員分会以資協助辦事組織如左

会長一名　村長充之

副会長一名　村吏員充之

委員若干名　甲長充之

六、由各村義倉委員分会將所屬農戶姓名地畝應納穀數調查明確須具徵穀台帳以便通知催令繳納

七、商工各戶應由城鎮商会調查資本使用台帳通知書供農村会

八、各村義倉委員分会應先借用假定倉驗收民戶納穀集有成數隨時送往本分倉各驗收但在保管期內由村長完全負責、

九、本地穀子有精良粱良黃色、白色之別應由各村長先向本管倉長接洽某村應送某色穀類總以該地出產最多者一色能定倉者為宜

十、各村長及義倉会長辦事員等對於驗收穀類務須鑑別品質確為新穀如有穗粃参雜須用風車簸後

具行登入、

十一　穀政之書文通知書表由縣公署代印分發使用以昭一律

十二　各倉收貯穀須後須按照其應填之色係某村繳納以資識別

十三　各倉倉長對於某日收穀若干應時記載每月須表報到縣以備查核

十四　本辦法自呈准日施行

積穀台帳（格式甲）

某縣某某区某村

年	月	日	姓名	畝數	戶則	積穀數	計

（格式乙）　某某縣某区

村別	甲	乙	倉長姓名	積穀總數	備考

（格式丙）某某縣積穀台帳

区別	村別	甲	積穀數	備考

康德三年度梨樹縣義倉歲入歲出予算表

歲入經常部

予算		說明			
科目 款項	予算額	種目	本年度予算額	比較增減	附記
一、繳入金	五一、八一	一、繳入金	五一、八一		以前積穀款一二、九三一、八三業為縣行政經費借用由康德三年起撥還四、〇〇〇、四年度撥還四、九三一、八三、民戶借貸積穀款五五四、催令備還 部落基本補助金六、八七八、商工積

					會收入二、〇一八六[illegible] 期存款年息七厘共生息六一七
經常部計	三、八一				

[illegible]基金一財産表

種目	實存數	種目	實存數	說明
[illegible]部[illegible]金	六、八七八	證	一八、〇〇〇	
[illegible]	二、〇八六			
合計	八、九六四		一八、〇〇〇	

款項	科目	予算數	種目	本年度予算數	前年度予算額	比較增減	附記
一、義倉費		三、七七九	一、薪水	九〇〇			本倉辦事員一名、分倉辦事員四名、每人月支十五元
	一、薪水	一、四七五	二、雜給	五〇四			本倉々丁一名、分倉々丁五名、每人月支七元
		七二〇	三、賞共	七一			實驗村分倉在內按百之五
	二、辦公費	三六〇	一、辦公費	七二〇			本倉一処、分倉五処、每倉月支十元、筆墨書憑冊法等項均在以內
	三、備品費		一、備品費	三六〇			每倉年支六十元
	四、雜費	五〇四	一、雜費	五〇四			本倉月支十二元、分倉五処各月支六元

五、修理費	七二〇	修理費	七〇〇			基金存款二百五十元
經常部分	三千七百九					

勤工無時記

一、歷年收支金	一、歷年收支金	一、〇一四 一二一四	一、歷年收支金	一二一四		上年十一二月成立簿記 購入什費 三〇四 辦公什費 一〇四 備品費 四〇〇 修理費 四三〇
二、積立金	二、積立金	八八 八八	二、積立金	八八		
總共合計 總計合計		一、四〇一 三三八一				

6. 農産品評会（八、康徳二年十一月五日）

イ、実施前関係事情

実業部第三〇八号訓令により各県農産物及び畜産物の品評会を開催する際本部より補助金を支給さるゝを以つて本県は農産物品評会を開催する準備をなし補助金呈請書は既に省公署に報告された、

ロ、施設目的

農産物の改良増殖を奨励する為

ハ、施設の計画及び内容

実際支出額は五四五元〇一分で実業部よりの補助金は一三〇元で不足額は県予算の農事施設費と農産物奨励金より補助された。

ニ、実施概要

一、会期は十一月五日にして、五、六両日に審査し、七日午前に褒状を授与し午后二時に閉会された。

一、出品物は県管内の九区より出品され改良大豆四七件、大豆六十件、高粱六十件、大白粟六十件、粟六十件、包米四、米四六件、小麦二三件、陸稲四十件、水稲四件、落花生九件、棉花十八件、其他合計四二七件であつた。

一、褒賞等級及種類は大豆一等一名、二等五名、三等十六名、大白粟一等二名、二等四名、

一、三等一二名、高原一等一名、二等一名、三等一名、豊郷二等一名、三等一名、三河一名
一名、二等二名、三等五名、鏡子一等一名、小倉三等一名、南郷二等一名、一等一名、八
坂一等三名、三等四名、水俣一等一名、三等一名、華冨生二等三名、合計賞状を授與された
者は百名である。

一、一等五名　每一人宛時計一個と縣知事及縣長賞状各一個宛を授與し、一等二十名　每一人宛
[illegible]賞状と、[illegible]し、縣長農業賞状各一個宛を授與す。二等八十五名　每一名に[illegible]農民
一、[illegible]賞状と、[illegible]賞状一個を授與す。

其の他出品人にして本會に參加し賞典を得なかった者は計八十三人で一名毎手拭二枚宛を贈呈した。

一、參觀者は[illegible]名を算した。

一、[illegible]部に於て[illegible]消[illegible]審查員として[illegible]衛[illegible]田中[illegible]が[illegible]。今[illegible]
[illegible]された。

一、標語　[illegible]

A　農會聯合會宣傳標語

1　農村經濟之強固在乎農業改良
2　[illegible]
3　[illegible]

4. 農作物的成色好農民得的価錢必多

5. 種籽的好壞以色沢光華分量加重而判定

6. 種說良種籽纔得美満收成

7. 優良種籽播在田裏不会発生怎様劣変

8. 下好種出好苗不致徒耗地力与人工

9. 選播優良品種是增進產量的要着

10. 交換種籽比較原、地種籽生育成熟迅速的多

11. 要想農產物收成好非選択種籽不為功

12. 農產物品評会是奨励農村作業之向上

13. 農民不可欠的知識就是選択種籽

14. 種子優良其收獲成績必佳

15. 改善農產物之入手就在選択優良種籽

16. 知道選択種籽纔是有知識的農人

17. 品評会最後的希望就是農民知識日新競争向上

18. 種籽消毒可以減少病菌增加產量

B、 授賞者姓名褒賞等級及種类清册

区域	住所	姓名	出品種目	受賞等級	備考
二区	[illegible]	吳泉方	[illegible]	一等	
一区	[illegible]	[illegible]	〃	二等	
一区	[illegible]	[illegible]	〃	〃	
三区	[illegible]	劉肇燕	〃	〃	
〃	[illegible]	李極	〃	〃	
六区	[illegible]	李鳳武	〃	〃	
一区	[illegible]	王六	〃	〃	
〃	[illegible]	王祖宗	〃	三等	
〃	[illegible]	[illegible]	〃	〃	
〃	〃	胡德邦	〃	〃	
〃	[illegible]	劉布九	〃	〃	
一区	[illegible]	[illegible]	〃	〃	
〃	安富村	[illegible]	〃	〃	
〃	安美村	石秀成	〃	〃	

区別	住址	姓名	出品種別	褒賞等級	備考
二区	俟美村	石香亭	改良大豆	三等	
	俟興村	許国栄	〃	〃	
	俟尚村	李　有	〃	〃	
三区	誠意村	喩凌魁	〃	〃	
四区	徳隆村	王鳳山	〃	〃	
五区	仁恵村	郝丕軒	〃	〃	
九区	信用村	馬永才	〃	〃	
一区	勤耕村	鄧鳳鳴	大白菜	一等	
〃	〃	梁　生	〃	〃	
〃	〃	朱鳳祥	〃	二等	
〃	〃	朱万珍	〃	〃	
三区	誠建村	王鳳岐	〃	〃	
五区	仁里村	王輸文	〃	〃	
一区	勤農村	賀娃文	〃	三等	
〃	勤民村	楊金生	〃	〃	

〃	勤耕村	張書廷	〃	〃
	勤読村	傅春沢	〃	〃
二区	倹豊村	蒋昌祥	〃	〃
〃	倹裕村	朱　琴	〃	〃
三区	誠意村	夏運生	〃	〃
〃	誠忘村	趙継聖	〃	〃
六区	義路村	陳喬廷	〃	〃
〃	義方村	徐久有	〃	〃
〃	義享村	孫洪徳	〃	〃
〃	義勇村	尹　富	〃	〃
五区	信友村	劉興仁	〃	〃
五区	仁愛村	范継勝	高家	一等
一区	倹素村	于徳信	〃	二等
一区	開明村	劉真齊	〃	〃
四区	徳育村	侯国玉	〃	〃
一区	勤業村	謝漢華	〃	三等

区別	住址	姓名	出品種別	褒賞等級	備考
二区	倹裕村	孫発	高梁	三等	
〃	倹富村	李文玉	〃	〃	
	倹豊村	董学江	〃	〃	
三区	誠心村	張鳳五	〃	〃	
〃	誠意村	于占廷	〃	〃	
〃	誠志村	趙玉塔	〃	〃	
六区	義孝村	福留春	〃	〃	
〃	義興村	田功	〃	〃	
	義行村	初占芳	〃	〃	
	義勇村	尹富	〃	〃	
七区	礼譲村	于興甲	〃	〃	
〃	礼教村	劉永福	〃	〃	
八区	智益村	陳献廷	〃	〃	
九区	信友村	管延令	〃	〃	
五区	仁恕村	欧永貴	〃	〃	

〃	〃	〃	三反	四反	一反	二反	〃	〃	[illegible]反	[illegible]反	〃	〃	六反	一反	〃
〃	仁[illegible]村	〃	[illegible]明村	[illegible]村	[illegible]村	[illegible]村	[illegible]村	[illegible]村	[illegible]村	仁[illegible]村	仁[illegible]村	仁[illegible]村	[illegible]方村	[illegible]村	〃
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
〃	〃	〃	根子	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	包[illegible]	〃	〃
〃	〃	〃	[illegible]	〃	[illegible]	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一等	[illegible]	〃

区別	住址	姓名	出品種別	褒賞等級	備考
三区	誠意村	夏連生	包米	二等	
〃	〃	丁汝漢	〃	〃	
〃	〃	衣沱	〃	〃	
六区	義興村	李芳芳	〃	〃	
〃	義行村	初寰廷	〃	〃	
五区	仁和村	孫依東	蘇子	三等	
〃	仁慈村	董森	小豆	三等	
〃	仁和村	孫守田	棉花	二等	
六区	義方村	李国富	〃	三等	
七区	礼法村	高清雲	〃	〃	
六区	義興村	張相臣	小麦	二等	
〃	義正村	孫祥	〃	〃	
四区	徳新村	鄭国順	〃	二等	
六区	義孝村	李延栄	〃	〃	
〃	義方村	蕭玉春	〃	〃	

C.

[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	二一	八	八	八	八	一
[illegible]	[illegible]	[illegible]	六	六	六	一
[illegible]	[illegible]	九	九	九	九	九
[illegible]	一	[illegible]	六	六	六	六
[illegible]	一	[illegible]	六	六	六	六
[illegible]	二	八	八	八	八	八
[illegible]	一	六	六	六	六	六
[illegible]	六	六	六	六	六	六
[illegible]	[illegible]	五	五	五	五	五
[illegible]	一[illegible]					

八[illegible]	三[illegible]	〃	一[illegible]	〃	八[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
〃	[illegible]	〃	[illegible]	〃	〃
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]

区別 \ 数量 \ 種類	小麦	稷子	水稻	落花生	棉花	其他	合計
一区	—	八	—	—	—	—	五二
二区	—	六	—	—	—	—	二八
三区	—	九	—	—	—	—	六二
四区	四	六	—	—	—	—	四〇
五区	六	六	一	二	二	—	四七
六区	四	—	—	—	三	—	五八
七区	三	—	三	—	六	—	四二
八区	六	—	—	三	三	—	四八
九区	—	五	—	四	四	—	四四

備考

以上数量各種出品均用各区村長就管内農户揀選不混雜之産粮每種每名送盛旧回升一升

以上出品領奨一百名計一等五名每名賞奨掛鐘一架発給廳製縣製奨状各一份二等二十名每名賞奨新式農具一組発給廳製縣製奨状各一份三等七十五名每名賞奨旧式農具一組発給縣製奨状一份其余出品人及経参加会議而未得奨賞者計八十三人每人賞給手巾二條以示鼓励将来理合[illegible]名

D [illegible]

科目			予算額	実支出額	増減	
款	項	目			減	増
協議会費			六一一、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円	六六、[illegible]	
	奨励金		三三九、[illegible]	一八[illegible]	[illegible]	
		奨状費	[illegible]〇、〇〇〇	三三、九八〇	一六、[illegible]	
		奨品費	二七五、〇〇〇	[illegible]	[illegible]〇、〇〇〇	
	事務費		一七[illegible]、〇〇〇	二七七、〇〇〇		[illegible]
		設備費	五〇、〇〇〇	五一、六一〇		一、六一〇
		購買費	五〇、〇〇〇	五六、[illegible]		六、[illegible]
		会合費	一二五、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	五、〇〇〇	
		保険費	[illegible]五、[illegible]	四一、〇〇〇		一六、[illegible]
		雑費	二五、〇〇〇	七、九四〇	一七、〇六〇	

三、梨樹縣公署主催縣内農産物品評会規則（康徳二年九月梨樹縣公署月報）

第一條　本会ハ梨樹縣第一次農産物品評会ト称ス

第二條　本会ハ縣民ノ農産物ノ品質改良及生産量ノ増進ヲ奨励スルヲ目的トス

第三條　本会ノ事務所及会場ハ縣立苗圃ニ設置ス実業股カ指導シ縣農会カ主催ス

第四條　本会左列ノ通リ職員ヲ置ク

一、会長一名　縣長

二、副会長二名　参事官　副参事官

三、委員長一名　内務局長

四、副委員長一名　農会長

五、委員五名　総務科長、警務局長、財務局長、教育局長　実業股長

六、審査長一名　実業部ヨリ任命ス

七、審査員三名　四平街地方事務所ヨリ一名派遣ス

実業股技士　苗圃主任

八、事務員若干名　縣公署農務会及苗圃ノ職員ヲ以テ之ニ充当ス

第五條　本会ノ委員長副委員長及委員等ハ会長ノ意旨ニ従ヒ会務ヲ準備シ事務員ヲ監督ス

第六條　本縣ハ總務、経理、設備、警備、掌理　招待　奨賞等ノ七部ヲ設ケ各部ニ事

委員若干名ヲ置ク

第十條　本会ノ出品ハ穀実ヲ主トシ [illegible]

生産地ヲ主要田地トス [illegible]

作物生産法ヲ参考品トス

第[illegible]條　本会出品ハ本論 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第[illegible]條　[illegible]

[illegible]

十日ニ限リテ西部会事務所ニ送付スヘシ

第[illegible]條　[illegible]

スヘシ

第十二條　審査期ハ十一月五日ニシテ若シ延期ヲ要スルコトアルトキハ審査長ク之レヲ

指定ス褒賞授與式ハ審査終了ノ翌日ニ施行ス

第十二條　審査ノ結果ニヨリ成績優良者ニ對シテハ左ノ等級ニ依リ奨品ヲ授與ス

一等賞　賞狀及賞品ヲ給與ス

二等賞　奨狀及賞品ヲ給與ス

三等賞　奨狀及賞品ヲ給與ス

第十三條　審査方法ハ審査長及審査員ヲ監督シテ各種出品物ノ情形ヲ批評シ其ノ最良成績者ヲ百点ト定メ若シ点數同一者カアラハ審査長カ之ヲ決定ス

第十四條　出品物中優良ニシテ奨勵ヲ受ケタルモノハ本會ハ之ヲ陳列シ或ハ永久ニ苗圃標本室ニ保存ス

第十五條　奨賞授與式ニハ出品人ハ全部出席スヘシ距離ノ遠キ者ハ每村ニ代表一名ヲ派遣スヘシ、奨品ヲ受クル者ハ必ラス本人ニテ受領スルカ或ヒハ代表人カ代理スヘシ並ニ時間ヲ指定シ農民ノ入場ヲ自由ニシ參觀セシム

第十六條　出品人ハ審査ヲ拒絶スルヲ得ス決定後モ異議ヲ發生スル事ヲ得ス或ハ奨品返還等ヲ得ス

第十七條　出品人カ審査時ニ發生セル予想セサル損失ニ對シテ賠償ノ請求ヲ爲スヲ得ス

第十八條　參考品カ若シ審査長ト審査員カ成績優良ト認ムルトキハ適當ナル奨賞ヲ授與スルコトヲ得、其ノ等級ハ審査長カ決定ス

第十九條　出品者ニ褒賞ヲ授クルト授ケサルト[illegible]審査[illegible]
[illegible]審査[illegible]重要[illegible]ニ[illegible]ス

第二十條　出品ハ[illegible]本会ニ交付シテヨリ本会ノ[illegible]
理スヘシ出品人ノ自ラノ事故ノ故ヲ以テ出品取消シト[illegible]

第二十一條　各区郡村所公知ノ指定出品人ニシテ会場ニ来リ[illegible]
其ノ宿食費ハ村公所ヨリ適当ニ給与ス　但シ一人一日ニ[illegible]
一村ト一名、実費役員等ノ宿食ハ本会カ給与ス

第二十二條　本会支出費ハ予算六百元ニシテ郡ヨリノ補助ニテ不足セルトキハ不足分ヲ縣
公署勧業費ヨリ支出ス

第二十三條　本規則ニ不備ナル点アリト[illegible]ハ審査長ト[illegible]之ヲ[illegible]ス

F、[illegible]農産物品評会[illegible]区出品数量表
（康徳二年度）
梨樹縣[illegible]抜

種別＼区別	一区	二区	三区	四区	五区	六区	七区	八区	九区	備考
改良大豆	一二袋	六袋	六袋	｜袋	｜袋	一一袋	｜袋	六袋	六袋	按本年配定戸数毎戸一袋二区毎村選送一袋
大豆	八	六	九	六	六	八	六	六	五	毎村選送一袋
高粱	八	六	九	六	六	八	六	六	五	毎村選送一袋如係本種籽消毒産品恐於袋上註明
大白粟穀子	八	六	九	六	六	八	六	六	五	毎村選送一袋
穀子	八	六	九	六	六	八	六	六	五	毎村選送種籽一袋如係本年種籽消毒産品應分袋上註明
包米	｜	｜	九	六	六	八	六	六	五	毎村選送一袋
小麦	｜	｜	｜	四	六	四	三	六	｜	按種麦之村毎戸選送一袋
糜子	八	六	九	六	六	｜	｜	｜	五	毎村選送一袋
水稲	｜	二	二	｜	一	｜	三	｜	｜	按種戸毎戸一袋

第六三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
埼[illegible]	[illegible]			[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
合計	五二	一八	六二	四〇	[illegible]	五八	四二	四八	[illegible]	四[illegible]六

7 農業會

本村に於て農業団体としては農業會並に各区に区農会があつた。[illegible]
[illegible]
[illegible]
す。

[illegible]
[illegible]
[illegible]
正義の通るを知らず。其の社会は他の社会階級より文化造に遅れ、殆んど無智に近く現在の状
[illegible]
[illegible]
つた。

次に新農会の組織及章程を挙ぐれば次の如くである.

イ. 新農会内容

人員	会長	県長	辛廣瑞
	副会長	参事官	五十住貞一
	員	地方有力者	范大全
	評議員	第一区	胡貴臣
	同	第二区	孫雲路
	同	第三区	劉椒春
	同	第四区	秦沛然
	同	第五区	劉永令
	同	第六区	宋継先
	同	第七区	孫仲三
	同	第八区	于恵鈞
	同	第九区	谷振東
職員	主事	実業股長	崔振邦
	会計員	会計股長	劉志
	技術員	（三人）	（請者採用）

事務員　　約八名
雇　員
技術員　由青年訓練所卒業生採用三十五人

口、康德二年下半年事業

一、關於種籽之交換
二、關於種畜之配付
三、關於苗床之獎勵
四、關於蟲災病災之救濟
五、關於水旱災之救濟
六、關於土地之改良
七、關於副業之獎勵
八、關於農業功勞者之表彰
九、關於農情之[illegible]
十、關於農業之調查
十一、關於農事組合之設立
十二、關於農事之見學

八、梨樹縣農会会則（康徳三年八月梨樹縣月報第三十四号）

第一條　本会ノ名ハ梨樹縣農会ト稱ス

第二條　本会ノ事務所ハ梨樹縣公署内ニ設置ス

第三條　本会ハ農業ノ改良発達ヲ謀リ以ツテ農民ノ福利ヲ増進セントスルヲ目的ト為ス

第四條　本会ノ執行スヘキ事項左ノ如シ

一、普通農作物特用作物及ヒ園芸作物等ニ関スル事項

二、畜産業ニ関スル事項

三、林業ニ関スル事項

四、養蚕業ニ関スル事項

五、虫害病害ノ予防及ヒ救済ニ関スル事項

六、水旱害ニ際シ之レヲ救済スルニ関スル事項

七、土地ノ改良ニ関スル事項

八、副業ニ関スル事項

九、農業功労者ニ対スル表彰ニ関スル事項

十、品評会及共進会ニ関スル事項

十一、講習及講話ニ関スル事項

三　農事調査ニ関スル事項

四　農事組合及其ノ他農村共同団体ノ指導奨励ニ関スル事項

五　前記以外ノ各関一般ノ須ラク為ニ必要ノ事項ニ付協力スベキ事

項

第五條　本会ノ地区ハ県内ノ区域ヲ以テス

第六條　本会ノ事業年度ハ一月一日ヨリ十二月三十一日ノ間トス

第七條　本会ハ本県内ニ於ケル農地及農業ノ指導者又ハ農業経営者ヲ以テ会員ト為ス

第八條　本会ニハ左ノ役員ヲ置クコトトス

会長　一名

副会長　一名

評議員　九名

第九條　会長ハ県知事ヲ以テ会長ニ委任ス

副会長ハ会員ノ中一名ハ農務官一名ハ地方有力者ヨリ何レモ会長カ之ヲ任免スルモ須ラク首長ノ許可ヲ受ケルモノトス任期ハ二ヶ年トス

評議員ハ各区ニ一名宛各町村長中ヨリ会長カ之ヲ任免ス　任期ハ二ヶ年トス

第十條　会長ハ会務ヲ総理シ会ヲ司ル

会長ハ凡テ会員代表会ヲ経テ事項ヲ議決スヘキモ但シ臨時急疾ト認ムル場合会員代表会ヲ召集ニ際スルニ限リ其ノ専決処理ヲ受クルコトトス

前項ノ諸件ニ関シ会長ハ必ス下次ノ会員代表会ニ際スルニ当リ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第十一條　副会長ハ会長ヲ輔佐スヘク会長ハ事故ヲ発生シタル場合其ノ職務ヲ代表ニ行フモノトスヘシ

第十二條　評議員ハ会長ノ諮問ヲ承リ並ニ会務ノ進行及財産ノ状況ヲ監督スヘシ

第十三條　本会ハ顧問ヲ置クヘシ

第十四條　役員ハ凡テ名誉職ナルモ会員代表会ノ議決ニ依リ多少ノ俸給ヲ与フルコトヲ得

第十五條　本会ニハ次ノ職員有リ

主事

会計員

技術員

事務員

雇員

聯絡員

等トス
主事ハ村公署職員ニ選ラレ内務部長、警察官、農技士、実業学校長中ヨリ適当
ナル者ヲ選出ス

第十六條　主事ハ会長ノ命令ニ従ヒテ事務ヲ掌ル
会計員ハ会長ノ命令ニ依リ会計事務ヲ掌ル
技術員ハ会長ノ命令ニ従ヒテ技術事項ニ従事ス
事務員ハ会長ノ命令ニ依リ庶務ニ従事ス

第十七條　職員ノ任免命令ハ会長ヨリ発スルモ専任職員ニ付テハ省長ノ許可ヲ受クベシ
二
職員ハ別紙通リノ規定ニ依リ給料及手当ヲ給ス

第十八條　本会ニハ会員代表会ヲ有ス
代表会ハ会長、副会長、及ヒ会員代表ヲ以テ組織ス
会員代表ハ村長之ニ当ル

第十九條　左記事項ニ於テハ須ク代表会ヲ開キ議決ス
一、会則及其他ノ重要ナル規則ノ制定ト変更
二、出入予算ニ関スルコト
三、会費収入ニ関スルコト

四、事業報告及出入決算事項ニ関スルコト
五、基本財産ノ造成管理及ビ処分並ニ其ノ他ノ財産処分事項ニ関スルコト
六、其ノ他重要事項
会員代表会ノ議決事項ハ、首長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十条　代表会ハ定期及ビ臨時ノ両種ニ分ケル
定期代表会ハ毎年一回ニシテ二月ニ召集ス
臨時代表会ハ会長ノ必要ト認ムルトキ或ハ半数以上ノ代表ニ請求サル、時ニ限リ召集ス

第二十一条　代表会開催ノ際会長ハ七日前ニ会議ノ目的、事項、時日及場所ヲ書面ニテ代表会ニ通知ス但シ臨時急速施行ノ場合ニハ三日前ニ通知シテ差支ヘナシ

第二十二条　代表会ノ議決事項ノ軽微ナルモノハ文書ニテ代表会組織者ノ意見ヲ徴求シ其レヲ以テ代表会ノ決議ニ代フ
前項規定ニ依リ意見徴求ノ時ハ会長ハ七日間ヲ以テ回答期限トシ期限内ニ意見書未到ノ際ハ未到ノ分ヲ採決員数内ニ加ヘス

第二十三条　本会ハ役員会ヲ設ク、
役員会ハ会長副会長及評議員カ之ヲ組織ス

第二十四条　役員会々長カ必要ト認メタルトキハ会長カ之ヲ召集シ会務執行上ノ重要事項

ヲ徴収ス

第二十五條　本会経費ハ[illegible]会員ニ[illegible]ヲ[illegible]村公所補助金ヲ農会費トナシ各村ノ耕地面積一畝ニ付[illegible]一分ノ割ニテ村公所費ヨリ支出ス

経費ノ収入方法ハ毎年董事会ニヨリ規定ス

第二十六條　本会ハ物品金銭ノ補助及寄附ヲ受クルヲ得

第二十七條　本会ハ基本財産ヲ設ケ得

目的寄附ヲ受領セル時ハ其レヲ基本財産ニ編入スヘシ

第二十八條　本会ハ左ノ帳簿ヲ設置ス

一　財産台帳

二　出納簿

三　会員名簿

四　収入簿

五　其ノ他

第二十九條　経費ノ出納ハ[illegible]一編入ス

第三十條　本会ハ左記事項ヲ遵守シ並ニ施行ス

一、会務ノ進行状況及財政状況ハ村長縣長ノ監察ヲ受クヘシ

二、会務報告ハ省長縣長ニ提出スヘシ

三、省長又ハ縣長ハ監督上必要ナル命令及処分ヲ発ス

第三十一條　会則変更ノ際ハ必ス代表会組織者ノ半数以上ノ出席シ尚三分ノ二ノ賛成者ヲ以テ議決ス

第三十二條　縣農会ノ改組ハ現在縣農会長ノ発案ニヨル

本会則ハ奉天省長ニ許可サルヽ日ヨリ施行ス

二、旧農務会役員

会別	職別	氏名	経歴	附記
縣農会	会長	范大令	曽充縣志館長借款所常務理事	縣区各級農会役員均為義務職因経費無着
〃	副会長	孟慶珍	曽充縣商團主任	車馬費亦未支給分文（合併請明）
〃	幹事	太史恩鴻	歴充宝清縣設治員	
〃	〃	孟慶章	曽充省議会議員	
〃	〃	王宗周	現充財務局長	
〃	〃	李秉文	現充四平街々長	
〃	評議員	常舊敷	郷耆	

一四八回総会	会長	[illegible]	[illegible]
〃	副会長	[illegible]	大分
〃	幹事	[illegible]	〃
〃	〃	[illegible]	〃
〃	〃	[illegible]	〃
一四九回総会	会長	[illegible]	[illegible]
〃	副会長	[illegible]志	大分
〃	幹事	[illegible]	〃
〃	〃	[illegible]	〃
〃	〃	[illegible]	[illegible]
〃	〃	[illegible]区	大分
一五〇回総会	会長	[illegible]市	〃
〃	副会長	[illegible]	〃
〃	幹事	[illegible]	〃
〃	〃	[illegible]	〃
一五一回総会	会長	[illegible]臣	[illegible]
〃	副会長	[illegible]	大分

会別	職別	氏名	経歴	附記
四区々農会	幹事	陳善述	大戸	
〃	〃	孟慶芝	〃	
〃	〃	徐國光	〃	
五区々農会	会長	劉維恒	曽充村長	
〃	副会長	劉永秀	現充小敖子街長	
〃	幹事	楊元書	大戸	
〃	〃	李可言	〃	
〃	〃	楊万民	〃	
六区々農会	会長	劉振声	〃	
〃	副会長	谷玉芳	〃	
〃	幹事	戴文閣	〃	
〃	〃	劉心白	〃	
〃	〃	李海連	〃	
七区々農会	会長	陳　銓	曽充村長	
〃	副会長	常巨山	〃	

〃	幹事	劉[illegible]効	〃
〃	〃	孫宝	〃
〃	〃	徐占林	大戸
八区々農会	会長	趙東山	曾充三江口稽查員
〃	副会長	耿云令	大戸
〃	幹事	孫林	〃
〃	〃	張永堂	〃
〃	〃	劉俊臣	〃
九区々農会	会長	徐[illegible]珍	曾充区官
〃	副会長	王殿栄	大戸
〃	幹事	李廷才	〃
〃	〃	彭金風	〃
〃	〃	賀慶生	〃

会員数

以上十八会員[illegible]四十一人均為地主平均每人有地二千[illegible]共有地[illegible]

大戸之士以上会員均未繳納会費照章[illegible]除会員資格

大同二年縣公署令各区村長副充當當然会員計二百三十二人每人平均有地五十天共有耕地一千一百六十晌

各区々郷農会因無経費均未組織機関不過徒有其名並無其実再各区郷農会之会員即是上列者以外並無会員也

預算（康德二年分）

收入之部　会金二千五百元也　縣各郷農会並無基本財産官府補助金亦無只以会員会金充作経費

支出之部　人件費一千一百二十八元、

辦公費一百二十元

事業費六百元

雜費六百五十二元

共二千五百元

決　算　（康德二年分）

收入之部　会金収入五百一十二元也

支出之部　人件費二百二十八元

辦公費九十七元

雜費一百八十七元

共支出四百一十二元

負債之部　（康德三年二月末現在）

八什費　移出雜諸費四百七十七元共負債一千一百七十元業經覈清

四百五十元　[illegible]

本年縣公署撥查明確查田時費尾存項下撥支因收入無多尚未撥支也

附入經費

縣農會於成立之初係照章會規征收會員每人年納會金四元

大同二年十一月由縣公署行政會議決案定會員每年納會金四元

康德元年五月縣公署行政會議決案改定會員每人年納會金一元

縣農會之會員每年例交各區聯村辦公所及村長代為募集征收會金則縣發縣農會收款單據以

憑回明

然以農民對於團體利益尚未明白均皆不願入會充當會員繳納會金以致征收成績不良至農會經

費減少

改選會員為謀業務與會員資格以示區分

因此以會員收款無多撥之一般農民均當有負擔之能力也

8

會員

イ

[illegible]

縣城、小城子及楡樹台は四平街　郭家店両駅の鉄道開通以前何れも商業繁盛なる地にして曾て商号の共同組合の分所を有し公議會と称してゐた。物価の調製　運賃価格の決定及私帖を発行し連帯保証をなし其の他の公共事業は凡て公議会の議決後施行した。会務執行者は入会者の商号が月毎に或は一年毎に交代して其の事務を担当した。

光緒三十二年新規定に依り組織を変更して商務会と改称した。満鉄線全通後梨樹縣商業の中心地は漸次満鉄沿線に吸收され縣城及其の他城鎮の商業は日々衰勢に赴きしを以って時の縣長尹壽松は四平街の新市場開放を商議し以って四平街商務会が成立された。次に縣内各商務会の概況を示せば次の如くである。

ロ、縣商務会

光緒三十二年春調査の結果に依れば本街に会員資格を有する商号は百七十戸を数へた。其の中より總理一名、会董二十五名を選挙し商務会を組織した。民國四年に至り部令を遵照し会則を変更し改組せられ總理を会長と改称し、副會長一名を増選した。其の規定通り二ケ年毎に改選することゝした。

民國十九年春國令を遵照して委員制に改組し副會長を裁撤し常務委員四名、執行委員十五名、監察委員七名を置き会長を首席と称した。民國十八年在商務会の商号五十五戸となり全年会費支出額は約國幣一万二千円で会費の徴收方法は在商務会各商号の資本に依り按分して徴收された。

會費は商戶の[illegible]により[illegible]して[illegible]、[illegible]

乃至五角である。

八、小城子鎮商務会

光緒三十一年[illegible]設立され[illegible]

せられてゐた。

民國十[illegible]年[illegible]實業廳[illegible]縣商会[illegible]設立[illegible]商務会[illegible]

[illegible]會費[illegible]縣商会に準ず

ニ、楊樹[illegible]商務會(?)

光緒三十二年に設立され、民國十八年在商会商号は百二十五戶に達し全年会費支出額約圓

[illegible]徵收方法は縣商会に準ず

[illegible]には商号少き爲め未だ商務会の設立を見ず。

ホ 四平街市商務会

民國十一年に設立され、民國十八年在商会商号数は百八戶に達し全年会費支出額は約四[illegible]

千四百圓にして徵收方法は縣商会に準ず。

へ、四平街滿鐵附屬地商務会

宣統二年三月設立され、民國五年に改組し商[illegible]事務所[illegible]

ある。

民国十八年の全年会費支出は約国幣三十円にして会員を分ちて一、二、三等級とし首領を総理と称した。会費は電灯会社の株金の利息四百五十円、家賃七百円を以て之に当てた。不足の分は各商戸より徴収し一等会員十五戸、月額一円五角、二等会員二十戸、月額九角、三等会員三十戸、月額七角、其の他の小資本の商号約三十戸よりは月額三角乃至六角の割にて夫々徴収された。

猶不足額を生ずる場合は[illegible]、郵政、[illegible]に依り[illegible]。

毎年の予算決算は二月以前に商業事務所に報告するを要する。

ト、郭家店満鉄附属地商務会

宣統元年に設立され、附属地内華商及中国市場の商号を以て組織されたもので、商務事務所及県城商務会にて立案せられ施行せられたものである。

民国十八年全年会費支出は国幣八十元にして、本会[illegible]商号[illegible]会費[illegible]、薪水、炭、茶、招待費に使用された。其の徴収方法は一等商号二十戸一戸毎に月額十八円、二等商号四十戸一戸毎に月額八円、三等商号六十戸、一戸毎に月額二円、其の他小額資本の商戸は三百戸は月額二角―三角の割にて夫々徴収された。

チ、梨樹県商会康徳二年度歳入歳出決算書

歲入經常部

科目 款	科目 項	預算 本年度預算額	說明 細目	說明 今年度預算額	前年度預算額	比較 增	比較 減	附記
一、由財產所出之收入		五五、[illegible]		五五、[illegible]				
	一、基本財產收入	五五、○○○		五五、○○○				
			一、地租	二五、○○○				
			二、房租	三○、○○○				
			三、存款利息					
			四、公債利息					
			五、社債利息					
			六					
二、由會員所納之會金		九○、六○、七七		九○、六○、七七				

科目 款	科目 項	決算書	種目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	附記
	一、経常会金	九、〇六〇、七七		九、〇六〇、七七				
			一、会員収入					
			二、商店収入	九、〇六〇、七七				
二、雑収入								
	一、前年度繰余							
			一、繰余金					
	二、廃物売出							
経常収入計 九、一一五元七七								

歳出
経常費

予算説明

科目 款	科目 項	予算額	種目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	備考
一、経常支出		六二二四、四四		一、[illegible]				
	一、俸給	二〇六二、〇〇		二、〇六二、〇〇				
			一 会長理事[illegible]	[illegible]				
			二 文職員俸給	七二〇、〇〇				
	一 雑給		一 嘱託[illegible]					
			二 雇員薪金					
			三 雇入工資					
			四 [illegible]貼					
			五 [illegible]					
	二 交際費	一、一八一、三〇		一、一八[illegible]				
			一 交際費	一、一八一、三〇				
	一 [illegible]費							

科目 款	項	決算額	種目	本年度決算額	年度予算額	比較 増	比較 減	附記
	五、雑公費	三九四、三四		三九四、三四				
			一、旅費					
			一、備品費	一〇、〇〇				
			二、消耗品費	三〇、三九				
			三、図書印刷費	四九、七五				
			四、通信運搬費	三四、二[illegible]				
	六、実業奨励費		一、職員奨励費					
	七、慈善費	四三六、八〇		四三六、八〇				
			一、補助	四三六、八〇				
			二、賑募					
			三、佈施					
	八、会議費	二一〇、〇〇		二一〇、〇〇				
			一、経常会議費	二一〇、〇〇				

九、預備費	一〇〇、〇〇〇	二、臨時[illegible]費	一〇〇、〇〇〇
		一、聯合會負担費	一〇〇、〇〇〇
十、商團費	一八四〇、〇〇〇		一八四〇、〇〇〇
		一、商團[illegible]	一八四〇、〇〇〇
		一、商團補公	

經常支出費　六、二二四元四四

歳入

臨時部

予算説明

科目 款	科目 項	決算額	種目	本年度決算額	年度算額	比較 増	比較 減	附記
一、臨時收入		七九二、六〇		七九二、六〇				
	一臨時会金	七九二、六〇		七九二、六〇				
			一、臨時会員收入					
			二、臨時商店收入					
			三、臨時林雑收入	七九二、六〇				
			四、商店補助					

臨時收入　七九二、六〇

款・項	局部名	科目 款	科目 項	予算額	説明 節	説明 予算額	前年度予算額	比較増減 増	比較増減 減	備考
		一 臨時支出	一 臨時支出	三、六八三、七三 [illegible]		三、六八三、七三 [illegible]				
					一 臨時修理費	八八二、一〇				
					二 特別調査費					
					三 臨時花銷	八三五、二一				
					四 臨時傭矢費	一、七六六、五二				
歳出合計				三、六八[illegible]						

り、

梨樹縣商会々員名簿

康徳三年四月末現在

会員類別	業別	氏名	資本金	經理氏名	開業年月日	商業字號
同業公会々員代表	糸房	劉子英	七、〇〇〇元	田春圃	民国十六年九月	福興長
〃	木舗	鄭玉亭	四、八〇〇	鄭玉亭	民国十三年二月	玉生厚
〃	薬舗	王顕武	一、〇〇〇	王顕武	民国二十年一月	天徳堂
〃	飯館	田雨春	五〇〇	孫勤	民国十年一月	福順園
〃	鉄炉	康玉喜	三〇	康玉喜	大同元年八月	三合[illegible]
〃	糧食舗	王景峰	三、〇〇〇	王景峰	民国十九年二月	徳成[illegible]
商店全員代表	焼鍋	廖春泉	五六、〇〇〇	張静三	光緒元年十二月	富盛泉
〃	〃	張恩波		〃		〃
〃	〃	馬玉亭		〃		〃
〃	糧桟	刘向陽	一〇、〇〇〇	李云閣	光緒十九年一月	富盛長
〃	〃	高俊卿		〃		〃
〃	〃	趙林書	一六、〇〇〇	張香亭	康徳元年八月	富盛成

〃	磁鉄	趙玉一	三六〇〇	劉洋[illegible]	[illegible]月	[illegible]慶
〃	〃	楊子起	四〇〇	楊子起	民国十八年五月	聚[illegible]昌
〃	洋鉄舗	陳祥瑞	五〇	陳祥瑞	大同二年八月	恒[illegible]舗
〃	米面舗	高松方	八〇〇	高振方	大同一年八月	[illegible]源
〃	雑舗	王子宣	一五〇	王子宣	康徳元年三月	内[illegible]生
〃	当舗	陳昆山	七、〇〇〇	邢名[illegible]	民国十三年一月	[illegible]当
〃	糧米舗	盛文華	九〇〇	盛文華	康徳[illegible]月	同合湖
〃	薬房	卜興部	五〇〇	卜興部	〃 二月	東升[illegible]
〃	靴舗	宋喜林	一〇〇	宋喜林	民国二十年二月	[illegible]成隆
〃	雑貨	劉会	一〇〇	劉会	民国[illegible]年八月	会豊永
〃	〃	張有方	[illegible]五〇	張有方	大同元年二月	同[illegible]合
〃	旅館	齊山泰	一〇〇	齊山泰	〃 七月	同[illegible]泰
〃	薬房	馬振華	[illegible]	馬振華	民国[illegible]年[illegible]月	東升茂
〃	〃	馬瑞林	[illegible]	馬瑞林	宣統元年一月	義明齋
〃	〃	張林	四〇〇	張林	康徳[illegible]年四月	[illegible]発
〃	印刷	李景方	三五〇	李景方	民国[illegible]年[illegible]月	大同印刷

会員類別	業別	氏名	資本金	経理氏名	開業年月日	商業字号
商会会員代表	當舗	楊蘊倉	五〇〇〇元	楊蘊倉	大同三年一月	隆巨當
〃	〃	陳錫三	六〇〇〇	陳錫三	大同二年五月	恒記當
〃	銀匠舗	劉会海	四〇〇〇	劉会海	民国二十年九月	永元建
〃	〃	王恒山	二〇〇	王恒山	大同元年四月	福生厚
〃	洋鉄舗	蕭潤沢	五〇	蕭潤沢	〃一月	同興潤

又、梨樹縣商会職員名表　　康徳三年四月現在

職名別	氏名	年歳	原籍貫	現住所
會長	范世恩	六十六	新民縣	梨樹縣城
副会長	貴鏡宇	三十	河北撫寧縣	〃
特別会董	張肇岐	三十四	興城縣	〃
	董惠民	三十	梨樹縣	〃
文牘	趙潤清	四十七	新民縣	〃
會董	趙林書	四十八	河北楽亭縣	〃

王輯五	三十六	河北[illegible]縣	〃
田彩章	三十五	河北樂亭縣	〃
岳名九	四十五	河南武安縣	〃
金占臣	四十八	河北武寧縣	〃
趙長一	三十五	河北樂亭縣	〃
郝玉亭	四十六	梨樹縣	〃
盛文華	五十三	河北寧河縣	〃
趙瑞智	六十八	梨樹縣	〃
田承春	四十七	〃	〃

九、奉天省梨树县商会章程

第一章　总　则

第一条　本章程依据商会法规定之

第二条　本会定名为梨树县商会设梨树县城内

第一条　本会以[illegible]

外其余九商县境者均在本会区域以内

第四條　本會以圖謀工商業之發展增進工商業公共之福利為宗旨．

第五條　本會分事務所設立郭家店小城子三江口三處業經會員大會議決分事務所事務由該事務所選人辦理均隸屬縣城商会

第六條　本会之職務如左

一　籌議工商業發展之事項

二　關於工商業之徵詢及通報事項

三　關於國際貿易之介紹及指導事項

四　關於工商業統計之調查編纂事項

五　關於工商業之調處及評議事項

六　關於工商業之證明及鑑定事項

七　當事人或法院及行政官署之委託辦理商事清算事項

八　對於有工商業之事項得建議於地方主管官广

九　遇有地面恐慌等事有維持及請求地方主管官广維持之責

十　辦理合於本章程第四條所列宗旨之事項前五六七各款得酌收費用但須呈准主管官广

第二章　會員

第七條　本会々員為左列二種

一　公会会員以梨樹縣区域以内依法所立商業公会加入本会為会員者為限[illegible]

二　商店会員以梨樹縣区域以内商業法人或[illegible]

公会之組織曾依法註冊單独加入本会所為会員者為限

第八條　會員代表以在梨樹縣区域内之本國商人不論性别年在二十五才以上者為限

第九條　公会々員之代表每公会挙派一人但其最近一年[illegible]

合計算超過十五人者就其超過之人数每滿十五人得増加代表一人[illegible]

二十一人是増加代表應各就使用人数多之商店挙派之

第十條　商店会員之代表公司行号得派一人至二人以経理人或[illegible]

間之平均使用人数滿十五人者就其超過之人数十五人得増加代表一人[illegible]

逾三人

第十一條　會員代表不得代表兩個以上之商業的法人或商店

第十二條　有左列各款情形之一不得充本会々員代表

一、奪公权者

二　受破産之宣告尚未復权者

三　無行為能力者

四　為不正当営業者

第十三條　會員代表均有選挙权被選挙权及表决权

第十四條　會員左列各款情事之一者経監察委員会查有実據提交會員大会議决後除名

一、経本会通告除挙派之会員令撤換其代表而不於所定期間撤換者

二　欠繳會費滿二年者

三　不遵守本會章程决議或其他破壞本会之行為者

第十五條　會員代表経會員挙派後応書面報告本會附具履歴送由常務委員交付審查認為合格後方得代表出席

第十六條　會員代表喪失国籍或発生第十一條所列各款情事之一者経監察委員查有実據提交会員大会議决通知原挙派之会員撤換

第十七條　會員代表有不正当行為致妨害本会名誉信用者経監察委員会查有実據提交会員大会議决後除名自除名之日起三年内不得充任本会々員代表

第十八條　凡依照本會章程第七條左列二種入會者応各具入会聲請書先由本会登記送由常務委員会交付審查合格後給予証書

第十九條　会員非有不得已事故聲叙理由填具出会書送交本会常務委員会審查属実並経会員大会認可後方得出会後一年内不得請求入会

第三章　職　員

第二十條　本会設執行委員十五人監察委員七人候補執行委員七人候補監察委員三人均由会員大会由全体会員中用無記名選挙法選出之以得票最多者為當選[illegible]補缺定之

第二十一條　本会設常務委員五人由執行委員会就執行委員中用無記名連選法互選之以得票最多者為當選票數相同以抽籤定之

第二十二條　本会設主席一人由執行委員就常務委員中[illegible]
票數相同者以抽籤定之[illegible]

第二十三條　本会主席常務委員執行委員及監察委員均為名譽職

第二十四條　委員之任期[illegible]每一年改選半數改選者不得連任[illegible]
選之執行委員[illegible]人監察委員[illegible]人四人以後每次皆改選[illegible]委員[illegible]
数改選一次連選得連任

第二十五條　主席及常務委員出缺時由執行委員会就常務委員中補選之常務委員出缺時由執行委員会就執行委員中補選之執行委員及監察委員出缺時由候補執行監察委員依次遞補
以補足前任之期為限

第二十六條　候補執行監察委員在未遞補前不得列席会議

第二十七條　主席及各委員當選就任後應將其姓名年令籍貫呈報主管官廳備案

第二十八條　每届選举時須新職員就任後舊職員始得退職

第二十九條　委員有左列各款情事之一者應即解職

一、因不得已事故經会員大会議决准其退職者

二、應罷職務經会員大会議決令其退職者

三、於職務上違背章程法令或其他重大不正当行為經会員大会議决令其退職或由有部并主管官厅令其退職者

四、発生本章程第十二條左列各款情事之一者

第三十條　本會因事務之需要設辦事員一人庶務一人商承主席及常務委員意旨辦理会務均議給薪俸其应辦事務細則另定之

第四章　職　權

第三十一條　執行委員依本章程之規定及会員大会之議决行使職務

第三十二條　常務委員依本章程之規定及執行委員会之議决行使職權

第三十三條　主席對外代表出会

第三十四條　監察委員之職权如左

一、監察執行委員会執行会員大会之議决

二、審查執行委員会処理之会務

三、稽核執行委員会之財政出入

四、議決執行委員選舉之紀分会員案件

第三十五條　常務委員会有修定職權用及辞退辦事員委之權

第五章　會議

第三十六條　本会会議之種類如左

一、会員大会

甲、定期会議每年於三月間舉行一次由執行委員会召集之

乙、臨時会議執行委員認為必要時或經会員代表十分之一以上之[illegible]

之

二、職員会議

甲、執行委員会議每月至少開會一次由常務委員会召集之

乙、常務委員会議每星期至少開会一次

丙、監察委員会議每月至少開会一次

第三十七條　会員大会開会時由常務委員組織主席团輪流主席

第三十八條　召集会員大会应於会期前十五日通知但臨時会議不在此限

第三十九條　会員大会之議決以会員代表過半数之出席代表過半数之同意行之[illegible]

滿過半数時行假決議將其結果通告各員代表於十日內重行召集会員大会[illegible]

表過半数之同意対仮決議行其決議

第四十條　執行委員会開会時須有委員過半数之出席出席委員過半数之同意方能決議可否同数時取決於主席

第四十一條　監察委員会時須有委員過半数之出席臨時互推一人為主席以出席委員過半数之同意議決一切事項

第四十二條　左列各款事項之決議以会員代表三分之二以上之出席出席代表三分之二以上之同意行之出席代表逾過半数而不満三分之二者得以出席代表三分之二以上同意行仮決議将其結果通告各代表於十日内重行召集会員大会以出席代表三分之二以上之同意対仮決議行其決議

一、変更章程

二　会員或会員代表之除名

三　職員之退職

四　清算人之選任及関於清算事項之決議

第六章　經費及会計

第四十三條　本会々計年度以本年七月一日始至翌年六月末日止

第四十四條　本会經費向無的款関於應需經常經費毎届一個月月終即照実在支出之数由在本

会区域以内営商各工商業户按之資本多寡以比例平均攤收概計以收支適合月需
月款為止

第四十五條　関於懲罰臨時之経費遇有臨時需款時得由執行委員会提出会員大会議決後再
懲罰之数亦按工商業户之資本多寡以比例平均分攤徴納

第四十六條　本会会費部分現款之收入支出由常務委員中公推一人担任辦理

第四十七條　本会予算決算每年会計年度終了另行編造一次呈報主管官庁備案

第四十八條　本会收支簿記每星期得由監察委員会検察一次每月終将收支文件数據[illegible]

第七章　附　則

第四十九條　本会現示組設商事公断処遇有工商業户因事発生争執及断案不清情事到会申請
者即由常務委員召集執行委員等到会暫照商事公断処章程及細則公平評判[illegible]
服評議時即通知雙方自赴地方法院正式起訴本会不負責任

第五十條　本章程如有未尽事宜悉遵照商会法及施行細則之規定辦理

第五十一條　本章程如有不適宜処得由会員大会議決修改之但須呈経主管官庁核准後方得
始生效力

第五十二條　本章程呈准備案後施行